

国宝犬山城天守・史跡犬山城跡 保存活用計画



令和3年(2021)3月

犬山市

国宝犬山城天守・史跡犬山城跡 保存活用計画

令和3年(2021)3月

犬 山 市



史跡犬山城跡航空写真(令和元年12月28日撮影)



国宝犬山城天守

序 文

犬山城は、天文6年(1537)に織田信長の叔父である織田信康が木之下城から城を移したことがはじまりと伝わります。元和3年(1617)に尾張徳川家付家老の成瀬正成が城主となってからは、江戸時代を通じて成瀬家が城主を務め、城下町を整備し、現代に至る犬山市の発展の基礎を築きました。

昭和10年(1935)に国宝に指定(昭和27年に法律改正により再指定)された天守は、前期望楼型天守の特徴を随所に備えた近世城郭史上重要な建築として知られ、現存天守の中では最古ともいわれています。

天守がそびえる通称「城山」を中心とした周辺の土地については、昭和6年に指定された名勝木曾川の一部として保護が図られてきましたが、平成20年から開始した総合調査の成果により、その歴史的な価値が認められ、平成30年には史跡の指定を受けました。

このたび策定した「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」は、犬山市のシンボルであり、市民の誇りでもある国宝犬山城天守と史跡犬山城跡の持つ歴史的価値、本質的価値を明確にしたうえで、将来にわたってより良い形で保存管理するとともに、その魅力や価値を多くの人に伝え、理解を深めていただくための活用・整備を計画的に推進することを目的としています。

今後は、この計画に基づき、所有者の皆様、市民の皆様とともに犬山城を適切に保存しながら、各地へ移築され現存する城門や櫓の復元、堀や切岸の整備など、城山を元の姿に近づけていくための調査・整備を進め、次世代へと継承してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「犬山城保存活用計画策定委員会」の委員の方々をはじめ、文化庁、愛知県ならびに関係する皆様方に心から厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

犬山市長 山田 拓郎

例 言

1. 本書は愛知県犬山市大字犬山字北古券に所在する国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の保存活用計画書である。
2. 本事業実施に先立って平成30年度に国宝犬山城天守の保護方針の設定に着手し、その成果を受けて、令和元年度から令和2年度までの2ヵ年で国庫補助金の交付を得て実施した。
3. 本計画は、文化庁の助言を受け、国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の保存活用計画を一体化して策定したものであり、計画名を「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」とした。
4. 計画策定にあたり、「犬山城保存活用計画策定委員会」を設置して、専門的見地から指導を受けるとともに、文化庁文化資源活用課、文化財第二課及び愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室(令和2年度より愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室)の指導・助言を受けた。
5. 本事業の事務及び本書の編集は、犬山市教育委員会教育部歴史まちづくり課が行った。
6. 本事業に関わる調査、計画案作成及び本書の執筆、編集については、以下の業者から支援を受けた。

公益財団法人文化財建造物保存技術協会(天守に関する調査、計画案作成、執筆)

株式会社文化財保存計画協会(史跡に関する調査、執筆)

株式会社緑景(史跡に関する調査、計画案作成、執筆、計画書編集)

7. 本書に掲載した図版は、本事業において作成したものを中心に使用したが、既知の文献や業績の成果を使用させていただいたほか、以下の組織、個人の方々に絵図、古写真等の資料をご提供いただいた。典拠・出典については、各所に示している。

資料提供者(五十音順、敬称略)

公益財団法人犬山城白帝文庫、公益財団法人徳川黎明会・徳川林政史研究所、宮田昭男

8. 本書にかかる諸記録は、犬山市教育委員会において保管している。
9. 犬山城保存活用計画策定委員会の副委員長安藤直人氏が令和2年12月20日に急逝された。本書を安藤直人氏に捧げ、犬山城の保存修理等に対する長年のご指導に感謝申し上げるとともに、衷心よりご冥福をお祈りするものである。

凡 例

- ・ 各曲輪の名称については、天和元年(1681)以後の絵図において踏襲された最終的な名称である(麓和善「第4章第2節第1項(1) 曲輪の名称」『犬山城総合調査報告書』犬山市教育委員会 2017年)「本丸」・「杉の丸」・「桐の丸」・「樅の丸」・「松の丸」を用いた。
- ・ 櫓、門等の建造物の名称については、犬山城白帝文庫歴史文化館編『図説犬山城 改訂版』「犬山城櫓・門配置図」犬山城白帝文庫 2018年 によった。
- ・ 樹木の種類は、すべてカタカナ表記とした。
- ・ 既に失われた歴史的建造物を発掘調査、資料調査等の成果に基づき再建する行為を「復元」、建物の改造の痕跡を基に、改造前の姿に戻す行為を「復原」とした。

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的	1	第6節 文化財の現状・課題	75
第1節 計画策定の沿革	1	1 保存管理の現状・課題	
第2節 計画の目的	2	2 防災の現状・課題	
第3節 委員会の設置及び策定の経緯	2	3 活用の現状・課題	
1 委員会組織		4 整備の現状・課題	
2 委員会開催経過		5 運営・体制の現状・課題	
3 パブリックコメントの実施			
第4節 他の計画との関係	4	第3章 大綱・基本方針	81
1 上位計画		1 大綱	
2 関連計画		2 基本方針	
第5節 計画の実施	10		
1 計画期間・計画の見直し		第4章 保存管理	83
2 作成者		第1節 方向性	83
3 計画対象範囲		第2節 史跡の保存管理	83
		1 地区区分の設定	
第2章 文化財の概要	13	2 天守の環境保全計画上の区分	
第1節 文化財の基本情報	13	3 各地区の整理	
1 史跡指定の概要		4 個別の諸要素の具体的な保存方法	
2 天守国宝指定の概要		5 各地区の保存管理方針	
第2節 現在に至る経緯	19	第3節 天守の保存管理	139
1 史跡		1 天守の保護方針	
2 天守		2 天守の管理計画	
第3節 文化財の概要	27	3 天守の修理計画	
1 歴史		第4節 植生管理	171
2 史跡関係の既往調査・研究		1 樹木管理の考え方	
3 天守関係の既往調査・研究		2 管理ゾーンと管理目標	
第4節 計画対象範囲の周辺環境	53	3 管理対象木	
1 自然的環境		4 管理方法	
2 歴史的環境		5 施工の適正時期	
3 社会的環境		6 ゾーン別管理計画	
第5節 文化財の価値	68	7 樹木管理前後の分布状況	
1 史跡		第5節 現状変更等の取扱方針、取扱基準	
2 天守		及び保護にかかる諸手続き	191
		1 史跡の現状変更の法令上の基準	

2	史跡の現状変更等の取扱方針	
3	史跡犬山城跡における現状変更等の取扱基準	
4	各地区の現状変更等の取扱基準	
5	保護にかかる諸手続き	
第6節	史跡の周辺環境を構成する 諸要素の保存管理	206
1	史跡の周辺環境を構成する諸要素の 現状・課題	
2	史跡の周辺環境を構成する諸要素の 保存管理方法	
第7節	追加指定と公有化	208
1	追加指定の考え方	
2	公有化の考え方	
第5章	防災	209
第1節	方向性	209
第2節	防災・防犯における現状・課題	209
1	史跡の防災・防犯における現状・課題	
2	天守の防災・防犯における現状・課題	
第3節	防災・防犯対策の方法	224
1	史跡の防災・防犯対策	
2	天守の防災・防犯対策	
3	緊急連絡体制の構築	
第6章	活用	233
第1節	方向性	233
第2節	活用の現状と課題	233
1	公開活用	
2	企画・催事等の開催状況	
3	情報発信の状況	
4	周辺施設との連携等	
5	アクセス環境	
6	来訪者の状況	
第3節	活用の方法	244
1	公開活用	
2	企画・催事等の検討	
3	情報発信の方法	
4	周辺施設との連携	
5	アクセス環境の向上	
6	感染症の拡大防止等に向けた対策	
第7章	整備	249
第1節	方向性	249
第2節	整備の現状と課題	249
1	保存のための整備	
2	活用のための整備	
第3節	整備の方法と進め方	257
1	保存のための整備	
2	活用のための整備	
第8章	運営・体制の整備	263
第1節	方向性	263
第2節	運営・体制の整備	263
1	運営・体制の現状・課題	
2	運営・体制の整備の方法	
第9章	今後の取組み	267
第1節	施策の実施計画の策定・実施	267
第2節	経過観察	269
巻末資料		271
1	毎木調査結果	
2	犬山城建造物関連古写真、図面	
3	文化財保護に係る関係法令	
4	「重要文化財(建造物)保存活用標準計 画の作成要領」との対照表	

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

犬山城は天文6年(1537)、織田信長の叔父である織田信康によって築城されたとされる。その後、目まぐるしく城主が交代するが、元和3年(1617)、尾張徳川家付家老である成瀬正成が城主となって以降は、近世を通して成瀬氏が城主を務め、明治維新を迎えた。このように犬山城は歴史が長く、文化財的価値も高く評価され、文化財として現在「史跡犬山城跡」と「国宝犬山城天守」から構成されている。

犬山城が所在する城山は、昭和6年(1931)に名勝木曾川の一部として指定を受け、保護が図られてきたが、史跡としての観点から犬山城の歴史的価値を立証し、適切な保護を図るため、平成20年度から城郭内の遺構確認のための調査を開始し、『犬山城総合調査報告書』として取りまとめた。その成果を受けて、「戦国期から近世にかけての城郭の変遷、政治・軍事のあり方を知る上で重要である」として平成30年(2018)2月13日に国の史跡に指定された。

天守は明治24年(1891)の濃尾地震で大きな被害を受け、一時は取壊しの可能性もあったが、明治28年に愛知県より、修理を条件に天守を含む全ての城地が旧城主である成瀬正肥に無償で譲渡された。その後、成瀬氏や旧家臣、地域住民の寄付金等により修復された。天守は昭和10年に国宝保存法により国宝に指定され、同27年、法律の改正により文化財保護法に基づく国宝に指定された。また、昭和36年から40年にかけて天守台も含めた解体修理が行われ、濃尾地震の被害で取り払われた部分等の復原が行われたほか、解体に伴う調査によって天守の構築等も建築の観点から解明された。その後約50年を経て、経年劣化が進んだため、平成30年から部分修理と耐震補強工事を実施した。なお、愛知県から譲渡を受けて以降、天守は成瀬家の所有となっていたが、平成16年に財団法人犬山城白帝文庫(現公益財団法人)が設立され、個人所有から財団所有となった。

犬山城は、犬山市のシンボルとして市民の誇りであるとともに、多くの来訪者が歴史や文化に触れあえる場所でもある。犬山城の年間入場登閣者数は、平成15年に過去最低の19万585人にまで落ち込んだが、国宝天守や城下町に残る歴史的建造物等の「本物」を切り口とした観光キャンペーン等が奏効し、平成26年には50万人を超えるまでに回復した。

その後も来訪者は増え続け、平成30年には約62万人を数えるに至ったが、来訪者の増加や社会環境の変化に伴い、犬山城全体の保存・活用にあたっての様々な課題が生じており、こうした課題を解決しながら、保存と活用をバランス良く進めるための方策を検討する必要性が生じている。また、天守は平成30年から令和元年(2019)にかけて部分修理が実施されたが、今後の保存管理をより効率よくかつ円滑に実行するために、防災や活用も含めた包括的な観点から計画を図る必要がある。

このような状況から犬山市では、先人が残してくれた貴重な文化遺産としてより価値を高め、確実に次世代に継承していくため、国宝天守としての建造物と史跡に指定された土地に関する保存活用計画を策定することとした。また、犬山城が史跡と天守から構成される以上、個々の指定文化財について別々で策定するのではなく、双方併せた「犬山城」として、目的とビジョンを共有した計画を策定するのが適切である。そこで、文化庁の助言を受け、史跡と天守の保存活用計画を一体化して策定することになった。平成30年度に天守の保存活用計画検討に着手し、

令和元年度(2019)からは、天守並びに史跡の保存、活用及び整備に関して必要な事項を検討するため、「犬山城保存活用計画策定委員会」を設置し、令和2年度に「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」(以下、「保存活用計画」という。)を策定した。

第2節 計画の目的

史跡の指定を受け、堀や石垣、城道、櫓や門、御殿などの城としての本質的価値である遺構について、これまで以上に適切な保存・顕在化及び活用を図る必要がある。また国宝天守についても、文化財的な特性を損なうことなく、よりよい状態で後世に引き継ぐ必要があるが、それぞれに次のような課題が生じている。

天守は築城以来、維持修理が実施されてきたが、入場管理施設として出入口にテントが設置されるなど、活用面で課題が残る。史跡指定地内の石垣は、構成する石材の劣化が進行し、状態が不安定になっていることが想定される。また、成長した樹木が石垣や地下遺構の保存に悪影響を及ぼすとともに、天守の眺望も遮るようになってきていることに加え、修景の目的で植栽された樹木の高齢化が進行し、樹木の保護と整理も課題となっている。

また、天守内の説明板等や史跡指定地内に設置された管理・便益施設等は、公開・活用を図るうえで不可欠なものであるが、増加する来訪者への対応を踏まえつつ、その内容や配置及び形態や意匠については再考する必要がある。

さらには、史跡指定地外ではあるものの、大手門枳形跡地付近に位置している犬山市福祉会館跡地、大手門まちづくり拠点施設という二つの公共施設用地の今後の取扱いについても、直近の課題となってきた。

これらの諸課題をここにクローズアップして、解決への方針及び方法を明確にし、犬山城の今後の保存管理に万全を期すると共に、中・長期的な観点から、歴史遺産としての保存・活用及び整備を計画的に推進することを目的として、保存活用計画を定めるものである。

第3節 委員会の設置及び策定の経緯

保存活用計画の策定にあたっては、建築史学、遺跡整備、考古学、木質構造学、歴史学の各分野の学識経験者及び天守並びに土地の所有者の代表からなる「犬山城保存活用計画策定委員会」を設置し、計画の内容について指導を受けるとともに、文化庁や愛知県教育委員会(令和2年度より愛知県民文化局文化芸術課文化財室)から助言を受けた。

また、計画案について庁内各課に対して意見照会を行い、それぞれの所管する法令、事業計画との調整を図ったうえで計画を策定した。

1 委員会組織

表1.1 委員会組織

役 職	氏 名	(所属)
委員長	麓 和善	(名古屋工業大学大学院 教授)
学識経験者	安藤 直人	(東京大学 名誉教授)
	白水 正	(公益財団法人犬山城白帝文庫 歴史文化館館長)
	鈴木 正貴	(愛知県埋蔵文化財センター 主任専門員)

学識経験者	千田 嘉博 (奈良大学 教授)
	高瀬 要一 (元奈良文化財研究所 文化遺産部長)
所有者	岡地 喜代春 (宗教法人針綱神社 代表役員)
	成瀬 淳子 (公益財団法人犬山城白帝文庫 理事長)
	成瀬 正浩
	水谷 守 (宗教法人三光稲荷神社 代表役員)
	宮田 昭男 (公益財団法人犬山城白帝文庫 副理事長)
オブザーバー	文化庁 (文化資源活用課、文化財第二課)
	愛知県教育委員会 (生涯学習課文化財保護室) (令和2年度(2020)より愛知県(県民文化局文化部文化芸術課文化財室))
事務局	犬山市教育委員会 教育部 歴史まちづくり課

*敬称略、五十音順

2 委員会開催経過

表1.2 委員会開催経過

開 催 日	議 題
第1回 開催日：令和元年8月23日(金) 場 所：犬山市役所 2階205会議室	・犬山城保存活用計画策定について
第2回 開催日：令和元年11月19日(火) 場 所：犬山市役所 5階501・502会議室	・天守の維持管理目的で行う行為の取扱基準について ・天守の防災計画について ・史跡犬山城跡の本質的価値について ・大綱・基本方針について
第3回 開催日：令和2年2月4日(火) 場 所：犬山市役所 2階205会議室	・天守の防災計画について ・天守の活用整備について ・史跡犬山城跡の本質的価値について ・地区区分及び各地区の現状と課題について ・大綱・基本方針について
第4回 開催日：令和2年8月27日(木) 場 所：犬山市役所 2階201・202会議室	・大綱・基本方針について ・保存管理について ・活用・整備について
第5回 開催日：令和2年11月10日(火) 場 所：犬山市役所 2階201～203会議室	・大綱・基本方針について ・保存管理について ・防災計画について ・活用・整備について ・運営・体制について ・今後の取組みについて
第6回 開催日：令和3年3月2日(火) ※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、 書面開催	・(仮称)国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画策定について

3 パブリックコメントの実施

- (1)実施期間 令和3年(2021)3月5日(金)から3月30日(火)まで(26日間)
- (2)周知方法 市ホームページへの掲載、市役所本庁舎1階市民プラザ、3階歴史まちづくり課、各出張所及び市立図書館での閲覧
- (3)意見聴取方法 持参、郵送、FAX、電子メール
- (4)意見提出者数 1団体(29件)
- (5)意見の内容 表記の統一・整理、部位設定と保護方針、植生管理、公開活用、史資料について ほか
- (6)意見反映件数 13件

第4節 他の計画との関係

保存活用計画の上位計画として「犬山市総合計画」、「犬山市教育大綱」及び「犬山市教育振興基本計画」がある。また、関連する計画として「犬山市都市計画マスタープラン」、「犬山市景観計画」、「犬山市森林整備計画」及び「犬山市歴史的風致維持向上計画」があり、犬山城の保存・活用・整備はこれらの計画との連携、整合を図りながら推進する必要がある。

1 上位計画

(1) 犬山市総合計画

市の最上位計画として、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的にまちづくりを進めるために定めるもの。平成23年(2011)3月に策定された第5次犬山市総合計画では、目指すまちの姿を「人が輝き 地域と活きる “わ”のまち 犬山」と定め、その実現に向けて市民と行政が共に実施していく施策を10のまちづくり宣言として取りまとめている。令和4年度までの12年間を計画期間とし、計画期間の後半となる平成29年度以降は、中間見直しによって「第5次犬山市総合計画 改訂版」となっている。

犬山城については、主に「宣言10 誰もが愛着のもてるまちをつくります！」の「基本施策38 歴史・文化財」に位置付けられ、世界遺産登録に向けた活動や保存活用計画策定に向けた調査研究の推進、犬山城、文化史料館を拠点とした歴史と文化のネットワークの構築などが「目指す姿」として記載されているほか、公益財団法人犬山城白帝文庫との連携が「施策の展開方向」として示されている。また、犬山城城郭遺構調査事業が「重点事業」に位置付けられている。

表1.3 第5次犬山市総合計画改訂版の概略

目指すまちの姿	人が輝き 地域と活きる “わ”のまち 犬山
まちづくり宣言	1. 健康市民であふれるまちをつくります！ 2. 自主財源の確保に向けた行財政運営を進めます！ 3. 市民と行政が一体となりまちづくりに取り組みます！ 4. まちににぎわいと活力をもたらす産業を盛り上げます！ 5. 誰もが安心して暮らせるまちをつくります！ 6. 災害や犯罪などに対する地域の安全性を高めます！ 7. 環境と調和したまちをつくります！ 8. 快適な暮らしを支える都市基盤を整えます！ 9. 豊かな心と生きる力をはぐくむ教育を実現します！ 10. 誰もが愛着のもてるまちをつくります！

基本施策	38 歴史・文化財	
	犬山城や城下町をはじめとする歴史や文化財に対する市民の意識を啓発するとともに、計画的な保存や活用、施設を拠点とした歴史と文化のネットワーク化などにより、魅力の向上を図ります。	■個別施策 381 歴史・文化財の理解と意識の高揚 382 歴史・文化財の保存・活用 383 歴史・文化のネットワークづくり 384 城下町地区の整備

(2) 犬山市教育大綱

「犬山市総合計画」に掲げる「人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山」の実現のために、市の教育の根本的な方針として、(1)基本理念(生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かなひとづくり)、(2)教育の担い手(家庭、地域、子ども未来園・学校、市・教育委員会)の役割、(3)取組みの方向性(学ぶ、繋がる、創る)を定めたもの。対象は、学校教育だけでなく、幼児教育、生涯学習、歴史文化など教育に関わるすべての分野にわたり、期間は平成29年度(2017)から令和4年度(2022)までの6年間となっている。

(3) 犬山市教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に基づき地方公共団体が定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、犬山市教育大綱のもと、教育に関する個別の施策と具体的な取組みを定めたもの。計画期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間。

犬山城に関しては、「4. 学びを広げる【歴史まちづくり課】」の目標1「歴史・文化財の保存・活用を図ります。」の中に、「施策1 犬山城城郭保存活用事業」、「施策2 犬山城天守保存修理事業」が位置づけられている。

2 関連計画

(1) 犬山市都市計画マスタープラン

第5次犬山市総合計画や愛知県が定める「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して、目指すべき将来の姿や都市づくり、都市計画の基本的な考え方を示すもの。目指すべき将来像の実現に向け、将来の土地利用など個々の都市計画の大きな方針を明らかにする「全体構想」と、市内を5地域に区分し、各地域の具体的なまちづくり方針を明らかにした「地域別構想」で構成されている。

計画期間は平成23年度から令和4年度で、総合計画の改訂に合わせて平成28年度に見直しがおこなわれた。

「第5次犬山市総合計画」において掲げられた「人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山」を将来都市像とし、将来都市像実現のための4つの都市づくりの目標と目標ごとの都市づくりの方針を定めている。

犬山城が所在する犬山地域については、地域別構想の中で「楽しく歩ける安全・安心なまち」、「地域の歴史・文化や人のつながりが守られみんなが訪れたくなるまち」、「玄関口にふさわしいにぎわいと新たな活力が生まれるまち」の三つのまちづくり目標が定められ、目標実現に向けた

まちづくりの方針の一つとして「犬山城城郭調査」や「犬山城世界遺産登録」の推進、「福祉会館のあり方」の検討などが位置づけられている。

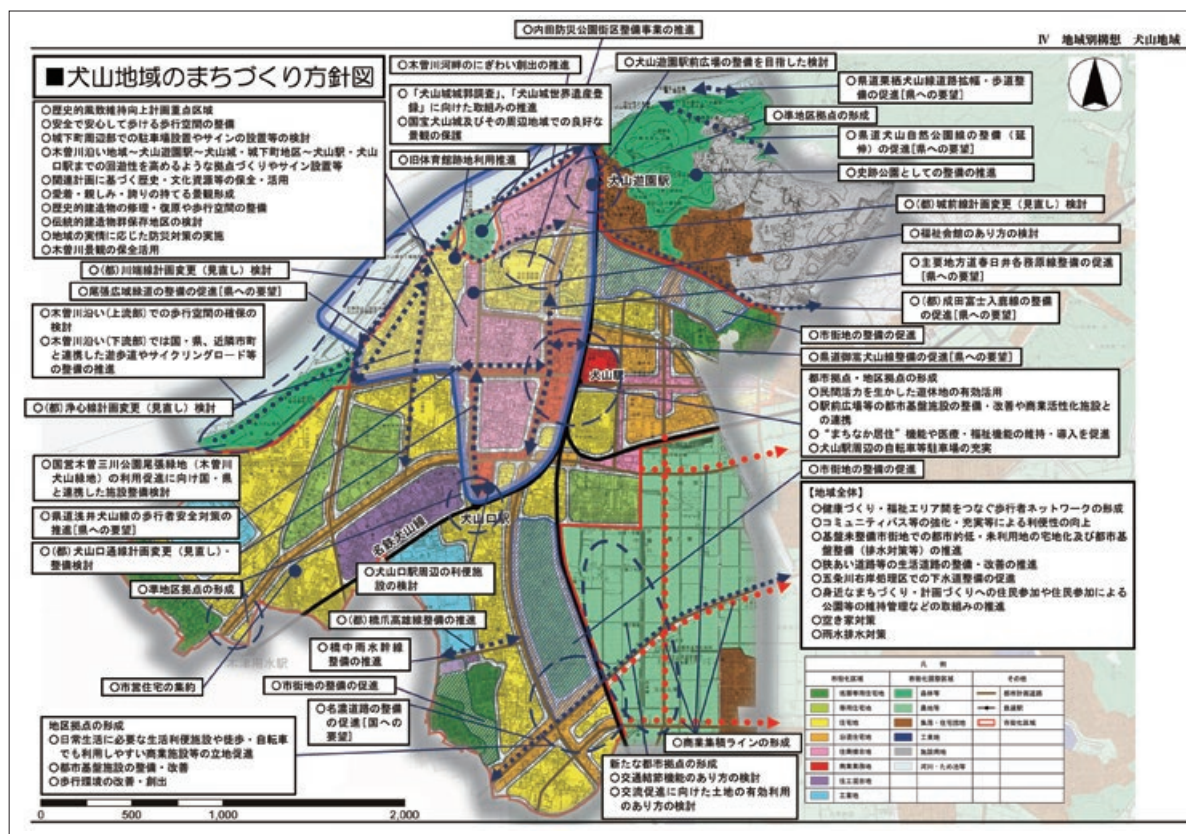


図1.1 犬山地域のまちづくり方針図(都市計画マスタープラン)

(2) 犬山市景観計画

市全域をとらえた美しい景観づくりのための方針を取りまとめ、市民や事業者が主役となって行政と協働しながら、犬山らしい魅力ある景観づくりに取り組んでいくための“羅針盤”とするため、景観法に基づき定められたもの。市全域を「景観計画区域」とし、景観計画区域を3つの地域(①犬山城周辺地域、②市街地地域、③東部丘陵・里山地域)に大別し、それらをさらに詳細な8つの範囲(ゾーン)に分け、それぞれについて、良好な景観形成に関する方針と建築物の形態・意匠に対するルールを設定している。

国宝犬山城天守は、「景観の核(拠点)をつくる」構成要素の一つに位置付けられているが、史跡指定地の一部(城山エリア)は、「景観計画区域外」になっている。また史跡指定地の南西側及び犬山市福祉会館跡地、大手門まちづくり拠点施設は、「犬山城周辺地域(城下町ゾーン)」に含まれており、歴史的な趣が感じられる建造物等をできるだけ原形の状態で保存し、必要に応じて修理するとともに、新たに建てられる建築物に対しては周囲との調和に配慮しながら景観形成を進め、地区全体が城下町としての調和のとれたまちとなるよう取り組むという方針が定められている。

景観計画区域では「美しい景観づくりのためのルール」が適用され、建築等の行為に制限がかけられている。

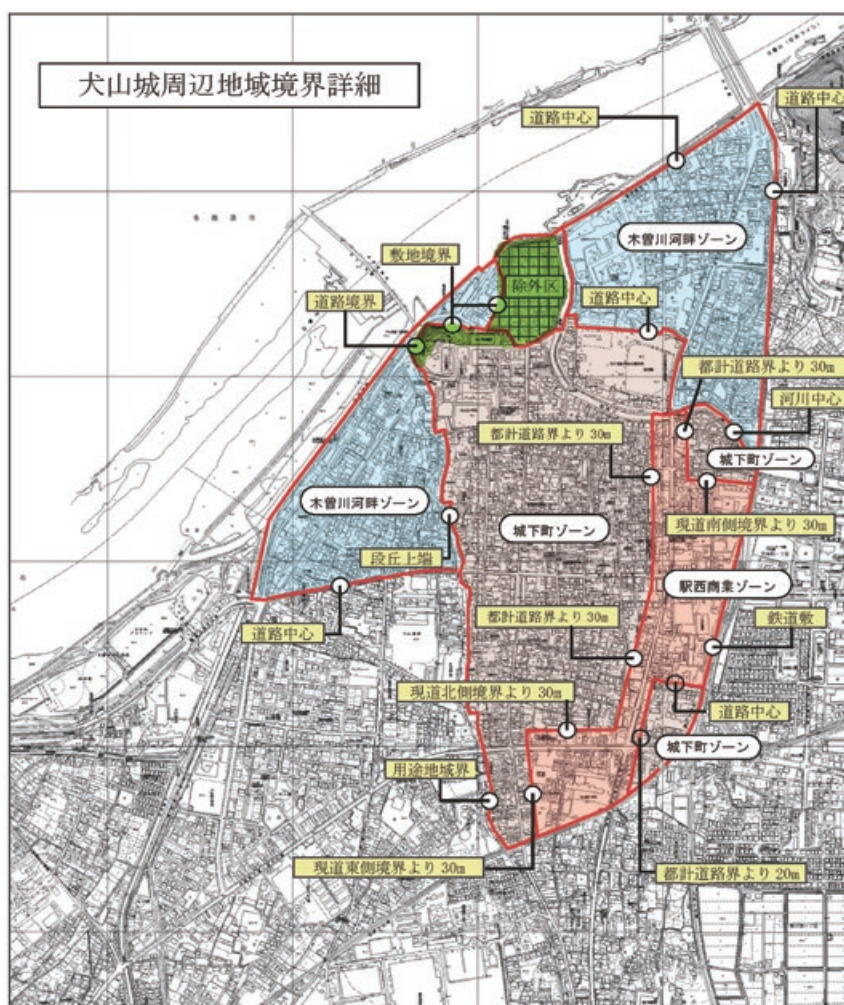


図1.2 史跡指定地周辺の犬山市景観計画区域区分図
(平成20年度犬山市景観計画内図版より抜粋、一部加工)
(地図内緑の網掛け部分は史跡指定地)

(3) 犬山市森林整備計画

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や地域の実情に即した森林施業に関する指針などを定めるもので、適切な森林整備を推進することを目的とするものである。市町村森林整備計画に従った森林の施業及び保護を確保していくために、(1)伐採および伐採後の造林の届出制度、(2)森林の土地所有者の届出制度、(3)施業の勧告(要間伐森林制度)、(4)森林経営計画制度等の措置が森林法によって講じられている。令和2年度(2020)に計画の見直しを行い、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間となった。

史跡指定地には、「地域森林計画」の対象となる民有林(地域森林計画対象民有林)も含まれている。

「地域森林計画対象民有林」は、都道府県知事が策定する「地域森林計画」を指針として策定、「森林整備計画」(市町村策定)に沿って維持ならびに整備が行われるため、開発行為を行おうとする場合は、愛知県知事の許可を必要とする。国または地方公共団体による行為は適用除外となるが、林地開発に対する規制を遵守する必要がある。



図1.3 犬山市森林整備計画の対象となっている民有林の範囲

(4) 犬山市歴史的風致維持向上計画

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」に基づき、文化財などを歴史的な資産として位置付け、それらを核にした歴史まちづくりの基本的な方針を示し、犬山固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的として策定するもの。平成31年(2019)3月に国の認定を受けた第2期計画は、計画期間を令和元年度(2019)から10年度までの10年間としている。

犬山市における維持向上すべき歴史的風致として「犬山祭にみる歴史的風致」、「犬山城と町衆文化にみる歴史的風致」、「木曾川周辺に見る歴史的風致」、「古代『瀬波』地域の古墳群とその周辺にみる歴史的風致」、「石上祭にみる歴史的風致」、「地域の祭礼にみる歴史的風致」の6つを位置付け、歴史的風致の維持及び向上に関する方針、文化財の保存及び活用に関する事項等について定めている。

犬山城周辺は、歴史的風致の維持向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域である「重点区域」に位置し、「犬山城城郭調査事業」、「犬山城天守修理事業」、「福祉会館解体事業」は、歴史的風致維持向上に資する事業とされている。



図1.4 犬山市歴史的風致維持向上計画の概要(第2期)
(犬山市歴史的風致維持向上計画(概要版)より抜粋)



図1.5 犬山市の重点区域における施策・事業概要(第2期)
(犬山市歴史的風致維持向上計画(概要版)より抜粋)

第5節 計画の実施

1 計画期間・計画の見直し

保存活用計画の実施にあたり、犬山市は関係者、関係機関、関係部署等への周知に努めるものとする。計画期間は令和3年(2021)4月1日から令和13年3月31日までとし、今後の学術調査・研究の進展、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを図るものとする。その際には所有者並びに関係者等と協議を図り、お互いの合意に基づいて進めることとする。

また、計画の内容を変更する際には、文化庁及び愛知県の指導・助言を仰ぎながら、合意を形成したうえで行う。

2 作成者

犬山市

3 計画対象範囲

史跡犬山城跡は、現存国宝天守を有し、また、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史資料とあいまって、戦国期から近世にかけての城郭の変遷を知る上で重要な城跡であり、平成30年(2018)2月13日に国の史跡に指定された。

さらに、現在、犬山市福社会館跡地や大手門まちづくり拠点施設が位置する場所は、絵図、古写真等の史料調査及び過去の発掘調査により大手門枡形跡にあたるとされている。犬山市福社会館跡地については今後、発掘調査を実施して遺構の残存状況を確認したうえで、史跡の追加指定を検討している。大手門まちづくり拠点施設についても、建築物を除却する場合には、同様の措置を執る方針である。

以上のことから、この保存活用計画では、国宝天守を含む史跡指定地と追加指定候補地である犬山市福社会館跡地及び大手門まちづくり拠点施設の敷地を計画対象範囲とする。計画対象範囲については図1.6に示す。



図 1.6 計画対象範囲

第2章 文化財の概要

第1節 文化財の基本情報

1 史跡指定の概要

犬山城跡は平成30年(2018)2月13日、史跡に指定された(文部科学省告示第23号)。

(1) 史跡指定

ア 官報告示

官報告示(文部科学省告示第23号)官報号外第29号 平成30年2月13日 火曜日

○文部科学省告示第二十三号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣 林 芳正

名 称	所 在 地	地 域
犬山城跡	愛知県犬山市大字犬山字北古券	一二番三、一二番一〇、一二番一三、一二番一四、一二番一五、一二番一八、一四番、一五番一、一五番四、一五番五、一五番八、一五番九、一五番一〇、一五番一一、三八番二、三九番一、四〇番一、四〇番二、四一番一、四一番二、四一番一二、四一番一三、四一番一四、四一番一五、四一番一八、四一番一九、四一番二〇、四一番二八、六五番一、六五番二、六五番三、六五番四、六五番五、六五番九、六五番一〇、六五番一一、六五番一二、六五番一三、六五番一五、六五番一六、六五番一七、六五番一八、六五番一九、六五番二〇、六五番二一、六五番二二、六五番二三、六五番二四、六五番二五、六五番二六、六五番二九 右の地域に介在する道路敷を含む。

イ 指定説明

指定基準：史跡の部 二(城跡)

「犬山城跡は木曾川沿いの標高約八五メートルの独立丘陵(通称「城山」)を中心に築かれた中近世の城跡である。天文六年(一五三七)の築城と伝えられ、築城以前には、式内社である針綱神社が鎮座していたとされるが、築城時期を示す確実な史料は存在しない。永禄八年(一五六五)、小牧を拠点とする織田信長が犬山に進攻するが、その際、「犬山落城」との記事がみえる(「快川紹喜書状写」)。さらに、天正十二年(一五八四)に起こった小牧長久手の戦いでは主戦場の一つとなり、天正十八年(一五九〇)以降、秀吉の甥である豊臣秀次の父三好吉房、さらに吉房二男の豊臣秀勝の支配下に入った。その後、木曾代官の石川光吉が兼務する時期

を経て、関ヶ原の戦い以後は小笠原吉次、次いで平岩親吉が城主となり、元和三年(一六一七)、尾張藩付家老として成瀬正成が、二代將軍秀忠より犬山城を拝領し、以後、成瀬家が江戸時代を通じて犬山城主を務めた。

正成が天守を改築したとの伝えがあり、二代正虎は天守裏の木曾川沿いの尾根に千貫櫓を建てた(『尾濃葉栗見聞集』)。正保の城絵図の控えである「犬山城絵図」(正保四年<一六四七>、徳川林政史研究所所蔵)をみると、松の丸に石垣はなく、三代正親によって整備がなされたものと考えられる。天保十三年(一八四二)には、火災により桐の丸、松の丸、樅の丸の櫓や御殿などが焼失し、八代正住によって復興がなされている。

慶応四年(一八六八)一月に太政官から藩屏に列せられるとの申し渡しがあり、尾張藩から独立して犬山藩が誕生し、九代成瀬正肥は版籍奉還により犬山藩知事となった。明治八年(一八七五)、愛知県が管理する稲置公園が設置され、城郭内の建物の払い下げが行われ、同十五年(一八八二)、針綱神社が公園内に遷座した。犬山城は明治二十四年(一八九一)の濃尾地震により大きな被害を受け、地域住民を中心に修理の機運が高まり、愛知県は修理を条件に城地を無償で旧藩主である成瀬正肥に払い下げることにした。昭和六年に名勝木曾川の一部として犬山城の土地が指定を受け、同十年には天守が国宝の指定(文化財保護法により、昭和二十七年に国宝に指定)を受けた。平成十六年に、財団法人犬山城白帝文庫(現公益財団法人)が設立され、個人所有から財団所有となって今日に至っている。

犬山市教育委員会は、平成二十年度の地形詳細測量調査を嚆矢に、翌年度より三か年、城跡の範囲と遺構の遺存状況の把握を目的に発掘調査を実施し、切岸や箱堀、大手門跡の堀や土塁の痕跡を明らかとした。犬山城跡は天守のある本丸を最高所とし、その南側の大手道を挟んで東側に杉の丸、桐の丸、松の丸、西側に樅の丸が配されている。桐の丸には現在針綱神社本殿が、松の丸には同参集殿と三光稲荷神社が存在する。三光稲荷神社は城郭中心部の南西に位置する、現在犬山丸の内緑地となっている丘陵(三光寺山)に所在していたもので、戦後現在地に移転したものである。三光寺山は三の丸を画する堀の内側に位置し、城郭の一部をなしていた。出土遺物には天正後半から慶長期にさかのぼる瓦類や文禄から慶長期の桐文の棟込瓦があり、城山の南側平坦地では戦国期にさかのぼる灰釉小皿などの遺物がある。また、それらと平行して歴史学、建築学、考古学、歴史地理学などからなる総合的調査が実施された。天守は、石垣上の外観は三重、内部は石垣上が四階、穴蔵が二階で、南面東端及び西面北端に附櫓が付く。前期望楼型天守の特徴を備えているが、昭和の解体修理の結果、創建当初は二重二階で、のちに三重目(三・四階)が増築されたことなどが明らかとされている。今回の調査においては、一・二階部分の柱に古拙な加工痕が存在すること、大手道に複数の外枅形が連続する構造は織豊系の縄張りの特徴であることが指摘された。また、公益財団法人犬山城白帝文庫所蔵の史資料などから城下町の形成過程についても解明が進められている。石垣は近代以降改変された箇所も少なくないが、本丸や樅の丸などに良好に遺存している。寛永七年(一六三〇)から慶応元年(一八六五)までの石垣修復許可の老中奉書が三一通確認されており(同文庫所蔵)、絵図と合わせて比較検討することも可能である。

このように犬山城跡は、現存国宝天守の一つを有し、また、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史資料群とあいまって、戦国期から近世にかけての城郭の変遷を知る上で重要であり、また我が国近世の政治・軍事の在り方を知る上で重要な城跡である。よって史跡に指定し、保護を図るものである。」(月刊文化財 平成30年2月号より抜粋)

(2) 管理団体指定

史跡犬山城跡の管理をする地方公共団体として、平成30年(2018)7月30日、犬山市(住所：犬山市大字犬山字東畑36番地)が指定された(文化庁告示第68号)。

ア 官報告示

官報告示(文化庁告示第68号)官報第7315号 平成30年7月30日 月曜日

○文化庁告示第六十八号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年七月三十日

文化庁長官 宮田 亮平

名 称	指 定 告 示	地方公共団体名
犬山城跡	平成三十年文部科学省告示第二十三号	犬山市(愛知県)

(3) 土地所有・土地利用状況

史跡指定地はその大半が民有地であり、主な地目は、宅地、保安林、境内地である。

公有地として犬山市が所有する土地の多くは公園で、その他は保安林、山林、原野、公衆用道路、宅地である。

なお、史跡犬山城跡における土地所有の詳細については、史跡指定地の変遷とともに、その土地所有の変遷についても「第2章 第2節 現在に至る経緯」にて記載する。

表2.1 史跡犬山城跡の土地所有状況及び指定面積一覧 (単位：平方メートル)

	公有地	民有地	合計
合 計	15,204.41	30,701.22	45,905.63

※それぞれの土地面積は登記簿の調査を基にしている。



図2.1 史跡犬山城跡指定範囲・土地所有区分図

2 天守国宝指定の概要

犬山城天守は昭和10年(1935)5月13日国宝に(文部省告示第194号)、戦後の昭和27年3月29日国宝に再指定された(文化財保護委員会告示第21号)。

(1) 国宝指定

ア 名称及び員数

犬山城天守 1棟

イ 指定年月日

昭和10年5月13日国宝保存法に基づき国宝に指定される。

官報告示(文部省告示第194号)

○文部省告示第百九十四號

国寶保存法第一條ニ依リ左記ノ建造物ヲ国寶ニ指定ス

昭和十年五月十三日

文部大臣 松田 源治

名称	構造形式	所有者	所在地
犬山城 天守	三層天守、内部四重地階二重、 屋根本瓦葺	東京府東京市澁谷区 幡ヶ谷笹塚町 子爵 成瀬 正雄	同丹羽郡犬山町大字犬山字 北古券六十五番地ノ二

国宝指定解説^(注)：

天文四年、(一説六年)織田信康、木ノ下城ヲ移シテ今ノ山上ニ改築シタ事ガ本城ノ創始デアル、其後幾多ノ変遷ヲ経テ、文禄四年石川光吉城守トナリ、慶長四年東濃金山城(其天守ハ一説天文六年斎藤正義ノ創築ト称スレドモ疑ハシ)ヲ毀チテ此處ニ移シ、翌年天守ヲ造ッタガ、関ヶ原ノ戦ニ西軍ニ属セシヲ以テ没落シタ、慶長六年尾州太守松平忠吉ノ家老小笠原吉次城主トナリ、未成ノ築城ヲ完ウシタ、元和三年成瀬正成入城、爾後子孫相継ギテ之ヲ領シ、明治維新ニ至ッタ、天守ハ三層ニシテ内部四重、地階二重ヨリ成リ、大ナル第二層ノ屋上ニ、小ナル第三層ヲ造リ、華頭窓ヲ開キ、周囲ニ高欄ヲ繞ラセルハ、桃山時代ノ古制ヲ示セルモノデアル

昭和27年3月29日文化財保護法に基づき国宝に指定される。

官報告示(文化財保護委員会告示第21号 国宝指定)

○文化財保護委員会告示第二十一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七條第二項の規定により、昭和二十七年三月二十九日付をもつて、第一号表上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定し、及び第二号表上欄に掲げる重要文化財の一部を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定した。

昭和二十七年十月十六日

文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

名称	指定告示	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
犬山城 天守	昭和十年文 部省告示第 百九十四号	一棟	三重四階 地下二階附、 本瓦葺	成瀬 正勝	東京都渋谷区 幡ヶ谷笹塚町 一〇六八番地	愛知県丹羽郡 犬山町大字犬山

国宝指定説明^(注)：

犬山城が現在の位置に築城されたのは、天文年間織田信康の頃とされるが、現存天守の築造されたのはその後石川備前守光吉の時代である。即ち徳川家康が慶長四年美濃金山城主森右近大夫忠政を信州川中島に所替し、その城を毀して光吉に与えたため、光吉はその材料を木曽川を下して現地に運び築いたのである。ところが金山城にあった天守は、天文六年斎藤大納言正義の築造したもので、室町末期のものに属するが、犬山移築に際し上層の望楼が改造され、その際多くの補強材が加えられた。その後成瀬氏が入封して明治維新まで在城したが、その間正徳四年、延享四年等に修理を加え、文化十年には天守に落雷、修理を加える等、屢々小修理が行われたが、明治廿四年濃尾大震災に大破し、修理に際して東南附櫓及び西北突出部を取毀して現在に至っているが、なお初期天守の面影を多分に残している。

注：昭和の解体修理で移築の痕跡がないことが判明したため、天守の築城について見直された。（「第2章 第3節 3 天守関係の既往調査・研究」を参照）

ウ 所有者等の氏名及び住所

所 有 者 名：公益財団法人犬山城白帝文庫 理事長 成瀬淳子

所 有 者 住 所：愛知県犬山市大字犬山字北古券65番地5

管 理 団 体 名：犬山市(昭和40年7月1日 文化財保護委員会告示第48号)

管理団体住所：犬山市大字犬山字東畑36番地

エ 所在地

愛知県犬山市大字犬山字北古券65番地2

オ 構造及び形式等

三重四階、地下二階附、本瓦葺、南面及び西面附櫓、各一重、本瓦葺

カ 文化財の構成

文化財を構成する物件：国宝犬山城天守 1棟

一体となって価値を形成するもの：史跡犬山城跡 面積 45,905.63㎡

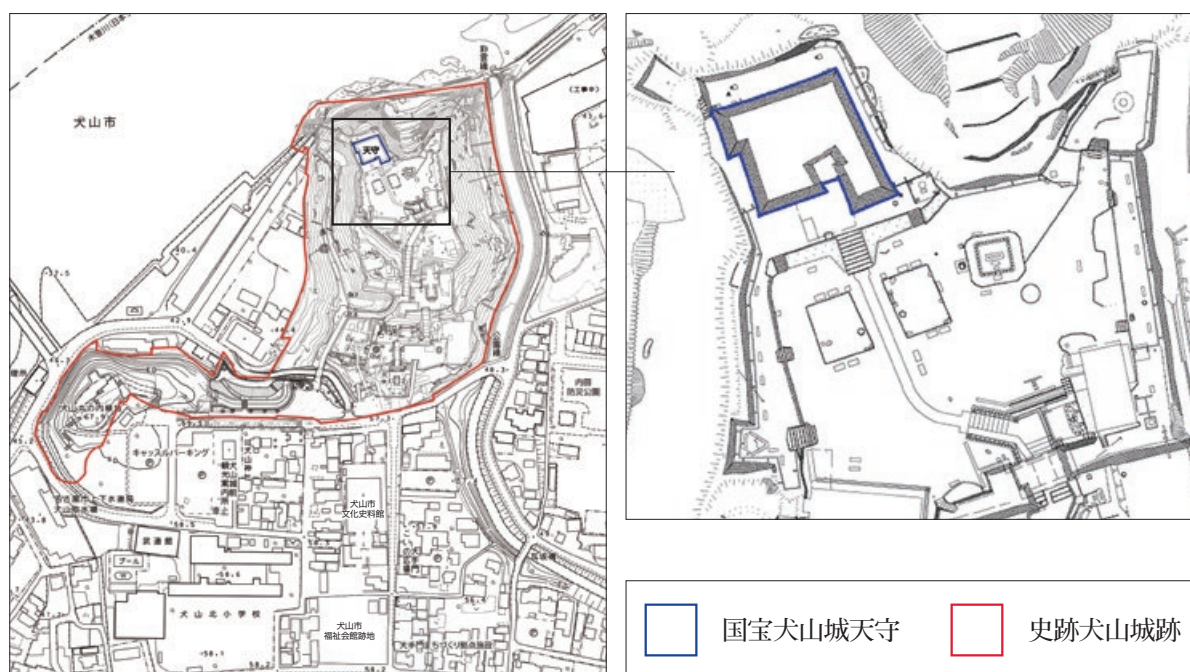


図2.2 国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の指定範囲

第2節 現在に至る経緯

1 史跡

犬山城の城郭は、現在犬山丸の内緑地となっている三光寺山(三狐尾寺山)を含めて、代々城主であった成瀬家の所領であった。しかし、明治6年(1873)の「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方(廃城令)」に伴い犬山城が廃城に指定されると、城が位置する稲置村(当時)が村の氏神であった針綱神社の城郭内への遷座、好風景を理由とした「人民偕楽公園等」の開設及び天守の存置を希望した。明治8年に内務省が愛知県に対して、旧犬山城郭の一部の地所と天守を「犬山町全区之公園」とし、その保存を土地の人民に任せることを指示したことにより天守の存置が決定したが、その他の建物及び地所は払い下げられることになった。旧城郭のうち11,106坪を公園地、そのうち1,268坪を針綱神社遷座地(明治15年に現在の桐の丸内へ移転)とし、公園の風致を守るために、周囲の山林3,120坪を保存した。こうして犬山城域を敷地とした稲置公園が誕生し、愛知県が管理することになった。この針綱神社の遷座に伴い、桐の丸と杉の丸の形状の一部が大きく改変された。

明治24年に濃尾地震が発生し、天守等が甚大な被害を受けた。稲置公園の収入は修繕の費用を賄うにはほど遠い状況であり、犬山町による義援金募集も期待どおりの成果が得られなかったため、稲置公園処分案が当時の県知事より提出され、最終的に、県は天守を含むすべての城地について、永久保存を条件とした「条件付き無償譲与」を成瀬家に対しておこなうことを議決した。その後、明治28年に稲置公園は廃止され、公園敷地は成瀬家の所有となった。

この成瀬家所有の土地は、一部を除き平成16年(2004)に設立された、「財団法人 犬山城白帝文庫(現公益財団法人)」所有となり、天守も含めて、個人所有から財団所有となった。

また、針綱神社と同様に、史跡指定地に所在する三光稲荷神社はかつて犬山城内の三光寺山、現在の犬山丸の内緑地内に鎮座していた。創建は定かではないが、天正14年(1586)の伝承があり、犬山城主成瀬家歴代の守護神とされてきた。昭和38年(1963)ごろ、犬山市都市公園施設計画により神社の移転が決定し、成瀬家第11代当主、成瀬正勝氏より三光稲荷神社境内地として城山内の土地の寄進を受け、三光寺山から松の丸跡の現在地に遷座された。この神社の移転に伴い、松の丸にあった空堀を埋めたと見張堤敷(櫓堤)と合わせて整地された。その後、三光寺山は昭和60年に都市計画決定された都市緑地として「犬山丸の内緑地」となり、犬山市の所有となった。

さらに、かつての城主の住居として、また政庁としても使用された西御殿は、慶応4年(1868)に犬山藩が誕生した際に藩庁となり、明治4年(1871)の廃藩置県により犬山県が誕生した際には県庁として使用された。その後、正確な時期は不明であるが、大正年間にはその跡地に犬山市中央公民館が建てられるなど公共用地として使われ続け、昭和38年には旧犬山市体育館が建てられた。この体育館は平成29年(2017)3月に除却され、現在、犬山城前広場として市民や来訪者に利用されている。

また城山の北側、東側、西側を取り囲む外縁部分は公開されておらず、人の出入りも少ないことから樹木が過密になり、石垣等の遺構への影響や天守の眺望阻害などが生じている。

城山及び三光寺山の周辺は名勝木曾川(昭和6年指定)の一部として、その土地の保存管理が行われていたが、平成30年に史跡に指定され、「史跡犬山城跡」(平成30年2月13日付 文化庁告示号外第29号)となった。犬山市が史跡の管理団体に指定され(平成30年7月30日付 文化庁告示第68号)、史跡の保存管理を行っている。また、史跡指定範囲には都市緑地も含まれていることから、その部分についても犬山市が日常的な管理及び必要な整備を行っている。

2 天守

(1) 天守の変遷と保存事業履歴

【江戸時代以前の変遷】

天守は創建当初二重、二階で建設された。建築形式と手法から見て室町末期創建の可能性が高い。慶長初年(1596)に現在の三・四階が設けられ、さらに元和年間に二重目屋根が改造されて、唐破風と廻縁及び高欄が設けられたと推定される。([第2章 第3節3(3)天守の構築]を参照)

元和の改修の後にも複数回の修理が行われたが、建物構造自体の大きな改造等も行われていないと推定される。幕末までの天守の修理はいずれも屋根の葺替えと建物の補強等であり、具体的な修理情報がないものも多い。比較的大規模な修理は宝暦2年(1752)の修理で、三重屋根より腰屋根まで総葺替え、土居葺、瓦棧、裏甲等の一部修理、壁の塗り直しが行われた。また、文化10年(1813)に落雷の記録があり、四階東西面の柱2本の両壁付部に添柱が施され、柱が1本取り替えられたと推定されている。

建物の内部について、一階内部の上段の間をはじめ各部屋は当初同一床面で大部分が開放であったことが昭和期の解体修理で判明した。一階各間の内法長押、敷居・鴨居、上段床板、帳台構、間仕切板壁等はすべて関連した同一時期の造作で、材料工法からみて、宝暦補修材よりさらに新しいと判断された。また、二階についても当初は一階と同様に貫以下開放と考えられるが、かなり早い時期に敷居、鴨居を入れ、鴨居上は四周内面に板張り、漆喰塗り

の壁を設けたほか、延宝3年(1675)に武具棚を作っている。ほかに、階段の移動等改変年代が断定できないものも多い。

【明治時代の変遷】

明治24年(1891)の濃尾地震により、天守の西側2間通りが石垣とともに崩壊し、東南隅の附櫓も倒壊した。官民一体の募金活動と旧城主成瀬氏の協力で、天守は同28年から修復が開始された。この修復に際して、東南隅及び西北隅の附櫓が取り払われ、南面一重庇屋根東端に元の附櫓の妻のみが千鳥破風として残された。修復の記録は残っていないが、そのほかに補強材の挿入、窓廻りや壁構造の改変等、変更された箇所も数多かったことが昭和期の解体修理で明らかとなった。また、天守は明治27年に当時の愛知県知事より成瀬正肥に譲与され、再び成瀬家の所有となった。

【昭和時代の変遷】

天守は昭和10年(1935)に国宝保存法により国宝に指定され、同27年に文化財保護法により国宝に再指定された。昭和34年に伊勢湾台風で屋根を中心に多大な被害を受け、昭和36年から40年にわたり国宝犬山城天守修理委員会の指導のもと、天守台を含む解体調査・解体修理(以降「昭和期の解体修理」)が行われた。

この修理にあたって、明治28年の復旧の際に取り払われた東南隅及び西北隅の附櫓が復原された。附櫓の規模や形式については文化10年(1813)平面図、文政9年(1826)透視図及び明治20年頃の写真から推察できたほか、東南附櫓の石垣は旧状のまま残存し、附櫓取付部分の部材には旧棟木、桁、貫、土台等の仕口が残されていた。西北附櫓については、西面全面が地震後の復旧になるため旧仕口は失われているが、一階各柱に残る旧番付と石垣の根石と認められるものによって旧規に復された。そのほか、痕跡等から江戸時代中期以降の改変部分と濃尾地震時後の修復による変更と判明した箇所も現状変更によって復旧された。なお、一階内部の上段の間をはじめ各部屋の間仕切・造作等すべて江戸時代の後期ごろ施工されたものであるが、そのまま残され、濃尾地震以降に変更された部分のみが復旧された。このように、天守は内部柱間装置を除く唐破風が取り付けられた時期の形態に復旧整備された。

【平成時代の変遷】

昭和期の解体修理から約50年を経て、天守の各所に経年劣化が進んできた。また、地震時の安全性も考慮して、平成21年(2009)より天守の劣化状況調査と耐震診断を実施した。それと同時に、犬山城修理委員会を設置し、天守の修理と補強方法を検討した。

その結果に基づき、平成30年より国庫補助金を受けて、「国宝犬山城天守建造物保存修理事業」に着手した。この事業で、耐震補強のために二階武者走りの床(一階の天井)及び三・四階の外壁の内部を構造用合板で補強した。一階の天井の構造用合板の見え掛かり部分は既存床板と似た仕様の板で仕上げ、天守内観との調和に配慮した。また、既存階段のすり減りを防ぐために、保護用の踏板と蹴込板をその上に追加した。

また、補助事業とは別に、既存の階段手摺の上方は床高さで止まっているため、来訪者の安全性と壁漆喰の汚損を防ぐために、二階と四階に上がる位置で手摺を新設した。工事は令和元年(2019)12月に竣工した。

表2.2 天守の保存修理関連の履歴

西暦	年号	保存修理関連の履歴	備 考
1687	貞享4	瓦棧取替	二重屋根裏甲墨書
1714	正徳4	瓦棧総取替、天守修復	二重屋根裏甲墨書
1747	延享 4	天守修復	二階北面小屋梁補強柱木口墨書
1752	宝暦2	屋根修理、壁の塗替え	鯰、鬼瓦、裏甲その他墨書
1791	寛政3	屋根修理	二重屋根鬼瓦刻銘
1813	文化10	天守に落雷修理	柱添木墨書
1851	嘉永4	天守修復	四階柱矧木墨書
1883	明治16	上層廻縁等の修繕(明治17年、20年同様)	愛知県負担
1891	明治24	濃尾地震、天守半壊	
1892	明治25	取り壊しが議会で否決、天守修繕寄付金募集開始	
1893	明治26	官民一体の募金活動体制、犬山、名古屋、東京で募金	
1894	明治27	成瀬家へ無代価で払い下げる議決	
1895	明治28	条件付き無代価譲与正式決定、修復工事開始	1899年竣工
1917	大正6	三重妻修理	懸魚墨書
1959	昭和34	伊勢湾台風被害	
1961	昭和36	昭和期の解体修理	国庫補助事業
1965	昭和40	解体修理竣工、自動火災警備装置設置、犬山市が管理団体に指定される	
1983	昭和58	高欄修理	
1984	昭和59	唐破風修理、天守雨水止工事	
1985	昭和60	天守内漆喰壁修理	
1987	昭和62	高欄等(手摺、手摺脇瓦、漆喰)修理	
1989	平成元	附櫓建具修理	
1990	平成2	唐破風漆喰修理、附櫓窓修理	
1993	平成5	高欄手摺地覆等取替、瓦釘取替・二重屋根瓦葺替、外部墨塗、破風漆喰塗直し、1階石落西扉及び同附櫓東扉漆喰塗	国庫補助事業
1995	平成7	カーペット張替	
1996	平成8	手摺修理	

西暦	年号	保存修理関連の履歴	備 考
1997	平成9	附櫓鬼瓦修理	
1999	平成11	最上階・二重屋根瓦破損修理、北側鯨修理、避雷針補修、東破風懸魚等漆喰補修	台風被害、成瀬家の個人負担
2000	平成12	高欄床修理	
2003	平成15	カーペット張替	
2004	平成16	天守照明設備取替	
2005	平成17	屋根、床、雨戸修理	
2006	平成18	上段の間畳替え	
2007	平成19	突上げ扉修理(支え棒取替)	
2009	平成21	四階南北の戸の修復、天守内照明器具取替修理委員会立ち上げ	
		破損調査	2012年完了
2010	平成22	耐震診断予備調査	2011年完了
		消火栓設備改修工事	
2011	平成23	階段修理、カーペット張替	
2012	平成24	耐震診断事業	2014年完了
		入口カーペット張替、自動火災報知設備修理(落雷による修理)	
2013	平成25	1階石落外部腰壁矧木塗装、3階(兎の毛道)屋根漆喰塗直し、高欄腐朽部修理、破風の間建具修理、2階床修理	2014年竣工
2015	平成27	カーペット張替、階段手摺修理、犬山城天守修理基本計画策定	
2017	平成29	北側鯨瓦作成及び取付、熨斗瓦等修理、避雷設備修理、消防設備修理	落雷(推定)、国庫補助事業
2018	平成30	天守入口電灯不点修繕	
		2階床及び3・4階南北壁耐震補強、三重屋根等葺直し、内外漆喰塗、階段踏板補修、腰壁等墨塗、建具部分修理	国庫補助事業、2019年竣工
		天守台のレーザー計測、カルテ作成	2020年完了
2019	令和元	カーペット張替、感震ブレーカー取付、階段手摺延長等修理	

表2.3 天守の主な変遷と改造履歴

	元和年間改修以降～濃尾地震以前	濃尾地震後の修復(明治28年～32年)	昭和期の解体修理(昭和36年～40年)	解体修理後～	
全体		• 東南隅と西北隅の附櫓を撤去	• 東南隅と西北隅の附櫓を復旧		
屋根	• 三重屋根南北妻飾りを漆喰で塗り隠した (江戸末期)	• 捻じれ屋根だった一重東側庇屋根を別々に取り付けた垂木掛けを徐々に高めて同勾配にした	• 一重東側庇屋根の垂木掛と捻じれ屋根を復旧 • 一・二重屋根軒裏ベタ塗りを垂木形塗りに復旧 • 三重屋根南北妻飾りを墨塗に復旧し、軒先の鼻隠板を撤去		
外側壁	• 四階東西両側面、両端間に連子窓を設けた (文化10年(1813))	• 一・二階の外側壁を袋壁(二重壁)から外面一重壁にした	• 一・二階の外側壁を袋壁(二重壁)に復旧 • 一・二階周囲外壁の袋壁の間に筋違を追加 • 三・四階周囲外壁の貫と貫の間に筋違を追加 • 四階東西両側面、両端間の連子窓を真壁に復旧	• 三・四階の壁を構造用合板で補強 (令和元年(2019))	
開口部・建具	• 穴蔵の出入口構えを転用(文化頃)	• 西北附櫓の撤去到に伴い一階西面の窓配置と形式を変更 • 二階東面南より第三間の窓を上げた • 二階北面東より第三間の壁に窓を開けた • 二階北面と西面の窓を改造 • 四階南北出入口棧唐戸を新調(昭和初年(1926))	• 一階南面窓の内部両開戸を外側に復旧 • 一階西面の窓3ヵ所を2ヵ所に復旧、窓の形式を当初のものに倣った • 二階東面南より第三間の窓を下げて旧位置に復旧 • 二階東面南より第五間の片引窓を壁に復旧 • 二階北面東より第二間に窓を復旧、第三間の窓を壁に復旧 • 二階北面西端間に窓を設け、西面南より第二間の窓を廃して第一間を窓に復旧 • 二階南面窓の縦連子を撤去し、外部に突揚戸を復旧 • 一・二階各窓内側に引違い障子を復旧、窓枠、連子、突揚戸等を墨塗に復旧 • 昭和初年に新調した四階南北棧唐戸を撤去し、屋内に保存されたもの(当初ではない)を再用 • 一・二階窓明障子を復旧		
軸組	• 四階東西面の柱2本に両壁付部に添柱を施し、柱1本取替(文化10年)	• 各階各所に補強柱、梁、筋違及び方杖を取り付けた	• 後補の補強柱、梁、筋違及び方杖を撤去	• 梁仕口の金物補強(平成30年(2018))	
内装	【一階】 • 上段の間を改装(文化頃) 【二階】 • 武具棚を設置(武具棚に墨書「延宝三年たな作候」：延宝3年(1675) • 武具の間の内側壁を補強(時期不明) 【四階】 • 床にカーペットを敷いた(七代城主正寿の時代と推定)	• 一階上段の間の帳台構を西よりに補強柱を入れ、間口を一間半にした	• 一階上段の間の北面西より半間寄りの間柱を撤去し、一間半の帳台構を二間に復旧 • 一階上段の間の西面開放の二間に北の間は棚、南の間は床に復旧(床・棚は同時代の他の例に倣った) • 一階上段の間に畳を敷いた • 四階の床にカーペットを敷いた	• 二階床(一階天井)を構造用合板で補強(平成30年)	
階段	• 一階階段を移動(時期不明) • 二階階段を移動(時期不明)			• 既存階段に保護用の踏板と蹴込板を追加(平成30年、令和元年) • 二階と四階に上がる位置の手摺を改修(延長)(令和元年)	
基礎			• 地下二階の柱石をコンクリートにて抱え込に固めた • 土間を漆喰叩きから敷モルタル梨地仕上げにした		
石垣		• 石垣天守台の西側を直線から反りのついたものにした	• 根石以外の積み替え • 反りのついた部分を直線式の積み方に復旧 • 根石をコンクリートで打固め • 一部分に地中梁状の基礎コンクリートを打設 • 石の裏面にコンクリートを打ち込んでねり積		
その他			• 四階廻縁の腕木に補強箱金物を追加 • 電灯設備を取り付けた • 避雷設備、消火施設を設けた(昭和35年)	• 二階と四階登り口横漆喰壁保護アクリル板新設(令和元年)	
註：濃尾地震後の修復及びそれ以前の改造は詳細記録が残っていないため、古写真や昭和期の解体修理の調査によって推定されたものである。					

第3節 文化財の概要

犬山城の文化財的・歴史的価値は歴史学、建築学、考古学、城郭考古学及び歴史地理学の専門家により多角的に調査され、『犬山城総合調査報告書』（犬山市教育委員会 2017）に研究成果がまとめられている。ここではそれらの論文を基に、犬山城の文化財としての概要をまとめる。

1 歴史

犬山城の築城については定説がないが、天文6年(1537)に織田信康が木之下城から城を移したといわれている。戦国時代の犬山城はいくつかの合戦に見舞われ、城主も頻繁に変わっていた。重要な合戦としては永禄8年(1565)の信長による攻略、天正12年(1584)の小牧・長久手の戦いと慶長5年(1600)の関ヶ原の合戦があり、何れも犬山城が落城した。元和3年(1617)に尾張徳川家付家老の成瀬正成が犬山城を拝領した後は、成瀬家が幕末まで城主を務めた。明治維新以降になると犬山城が維新政府の管轄となり、天守を除く城郭内の建物が払い下げられた。さらに、明治24年(1891)に、濃尾地震が発生し、天守が大きな被害を受けた。同28年に天守の修復とその後の保存を条件として、天守は愛知県から成瀬氏に譲与され、成瀬家や地域住民の協力で同32年に修復された。犬山城は平成16年(2004)に財団法人犬山城白帝文庫(現公益財団法人)に寄付され、現在にいたっている。

表2.4 犬山城の歴史年表

西暦	和暦	犬山城に関する出来事	犬山城に関連する動き
1532	天文元	織田信康、木之下城主となる	
1534	天文3		織田信長生まれる
1537	天文6	針綱神社、城山より白山平へ遷座 織田信康、木之下城を城山へ移す ※天守の二重目までが、室町末期の建立といわれる	豊臣秀吉生まれる
1547	天文16	織田信清、犬山城城主となる	
1565	永禄8	織田信清、信長に犬山城を攻められ、犬山城落城 丹羽長秀、犬山城主となる	
1570	元亀元	池田恒興(信輝)、犬山城主となる	
1581	天正9	織田勝長(信房)、犬山城主となる	
1582	天正10	中川定成、犬山城主となる	本能寺の変(信長、没す) 織田信雄、尾張・伊勢・伊賀を領有
1584	天正12	池田恒興、犬山城を攻略 秀吉、織田信雄に犬山城を返還	小牧・長久手の戦い(成瀬正成初陣)
1586	天正14	土方雄良(雄久)、犬山城主となり、実弟武田清利、犬山城代となる	秀吉、関白となる 木曾川大洪水(ほぼ現在の河道となる)
1590	天正18		小田原征伐(秀吉、勝利し、ほぼ全国統一)

西暦	和暦	犬山城に関する出来事	犬山城に関連する動き
1590	天正18	三好吉房、犬山城主となる	豊臣秀次、尾張を領有 石川光吉、木曾谷代官となる
1592	文禄元	豊臣秀勝、犬山城代となる 三輪吉高、犬山城代となる	
1594	文禄3		秀吉、木曾川の大築堤を行う
1595	文禄4	石川光吉、犬山城主となる	
	慶長 初年頃	天守三・四階が増築されたといわれる	
1598	慶長3		秀吉、没す
1600	慶長5	関ヶ原の戦いで西軍に属し犬山城陥落	関ヶ原の戦い
1601	慶長6	小笠原吉次、家老として犬山城に入る 現在の城郭部の整備が開始されたといわれる	松平忠吉、清洲城主となる
1603	慶長8		徳川家康、江戸幕府を開く
1605	慶長10		徳川秀忠が2代将軍となる
1607	慶長12	針綱神社、白山平から名栗町に遷座 平岩親吉、家老として犬山城に入る 成瀬正成、徳川義直の傳役となる	徳川義直、尾張藩初代藩主となる
1610	慶長15	成瀬正成、尾張徳川家の付家老となる	
1617	元和3	成瀬正成、成瀬氏初代犬山城主となる	
1618	元和4	徳川義直、犬山へ御成	
1621	元和7	成瀬正成、犬山城周りを城属地として 拝領	
1623	元和9		徳川義直、木曾街道を開く
	元和 年間	二重目屋根の改造、唐破風と廻縁、高欄の設置が行われたといわれる	
1625	寛永2	成瀬正成、没す 成瀬正虎、成瀬二代犬山城主となる	
1635	寛永12	犬山祭、始まる	
	寛永 年間	成瀬正虎、犬山街道を開く 犬山城と城下町の整備が始まる	
1653	承応2	暴風雨、犬山城に被害をもたらす	
1659	万治2	成瀬正親、成瀬三代犬山城主となる	
1660	万治3	犬山居城郭内中置漏刻(水時計)鼓の設置	犬山の鵜飼漁が本格的になる
1663	寛文3	成瀬正虎、没す	
1664	寛文4 ～5	町裏の総構の土居を一部築き直す 総構の所々に木戸を設置	
1665	寛文5	大地震により犬山城石垣を破損 この頃、松の丸整備(雑木払い、松を植樹)	

西暦	和暦	犬山城に関する出来事	犬山城に関連する動き
1703	元禄16	成瀬正親、没す 成瀬正幸、成瀬四代犬山城主となる	
1707	宝永4	宝永地震により松の丸南側石垣2箇所、 坤櫓石垣1箇所破損、天守に異常なし	
1713	正徳3	暴風雨、洪水あり、天守に被害	
1714	正徳4	天守修復	
1731	享保16	大風により、鯰瓦破損	
1732	享保17	成瀬正泰、成瀬五代犬山城主となる	
1743	寛保3	成瀬正幸、没す	
1768	明和5	成瀬正典、成瀬六代犬山城主となる	犬山鶴飼が衰退
1785	天明5	成瀬正泰、没す	
1809	文化6	成瀬正寿、成瀬七代犬山城主となる	成瀬正典、犬山鶴匠を犬山から追放
1810	文化7	成瀬正寿の援助により犬山焼丸山窯開窯	
1820	文政3	成瀬正典、没す	
1838	天保9	成瀬正寿、没す 成瀬正住、成瀬八代犬山城主となる	
1842	天保13	余坂村からの出火が城郭に飛び火し、 坤櫓・巽櫓、松の丸御殿、道具櫓・宗 門櫓、屏風櫓、矢来門、松の丸表門、 黒門と櫓に続く高塀が焼失 焼失した櫓の再興、松の丸御殿の復興	
1857	安政4	成瀬正住、没す 成瀬正肥、成瀬九代犬山城主となる	
1865	慶応元	松の丸南東の石垣が長さ5間、高さ9 間にわたって崩壊し、巽櫓が傾く	修復願を幕府に提出し修復されたと 推定
1868	明治元		犬山藩成立
1869	明治2	成瀬正肥、版籍奉還を上奏 成瀬正肥、版籍奉還し、犬山藩知事に 任ぜられる 藩庁は旧西御殿、知事屋敷は三光寺御殿	
1871	明治4	犬山城が廃城となる	廃藩置県により、犬山藩を犬山県と する(県庁は西御殿) 犬山県、名古屋県に合併
1872	明治5		名古屋県が愛知県に改称
1873	明治6	廃城令により、犬山城が「廃城」となり、 犬山城の建物など一部が払い下げられ、 稲置村が落札	全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定 方(廃城令)発布 太政官が府県に対して公園設置の布告

西暦	和暦	犬山城に関する出来事	犬山城に関連する動き
1874	明治7	愛知県が教部省、内務省に対して「犬山城建物并地所等御払下之儀ニ付伺」を提出、稲置村から針綱神社の城内への遷座と「人民偕楽公園」開設の旨懇願	
1875	明治8	内務省が愛知県に対して城郭一帯の地所と天守を「犬山町全区之公園」とし、保存を土地の人民に任せることを指示 旧城郭のうち11,106坪を公園地(内1,268坪は針綱神社遷座地)、周囲の山林3,120坪は風除けのために従前のまま保存された 残っていた城郭内の門、櫓、倉庫、高塀は払い下げられた	地租改正事業始まる 犬山城域を敷地とした公園が設置され、稲置公園(愛知県管理)となる
1876	明治9	天守の一般公開開始、拝観料徴収(公園も含めた日常の維持管理は稲置村)	地押丈量開始 犬山市域の地押丈量、「沽券地」を除いて完了
1878	明治11	公園が丹羽葉栗郡役所の管理となる	「郡区町村編成法」の制定
1882	明治15		針綱神社、現在地に遷座(公園化計画の完成)
1886	明治19		郷瀬川開削(氾濫防止のための放水路)
1891	明治24	天守の西側、東南隅と北西隅の附櫓が石垣の崩壊とともに崩れる	濃尾地震発生
1892	明治25	天守の修繕寄付金募集開始	
1895	明治28	犬山城、愛知県より旧犬山藩主成瀬正肥へ条件付無償譲与、天守を含むすべての城地を成瀬家が受領し個人所有となる 犬山城修復工事開始	
1899	明治32	犬山城修復工事竣工 2つの附櫓は撤去された	
	大正年間		旧西御殿跡地に犬山町公会堂が建設される
1931	昭和6		「名勝木曽川」指定
1932	昭和7	城山浄水場新設(杉の丸内)	
1935	昭和10	「犬山城」、(旧)国宝に指定(国宝保存法)	
1952	昭和27	「犬山城」、国宝(建造物)に再指定(文化財保護法)	
1954	昭和29		「犬山市」誕生
1959	昭和34	伊勢湾台風により天守も甚大な被害を受ける	
1961	昭和36	犬山城の解体修理工事開始(昭和大修理)	

西暦	和暦	犬山城に関する出来事	犬山城に関連する動き
1963	昭和38		犬山市体育館竣工
1964	昭和39	三光稲荷神社、三光寺山から犬山城松の丸跡に移される	木曾川周辺地域、「飛騨木曾川国定公園」に指定
1965	昭和40	復元附櫓完成 犬山城修理完工開城式挙行 犬山市が国宝犬山城天守の管理団体に指定される	
1968	昭和43	城山浄水場廃止	
1985	昭和60		都市計画決定された都市緑地として、三光寺山が犬山丸の内緑地となる
2004	平成16	財団法人犬山城白帝文庫が設立、犬山城が個人所有から財団所有となる	
2013	平成25	財団法人犬山城白帝文庫が公益財団法人犬山城白帝文庫に移行	
2017	平成29	落雷による天守の鯨の損壊が判明 旧犬山市体育館跡地(犬山城西御殿跡)発掘調査実施	犬山市体育館除却
2018	平成30	旧城郭の一部が「史跡犬山城跡」に指定され、犬山市が管理団体に指定される 天守耐震補強・部分修理工事開始	
2019	令和元	天守耐震補強・部分修理完了	

2 史跡関係の既往調査・研究

(1) 発掘調査の成果

史跡犬山城跡及びその周辺での発掘調査として、平成7年(1995)に駐車場整備に伴う三光寺遺跡(三光寺御殿跡)の調査を行った。また、平成21年度から23年度にかけて、3回にわたって、犬山城の遺構の残存状況や城郭構造の変遷を把握するために、「犬山城城郭調査事業」として、14ヶ所のトレンチを設定し、発掘調査を実施した。さらに、平成29年度には犬山城西御殿跡と推測される旧犬山市体育館跡地の発掘調査を実施した。調査結果については『犬山城総合調査報告書』第4章第3節発掘調査(鈴木正貴 2017)を基にまとめた。

調査区12(旧名鉄犬山ホテル敷地内)は史跡指定地外ではあるが、城郭の東側に存在した堀跡と推定されているため、城郭に関連する施設跡として下記に含める。

表2.5 発掘調査履歴

調査区	年度	事業箇所	内 容
1	平成7年(1995)	三光寺遺跡	現在の犬山丸の内緑地及びキャスルパーキング付近に所在した「三光寺御殿」の遺構を確認するための調査。江戸時代の石組溝の下位に南北方向に延びた大型遺構を検出。戦国時代から織豊期まで遡る可能性が指摘されている。

調査区	年度	事業箇所	内 容
2	平成 21年 (2009)	本丸東側斜面	本丸東側斜面の中腹にある狭い平坦面の性格把握のための調査。 西部で硬いチャートで構成された山の斜面を削って急峻な崖面を作り出した切岸を確認。切岸は平坦面を挟んで2段構成となっている。礫層から12世紀末～13世紀中期頃と18世紀以降の陶磁器類が出土し、その他瓦類も出土したが、これらから切岸の構築年代を推定することは困難である。
3		本丸東側の山裾平坦面	江戸時代の絵図で東谷の武家屋敷地と想定されていた部分を確認するための調査。 明治19年(1886)の郷瀬川開削後に平坦面が造成されたため、武家屋敷の遺構面は滅失されたものと推定。
4		樅の丸の南西、現三光稲荷神社の北西にある山裾平坦面	江戸時代の絵図で西部の武家屋敷地と想定されていた部分を確認するための調査。 地山を削り残す形で構築された土塁状遺構を確認。
5		樅の丸西側の空堀	空堀の断面形状確認のための調査。標高約57メートル付近で堀底を検出、土塁との高低差は約3メートルであることが判明。堀底は幅約3.5メートルの平坦面で、横断面は逆台形であることが判明。堀の西側及び東側の斜面は人工的に岩盤が削られ、45度の傾斜になっていた。東側斜面下端部で石積みらしき石材を確認。調査区10での調査結果を勘案すると切岸最下部に構築された石垣の一部である可能性が高い。
6		本丸西側の空堀と帯状平坦面(土塁)	空堀の断面形状確認のための調査。標高約60メートル付近で堀底を確認、幅約2メートルの平坦面を検出、横断面は逆台形であることが判明。平坦面との高低差は約1.2メートルであった。 本丸から樅の丸の東側にかけて伸びる堀は切岸と一体化されていることを確認。
7	平成 22年 (2010)	本丸東側斜面	調査区2で確認された切岸の南側への連続性を確認するための調査。最大で約2メートルの土砂の下位にチャートの岩盤を削り急峻な崖に加工された切岸と下部の平坦面を確認。切岸は高低差約3.5メートルで傾斜は約80度であった。切岸直下の平坦面からは遺構は検出されなかった。
8		杉の丸東側斜面	測量調査で確認された南北に延びる平坦面の性格把握のための調査。調査区西壁にある岩盤は、高低差約2.5メートル、傾斜約60度の人工的な切岸であることを確認。本丸周辺で確認された(調査区2、6、7)切岸と比較して、高さは低く緩いことから、逆に本丸周辺は元々急峻な地形を生かして強固に防御されていたことが明らかとなった。

調査区	年度	事業箇所	内 容
9	平成 22年 (2010)	桐の丸東側斜面	測量調査で確認された平坦地の実態把握のための調査。人頭大の川原石(円礫)が8段積まれた、高さ約2メートルの石積みを確認。円礫の隙間には砂が充填され、崩落防止のために補強されていた。石積みの裏側には裏込施設は確認されなかった。土留めとして近代以降に積まれたものと推定される。
10		樅の丸南西側斜面	調査区5で検出された堀と石積みの一部の範囲と性格把握のための調査。堀の東側で概ね直方体状の石材で積まれた石垣を確認。調査区5で検出された石垣と違って、大手道から見える位置にあり、見せることを意識して構築された石垣である可能性が高い。近世初頭に構築された石垣である可能性が考えられる。
11		本丸南部の西側斜面	堀の西側の土塁状況を確認するための調査。堀の横断面は逆台形状となり、底部は平らに加工されていることが確認された。
12	平成 23年 (2011)	犬山城城郭の東側 (旧名鉄犬山ホテル敷地内) * 史跡指定地外	東側の堀の残存状況と範囲を確認するための調査。堀の範囲の特定には至らず。また堀底部の検出には至っていないが、堀埋土は水分を多く含み、近世後期の陶器が出土した。絵図から水堀であったことが推定されており、堀が今もなお地下に良好に保存されていると推測される。
13		犬山城城郭の南端 (大手門まちづくり拠点施設敷地内) * 追加指定候補地	大手門から東に延びる堀の範囲を確認するための調査。堀1条と集石遺構1基を検出。
14		犬山城城郭の南端 (旧犬山市福祉会館駐車場内) * 追加指定候補地	大手門枡形の遺構残存状況把握のための調査。調査区南壁付近で堀(大手門から西に延びる近世犬山城に伴う堀と推定)の北端部分、さらにその北側から土塁の基礎部分と推定される盛土を検出。土塁の下から16世紀前半頃の溝を検出。
15		旧犬山市体育館西側	犬山城西御殿に関する遺構の残存状況確認のための調査。近世以前の遺構は検出されなかった。
16	平成 29年 (2017)	旧犬山市体育館跡地	平成29年に撤去された旧犬山市体育館の跡地における、西御殿に関する遺構の残存状況確認のための調査。礎石跡や井戸等を確認。井戸及び三和土と推定される不明遺構が西御殿に関連する遺構であると考えられ、西御殿の所在を立証できた。



図2.3 発掘調査区 位置図

(2) 石垣調査の成果

犬山城城郭の中心部である城山に残存する地上遺構としての石垣を対象として、石垣の分布、残存状況、石材、石積手法および破損状況等を調査した。調査対象範囲は、縄張りを基準とし

て7地区に区分けした。これらの石垣の状況は『犬山城総合調査報告書』に、「犬山城石垣 積み方一覧」及び「犬山城石垣 破損状況等一覧」としてまとめられている。ここでは、『犬山城総合調査報告書』の中から、各調査区における石垣等の現況を述べる。近世における石垣修理の記録等については、「第2章 第3節(3)オ 近世における石垣修理」を参照されたい。

ア 天守台

天守の基礎となる石垣である。近世における修理の記録はほとんど見られないが、明治24年(1891)に発生した濃尾地震による被害が大きく、大部分が積み直されたと考えられている。その後、昭和36年(1961)から昭和40年にかけて実施された昭和の大修理において、根石を残して積み直された。

イ 本丸

天守が所在する、城山の最上部にあたる曲輪である。最古の城下町絵図と言われている「犬山城絵図(正保4年(1647))」(以降、「正保城絵図」)(図2.4参照)にも石垣が描かれている。濃尾地震による被害状況は不明であり、近年の修理実績はない。

ウ 樅の丸

本丸の南西に位置し、城山の中腹にあたる曲輪である。「正保城絵図」にも石垣が描かれている。濃尾地震による被害状況は不明であり、近年の修理実績はない。

エ 杉の丸

本丸の南東に位置し、城山の中腹にあたる曲輪である。昭和7年から昭和40年代まで、城山浄水場が存在した場所である。「正保城絵図」にも石垣が描かれている。濃尾地震による被害状況は不明であり、近年の修理実績はない。

オ 桐の丸

杉の丸の南に位置する曲輪である。現在は、針綱神社本殿などが所在する。針綱神社は明治15年に現在地に移されている。「正保城絵図」にも石垣が描かれている。針綱神社の現在地への移転に伴って構築された石垣も多く分布し、当初の石垣が失われている場所もある。近年の修理実績はない。

カ 松の丸

桐の丸の南に位置し、かつて松の丸御殿が所在した場所である。現在は針綱神社の参集殿や三光稲荷神社などが所在する。三光稲荷神社は昭和39年に現在地に移された。「正保城絵図」には石垣が描かれておらず、資料上、当該地において石垣が初見されるのは、「犬山御城当分之絵図(寛文8年(1668))」である(図2.5参照)。針綱神社や三光稲荷神社の現在地への移転に伴い構築された石垣も多く分布し、当初の石垣が失われている場所もある。近年の修理実績はない。

キ 七曲等

本丸北側にあり、搦手にあたる部分である。急斜面地であることから、昭和50年代に実施さ

れた砂防工事により土留の石積みが構築されている。

また、城山の東側にあり、明治19年(1886)に開削された人工的な河川である郷瀬川の河口付近には、かつて丑寅櫓が所在したとされており、櫓台の一部が現存している。



図2.4 「犬山城絵図」
正保4年(1647)
(徳川林政史研究所所蔵)
(部分)



図2.5 「犬山御城当分之絵図」
寛文8年(1668)
(犬山城白帝文庫所蔵)
(部分)

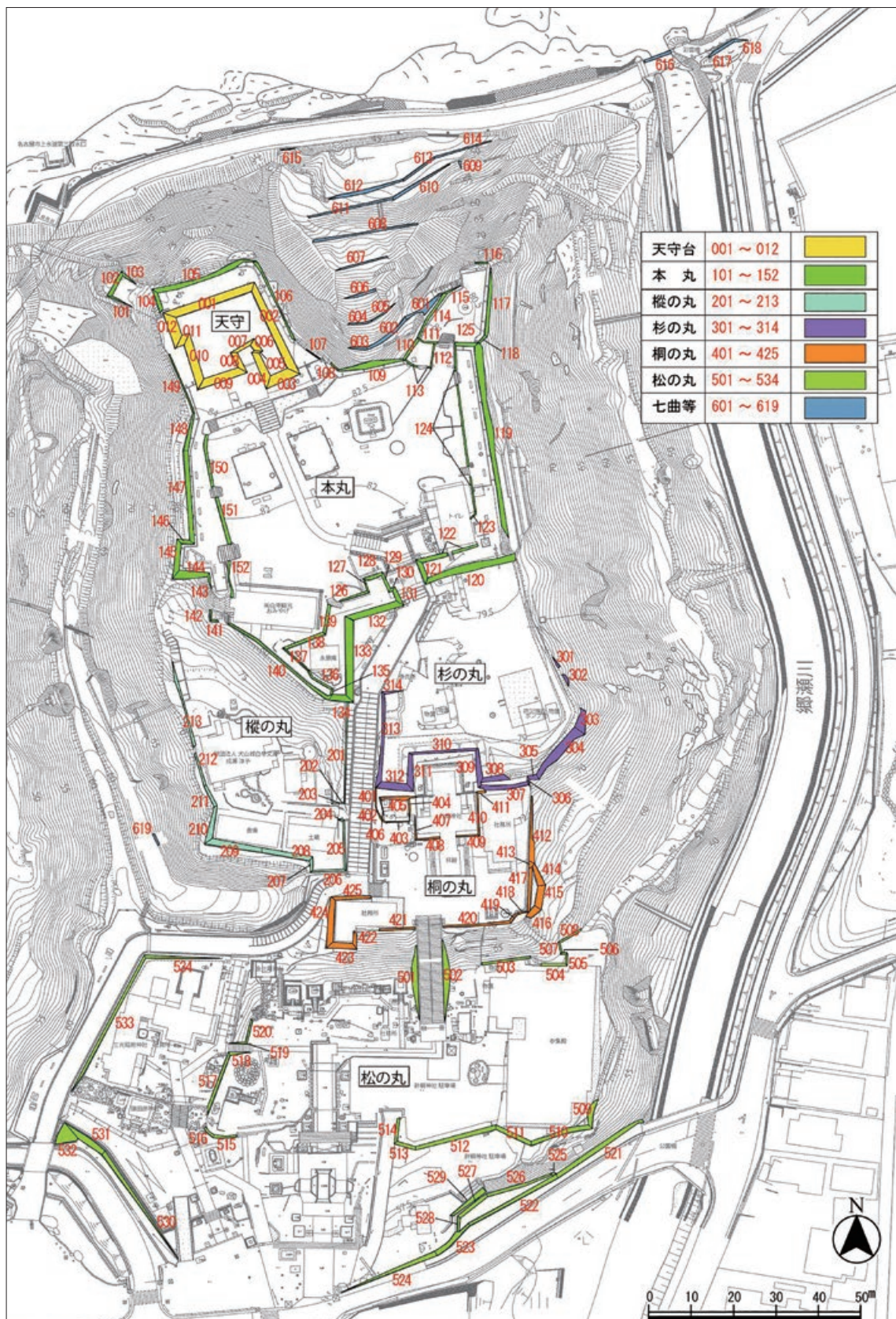


図2.6 犬山城石垣分布図
(犬山城総合調査報告書を基に加工・編集)

(3) 歴史資料調査の成果

ここでは、絵図をはじめとする歴史資料調査に基づく犬山城の曲輪配置、城郭内に存在した建造物などの研究成果について『犬山城総合調査報告書』（犬山市教育委員会 2017）を基にまとめる。各項目における『犬山城総合調査報告書』の参照箇所は以下のとおりである。

- ア 犬山城の縄張り（曲輪の配置と大手道）「第5章第1節第1項 縄張り/千田嘉博」
- イ 曲輪の名称の変遷「第4章第2節第1項(1) 曲輪の名称/麓和善」
- ウ かつて存在した建造物「第4章第2節第1項(2) 各曲輪における建造物の配置およびその変遷/麓和善」
- エ 近世における石垣修理「第4章第4節第4項(2) 近代以前の石垣修理について」

ア 犬山城の縄張り（曲輪の配置と大手道）

犬山城は、天守のある本丸を最高所の北端に置き、南に向かって中央に大手道を開いている。大手道の東側に杉の丸、桐の丸、松の丸が、大手道の西側に樅の丸がそれぞれ階段状に配置されている。本丸を含むすべての曲輪は相互に行き来できないよう設計され、大手道を介して半独立的に接続する基本構造となっていることが特徴的である。

測量図によると、大手道は樅の丸に向かって西側に傾斜していく旧地形のぎりぎり西端に設計されており、地形に沿って曲輪を配置した場合、樅の丸は大手道から見下ろされた下位空間になるはずであった。しかし、樅の丸の大手道側に竪石垣を築くことにより、本来の地形による空間の上下関係を逆転し、樅の丸は大手道を見下ろす空間となり、大手道の防御を可能にした。

杉の丸、桐の丸が大手道に対して重層の櫓を設けたのに対して、樅の丸には大手道に対して櫓が設けられず、大手道を挟んで東側の杉の丸、桐の丸といった2つの曲輪から見下ろされる関係にあり、2つの曲輪に対して下位の序列を与えられていた。

大手道が行きつく本丸の入り口には「鉄門」と呼ばれる櫓門があった。そしてその櫓門の前で大手道は大きく屈曲し、その先には城道の前後を仕切る形で「岩坂門」と呼ばれる門が設けられ、外枳形Aを構成した。さらに、この岩坂門を南に出た大手道は、杉の丸、桐の丸、樅の丸に囲まれて見下ろされた直線区間を構成し、桐の丸の張り出しに対応して大手道が西側へ直角に折れ曲がった先に「黒門」を設置し、外枳形Bを構成した。さらに「黒門」を出た大手道は西に向かいながら、二度屈曲して「矢来門」に至り、外枳形Cを形成した。「矢来門」を出た大手道は、さらに南に屈曲して「中門」に至り、外枳形Dを形成した。

このように犬山城の縄張りは外枳形コンプレックス（複合体）を軸として全体が構成されており、縄張り構成はよく遺存している。



図2.7 「原図 犬山城修復願雛形絵図」安永9年(1780)
(犬山城白帝文庫所蔵) (一部加工・編集)

イ 曲輪の名称の変遷

犬山城に関する最古の城下町図といわれている、「正保城絵図」(図2.4)によると、天守が位置する最高所の曲輪は「本丸」、大手道に沿った東側の2つの曲輪と西側の曲輪はそれぞれ「二ノ丸」となっており、大手道の最下段の東側の曲輪には「三ノ丸」と記されている。続いて寛文7年(1667)の「犬山城絵図」(図2.8)では、「正保城絵図」と比べて本丸という名称は変わらないが、「二ノ丸」と記された3つの曲輪のうち、大手道の東側の2つの曲輪には上から「杓ノ丸」、「桐ノ丸」と記され、大手道を挟んだ向かい側の曲輪には何も記されていない。また同じく「正保城絵図」で「三ノ丸」と記されていた最下段の曲輪には「松ノ丸」と記されている。「正保城絵図」では二の丸が3つあったが、それらを区別した呼称が必要となったことに加えて、犬山城の特徴でもある縄張りの性格上、数字による一般的な呼称では不都合が生じたために、木の種類による呼称としたのではないかと考えられている。

さらに寛文8年の「犬山御城当分絵図」(図2.5)によると、寛文7年の「犬山城絵図」には曲輪名が記されていない大手道の西側の曲輪には、「白土丸」と記されているが、ほとんど同時期の寛文8年に作成されたと考えられる「尾張国犬山城絵図」(図2.9)では、大手道西側の曲輪は空白であり、「正保城絵図」に「三ノ丸」、寛文7年の「犬山城絵図」に「松ノ丸」と記された最下段の曲輪に「二ノ丸」と記されているなど混乱が見られる。

最終的には天和元年(1681)の「尾張国犬山城絵図」(図2.10)に見られるように、「本丸」、「杓ノ丸」、「桐ノ丸」、「樅ノ丸」、「松ノ丸」という呼称に落ちついたとみられる。



図2.8 「犬山城絵図」
寛文7年(1667)
(犬山城白帝文庫所蔵)
(部分)



図2.9 「尾張国犬山城絵図」
寛文8年(1668)
(犬山城白帝文庫所蔵)
(部分)



図 2.10 「尾張国犬山城絵図」
天和元年(1681)
(犬山城白帝文庫所蔵)
(部分)

ウ かつて存在した建造物

絵図から確認できる門、櫓等については下記のとおりである。史跡犬山城跡には、かつての門や櫓は現存していないが、一部は礎石が残っており、寺院等に移築されている門や櫓もある。その他、石垣等を含む建造物について以下にまとめる。

【本丸】

「正保城絵図」には、本丸の周囲に石垣が築かれ、北西隅に天守がある。天守は三重で南面と西面に附櫓を備えており、現状と変わりはない。現存するのは天守のみで、七曲門は門の礎石が、千貫櫓は石垣のみが残されている。これら以外の建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

本丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

天守(北西隅)／番所(鉄門を入ったところ)／下番所(鉄門入口の石段上)／七曲門(北東隅櫓門)／大砲櫓(南東隅櫓)／大門(鉄門)(南面櫓門)／鉄砲櫓(南西突出部先端)／弓矢櫓(西面中ほど)／千貫櫓(天守北西奥)／七曲門から大砲櫓にかけての多聞櫓(東辺)

【杉の丸】

「正保城絵図」によると周囲に石垣が築かれており、地形上本丸より一段低くなっている。北辺は本丸南面の石垣に、西辺は大手道に接しており、南東隅と南西隅に櫓が組まれ門も配され

ていた。これらの建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

杉の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

器械櫓(南東隅櫓)／御成櫓(南西隅櫓)／器械櫓から本丸にかけての多聞櫓(東辺)

【櫓の丸】

「正保城絵図」によると、周囲に石垣が築かれていた。地形上本丸よりも一段低くなっている。北辺は本丸の南西面の石垣に、東辺は大手道に接し、東門(開口のみ)を構え、南西隅に櫓が組まれていた。これらの建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

櫓の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

屏風櫓(南西隅櫓)

【桐の丸】

「正保城絵図」によると、周囲に石垣が築かれていた。地形上杉の丸よりも一段低くなっている。北辺は杉の丸南面の石垣に、西辺は大手道に接しており、北寄りに門(西門、開口のみ)を構えていたが、門跡の礎石は残っていない。南東隅と南西隅に櫓が組まれていた。宗門櫓は廃城後に払い下げられ、現在は江南市の個人宅に移築されている。その他の建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

桐の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

宗門櫓(南東隅櫓)／道具櫓(南西隅櫓)

【松の丸】

「正保城絵図」によると、桐の丸と大手道に接する北面以外は土塁となっていた。桐の丸よりも一段低くなっており、北面東側は桐の丸南面の石垣と接していた。北面西側は大手道に面し、門が構えられていた。南東隅と南西隅に櫓が組まれていた。松の丸門(北西隅)と松の丸裏門(北東隅)は廃城後に払い下げられ、それぞれ愛知県一宮市にある浄蓮寺と犬山市にある常満寺に移築されたと伝わる。松の丸門跡は礎石のみが残る。その他の建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

松の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

松ノ丸門(表門)(北西隅、大手道に面する)／松ノ丸裏門(北東隅)、巽櫓(南東隅櫓)／坤櫓(南西隅櫓)

【大手道】

大手道上には第一から第四まで4つの門があった。本丸の鉄門から南に下ると岩坂門(第一の門)、さらに南下し、桐の丸の南西隅櫓(道具櫓)のところでいったん西に折れ曲がる場所に黒門(第二の門)、黒門を出てすぐに南に折れて松の丸に突き当たり、さらに松の丸に沿って西に折れた先に矢来門(第三の門)、矢来門を出て、松の丸の西側の堀に沿って南に折れると城山の入口となり、そこに中門(第四の門)が設けられていた。これら4つの門は現存しないが、黒門は2箇所礎石が残っている。また、矢来門と黒門は廃城後に払い下げられ、それぞれ愛知県扶桑町にある専修院、愛知県大口町にある徳林寺に移築されたと伝わる。

また、中門を入れて大手道左手に城番のための風呂屋があった。遺構は残っていない。

【城山外縁部】

城山北麓

城山の北麓は木曽川畔になっており、木曽川に沿って東西に延びる石垣が築かれていた。その西端には水之手門があり、石垣上に水之手櫓があった。東側に行くと、途中に東谷門があり、さらに東に進むと、東端に丑寅櫓があって、その櫓の西側の石垣の中に埋門が設けられていた。

これらの建造物は現存しておらず、水之手櫓及び丑寅櫓の石垣が残存しているのみである。

城山東麓

城山の東麓は堀と土塁が南北に延び、途中の堀の中に馬出しが設けられていた。馬出しの西側に土塁が築かれ、その土塁上に石垣を築いて内田門が設けられた。その西側の、松の丸に至る道の入り口に榊門、内田門の南側に土蔵造の塩硝蔵、同じ平坦地の南端に虎口の石垣があり、虎口の門として清水門があった。この土塁の内側には侍屋敷や足軽屋敷があった。また、清水門を出ると、松の丸南面の水堀にぶつかり、その外側の道と接続するようになっていた。

これらの建造物は現存していない。また、この城山東麓部分は、明治期に郷瀬川が本来の城域に入り込む形で開削されたため、遺構が分断されており、残っていないものと思われる。現在の旧名鉄犬山ホテル敷地の西端は、馬出し周辺にあたる。

城山西麓

城山の西麓、本丸と縦の丸の山裾には堀があり、その南側の大手道を含めて、これらの西側には侍屋敷、足軽屋敷、馬場があった。また、西側の木曽川の河原に沿って築かれた石垣の北寄りには、埋門が設けられていた。

これらの建造物は現存していない。



図2.11 犬山城櫓・門配置図

犬山城白帝文庫歴史文化館編(2018)『図説犬山城 改訂版』公益財団法人犬山城白帝文庫

表2.6 犬山城門・櫓一覧(着色部分は移築された門・櫓)

位置	通 称	現存	現 所 在 地		基 礎	
			所有者	住 所	櫓台	礎石
大手道	中門	×				×
	矢来門	○	専修院	扶桑町柏森		×
	黒門	○	徳林寺	大口町余野		2
	岩坂門	×				×
本 丸	鉄門	×				×
	鉄砲櫓	×			○	×
	弓矢櫓	×			○	×
	千貫櫓	×			○	×
	七曲門	×				4
	大砲櫓	×			○	×
	多聞櫓	×			○	×
杉の丸	器械櫓	×			○	×
	御成櫓	×			○	×
	多聞櫓	×			×	×
桐の丸	宗門櫓	○	個人	江南市前飛保	○	×
	道具櫓	×			○	×
樅の丸	屏風櫓	×			○	×
松の丸	松の丸門	○	浄蓮寺	一宮市穂積		1
	松の丸裏門	○	常満寺	犬山市犬山		×
	巽櫓	×			×	×
	坤櫓	×			×	×
搦手路	東谷門	×				×
	水之手門	×				×
	水之手櫓	×			○	×
外縁部	内田門	○	瑞泉寺	犬山市犬山		×
	榊門	×				×
	清水門	×				×
	埋門(東)	×				×
	丑寅櫓	×			○	×
	埋門(西)	×				×
	西谷門	×				×
	大手門	×				×
	大手二之門	×				×

※その他運善寺(一宮市浅井町)山門も犬山城からの移築と伝わるが同定できていない。

エ 近世における石垣修理

犬山城の築城は天文6年(1537)といわれているが、犬山城の石垣がいつ頃から構築されたのかについては、詳細は不明である。近世以降、武家諸法度により、居城の石垣などを修復する場合には、老中から必ず許可を受けるように定められていた。近世における犬山城の石垣の修復は、犬山城主の成瀬氏により繰り返し行われており、修復許可の「老中奉書」は寛永7年(1630)から慶応元年(1865)のものまで31通が確認されている。このうち、城山に所在し、地上遺構と

して現存する石垣に関する修理は、享保13年(1728)の「尾張国犬山城絵図」(図2.12)および天保13年(1842)の「尾張国犬山城絵図」(図2.13)などに内容が記されている。



図2.12 「尾張国犬山城絵図」
享保13年(1728)
(犬山城白帝文庫所蔵)
(部分)



図2.13 「尾張国犬山城絵図」
天保13年(1842)
(犬山城白帝文庫所蔵)
(部分)

表2.7 近世における石垣修理の記録(『犬山城総合調査報告書』を一部修正)

奉書(許可状) 年月日			西暦	事象	被害状況または修理箇所 (修理許可状の日付による)
寛文8	4	30	1668		桐之丸櫓台之控土居并石垣崩候付而築直之土塁石垣新規築之櫓立直 石垣式ヶ所崩候付而築直之事同六ヶ所孕候付而築置
貞享4	10	14	1687		内田川原之方堀崩石垣孕
元禄3	10	4	1690	大雨	坤之方縦丸四間之櫓式間崩下石垣壹ヶ所崩式間残申候右櫓台之石垣高式間東北六間崩申候石垣下之土居南北七間下江式間半深サ八尺崩申候
元禄10	9	23	1697	元禄9(1696) 大雨	内田之方江続四間半ひらき申候石垣別条無之候 大手南之門北之方土居南北三間崩堀底江式間半深三尺崩込候
宝永5	2	7	1708	宝永4(1707) 地震	松之丸南方石垣式ヶ所未申之方櫓台石垣一ヶ所西方石垣一ヶ所式崩式押出候
正徳2	1	29	1712	宝永7(1710) 雷雨	北之方川手門際石垣壹ヶ所崩
正徳5	2	29	1715	正徳4(1714) 地震	松之丸西之方高堀下石垣崩壹箇処同処依西之方北之方石垣孕壹箇処同処堀西之方堀底迄崩壹箇処同所東之方石垣孕壹箇処三丸大手枡形内之門東之方石垣崩壹箇処同処大手外門際北之方石垣崩壹箇処
享保3	10	28	1718	地震	松之丸堀西之方亥壹ヶ所堀底迄堀幅五間式尺崩 三之丸大手枡形之門際南之方石垣壹ヶ所幅三間高壹丈壹尺崩
享保7	4	25	1722	風雨	松之丸南之方石垣壹ヶ所幅拾間孕申候 松之丸右之孕口ヨリ西之方石垣壹ヶ所幅拾間高五尺崩申候 松之丸西之方石垣壹ヶ所幅拾六間孕申候
享保13	10	28	1728	北風雨強	本丸北方堀下石垣壹ヶ所桐丸南方櫓下石垣壹ヶ所同東方櫓下石垣壹ヶ所同南方櫓下石垣より西之方堀下石垣迄壹ヶ所松丸南東方石垣壹ヶ所三丸大手二階門東方堀下石垣壹ヶ所同升形之内南東方櫓下石垣折廻壹ヶ所同冠木門内北方堀下石垣壹ヶ所同から堀橋台石垣東北方壹ヶ所式崩式孕候付而被築直事松丸南方石垣下土居壹ヶ所縦丸西方石垣下土居壹ヶ所桐丸南方石垣下土居壹ヶ所冠木門外北方から堀端壹ヶ所同西方から堀際壹ヶ所崩候桐丸櫓取除石垣築直如元建置事
享保17	6	3	1732	享保16(1731) 地震	松之丸西之方堀下石垣高壹間幅式拾間四尺之内式間崩拾八間四尺孕申候 同処西之方石垣下土居高四間幅拾八間崩申候 三之丸大手二階門西之方堀下石垣高式間幅五間孕申候 同処門内東之方堀下石垣高式間幅五間半孕申候 同処門外西之方堀下石垣高式間幅三間半孕申候 同処冠木門外南之方から堀端幅拾壹間堀底江三間半崩申候 同処続西之方から堀端幅拾四間半堀底江五間なだれ申候 同処西之方から堀端幅六間堀底江五間なだれ申候 同処続西之方から堀端幅式拾間堀底江五間なだれ申候

奉書(許可状) 年月日			西暦	事象	被害状況または修理箇所 (修理許可状の日付による)
宝暦4	7	21	1754	年々 地震風雨など	本丸南之方二階門際塀下石垣壱ヶ所高三間幅六間四尺孕候
安永9			1780	—	松之丸石垣三ヶ所見孕候
享和2			1802	大雨	松之丸辰巳之方櫓下石垣東平南江付高二間幅壱間三尺孕申候 同処石垣南平東江付高貳間幅貳間三尺孕申候 同処石垣下土居高八間なだれ申候
享和3			1803	大雨	松之丸辰巳之方櫓下石垣東平南江付高貳間幅壱間三尺孕申候 同所石垣南平東江付高貳間幅貳間三尺孕申候 同所石垣下土居高八間なだれ申候
文化4	9	16	1807	—	松之丸辰巳之方櫓下東石垣高貳間幅壱間三尺孕申候 同所南之方石垣高貳間幅貳間三尺孕申候 同所石垣下土居高八間幅八間なだれ申候
文政2	11	5	1819	—	三之丸南之門外橋下石垣拔落松之丸未申之方櫓下石垣 所々孕埋門北之方石垣練塀共拔落候
天保13	11	7	1842	余坂村から出 火し松之丸、 櫓、門などが 焼失	松之丸櫓式箇所桐之丸櫓式箇所樅之丸櫓台壱箇所右櫓附高 塀過半門三箇所三之丸ニ而高塀等焼失仕右櫓附之石垣餘 多焼損仕外ニ松之丸門壱箇所前以破損有之候処火事ニ而猶 更敗壞仕同所石垣并三之丸高塀下石垣孕場所茂有之候
嘉永元	6	4	1848	大雨	埋門北之方石垣高一丈三尺幅四間四尺五寸練塀共拔落申候
嘉永3	11	18	1850	大雨	松之丸土居幅五間四尺高拾壱間深三尺敗壞練壁壱間四尺 響割申候 同所南之方石垣長七間貳尺高四尺土居幅七間貳尺高八間 四尺深八尺練壁長七間貳尺敗壞同長三間半響割申候同所 西之方石垣長拾壱間四尺高五尺土居幅拾貳間四尺高七間 深四尺練壁長拾壱間四尺敗壞同右之方長四間半同左之方 長参尺響割申候
万延2	1	9	1861	万延元(1860) 強風	松之丸東南之方土居壱ヶ所同断西之方土居壱ヶ所并石垣 長四間五尺五寸高五尺練塀共三之丸北外構石垣長貳拾間 四間貳崩式孕候
慶応元	7	19	1865	—	松之丸東南之石垣長五間高九間崩櫓相傾申候

3 天守関係の既往調査・研究

天守に関する建築関係の既往調査結果を記す。ここでは昭和期の解体修理の『国宝犬山城天守修理工事報告書』(国宝犬山城天守修理委員会 1965)と『犬山城総合調査報告書』(犬山市教育委員会 2017)を主な参考資料とする。

(1) 天守の建築概要

天守は地上(石垣上)三重四階、地下(石垣内部、穴蔵)二階で、一重目と二重目の入母屋造の屋根の上に三重目の望楼をのせた望楼型である。一重目の南面東端及び西面北端に附櫓が付く。二重目の大入母屋の小屋組内に床(三階)を設けている。石垣の高さは地盤より土台下端まで5.310mで、総高が地盤より棟瓦上端まで24.103mである。内部の平面構成は次のとおりである。

表2.8 天守の平面構成

天守各階	平面構成
地下二階 (穴蔵)	三方石垣、南側に出入口、南側東寄りに階段を設ける。 面積：16.511㎡
地下一階 (穴蔵)	三方石垣、南側に窓、中央部東寄りに階段を設ける。 面積：21.735㎡
一階	東面側柱筋が石垣にあわせて南に開いた不等辺四角形平面である。幅2間(東入側の南面のみ3間)の入側(武者走り)を廻らし、内側の桁行5間、梁間4間を4室(第一の間、第二の間、上段の間、納戸の間)に間仕切る。南西隅の上段の間は床を一段高く張り、畳敷きとする。南側入側東寄りに階段を設ける。 桁行：南面東西10間 柱真々18.132m、北面東西9間 柱真々16.238m 梁間：南北8間 柱真々15.150m 面積：260.353㎡ (東南附櫓) 桁行：東面南北2間 柱真々3.818m、西面南北2間 柱真々4.287m 梁間：東西2間 柱真々3.757m 面積：15.225㎡ (北西附櫓／石落しの間) 桁行：東西1間 柱真々1.894m 梁間：南北2間 柱真々3.788m 面積：7.174㎡
二階	四周に幅2間の入側(武者走り)を廻らし、その内側の桁行東西5間、梁間南北4間は1室(武具の間)とする。南入側東寄りに階段を設ける。武具の間の東面南北両端間、西面南北両端間、南面西端間及び東端階段脇間に、それぞれ壁を設ける。他の柱間は開放で、北面西から第2間を除く各柱間、及び東西面全面の内側に2段の武具棚を設ける。 桁行：東西9間 柱真々16.238m 梁間：南北8間 柱真々15.150m 面積：246.006㎡
三階	三階は大入母屋の小屋組内に設ける。西側北寄りに階段を設ける。東西面の外に破風の間、そして南北面の外に唐破風の間が突出する。 桁行：南北4間 柱真々7.545m 梁間：東西3間 柱真々6.605m 面積：49.835㎡、延面積：81.936㎡ (破風の間) 桁行：東西1間半 柱真々2.727m 梁間：南北2間 柱真々3.772m 面積：20.572㎡ (唐破風の間) 桁行：南北半間 柱真々1.303m 梁間：東西3間 柱真々4.424m 面積：11.529㎡
四階	高欄の間と呼ばれる。外部四周に高欄付の縁を廻らす。 桁行：南北4間 柱真々7.545m 梁間：東西3間 柱真々6.605m 面積：49.835㎡

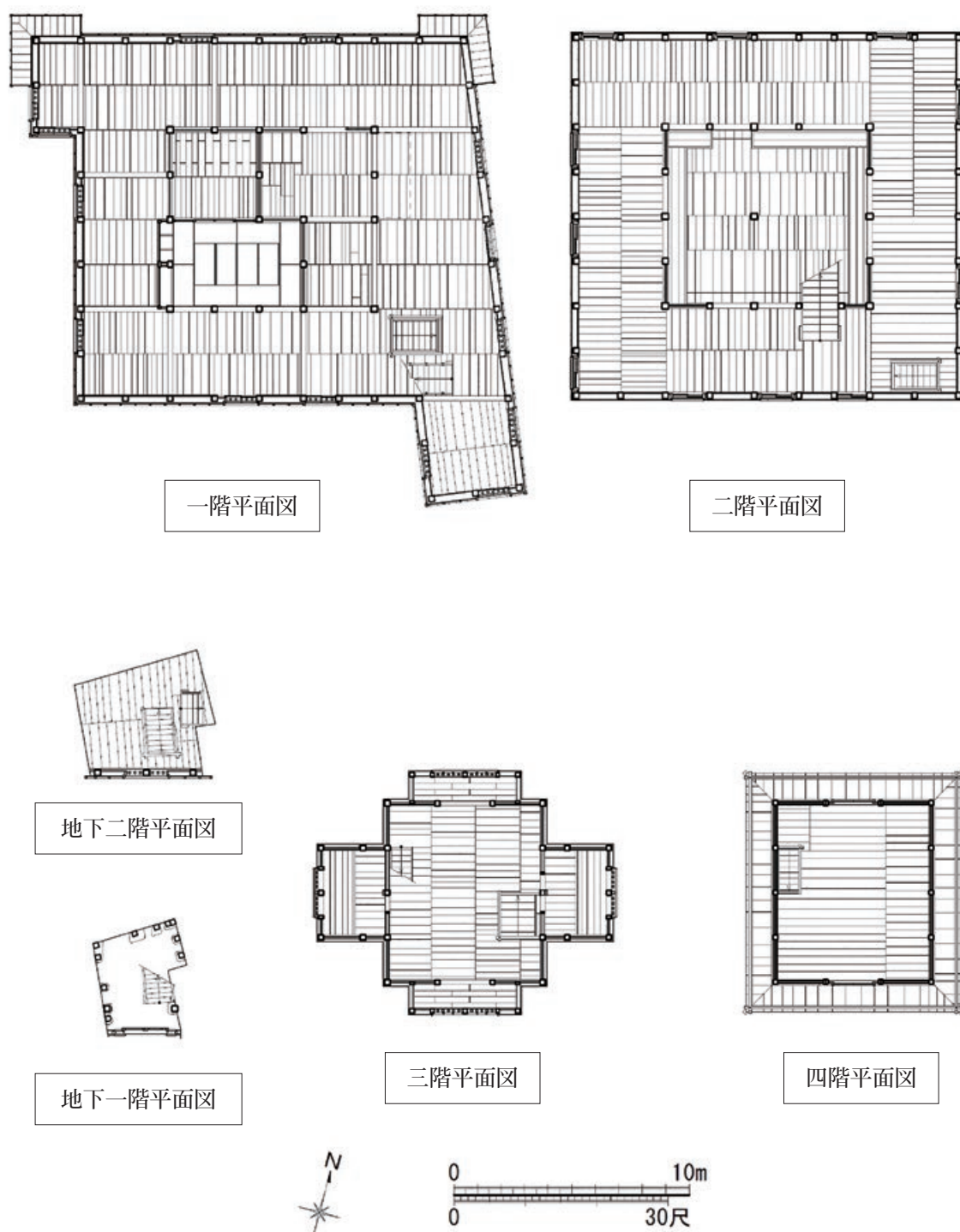


図2.14 天守各階平面図

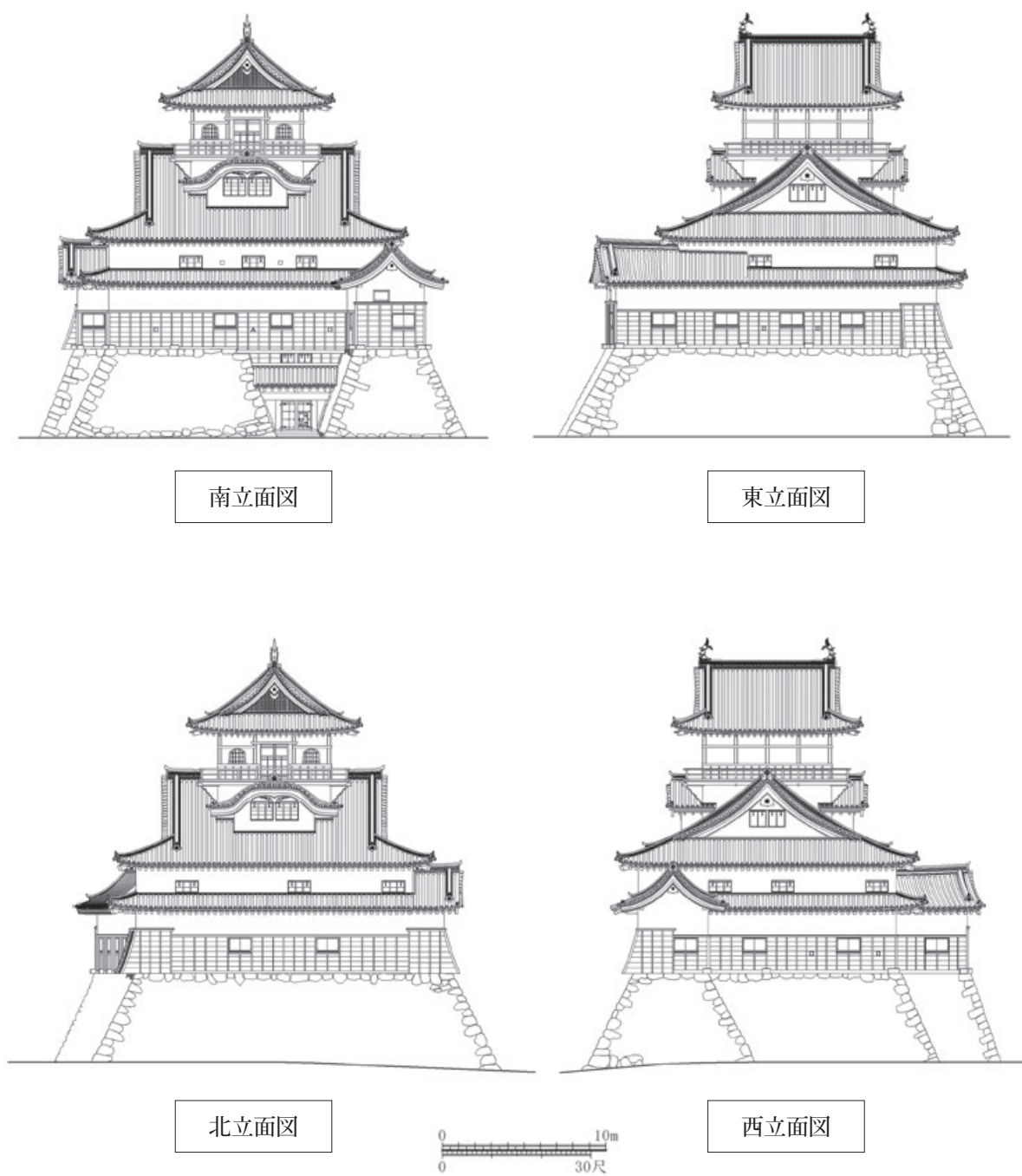


図 2.15 天守各面立面図

(2) 天守の建築形式

犬山城天守は前期望楼型天守の特徴を備え、特に二重目までの創建部分は現存天守の中でも古く、近世城郭史上重要な建築である。

表 2.9 天守の建築形式

構成部	建 築 形 式
石垣	自然石・粗加工石の乱積・布積。昭和期の解体修理の際、現存する部分の旧手法から、当初の石垣は反りのない直線式の積方であると認めた。また、天守の一階平面が矩形でなく、不等辺四角形平面になるのは石垣構築技術が未熟な前期望楼型天守の特徴のひとつであると指摘されている。
屋根	一重目：腰屋根、本瓦葺 附 櫓：切妻造、本瓦葺 二重目：入母屋造、本瓦葺、南北に唐破風、本瓦葺 三重目：入母屋造、本瓦葺、二重目の屋根の大棟の方向と異なる。 *昭和期の解体修理の際に、庇屋根などの納まりの観察より、二階造り時代の屋根は「瓦屋根以外の板葺あるいは柿葺等が適当である」と指摘されている。
外壁	一重目：総塗込大壁造、表面腰部縦棧付下見板張(墨塗)、上部白漆喰塗 二重目：総塗込大壁造、白漆喰塗 三重目：真壁造、表面腰部縦棧付下見板張(墨塗)、上部白漆喰塗
軸部	井楼式通柱構法で構築されている。詳しくは「第2章 第3節3 (4)天守の架構技術」を参照。
内装	地下二階が土間であり、その他の床は板張りとする。一階の上段の間の床は一段高く張られて、畳敷きとする。四階の床は全面カーペット敷きとする。 天井は基本的に根太天井であり、上段の間と四階のみが棹縁天井とする。 上段の間は押し板・棚・帳台構の座敷飾を備えた書院造の室内意匠としており、江戸時代(文化頃)の改造である。
装置	一階の北東隅、北西附櫓の北西隅に石落しを付ける。 三重目の周囲に高欄付の縁を廻らす。
建具	一重目：腰部に格子窓、外部外両開き戸、内部障子片引き戸(一階附櫓高窓) 二重目：格子窓、外部突き上げ戸、内部障子 三重目：南北両面の中央に外開き棧唐戸、その両側に化粧花燈窓

(3) 天守の構築

昭和期の解体修理時に行われた調査の結果、天守は以下の順番で構築されたことが明らかになった。

- ① 天守の一・二階にあたる二階造り主屋の部分は移築の痕跡がなく、当初は二重、二階で創建された。形式と手法から見て室町末期の建立と推定される。(望楼の有無は判定できない)
- ② その後、三重目(三・四階)が増築された。三・四階に移築の痕跡がなく、ほとんど新材

で建てられた。様式、手法から見て、慶長初年頃のものとは推定される。

- ③ 南北面の唐破風が付加された。二重目屋根の破風と妻壁位置を前方に出し、大棟の位置を下げて、三重目の周囲に縁と高欄が廻らされ、現在の姿になった。

(4) 天守の架構技術

天守は「井楼式通柱構法」の特徴を示している。「井楼式通柱構法」とは、側柱及び入側柱を中心に二階分ずつ通柱を配して、その上に梁を井桁に組み、これを一つの構造単位として、二～三単位を重ねる構法である。犬山城天守の場合は、一・二階と三・四階それぞれ二階ずつの構造単位を二段重ねている。また、天守の一階の側柱筋は二階の側柱筋より東に振れ、腰屋根の勾配も捻じれることになるため、垂木の反りを1本ずつ変えることによって、この捻じれを解消している。

(5) 天守の木材加工法

天守の柱の表面には多様な加工痕が残っている。天守の創建部分に当たる一・二階に、古来の打ち割り法や、14世紀頃に中国から伝来した大鋸挽痕と台鉋痕まで、多様な木材加工法のパターンを表す。一方、増築部分に当たる三・四階部分に、主に台鉋による木材加工法を表し、その平滑な仕上げは一・二階の粗い加工痕と対照的である。今後木材の年輪年代の調査結果と合わせて考察することで、さらに木材加工法の発展段階が明白になることも期待できる。

第4節 計画対象範囲の周辺環境

1 自然的環境

(1) 位置

犬山市は、愛知県の北西部に位置し、東経136度56分39秒、北緯35度22分43秒にあり、東西約12.3キロメートル、南北約12.6キロメートルに広がる、総面積74.90平方キロメートルの市である。

北は木曽川を隔てて岐阜県各務原市、東は岐阜県可児市・多治見市、南は愛知県小牧市・春日井市と西は扶桑町・大口町と隣接している。市域の北部を流れる木曽川は全長約230キロメートルの一級河川であり、岐阜県との県境をなしている。特に流域の中で可児市から犬山市までの区間は、木曽川沿岸の風景がヨーロッパ中部を流れるライン川の絶景に似ていることから、大正2年(1913)に地理学者の志賀重昂により「日本ライン」と命名された。木曽川は犬山市から濃尾平野に向かって流れ、平野を潤しながら長良川、揖斐川とともに伊勢湾に注いでいる。

市域の東部には標高約130メートルから200メートルの愛岐丘陵が、西部には木曽川の運んできた砂礫によって形成された大規模な犬山扇状地が広がる。愛岐丘陵と犬山扇状地との間には、「犬山台地」と呼ばれる標高約40メートルから80メートルの台地が広がり、その台地上に犬山市街地が発達している。

史跡犬山城跡は、木曽川沿いに接する標高約85メートルの通称「城山」と呼ばれる独立した丘陵を中心とし、その南側に城郭が形成されている。山頂部分に天守を構え、その背後は木曽川まで落ちる断崖となっている。

(2) 地理・地形

犬山市東部の城東地区の東半分と池野地区は丘陵地帯(愛岐丘陵)となっており、それを挟むように北に美濃山地、南に尾張三山をはじめとする尾張山地が広がっている。城東地区の西半分と楽田地区、羽黒地区、犬山地区は標高30～50メートルの扇状地および河岸段丘上の台地で平坦地となっている。丘陵地帯と平坦地との中間部は里山になっている。山地と平野では地質が大きく異なり、山地は中・古生代の地層や、それらに貫入してきた火成岩からできている。これらの地層は完全に固結していて、非常に硬い。一方、平野は新世代の地層からできているので、堆積してから固まるまでに十分な時間が経っておらず、あまり硬くない礫や砂で構成されており、「小牧・犬山段丘堆積物」と呼ばれている。

史跡犬山城跡が立地する通称「城山」は、木曽川沿いに接する標高約85メートルの独立した丘陵を中心とし、その南側に城下町を含む城郭が形成されている。「城山」は山地に属し、赤褐色を呈するチャートと呼ばれる岩石の地層で構成されている。チャートは火打石にも使用される非常に硬い岩石であり、風化に強く、地層の年代から「美濃帯中・古生層」と命名されている。

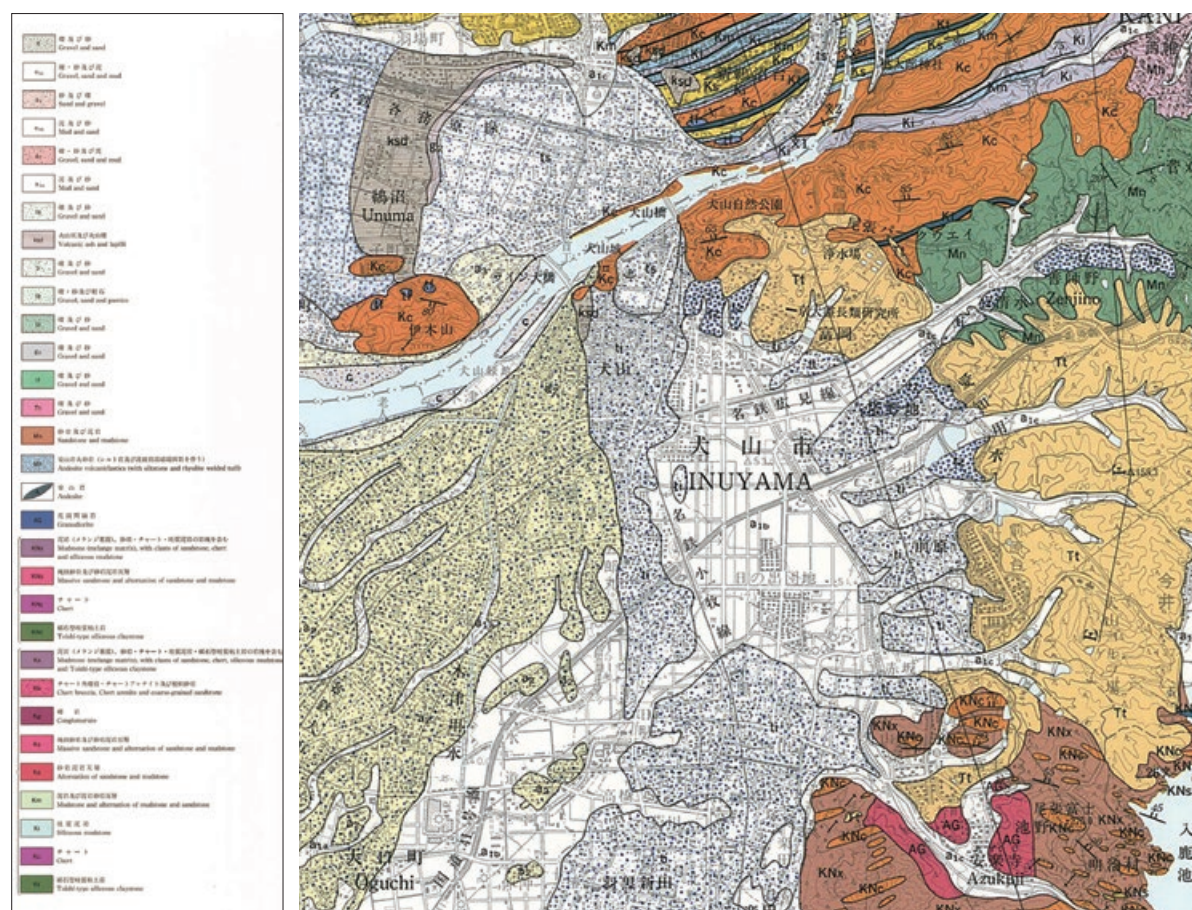
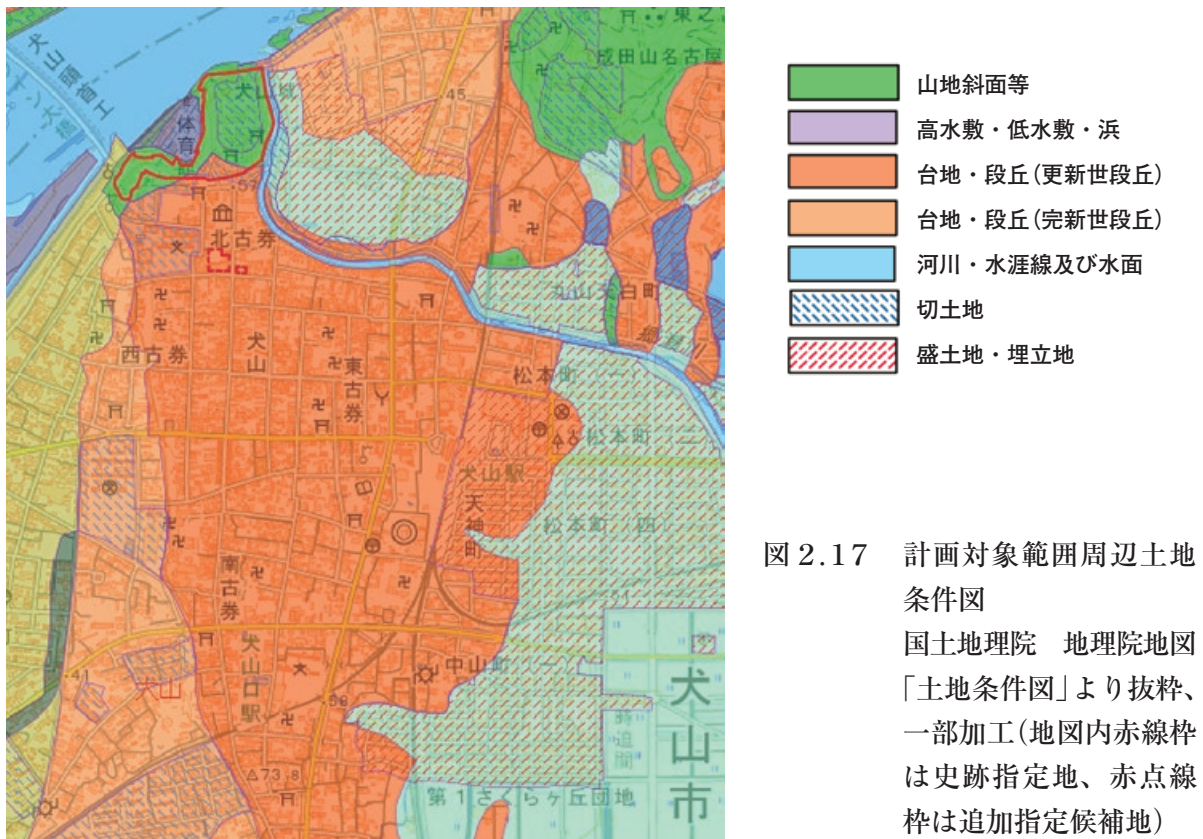


図2.16 計画対象範囲周辺地質図

(地質調査総合センター 地質図表示システム 地質図Navi、
「5万分の1地質図 岐阜」より抜粋、一部加工)



(3) 植生

犬山市域総面積74.90平方キロメートルのうち、森林面積は33.82平方キロメートルで、総面積の約45パーセントを占めている。このうち、22.14平方キロメートル(64.6パーセント)は「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」である地域森林計画対象民有林で、人工林は3.8平方キロメートル(17パーセント)である。

犬山市域の植生の種類は、平坦地に主としてスダジイ林、比較的高位置にツブラジイ林が成立している。史跡指定地一帯は森林法による保安林制度の下、保安林指定区域(風致保安林)に指定されており、スダジイの代表的な残存林である。この森林は極相と考えられる自然林で、生態学的に貴重な歴史的遺産である。この風致保安林地区の延べ面積は0.42平方キロメートルである。また史跡指定地には、地域森林計画対象民有林もある。

平成27年度(2015)、令和元年度(2019)、令和2年度には史跡指定地を対象にした樹木調査が行われている。史跡指定地のうち、城山外縁部と三光寺山を対象に作成した相観植生図(図2.21)では、アラカシ、シラカシ、スダジイの優占するシー-カシ林が広範囲を占めていた。シー-カシ林は、局所的に分布するムクノキの優占する落葉広葉樹林とともに自然性の高い植生に位置づけられる。また、史跡指定地内(立ち入り不可の急崖地を除く)の成木(高さ2.0m以上)と稚樹(高さ1.5m～2.0m)を対象に実施した毎木調査では、アラカシ(1,437本)、ヤブツバキ(802本)、ヤブニッケイ(639本)、カナメモチ(405本)、モチノキ(338本)、ムクノキ(286本)など計63種6,082本の樹木が確認された。城山外縁部や三光寺山に生育する樹木は自然性の高い植生を構成し、かつ城山の景観を形成する重要な要素の一つであるとともに、斜面の安定性の維持に寄与している。

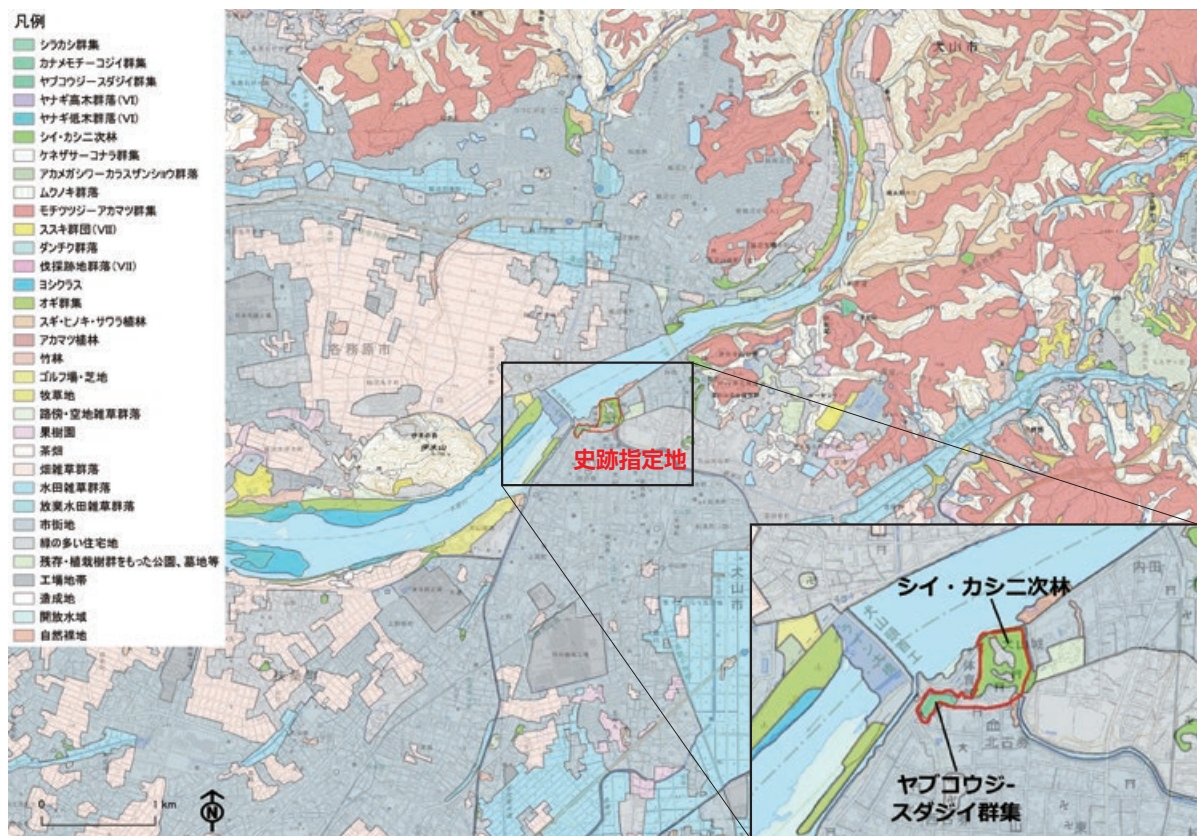


図 2.18 犬山市の植生環境(植生調査二次メッシュ533607情報より抜粋、一部加工)



図 2.19 史跡指定地(城山外縁部、三光寺山)の相観植生図(令和2年度犬山城樹木調査)

2 歴史的環境

(1) 古墳時代以前

犬山に住みついた古代の人々は、東部の南北に連なる小高い山と北東から流れる木曽川によって形作られた扇状地の山の麓や川に沿って住み、狩や稲作をして生活をしていたと考えられている。実際、市域の北部で木曽川沿いに接する標高約85メートルの通称「城山」と呼ばれる独立丘陵の南西約400メートル地点に材木町遺跡が存在し、旧石器時代の遺物が発見されているが、人家が立ち並び、遺跡の詳細な範囲については不明である。また、木曽川南岸近くの上野遺跡からは市内最古の土器とされる押型文土器が出土しており、木曽川がもたらした肥沃な大地に、人々の暮らしが早くから営まれていたことが推定される。

古墳時代には市内に多くの古墳が築造された。代表的なものとしては、木曽川を臨む白山平山の山頂にある、全長約72メートルの前方後方墳である史跡東之宮古墳が挙げられる。3世紀後葉から4世紀初頭にかけて築造されたと推定され、愛知県下では最古級の前方後方墳といわれている。昭和48年(1973)の発掘調査では、竪穴式石槨や豊富な副葬品が出土している。ほかにも木曽川沿いには、多くの古墳(群)が点在していたことが確認されている。また、楽田地区にある史跡青塚古墳は全長123メートルの前方後円墳で、愛知県下2番目の大きさを誇る4世紀中頃の古墳とされている。

(2) 古代～中世

市内に残る「西三条」「東三条」の地名は、律令制下における条里制の名残とされている。羽黒地内には当時の地方行政の末端組織である「郷」として、市内で唯一確認できる小弓郷があり、この地は後に丹羽郡司を代々務めた棕橋氏から藤原道長に寄進された。これが荘園「小弓荘」となり、その後近衛家に相伝されたことから、近衛家所領目録(建長5年(1253))にもその記述が見られる。

文明元年(1469)には、越前国・尾張国の守護斯波義敏の命により、織田広近が小口城から犬山に移り、木ノ下城を築城し、城主となった。天文6年(1537)に木ノ下城主・織田信康が犬山城を築き、その際、白山平に針綱神社を遷座させた。

また、羽黒においては、源平合戦で名を馳せた源頼朝の重臣、梶原氏の子孫である梶原景義が天正10年(1582)に本能寺の変で討ち死にするまで、梶原一族によって治められた。天正12年の小牧長久手の戦の際に、豊臣秀吉の命により修復され、堀尾吉晴や山内一豊などが守備した羽黒城の城跡が現在も残るなど、中世における武士たちの盛衰を垣間見ることができる。

また、中世の羽黒の金屋地区では、鋳物づくりが発達した。この地区には、職人集団が銅の地金から梵鐘や仏像などを鋳造した歴史がある。

(3) 近世

犬山は、天文6年に犬山城を現在の地に構えることにより形成された「惣構え」と呼ばれる城下町によって大きく発展した。また、軍事上の拠点であり、材木の中継地や荷物の発着場となる湊を有し、尾張と美濃を結ぶ陸上交通の要地でもあった。

犬山城は築城後、何代か城主が変わり、文禄4年(1595)から慶長5年(1600)までは石川光吉、慶長12年までは小笠原吉次、慶長17年までは平岩親吉、元和3年(1617)に尾張藩付家老の成瀬正成が入城し、以降明治4年(1871)まで成瀬家の居城であった。

石川氏治世下の慶長5年(1600)に、現在の城郭部の整備が開始されたと考えられる。

成瀬家初代城主正成が徳川秀忠(2代将軍)から犬山城を拝領した後、2代城主成瀬正虎は針綱神社の祭礼、犬山祭の基礎を作った。また、城の大手門から南へ延び、名古屋へ通じる街道、犬山街道を開いた。さらに、万治3年(1660)頃には、鵜匠に操られた鵜が、灯された篝火の下で鮎を獲る独特の漁法である「鵜飼漁」が本格化した。

3代城主成瀬正親は寛文4年(1664)に城下を囲む堀と土居を整備して町の要所に木戸と虎口を設けたり、犬山町年寄を任命する等、町政制度を整備した。この時期に犬山城の構えがほぼ完成したといわれている。

4代城主成瀬正幸は祖先を祭神とする相生神社を創建し、城下町の防火体制を作った。現在、犬山城の南西にある犬山神社は、正幸が創始した相生神社に始まるものである。また、正幸は犬山城の本丸から北の木曾川岸へ下りる七曲口を固めたとされている。こうして、代を重ねるごとに、犬山城下町が成瀬家の在所として形成されていった。

成瀬家の御殿は最初、松の丸にあった。3代正親は本丸にあった御殿を松の丸に移し、松の丸の御殿を三の丸に移して西御殿を造った。この西御殿は成瀬家の住居であると同時に政庁となった。5代城主正泰が西御殿の西側に三光寺御殿を造営し、それ以降は西御殿が政庁、三光寺御殿が成瀬家の住居としての性格が強くなった。

城下町は石川光吉や小笠原吉次の時代には既に町の原型ができていたといわれ、町としての原点は近世以前に遡る。町の中央部に町人地を配置し、それを取り囲むように武家地を配置しており、町全体は土居や堀で取り囲まれていた。公益財団法人犬山城白帝文庫所蔵の、天和元年(1681)に作成された「尾張国犬山城絵図」にもその様子が描かれている。

また武家屋敷は土居や堀で囲まれた惣構え内の周縁部にあり、それに取り囲まれるように配置された町人地は東六町・西六町よりなり、全体を犬山十二町と呼んだ。寺内町には南の防御拠点として浄土真宗四か寺を集中して配置したといわれている。

(4) 近代・現代

明治元年(1868)、尾張藩から独立して犬山藩が誕生した。翌、明治2年には版籍奉還がおこなわれ、第9代城主成瀬正肥は太政官政府から犬山藩知事に任命された。このとき藩庁は旧西御殿に置かれ、三光寺御殿が知事屋敷となった。明治4年には廃藩置県が実施され、藩は廃止、犬山県が誕生した。犬山県は同年、名古屋県に吸収され、明治5年に県名が愛知県に改称された。

版籍奉還後、全国の城郭のなかには、維持費削減のために櫓や門などを払い下げたり、取り壊す藩が出てきた。犬山城についても「天守県庁見分」がおこなわれ、入札による払い下げの方針が出された。明治6年、太政官達により、陸軍が軍用財産として使用する城郭陣屋(存城)と大蔵省に引渡し、売却用財産として処分する城郭陣屋(廃城)に分けられた結果、犬山城は「廃城」となり大蔵省管轄のもと、建物と地所に分けられ、売却あるいは取り壊しの対象となった。最終的には犬山城天守は歴史的にも有名な城であるとされ、取り壊しを免れたが、天守以外はほとんど取り壊されるか、城門などは寺等に払い下げられ、移築された。明治8年、内務省は城郭一帯の地所と天守を「犬山町全区之公園」としてその保存を土地の人民に任せることを指示し、土地の利用区分を明らかにすることを愛知県に求めた。指令を受けた愛知県は、旧城郭のうち11,106坪を公園地とし、そのうち1,268坪を針綱神社遷座地とした。また周囲の山林3,120坪を従

前のまま保存するとし、公園の風致を守るための土地とされた。同年7月には、犬山城域を敷地とした公園(稲置公園)が設置された。明治15年(1882)に針綱神社が公園地内に遷座して、公園化計画が完成した。

天守については、明治9年から正式に一般公開が始まり、天守の修繕費に加えるために拝観料を徴収した。

明治24年10月28日早朝、マグニチュード8.0の濃尾地震が発生、犬山城内の被害も甚大であった。この未曾有の大災害に対しての修復事業は財政上困難を極め、また修繕のための募金も思うように進まなかったことから、愛知県は明治28年に、旧藩主成瀬家に条件付で無償譲渡を決定した。この際、①天守や石垣等などの破損箇所は速やかに修復して永久に維持し、②樹木を濫りに伐採しないこと、③修復修繕後も保存を怠らないこと、④世襲財産に編入することの条件がつけられた。天守は成瀬氏や当時の地域住民の寄付金等により修復され、犬山城の管理にあたっては、「犬山旧藩主 子爵 成瀬正肥」の名で「犬山城地管理規程」が作られ、諸事は成瀬家の指揮を受けて決定されることになった。これ以降、平成16年(2004)まで個人所有の城となった。

昭和6年(1931)に名勝木曾川の一部として犬山城の土地が指定を受け、昭和10年には天守が国宝保存法によって国宝の指定を受けた。その後、法律の改正により同27年3月29日には文化財保護法により国宝に指定された。

昭和36年には本格的な大修理(昭和の大修理)がおこなわれることとなり、石垣を含めた解体修理が始まり、昭和40年に竣工した。この昭和の大修理とともに管理体制が整備され、同年7月1日付で犬山市が文化財保護法第32条の2による管理団体に指定され、日常管理をおこなうことになった。犬山城の管理については、管理団体としての犬山市の附属機関として犬山城管理委員会、犬山城城郭調査委員会、犬山城修理委員会が設置されている。

3 社会的環境

(1) 人口・産業・観光

史跡指定地の位置する犬山市は、愛知県の北西部に位置し、昭和29年4月に犬山町、羽黒村、楽田村、城東村、池野村の5つの町が合併し、誕生した。市域は5つの地区(犬山、羽黒、楽田、城東、池野)に分けられ、総人口は73,665人(令和2年(2020)3月31日現在)である。

犬山市の人口は、平成21年の75,864人をピークに減少傾向に転じ、令和42年には約51,000人まで減少するものと推計されている。人口構成を年齢別に見ると、年少人口(0歳～14歳)と生産年齢人口(15歳～64歳)がともに減少傾向にあり、65歳以上の老年人口は年々増加している。将来、より一層少子高齢化が進むことが予測されている。

犬山市の産業別就業者の割合は、平成27年度の国勢調査によると、就業者35,015人のうち、農林水産業などの第一次産業415人(1.2パーセント)、食料品や各機械器具製造業などの第二次産業12,192人(34.8パーセント)、そして卸売業・小売業やサービス業などの第三次産業21,235人(60.6パーセント)となっている。第三次産業に従事する就業者の割合が、近年の観光客の増加に伴い増加傾向にある。

本市と他圏域を結ぶ交通機能としては、国道と鉄道が整備され、交通至便の地となっている。道路網は国道41号が市域のほぼ中央を東西に走り、名古屋市を起点として、岐阜・富山方面を結び、また東名・名神高速道路、中央自動車道のインターチェンジが至近にある。鉄道網は、

市内に7つの駅を配し、名鉄犬山線・小牧線により名古屋まで約25分で結ばれるほか、名鉄各務原線により岐阜市と約25分で結ばれている。このように、犬山市は日本の三大都市圏である中京圏を形成する名古屋市から約25分という立地にあることから、名古屋都市圏のベッドタウンとしても機能している。また名鉄広見線が犬山市を起点として可児・御嵩を結び、名鉄犬山線とJR高山本線を連絡して高山方面に通じるなど、利便性の高い地域になっている。

また、犬山市内には犬山城のほかにも、日本ライン(木曽川)や日本モンキーパーク、博物館明治村、野外民族博物館リトルワールドなどの観光施設が多数立地しているため、犬山線は観光路線としての性格も有しており、観光客の利便性にも役立っている。

(2) 関係法令・条例等

ア 文化財保護法

文化財保護法は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的」(第1条)とした法律である。

この法律では、「文化財の所有者およびその他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない」と定められている。

史跡、天守のいずれについても現状を変更する際、またはその保存に影響を及ぼす行為をおこなう場合には文化庁長官の許可を受けなければならないとされ、その権限に属する事務の一部は、史跡の管理団体である犬山市が行うとされる。

また、史跡指定地は、「名勝木曽川」の指定範囲の一部でもある。現状変更行為については、高さ、色彩および植栽などにも配慮し、名勝地の景観を著しく損なうものは認められない。

【名勝木曽川】

指定年月日：昭和6年(1931)5月11日

所在地：犬山市、可児市、加茂郡坂祝町、各務原市

指定基準：十. 山岳、丘陵、高原、平原、河川、六. 峡谷、瀑布、漢流、深淵

指定説明：美濃國土田村ヨリ尾張國犬山町ニ亘レル峡谷ニシテ木曽川ノ一部其ノ絶勝ノ尤ナルモノナリ古生層ノ角岩ヲ以テ構成セラル■谷林木ノ幽致ハ湍瀨岩礁ノ奇趣ト相待チ更ニ犬山城ヲ点景トシ遊覧ニ利便多キ特色アル一勝區ヲ成ス

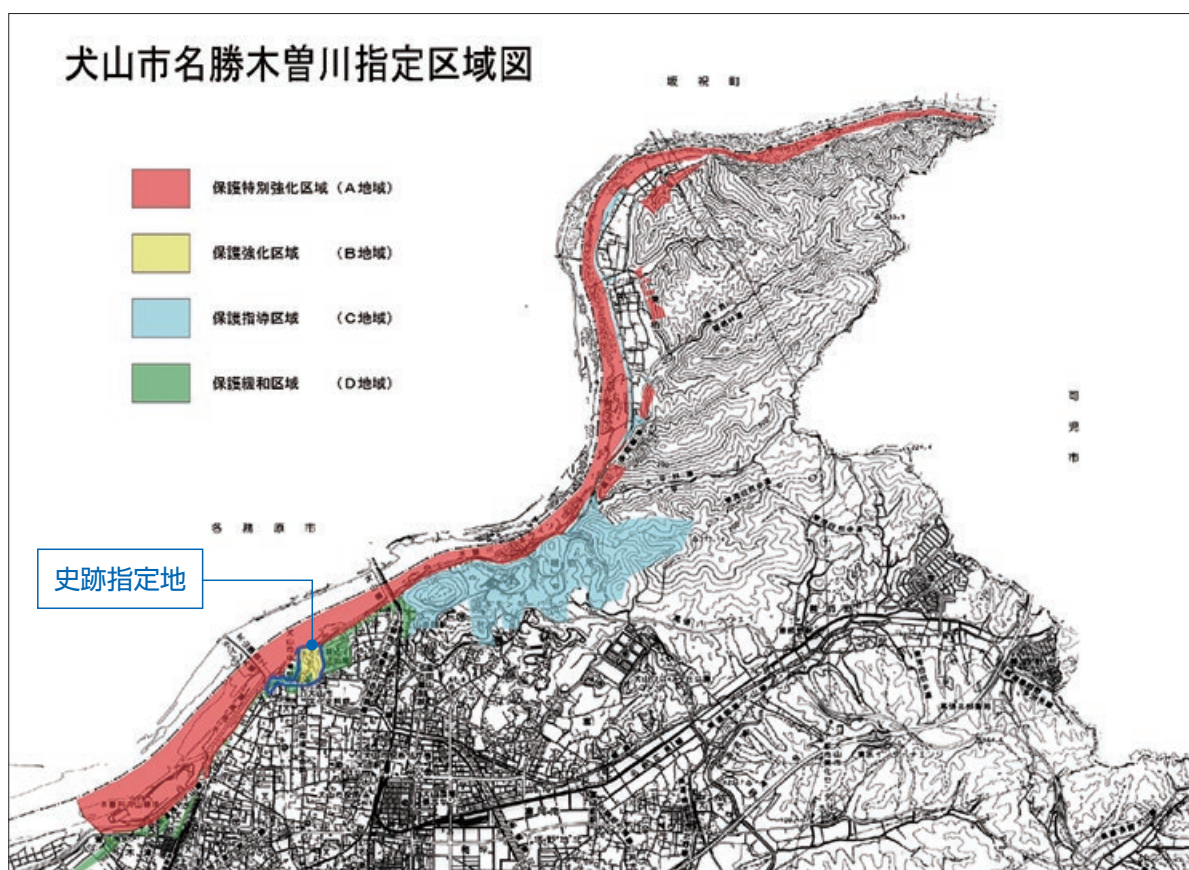


図 2.20 「名勝木曾川」指定区域図
(犬山市教育委員会歴史まちづくり課作成)

イ 都市計画法

都市計画法は、『都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的』(第1章「総則」、第1条「目的」)とした法律である。

犬山市全体は都市計画区域に指定されており、都市計画区域内における都市施設(道路・公園等)、各種地域地区(用途地域等)、地区計画の決定、変更を行っている。

(ア) 区域区分(市街化調整区域)と地域地区(用途地域)

史跡指定地の一部(城山エリア)は、現在の土地利用を維持し、市街化を抑制するものとして、都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されている。また、城山エリアと犬山丸の内エリアの間にある、旧犬山市体育館跡地は「第1種住居地域」、史跡指定地南側の「追加指定候補地」は、「近隣商業地域」に指定されている。

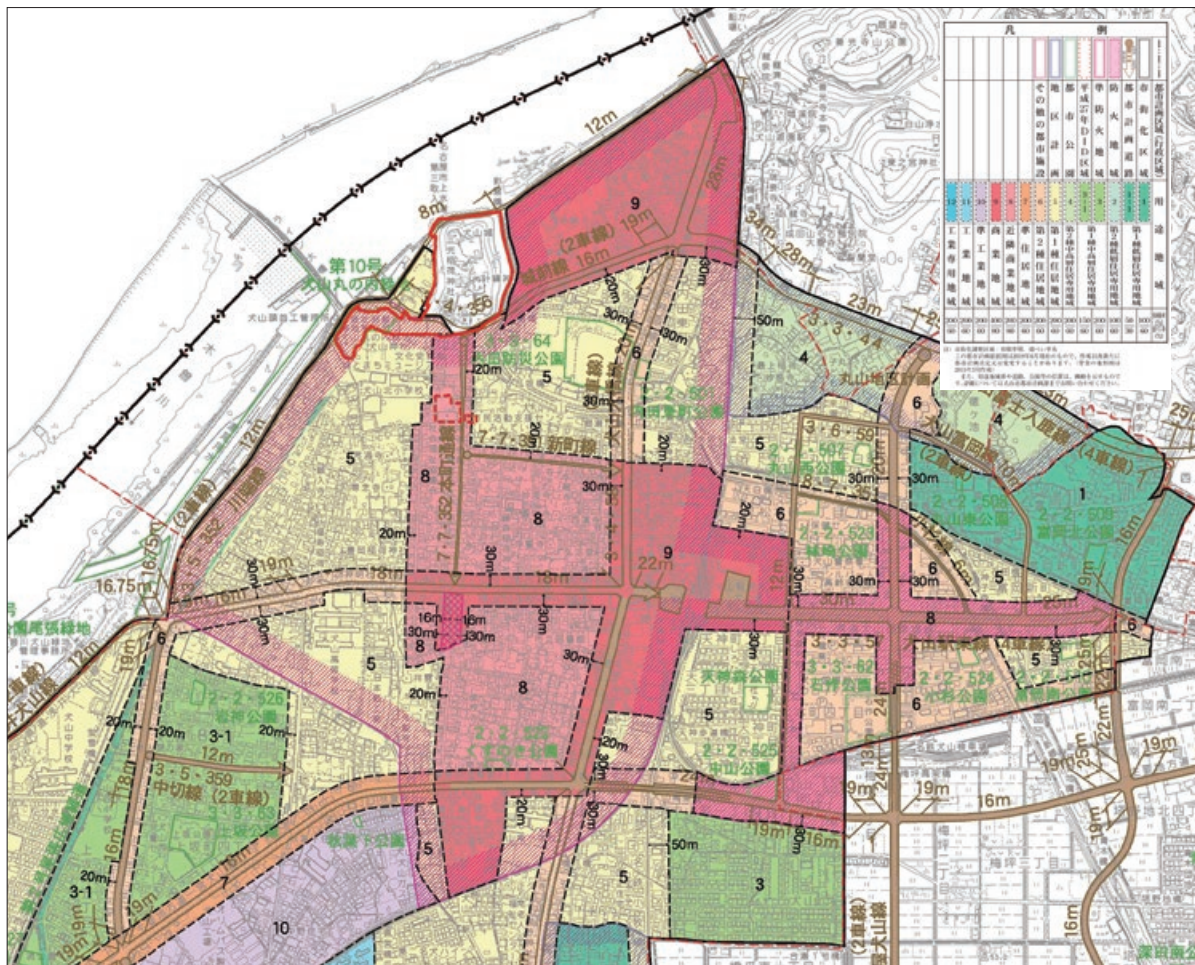


図 2.21 計画対象範囲周辺の用途地域図(一部加工)

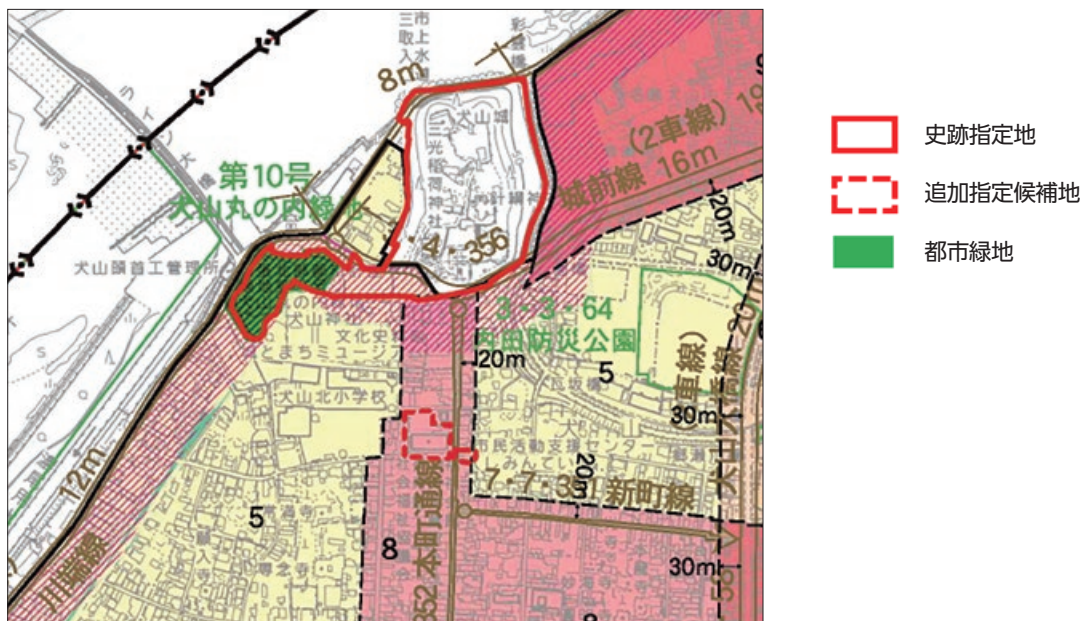


図 2.22 図 2.21 の拡大図(加工)

(イ) 準防火地域

城山エリアを除く史跡指定地は「準防火地域」に該当する。「準防火地域」とは「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」を指す。「準防火地域」内の建築物については、用途により柱や屋根など、内・外装に一定の規制が発生する。

(ウ) 都市計画道路

史跡指定地の一部は、都市計画道路(城前線及び川端線)として決定された範囲に含まれているが、道路整備により史跡の保存に影響を与える恐れがあるため、現在、廃止に向けた検討を進めている。

ウ 都市公園法

都市公園法に基づき、地方公共団体または国が設置する公園または緑地を「都市公園」と呼ぶ。史跡指定地の一部は、「犬山丸の内緑地」として都市計画決定されており、「都市緑地」として、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設置されている。「都市緑地」は1箇所あたり面積0.1ヘクタール以上を標準として配置するよう決められており、「犬山丸の内緑地」は0.9ヘクタールの面積を有する。

エ 森林法：風致保安林

森林法は、「森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的」(第1条)に、昭和26年(1951)に定められた法律である。この法律では、水源の涵養、土砂流出および崩壊の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林を保安林とし、その指定と目的に応じて、17種類の保安林が設定されている。保安林指定区域内においては、立木の伐採や土石若しくは樹根の採掘、土地の形質の変更などをする際には、都道府県知事の許可を受けなければならないと定められている。また、伐採した後は、保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件に応じて、植栽をしなければならないことになっている。

史跡指定地は「風致保安林」に指定されている。「風致保安林」とは、名所や旧跡等の趣のある景色が森林によって価値づけられている場合にこれを保存する目的で指定されるものである。



図2.23 計画対象範囲における保安林指定区域

オ 自然公園法(国定公園)：飛騨・木曽川国定公園

自然公園法は「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する」ことを目的(第1条)として定められた法律である。環境大臣が指定する、「国立公園」、「国定公園」および都道府県知事が指定する、「都道府県立自然公園」があり、自然環境の保護と、快適な利用を推進する。国立公園は環境省が管理し、国定公園・都道府県立自然公園は都道府県が管理する。

史跡指定地の一部(城山エリア)は、「飛騨・木曽川国定公園」の「第2種特別地域」に指定されている。「特別地域」は、公園の風致を維持するための地域であり、特に「第2種特別地域」は農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域である。「第2種特別地域」では、当該区域内での工作物の新築・改築、樹木の伐採、鉱物の採取、河川・湖沼の取水・排水、広告の掲示、土地の埋立・開墾、動植物の捕獲・採取、本来の生息地でない動物の放鳥獣、本来の生育地でない植物の植栽、施設の塗装色彩の変更、指定区域内への立入、指定区域内での車の使用などの行為については愛知県知事の許可が必要となっている。

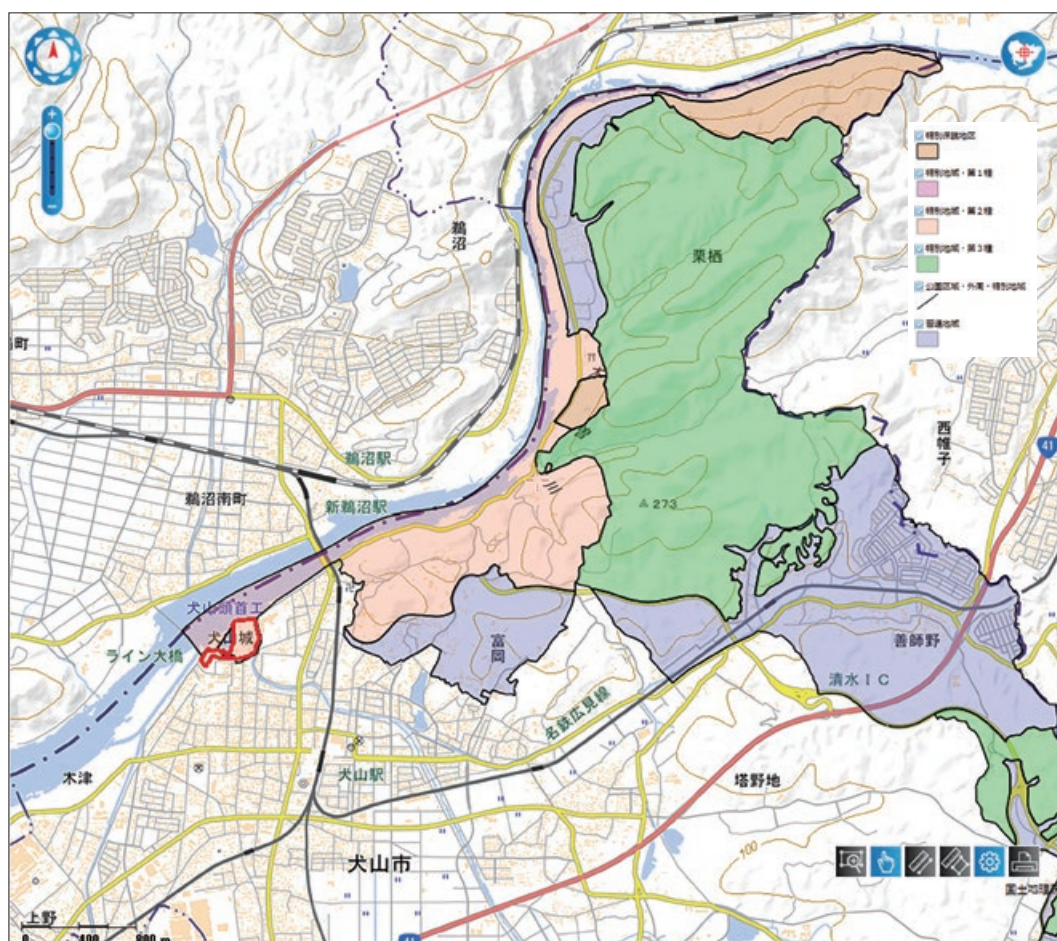


図2.24 飛騨・木曽国定公園の地区区分図(地図内赤枠は史跡指定地)
(マップあいち『愛知県自然公園情報マップ』環境局環境政策部自然環境課
調整・施設・自然公園グループ作成より抜粋、一部加工)

カ 河川法

「河川法」は、「河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的」(第1条)として定められた法律である。

史跡指定地の木曽川沿いは「河川保全区域」に指定されている。「河川保全区域」は「河岸又は河川管理施設を保全するために、河川区域に隣接する一定の区域」のことで、河川管理者が指定する。

キ 土砂災害防止法

「土砂災害防止法」は、「土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的」(第1条)として定められた法律である。

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地の区域を土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)に、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)に指定している。

史跡指定地は、通称「城山」と呼ばれる、木曽川沿いに接する標高約85メートルの独立丘陵に位置しているため、城山の外縁部及び三光寺山の斜面が「土砂災害特別警戒区域」または「土砂災害警戒区域」に指定されている。

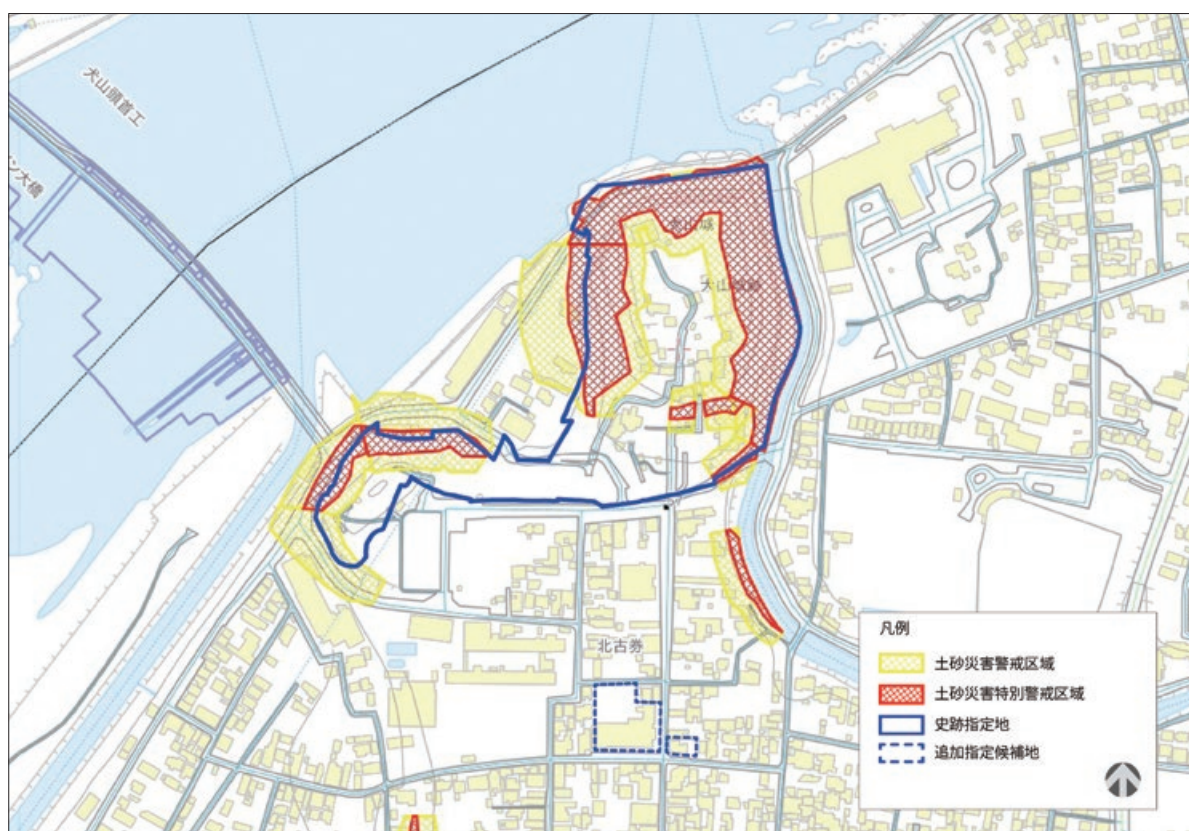


図2.25 計画対象範囲における「土砂災害防止法に基づく指定区域」

(マップあいち『土砂災害情報マップ』愛知県建設局砂防課企画・防災グループ作成より
抜粋、一部加工)

ク 犬山市都市公園条例

犬山市は、都市公園法に基づき、都市計画区域内に設置する公園や公園施設等に対して、配置及び規模の基準、行為の制限・禁止等、その設置及び管理について必要な事項を条例で定めている。

ケ 犬山市景観条例

犬山市は平成5年(1993)に犬山市都市景観条例を定め、まちを誇りと愛着と活力のある美しい快適な都市に育て、これを後世に引き継いでいくことに取り組んできた。平成16年に景観法が制定されて以降、犬山市は、平成17年に愛知県初の景観行政団体(政令市、中核市を除く)に認定され、これまでの城下町中心の景観形成から市全域を対象とした景観形成への見直しを行い、市民と事業者が主役となって、行政と協働しながら、犬山らしい魅力のある景観づくりに取り組むための「羅針盤」とするための「犬山市景観計画」を策定した。

コ 愛知県屋外広告物条例

「愛知県屋外広告物条例」の上位法は「屋外広告物法」で、「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めるこ

とを目的」(第1条)として定められた法律である。都道府県、政令市及び中核市が、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定め、必要な規制を行うことができる。愛知県(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く)は、「愛知県屋外広告物条例」を制定し、犬山市はこの条例の適用対象となっており、許可等の事務については委任を受けて、犬山市が行っている。条例内で、「広告物の表示等を禁止する区域の指定」、「広告物の掲出を禁止する物件の指定」、「広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他の表示・設置方法の指定」、「広告物の許可等の制限を加える区域の指定」等が規制されている。

計画対象範囲は文化財保護法第109条第1項により指定された地域であることから、条例第2章に規定された広告物の表示及び掲出物件の設置禁止地域となっている。

第5節 文化財の価値

1 史跡

史跡犬山城跡の本質的価値について定義し、その価値を構成している諸要素を適切に定義した上でそれらを確実に把握することが極めて重要である。ここでは、史跡犬山城跡に関する諸要素について定義する。

(1) 史跡犬山城跡の本質的価値

「史跡の本質的価値」とは、文化庁発行の『史跡整備のてびき』によると「史跡指定地内の土地に存在する遺跡が、土地と一体となって有するわが国の歴史上又は学術上の価値」である。史跡が有する本質的価値とその構成要素を特定し、それらを適切に保存管理し、次世代へ確実に継承していくことが重要である。

史跡犬山城跡の本質的価値を国の指定説明文に照らしてまとめると以下のとおりとなる。

- ア 階層的な城郭構造を特徴とする織豊系の縄張りを持つ城郭の代表例であり、大手道に複数の外柵形が連続する。断崖等の自然地形や土地の高低差を生かして土塁や切岸等により防御を固めた初期の段階から、石垣や櫓、門などの建造物を整備し、近世城郭として完成するに至る戦国期から近世にかけての城郭の変遷を知る上で重要な城跡である。
- イ 木曾川を背にした標高約85メートルの独立丘陵(通称「城山」)を中心に築かれ、国宝に指定された天守と城郭構造を特徴づける自然地形、縄張り構造が現在も残り、当時の城郭の有様を想起させる。
- ウ 織田信康がかつての居城であった木之下城を移したことに始まるといわれ、尾張と美濃の国境付近、戦時には最前線となり、平時には他地域との物流・交流の接点となった要衝の地に位置する。南の台地上に発展し、総構により囲まれた城下町、三の丸を画する堀の内側に位置し、城郭の一部をなした三光寺山が、城郭の中心である城山と一体となって近世城郭の歴史的景観を構成している。

(2) 史跡犬山城跡に関する諸要素の体系

史跡の保存においては、史跡を構成している諸要素を適切に定義し、それらを確実に把握することが極めて重要である。図2.26に史跡犬山城跡に関する諸要素分類の体系を示す。

「Ⅰ. 史跡犬山城跡を構成する諸要素」は、「A. 本質的価値を構成する諸要素」と「B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」に大別される。

「A. 本質的価値を構成する諸要素」には、先に述べたアからウの本質的価値を構成する、土地と一体となった遺跡を構成する遺構等を含む。

「B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」はさらに「1. 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素」と「2. その他の諸要素」に細分される。「1. 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素」には、廃城から現代にいたるまでの間に付加された史跡と一体をなすものが含まれる。「2. その他の諸要素」は本質的価値を保存・活用するために設けられた諸施設と、史跡の本質的価値と直接関係しない施設や、本質的価値を低下させる恐れがあり、将来的に移転や撤去を検討するものが含まれる。

さらに、「Ⅱ. 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素」として、「犬山城の価値に関連する諸要素」、「史跡犬山城跡の保存・活用のための施設」、「現在の城郭形態が整う以前の遺構」の3つが位置付けられる。

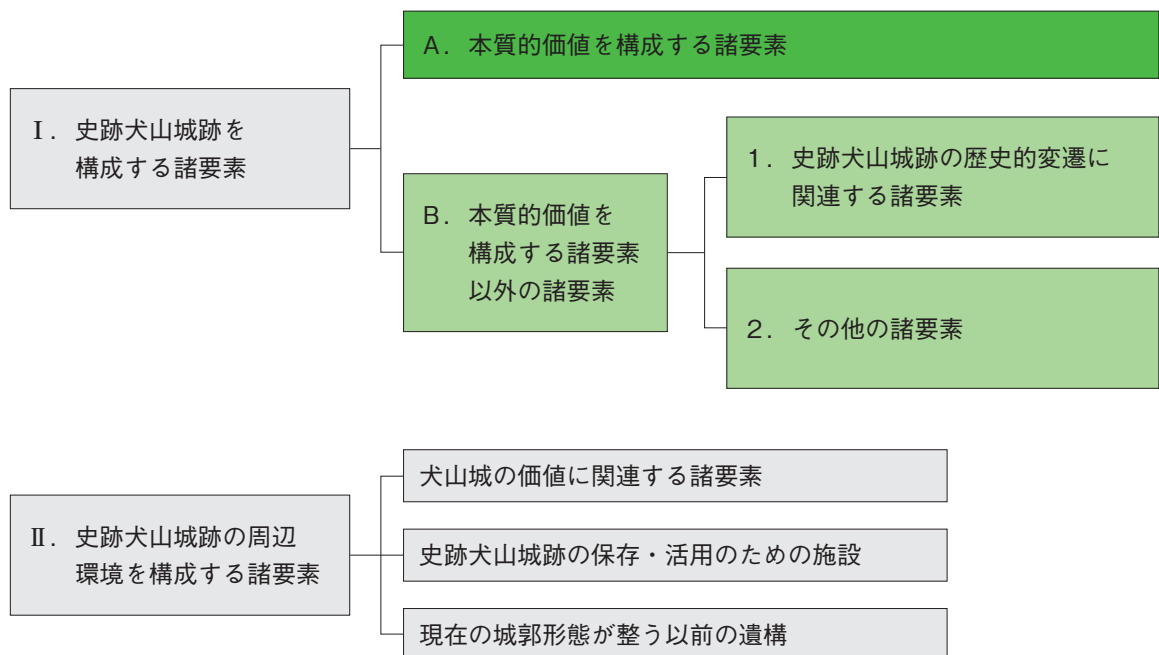


図2.26 史跡犬山城跡に関する諸要素の体系

表2.10 「I. 史跡犬山城跡を構成する諸要素」の分類

A. 本質的価値を構成する諸要素	B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	
	B-1. 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素	B-2. その他の諸要素
・土地と一体になって有する我が国の歴史上又は学術上の価値を構成する建造物・石垣・地形、埋蔵遺構・遺物	・犬山城が現在に至る変遷の中で付加された史跡と一体をなすもの	・Aに分類された諸要素の保存・活用を目的として付加された諸施設 ・史跡の本質的価値と直接関係しない施設や、本質的価値を低下させる恐れがあり将来的に移転や撤去を検討するもの
①歴史的建造物 ・天守、天守台石垣 ②縄張り ・曲輪、大手道、三光寺山 ③歴史的構造物 ・石垣、堀、土塁、切岸、門跡礎石 ④自然地形 ・断崖 ⑤地下に埋蔵されている遺構・遺物 ・櫓跡、門跡、堀跡、土塁跡、その他城郭関連遺構	①(公財)犬山城白帝文庫事務所 ②宗教施設 ・針綱神社 ・三光稻荷神社	①石碑類 ・記念碑、顕彰碑等 ②樹木・樹林 ③維持管理・運営施設等 ・案内施設 ・管理施設 ・休憩施設 ・便益施設 ・活用施設 ・防火・防災施設 ・インフラ施設 ・修景施設 ④道路 ・市道 ⑤広場・公園施設 ⑥近代以降に付加された石垣・擁壁等

次に、図2.26で示した諸要素の体系の概要を示す。

I. 史跡犬山城跡を構成する諸要素

A. 本質的価値を構成する諸要素

史跡の指定理由、指定案件に示された特性や価値を有する要素であり、城郭を構成する歴史的建造物や縄張り、歴史的構造物(切岸、石垣、堀跡及び門跡礎石等)、また犬山城の特徴でもある、自然地形を利用した立地構造、地下に埋蔵されている遺構・遺物等が含まれる。我が国の歴史上又は学術上の価値の高いもので、改変することなく確実に保存すべきものである。

B-1. 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素

犬山城が現在に至る変遷の中で付加された諸要素で、史跡と一体をなすものを含む。ここには、史跡地内に存在する、事務所や神社等が含まれる。また、将来的に建造物の復元や遺構整備がおこなわれた際、それらは「I-A」に分類された諸要素の保護に好影響を及ぼすものとして、この項目に位置付ける。

B-2. その他の諸要素

文化財の保存・活用を目的として配置された施設等で、遺構や歴史的建造物等の調査や整備に応じて更新を図る必要があるもの、あるいは時間経過の中で自然的・人為的に付加されたものが含まれる。史跡指定地内に存在する樹木・樹林等は記念植樹されたものや修景目的で植樹されたものも含め、「樹木・樹林」として位置付ける。さらに史跡の本質的価値と直接関係しない施設や価値を低下させる恐れがあり、将来的に移転や撤去を検討する必要があるものについてもこの分類に位置付ける。

II. 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素

史跡指定地外にあって、犬山城の価値に関連する諸要素で、絵図や古記録等に残り、地下に埋蔵されている可能性のある遺構・遺物を位置付ける。また城下町の町割りおよび景観として史跡指定地と連続し、一体となっている地域環境やこれを構成するもの、廃城に伴い移築され、現存する建造物も含める。

表2.11 「II. 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素」の分類

諸要素区分		諸要素
犬山城の価値に関連する諸要素	追加指定の可能性があるもの* *この要素については、将来的に追加指定になった場合に「I-A-②：縄張り」あるいは「I-A-③：歴史的構造物」に組み込まれる。	・大手門枳形跡、堀跡、土塁跡(犬山市福祉会館跡地及び大手門まちづくり拠点施設敷地内)
	縄張りや城郭を構成する要素(地下に埋蔵されている遺構・遺物を含む)	・馬出しの遺構、堀跡(旧名鉄犬山ホテル内) ・内田門跡、清水門跡、埋門跡(西側及び北側)、西谷門跡、丑寅櫓跡 ・城下の大手道(本町通り) ・総構を特定する石垣、堀跡 ・三光寺遺跡
	宗教施設	・犬山神社
	犬山城と一体的に保存・活用を図るべき諸要素	・城下町の町割り ・木曾川
	犬山城から移築された櫓・門等	・個人宅土蔵(伝宗門櫓)、瑞泉寺山門(伝内田門)、浄蓮寺山門(伝松之丸表門)、常満寺山門(伝松之丸裏門)、専修院山門(伝矢来門)、徳林寺山門(伝黒門)、運善寺山門(不明)
史跡犬山城跡の保存・活用のための施設		・キャスルパーキング
現在の城郭形態が整う以前の遺構		・丸ノ内遺跡・丸ノ内鍛冶遺跡(現犬山市文化史料館)の鎌倉時代以前の遺構

・犬山城の価値に関連する諸要素

史跡周辺(史跡指定地外)にあり、かつての犬山城内に所在する縄張りや城郭を構成する要素で、地下に埋蔵されている遺構・遺物、明治期の廃城の際に犬山城から周辺の寺院等に移築さ

れた櫓・門等、犬山城と一体的な保存・活用を図るべき諸要素で、本質的価値を構成する諸要素と同等の保存を検討すべきものが含まれる。追加指定候補地で確認された遺構については、追加指定後、「I-A-②：縄張り」あるいは「I-A-③：歴史的構造物」に位置付ける。さらに、歴代の犬山城主を祀る犬山神社も、歴史上犬山城と関連があるものとして捉える。

・史跡犬山城跡の保存・活用のための施設

史跡周辺(史跡指定地外)に所在する、史跡犬山城跡の保存・活用のための施設。キャスルパーキングが該当する。

・現在の城郭形態が整う以前の遺構

現在の城郭形態が整う以前の遺構。特に、丸ノ内遺跡・丸ノ内鍛冶遺跡など、鎌倉時代以前の遺構が該当する。

表2.12 史跡犬山城跡の構成要素分類一覧

諸要素区分		諸要素
A. 本質的価値を構成する諸要素	①歴史的建造物	本丸：天守、天守台石垣
	②縄張り	曲輪(本丸、杉の丸、桐の丸、樅の丸、松の丸)、三光寺山、大手道
	③歴史的構造物 ※目視できる遺構	本丸：櫓台石垣(千貫櫓、弓矢櫓、鉄砲櫓、大砲櫓、多聞櫓)、七曲門跡礎石、曲輪石垣 杉の丸：櫓台石垣(器械櫓、御成櫓)、曲輪石垣 樅の丸：櫓台石垣(屏風櫓)、曲輪石垣 桐の丸：櫓台石垣(道具櫓)、曲輪石垣 松の丸：曲輪石垣、松の丸表門跡礎石 大手道：石垣、黒門跡礎石 城山外縁： 北麓：櫓台石垣(水之手櫓) 東麓：切岸 西麓：石垣、堀、土塁、切岸 道路：内堀跡(道路)
	④自然地形	城山外縁：断崖
	⑤地下に埋蔵されている遺構・遺物 ※絵図に描かれているもの ※櫓跡等の建物跡は地下遺構として捉える ※門や櫓、石垣の推定地	本丸：千貫櫓跡、弓矢櫓跡、鉄砲櫓跡、大砲櫓跡、多聞櫓跡、鉄門跡、番所跡、下番所跡、石垣跡 杉の丸：器械櫓跡、御成櫓跡、多聞櫓跡、門跡、石垣跡 樅の丸：屏風櫓跡、門跡、石垣跡 桐の丸：宗門櫓跡、道具櫓跡、門跡、石垣跡 松の丸：坤櫓跡、巽櫓跡、松の丸裏門跡、内堀跡(埋立)、松の丸御殿跡、石垣跡 西御殿跡：西御殿跡、門跡 大手道：岩坂門跡、矢来門跡、中門跡、風呂屋跡、石垣跡 城山外縁： 北麓：水之手門跡、東谷門跡、水之手櫓跡、七曲道跡、瓦溜り 東麓：櫓門跡、道跡(松の丸裏門から北方向に延びる道) 西麓：瓦溜り

諸要素区分		諸 要 素	
B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	B-1. 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素	①(公財)犬山城白帝文庫事務所	事務所、収蔵庫、管理用門
		②宗教施設	針綱神社関連建築物等 拝殿、本殿、参集殿、控殿、鳥居、狛犬、社務所、絵馬掛け、蠟燭立て、御神砂、御神馬舎、灯籠、石段、提灯掛け、石柵、御神馬記念像、石碑、玉垣、国旗掲揚ポール、井戸、手水舎、太鼓橋、社号柱、由緒書、初老記念石碑、参道、石碑、末社(市神社、多賀神社、金毘羅社、秋葉社、太宰府天満宮分霊社、愛宕社) 三光稲荷神社関連建築物等 拝殿、本殿(三光稲荷神社)、社殿(猿田彦神社)、鳥居、鳥居群、社務所、参道、社号柱、由緒書、玉垣、灯籠、石碑、猿田彦神社、山之神、虫鹿子守神、姫亀神社、銭洗稲荷神社、三狐地稲荷社、揭示板 その他施設 ベンチ、駐車場、照明灯、ポンプ、倉庫、藤棚、電子看板等
	B-2. その他の諸要素	①石碑類	本 丸：成瀬正肥顕彰碑、植樹記念碑、 杉 の 丸：八木彫顕彰碑 松 の 丸：加藤兼行顕彰碑、高田快晴顕彰碑、斎藤富三郎歌碑、明治百年記念碑等、鈴木文拙顕彰碑、大正天皇即位記念碑、柴山伴男顕彰碑等 西御殿跡：中川清蔵主記念碑、宝暦治水薩摩義士之碑、下山順一郎胸像、中部読売新聞社選定 東海の観光と史跡認定地碑、国宝犬山城記念碑等 三光寺山：犬山城歌碑 大 手 道：内藤丈草句碑、鈴木玄道顕彰碑、小沢蘆庵歌碑
		②樹林・樹木	修景樹木、記念植樹、樹林等 本 丸：大杉様 松 の 丸：夫婦樟
		③維持管理・運営施設等	案内施設：説明板(大・小)、案内板、注意板、史跡標柱、火気厳禁の表示看板等、方位表示、公園銘板 管理施設：木柵、柵(有刺鉄線)、柵(石柱・チェーン)、犬山城管理事務所、券売所、管理用門、倉庫、拡声器、詰所等、落石防護ネット、管理用柵、擬木柵 休憩施設：四阿、ベンチ、椅子

諸要素区分		諸 要 素	
			便 益 施 設：天守前雨除けテント、自動販売機置場、公衆トイレ、売店、階段、電話ボックス、園路 活 用 施 設：犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)、投光器 防火・防災施設：ホース格納庫、防犯装置、消火栓、放水銃、消火ポンプ室、貯水槽、送水管 インフラ施設：雨水排水溝、分電盤、送水管、電柱、拡声器、側溝、上下水道、電灯、排水設備、照明灯、給水ポンプ 修 景 施 設：整備路、植栽柵、木製プランター、石畳、土塀、オブジェ
	④道路	市道	
	⑤広場・公園施設	西御殿跡：犬山城前広場 三光寺山：犬山丸の内緑地	
	⑥近代以降に付加された石垣・擁壁等	本 丸：練石積、コンクリート擁壁 杉 の 丸：玉石練積、コンクリート擁壁 桐 の 丸：玉石練積、練石積 松 の 丸：玉石練積、練石積、擁壁 西御殿跡：玉石練積 城山外縁：玉石練積、練石積、コンクリート擁壁 三光寺山：コンクリート擁壁 大 手 道：石垣、玉石練積	

2 天守

国宝犬山城天守の文化財的価値には主に天守の歴史要素と建築要素が挙げられる。

(1) 歴史要素の価値

建 立 時 期：現存天守の建立年代については断定できる史料がなく、諸説が唱えられてきた。石川備前守光吉が慶長4年(1599)に取り壊された美濃金山城の材料を、木曾川を下して犬山城の現在地に運び、現存天守を築いたというのが昭和期の解体修理までの通説であった。ところが昭和期の解体修理で、移築の痕跡がないことが判明し、形式と手法から見て天守は室町末期の建立であると推定された。犬山城天守はこのように調査研究が活発に行われてきた歴史的価値の高い建造物である。

戦 国 合 戦 の 舞 台：小牧・長久手の戦いをはじめ、犬山は戦国合戦の拠点であったことが史料より明らかである。織田・豊臣・徳川等日本史に重要な人物も登場し、犬山が戦略上重要な位置であったことを示している。

近 世 の 改 変：現在の天守は石川氏と成瀬氏によって改変されたといわれる。天守の痕跡調査等によりその変遷も明らかになってきた。

明治時代の保存経緯：廃藩置県で犬山城が愛知県の所有となり、ほとんどの建物が解体または移築され、天守のみが残された。また、濃尾地震の被害を受けながらも、

地元の努力で修理された。天守の保存経緯、そして旧城主成瀬家への無償譲渡を経て現在日本全国唯一の民間所有の現存天守となった経緯も歴史的価値の一部である。

(2) 建築要素の価値

天守の歴史的価値：日本に現存する城郭天守12棟のうちの一つであり、その中でも歴史が古く、前期望楼型の典型である。また、軸部の柱等、近世以前の部材がよく残っている。

天守の構築変遷：天守が現在の姿になるまでの変遷が明らかにされており、その根拠も良く残っている。昭和期の解体修理によって、はじめ二層の櫓ができ、その上に望楼がのり、さらに望楼の基部に唐破風を加える等の大きな改造を経て、現在のような姿になったことが明らかにされている。

天守の架構技術：一・二階部分と三・四階部分が、それぞれ二階ずつの構造単位を二段重ねた「井楼式通柱構法」である。

天守の木材加工法：一・二階部分の柱に蛤刃の斬痕・槍鉋痕・大鋸挽痕等様々な加工痕が確認できるのに対して、三・四階部分は台鉋痕が主であり、日本の木材加工法の発展段階をあらわす貴重な建造物である。

後期の装飾要素：近世になってから追加された廻縁、唐破風、花燈窓、上段の間の床・違棚・帳台構は城主の権威を誇示するものであり、その頃の天守の象徴性を示している。

第6節 文化財の現状・課題

ここでは、史跡犬山城跡及び国宝犬山城天守の現状と課題について概観する。各分野の現状と課題の詳細については、第4章から第8章までの各章において整理することとする。

1 保存管理の現状・課題

(1) 史跡

犬山城が位置する城山は、史跡指定以前から「名勝木曾川(昭和6年(1931)名勝指定)」の保護強化区域(B地域)として、犬山城の歴史的、文化財的価値を損なわず、景観の保護を最重要視するよう管理がなされてきた。そうした経緯もあって、史跡指定地内では城山外縁部及び旧犬山市体育館跡地を除いて発掘調査等がほとんど行われておらず、遺構の残存状況が把握されていない。史跡指定地内における建築物の改築等に伴う工事立会が行われているが、本発掘調査に至った事例はない。

城山に現存する地上遺構としての石垣については、天守の昭和の大修理に伴う天守台の調査成果が知られている。堀や土塁などの遺構についてはわずかに試掘調査が行われた程度で、現状の全体的把握には至っておらず、遺構の修理や文化財としての整備も実施されていない。なお、石垣の分布状況、残存状況等については、犬山城総合調査の中で目視による調査が行われ、今後の保存や管理に向けた基礎資料となっている。このように史跡犬山城跡は、発掘調査が実施された箇所が一部に限られているため、遺構等の残存状況が把握されていない。適切な保存管理を進めるためには、調査研究機関等との連携を図り、本質的価値を明確化し、深化させるた

めの調査研究に取り組む必要がある。

犬山城の城郭構成は、天守がそびえる山頂の本丸から鍵折れに折れ曲がりながら南に向かって延びている大手道を中心として、階段状に配置された曲輪が現存する。かつては大手道上や各曲輪に門や櫓が設けられ、それらと石垣等によって大手道上に4箇所の枡形が構成されていたが、廃城後、神社の遷座に伴い曲輪の一部が大きく改変された。堀の一部は埋められ、櫓や門は消失あるいは他所へ移築されたが、全体的な縄張り構造はよく遺存している。

これらの遺構等を確実に保存し、よりよい状態で後世に引き継ぐため、個別の諸要素の具体的な保存方法及び各地区における保存管理方針を定める必要がある。

史跡指定地内は、特に斜面地において樹木が過密となっており、倒木や樹根等が石垣等の保存に影響を与える可能性がある。また、樹木が櫓跡等の建物跡に生育することでその樹根が地下遺構に影響を及ぼす可能性もある。令和2年度(2020)に行われた樹木調査では、遺構を直接的・間接的に損傷する恐れのある樹木、眺望景観に影響を及ぼす樹木、来訪者の安全に影響を及ぼす恐れのある樹木等を確認している。今後、これらの樹木(群)に対して、遺構の保全、眺望確保、来訪者の安全管理と、城山に成立する自然性の高い植生の健全な育成を目的とした計画的な樹木管理を進めていく必要がある。

また、史跡指定地内には民有地が所在している。将来的に施設の改修、改築、増築、新築等や記念植樹等の可能性が考えられるため、遺構の保存に影響を及ぼさないよう、地区の特性に応じた現状変更の取扱基準を定める必要がある。

(2) 天守

天守の下部は創建当時のものであり、安土桃山から江戸初期にかけての増改築の変遷も明らかにされている。また、濃尾地震で大破し、修理に際して附櫓の撤去等の変更があったが、当初の木部が多分に残っている。さらに昭和期の解体修理によって旧状に復され、全体的に文化財的価値が良く保たれている。

昭和期の解体修理から約50年を経て、天守の各所に経年劣化が進んできたため、平成21年(2009)より天守の劣化状況調査と耐震診断を実施した。それと同時に、犬山城修理委員会を設立し、天守の修理と補強方法を検討した。調査の結果、大規模な根本修理は不要であり、外壁の亀裂、漆喰塗の剥落や汚損等小修理や部分修理で対応可能であること、天守は一部構造的に弱い部分があるが、大地震時にも倒壊しない耐震性を有するため、比較的軽微な補強で済むことがわかった。検討結果に基づき、平成30年から令和元年にかけて、「国宝犬山城天守建造物保存修理事業」を実施した。

天守の管理団体は犬山市であり、日常の管理業務は犬山城管理事務所が実施している。保存管理上協議や指導が必要な場合は、所有者と情報を共有しながら愛知県を通じて文化庁へ連絡を取り、必要に応じて犬山城修理委員会から意見を聴取する。

このように、天守は良好な状態に保たれており、当面必要とする大規模な根本修理はない。ただし、天守の構造上、立地上生じる雨漏りや、来訪者の増加に伴う階段のすり減り等の課題には常に対応が必要であるため、今後は管理体制を整え、天守とその周囲環境の維持管理に努める必要がある。

2 防災の現状・課題

(1) 史跡

史跡指定地内には、一部を除き夜間も一般開放されている箇所があるため、現在の警備体制を見直し、防災・防犯対策を強化する必要がある。

大手道は城前広場から天守に至る主要な観覧動線であるが、急勾配であり、舗装の老朽化等が顕著であるため、避難経路としての安全性が懸念される。舗装の改修に加え、災害による石垣の崩落や倒木等により大手道が遮断された場合の避難経路の確保が必要である。

城山は禁煙となっており、原則として火気の使用を禁止している。今後も日常の維持管理等により火気・可燃物の管理を徹底し、来訪者等へのさらなる周知・啓発を図る必要がある。

また、史跡の一部は、土砂災害警戒区域に指定されており、地震や風水害等を含む自然災害に対する予防対策や緊急対応等の体制を整える必要がある。

現在、史跡全体としての災害時における緊急連絡体制が構築されていない。史跡指定地の各所有者との連携を強化し、災害時の迅速な連絡体制を構築する必要がある。

(2) 天守

天守は木造建築であり、建物自体の燃焼性は高い。天守外部においては、木部の露出部分に対して、落雷等による火災及び周辺樹木からの飛び火に警戒する必要がある。天守内部においては、可燃部材の露出が多く、階段室等が区画されていないため、燃焼性が高い上に火が回りやすい状態である。火災の発生を未然に防ぐための予防措置や、電気設備の更新、避難活動等を含めた防火管理計画を定める必要がある。

天守は、耐震診断の結果を踏まえ、平成30年(2018)から令和元年(2019)にかけて、耐震補強工事を実施した。必要耐震性能の目標は大地震動時に倒壊せず、生命に重大な危害を及ぼさないこととして安全確保水準に設定しているが、日常の地震対策、地震時の安全措置と地震発生後の対処に関する方針等を定める必要がある。

3 活用の現状・課題

(1) 史跡

史跡指定地は、本丸を有料で公開し、来訪者が国宝天守を有する城としての文化財的価値と品格を身近に享受できるように活用している。

しかし、曲輪の一部が公開されていないため、大手道を介して各曲輪へ連絡する犬山城の特徴的な縄張り構造が来訪者に伝わりにくくなっている。石垣、堀、土塁、切岸等の遺構については、一般公開範囲から視認し難い箇所があり、遺構の全貌を把握できない。

犬山城では、市民の理解を高めるため、発掘調査説明会やシンポジウム等を開催している。また、市民や次世代を担う子どもたちが地域の歴史を知るための学習の場としての役割を有し、「校外授業」の受入をしている。これらの取り組みは犬山城を知る上で貴重な機会であるため、教育機関等との連携強化を図り、さらなる学習機能を充実させるための企画・催事等の検討を行う必要がある。

その他、公開活用の一環として、国内外の来訪者に向けて、多言語によるパンフレットの配布、インターネットを活用した情報発信、ガイドボランティアによる観光ガイド等を行っているが、天守に関する情報が充実しているのに対して、史跡の遺構等についての情報が少ない。史跡犬

山城跡の価値や見どころを伝えるための情報発信内容及び方法について検討する必要がある。

史跡へのアクセス環境については、自動車に対しては比較的整っているが、最寄り駅からの徒歩やバス、自転車等に関しては、利便性が悪く、アクセス環境が整っているとは言い難い。回遊性を高め、周辺地域が一体となったアクセス環境の向上を図る必要がある。

(2) 天守

天守は明治9年(1876)から正式に一般公開が始まり、市の歴史文化を代表する文化財としての価値を損なわない方策による公開が行われている。また、天守のランドマーク性を高め、来訪者の見学経験を充実させるために、夜間のライトアップやイベントの開催等、さまざまな活用の工夫がされてきた。

天守内部の見学は、提供された袋に靴を入れ、持ち込む形になっている。また、券売所付近にはコインロッカーが設置されているが、十分な数を確保できていない状況である。急勾配の階段の昇降等、観覧時の安全性が懸念される他、手荷物が天守を傷つけてしまう恐れがあるため、天守への入城管理の方法について、見直しを行う必要がある。

天守内には展示物及び説明板等が設置されているが、構成に一貫性を欠き、来訪者に天守の文化財的価値が効果的に伝わる状況とはいえない。部材の保存に影響を与えないよう配慮したうえで、展示内容の更新を図る必要がある。

(3) アンケート調査等により抽出した活用の課題

平成27年に実施した「犬山城下町アンケート調査業務」の成果と犬山市観光統計データより本計画に関連する要点を抽出した。

来訪者の利用状況について、近年、犬山城の年間来訪者数は右肩上がりの傾向を示し、平成26年度(2014)に50万人を超えた。来訪者の内、3割が宿泊しており、2回以上犬山城を訪れた人の割合は3割強を占めている。

来訪者による評価と要望では、来訪者全体の満足度は高く(9割以上が満足)、「国宝という文化財としての価値」、「天守からの木曾川の眺望」と「木曾川沿いにそびえる犬山城の景色」が犬山城の魅力として評価が高い。来訪者の要望としては、「観光の目玉となるイベントや祭りを増やす」、「城郭の堀を復元する」、「櫓や門を移築・復元する」、「犬山城や城下町の歴史を学べる場を充実する」、「城下町に土産物店や飲食店をもっと多く誘致する」が多い。

以上から、犬山城の活用について下記のことがうかがえる。

- 天守の国宝としての価値と犬山城の景色が来訪者に高く評価されているため、今後も犬山城の価値と景観を維持、向上し、より効果的に来訪者に伝えることが重要である。
- 堀の復元が求められていることから、来訪者は城郭全体にも興味を持っていることが読み取れる。城郭の調査と共に公開のための整備を図り、安全性と快適性を確保しながら来訪者に見せることも不可欠である。
- 来訪者が増えているうえに宿泊者やリピーターも多いため、観光メニューの充実が求められる。犬山城の文化財的価値の保存を図りながら、リピーター対応の強化に力を注ぐ必要がある。

4 整備の現状・課題

(1) 史跡

史跡指定地内では、天守を除き遺構の保存や修復等を目的とした保存のための整備はほとんど実施されていない。また、発掘調査が実施された箇所も一部に限られているため、遺構等の残存状況が把握できていない状況である。したがって、保存のための整備を進めるにあたっては、発掘調査や史料調査等を実施した上で現況把握を行い、適切な修復整備等を実施する必要がある。

植生の整備については、これまで名勝としての景観保全と来訪者等への安全対策として枯損木処理を目的とした剪定、伐採等が行われているが、石垣等の遺構の倒壊、緩み、孕み等の要因となる支障木への対応はごく一部に留まっている。樹木調査の結果に基づき、適切な植生管理に努める必要がある。

活用のための整備については、これまで案内板や説明板の更新、石畳や土塀の整備や、修景施設の整備を行ってきたが、遺構の公開や復元等を目的とした整備は行われていない。

石垣、堀、土塁、切岸等の遺構については、一般公開範囲からの視認性が悪く、全貌が把握できない箇所があるため、遺構の顕在化を図り、視認性を確保するための整備を行う必要がある。

遺構の復元整備については、発掘調査及び史料調査を実施し、遺構の残存状況を明らかにした上で、検討を行う必要がある。

史跡指定地には、遺構の顕在化を阻害する犬山城隅櫓兼茶室や売店のほか、犬山城管理事務所や券売所等の史実に基づかない建物が点在している。史跡全体としての歴史的景観の維持・保全を図るため、将来的な取扱いについて検討する必要がある。

犬山城前広場となっている西御殿跡のように廃城前と形状が異なり、かつての状況が伝わりにくい箇所等について、適切な案内施設の設置及び遺構表示等の方法について検討する必要がある。

また、来訪者の利便性向上の目的で設置された施設、設備について、城前階段に手すりが設置されていない点や設備の老朽化が来訪者の安全確保に支障をきたす可能性がある。劣化状況等に応じた計画的な修繕・更新を実施し、安全性・利便性の向上を図る必要がある。

(2) 天守

保存のための整備では、これまでの調査に基づく保存修理事業等により、現在良好な状態に保たれており、当面は大規模な根本修理の必要はないものとしている。

活用のための整備では、一般公開の開始から現在に至るまで来訪者がより安全かつ快適に見学できるように、天守内への照明の取り付け、防災設備の装備、出入口前のテントの設置等の整備が行われてきた。また、犬山城の文化財的価値をより来訪者に伝わりやすくするために、天守内部に展示物と説明板が設置されている。

天守正面のテント屋根は来訪者の便益性確保の観点から設置されたが、天守の正面外観を損ねている。また、テント屋根と庇に接するところに落ち葉が溜まりやすく、保存の観点からも好ましくないため、入城管理施設の整備検討を行う必要がある。

電気設備の中には昭和の解体修理時に設置したものもあり、安全性の面から更新の必要がある。更新時には、展示物等や天守外部の効果的なライトアップ方法も併せて検討する必要がある。

5 運営・体制の現状・課題

史跡及び天守は、犬山市が管理団体に指定され、保存のために必要な管理等を行っている。活用事業の運営は、犬山城管理事務所(犬山市教育委員会歴史まちづくり課)が公益財団法人犬山城白帝文庫の協力を得ながら、観光課、一般社団法人犬山市観光協会と連携して行っている。調査・研究については、公益財団法人犬山城白帝文庫等の協力を得て、専門委員会の指導の下、文化庁及び愛知県と協議しながら進めている。

今後、犬山城の保存・活用・整備を着実に実施していくためには、各所有者、官公庁内の関係部局等との連携を強化し、事業の進捗状況について検証する体制を整える必要がある。また、さらなる史実の解明を図るためには、調査研究体制の強化が必要である。

参考文献

- 『国宝犬山城天守修理工事報告書』成瀬正勝 国宝犬山城天守修理委員会 1965年
- 『犬山市史 資料編2 自然』犬山市 1982年
- 『犬山市史 通史編下 近代・現代』犬山市 1995年
- 『犬山市史 年表』犬山 1998年
- 『犬山城白帝文庫研究紀要 第5号』犬山城白帝文庫 2011年
- 『愛知県史研究 第20号』愛知県 2016年
- 『犬山城総合調査報告書』犬山市教育委員会 2017年
- 『図説犬山城 改訂版』犬山城白帝文庫 2018年
- 『愛知県史 通史編4 近世Ⅰ』愛知県 2019年
- 『愛知県史 通史編5 近世Ⅱ』愛知県 2019年

第3章 大綱・基本方針

1 大綱

犬山城が犬山市のシンボルとして、また、城下町のまちづくりの核として、これからも悠久の時を刻むための保存活用の大綱を次のとおり定める。

- ・国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡をより良い状態で後世に確実に引き継ぐ。
- ・往時の姿を明らかにするための調査研究を進め、犬山城が持つ文化財的価値や本質的価値の向上を図る。
- ・調査研究の成果に基づき、天守や城郭が刻んできた歴史に思いを馳せ、その魅力や価値を身近に感じることができるよう整備を進める。
- ・犬山城の歴史や学術上の価値を市民、国内外の来訪者及び次世代を担う子どもたちにわかりやすく伝え、犬山城に対する誇りと愛着を高める。

2 基本方針

大綱の実現のため、保存管理、防災、活用、整備、運営・体制について、以下のとおり基本方針を定める。

(1) 保存管理

国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の文化財的価値及び本質的価値を確実に後世に継承し、周辺環境を含めた歴史的景観を保全するため、天守及び遺構等の厳密な保存管理を行う。

(2) 防災

想定される災害に備えた防災・防犯の管理方法及び管理体制を構築して、天守及び史跡を保護するとともに、来訪者等の安全性の向上を図る。

(3) 活用

情報発信及び企画催事等の充実により、犬山城への理解を深めるとともに、周辺施設と連携しながら、さらなる魅力の向上を図る。

(4) 整備

天守及び史跡を守り、後世に確実に継承する「保存のための整備」及び歴史を分かりやすく伝え、犬山城ならではの魅力の向上を図る「活用のための整備」を計画的に進める。

(5) 運営・体制

犬山城の保存、活用及び整備を着実に推進するため、多様な主体との連携を強化した運営体制の構築及び必要な財源の確保を図る。

第4章 保存管理

第1節 方向性

保存管理の基本方針(「第3章 大綱・基本方針」を参照)に基づき、保存管理の方向性を以下に示す。

- ・学術的調査研究の成果を踏まえて、国宝犬山城天守と一体となって価値を形成する史跡犬山城跡を構成する諸要素ごとの具体的な保存管理方法及び地区別の保存管理方針を定める。
- ・公益財団法人犬山城白帝文庫をはじめとした調査・研究機関との積極的な連携を図りながら、国宝犬山城天守の文化財的価値及び史跡犬山城跡の本質的価値をより明確化し、深化させるための調査研究に計画的に取り組む。
- ・国宝犬山城天守は現存する天守12棟のうちの一つであり、犬山城を象徴する建造物として確実に保存し、後世に継承する。天守を構成する空間と部材(部分部位)の保護方針を定め、それに基づいて保存管理に取り組む。
- ・史跡犬山城跡の本質的価値を構成する諸要素を確実に保存し、史跡の価値の向上を図るため、史跡と一体的な景観を形成している植生管理方法を具体的に定める。
- ・今後予想される史跡の現状変更等に関する方針を定め、地区別の具体的な現状変更等の取扱基準を定める。
- ・地域の歴史的価値を高めるため、史跡の周辺環境を構成する諸要素の保存管理方法を定める。
- ・史跡追加指定候補地をはじめとした史跡指定地外についても調査研究を進め、史跡犬山城跡の価値の更なる向上に取り組む。
- ・史跡指定地内に所在する歴史的関連性が深い民有地との共存を図り、公有地と一体的に保存管理方法を定める。

第2節 史跡の保存管理

1 地区区分の設定

史跡犬山城跡は文化財、宗教施設、公園等の多様な機能を有し、土地利用状況も多様であることから、適切な保存管理と活用を図るに際して、史跡指定地内を10の地区に区分する。また、史跡の追加指定候補地についても、犬山城の本質的価値を構成する要素が地下遺構として所在していると考えられるため、史跡指定地内同様一つの地区として捉え、計画対象範囲(史跡指定地と追加指定候補地)を11の地区に分類した。

地区区分にあたっては、城地としての本来の役割、機能に応じて区画された曲輪跡に準ずることが合理的であるため、曲輪跡をそれぞれ地区として設定した。さらに現在は都市緑地となっているかつての三光寺山を一つの地区として「三光寺山地区」、かつて西御殿があった場所を「西御殿跡地区」とした。また犬山城の縄張りを曲輪とともに構成する重要な要素として「大手道地区」、そして城山の外周、北側、東側、西側を取り囲む山麓の部分を「城山外縁地区」として設定した。

また、史跡指定地内を走る市道については、「道路地区」として設定した。

追加指定候補地については、発掘調査により犬山城の大手門枳形に関連すると推測される地

下遺構が確認されているため、「大手門枳形地区」とした。

本節ではこれら地区ごとに構成要素の抽出を行い、それぞれの地区における現状と課題を整理する。

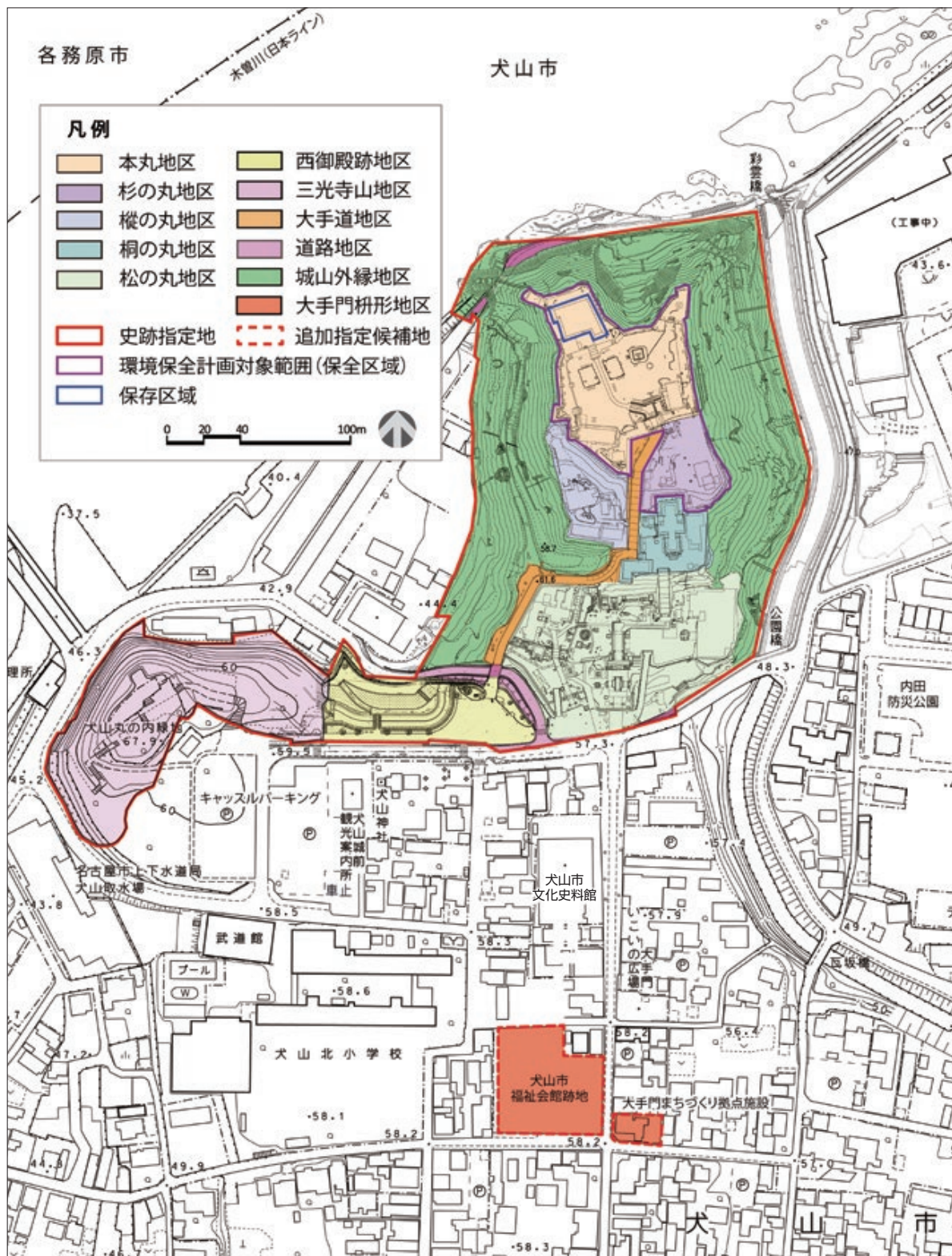


图 4.1 地区区分图

2 天守の環境保全計画上の区分

「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」では、環境保全区域は、「建造物と一体をなしてその価値を形成している土地として指定されている土地」とされている。従って、国宝犬山城天守においては史跡犬山城跡の指定区域が該当するが、本計画では、天守の保存にあたり、特に防災面及び環境保全の面で充実を図る必要のある範囲を環境保全計画の対象範囲として設定する必要があると考え、天守が所在する本丸地区及び貯水槽、消火ポンプ室等の防火施設の所在する杉の丸地区を対象範囲とし、以下のとおり区分する。

併せて、環境保全計画対象範囲内に所在する国宝天守以外の建造物についても保存建造物、保全建造物及びその他の建造物に区分する。

なお、区域別の保全方針については「第4章 第2節5 各地区の保存管理方針」に、国宝天守以外の建造物の保護方針については「第4章 第2節4 個別の諸要素の具体的な保存方法」に記載する。

(1) 区域の区分

ア 保存区域：天守及び天守台石垣の所在する区域

国宝犬山城天守を含む区域で、この区域内では、原則として新たに建造物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

イ 保全区域：本丸地区及び杉の丸地区

保存区域に隣接する区域で、歴史的な景観や環境を保全する。この区域では建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として天守及び史跡の管理もしくは防災上必要な場合に限る。

(2) 建造物の区分

ア 保存建造物：該当なし

国宝に準じて保存を図るもの。

イ 保全建造物：該当なし

保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの。

ウ その他建造物：犬山城管理事務所、犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)、売店、公衆トイレ、券売所、詰所、倉庫

歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、または文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来撤去または修景することとするもの。

3 各地区の整理

(1) 本丸地区

ア 地区の概要

城山の最上部にあたる曲輪であり、国宝犬山城天守が所在している。

天守以外の城郭に関連する建造物は現存していないが、礎石や櫓台の高まりが現存している。曲輪の周囲には、一部修理は行われているものの近世石垣が良好に残存している。

鉄門跡には犬山城管理事務所、鉄砲櫓跡付近には犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)が所在しているが、いずれも史実に基づいた復元建造物ではない。

地区全体が、有料区域となっており、天守前の雨除けテント、売店、公衆トイレ等の便益施設及び放水銃等の防火・防災施設等が所在している。

イ 本丸地区における各諸要素の概要と現状

表4.1 本丸地区における各諸要素の概要と現状

		名 称		保存管理の現状		
(A) 本質的価値を構成する諸要素	① 歴史的建造物	天守(国宝)		・「第4章 第3節 天守の保存管理」にて整理		
		天守台石垣				
	② 縄張り	本丸曲輪		・城山の最上部に位置し、四方を石垣で囲われた曲輪であり、曲輪の旧態が保たれている		
	③ 歴史的構造物	原位置を保つ石垣	曲輪石垣	・一部修理が行われているものの近世石垣が良好に残っている ・南西部の石垣は、近代以降に積み直されている		
			櫓台石垣	【千貫櫓、弓矢櫓、鉄砲櫓、大砲櫓、多聞櫓の櫓台石垣】 ・一部修理が行われているものの近世の櫓台石垣が良好に残っている		
		礎石	七曲門礎石	・本丸の北東隅に位置し、七曲道との出入口である二重の櫓門跡の礎石が残っている		
⑤ 地下遺構			【千貫櫓跡、弓矢櫓跡、鉄砲櫓跡、大砲櫓跡、多聞櫓跡、鉄門跡、番所跡、下番所跡、石垣跡】 ・明治6年(1873)犬山城の「廃城」に伴い、天守以外の建造物は取り壊されている ・七曲門以外の建造物の礎石は確認されていない			
(B) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	(B-2) その他の諸要素	① 石碑類		【成瀬正肥顕彰碑、植樹記念碑】		
		② 樹林・樹木		【大杉様、記念植樹、修景植栽】 ・天守南東側に老朽杉(通称大杉様)保存のための覆屋等が設置されている ・櫓跡や石垣の周辺にも樹木が茂っている。記念植樹による樹木も多い		
		③ 維持管理・運営施設等	案内施設		【説明板】	
			管理施設		【木柵】 ・本丸の周囲には転落防止のための安全柵(木柵)が設置されている 【犬山城管理事務所】 ・鉄門跡には管理事務所が建てられている	
			休憩施設		【四阿、ベンチ】	
			便益施設		【天守前雨除けテント、自動販売機置場、公衆トイレ、売店、階段】 ・来訪者の便益施設として上記の建築物等が設置されている	
			活用施設		【犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)】 ・鉄砲櫓跡付近に犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)が建てられている 【投光器】 ・夜間ライトアップ用の投光器が4基設置されている	
			防火・防災施設		【ホース格納庫、防犯装置、消火栓、放水銃】	
			インフラ施設		【電柱、拡声器、送水管、上下水道】	

		名 称	保存管理の現状
		修景施設	【整備路、植栽柵】 ・鉄門跡から天守にかけて石畳等の園路、斜路、土留石積等が整備されている
		⑥近代以降に付加された石垣・擁壁等	【練石積、コンクリート擁壁】

ウ 本丸地区における保存管理の課題

- これまで発掘調査が行われていないため、遺構の残存状況が把握されていない。
- 樹木の高木化により、天守の眺望に影響を与えているほか、櫓跡等の建物跡に生育する樹木根が地下遺構に影響を及ぼす可能性や石垣の毀損を発生させる可能性がある。
- 天守前雨除けテントは、天守の歴史的景観を阻害している。
- 犬山城管理事務所及び犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)は、廃城前に門、櫓のあった場所の付近に建てられているが、史実に基づいて復元された建築物ではない。その他にも売店など史実に基づかない建築物が所在し、石垣等曲輪内の遺構の視認性や顕在化の阻害要因となっている。

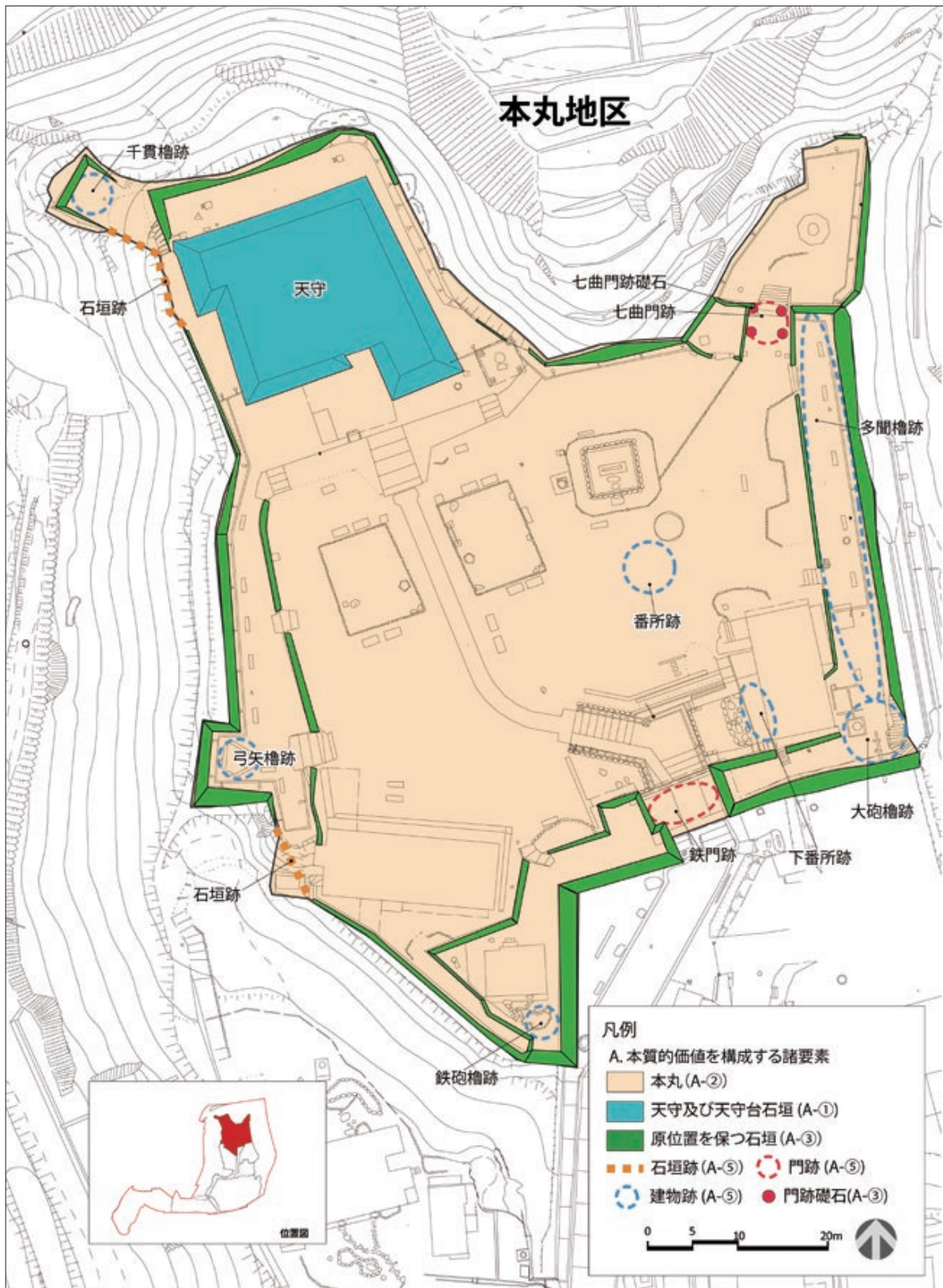
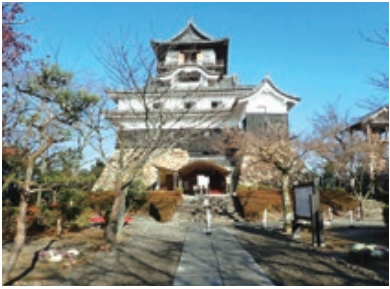


図4.2 本丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

※原位置を保つ石垣及び地下遺構(石垣跡、建物跡等)は、絵図に基づき比定したものであり、正確な位置を示すものではない(以下、各地区同様)。

表4.2 本丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

		
天守(国宝)	天守台石垣	本丸曲輪
		
曲輪石垣(本丸南西側)	曲輪石垣(本丸西側)	曲輪石垣(本丸南東側)
		
櫓台石垣(千貫櫓跡)	櫓台石垣(弓矢櫓跡)	櫓台石垣(鉄砲櫓跡)
		
櫓台石垣(大砲櫓跡)	櫓台石垣(多聞櫓跡)	七曲門礎石
		
地下遺構(千貫櫓跡)	地下遺構(弓矢櫓跡)	地下遺構(鉄砲櫓跡)

		
地下遺構(大砲櫓跡(付近))	地下遺構(多聞櫓跡)	地下遺構(鉄門跡)
		
地下遺構(番所跡(付近))	地下遺構(下番所跡(付近))	地下遺構(七曲門跡)



図 4.3 本丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

表4.3 本丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

		
成瀬正肥顕彰碑	大杉様	記念植樹
		
修景植栽	説明板	木 柵
		
犬山城管理事務所	四 阿	木製ベンチ
		
天守前雨除けテント	自動販売機置場	公衆トイレ
		
売 店	階段(天守前)	犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)

		
投光器	ホース格納庫	消火栓
		
放水銃	電 柱	整備路

(2) 杉の丸地区

ア 地区の概要

本丸よりも一段低い位置に設けられた曲輪である。曲輪の隅に櫓・門が配され、それらの建物の間には石垣上に塀が廻されていたが、城郭に関連する建造物は現存していない。

桐の丸と隣接する境界部分の石垣は崩落防止のために練石積に改変されており、曲輪の形状も廃城前と大きく異なっている。

曲輪の西側と東側の石垣は、絵図との比較によれば原位置を保つものと推測されるが、近代以降に積み直されたものである。

昭和7年(1932)から昭和43年まで城山浄水場として利用されたため、地下に沈殿池等の設備が残置されている。

地区全体が一般公開されていない区域であり、消火ポンプ室やその他管理施設(詰所、倉庫等)が所在している。

イ 杉の丸地区における各諸要素の概要と現状

表4.4 杉の丸地区における各諸要素の概要と現状

		名 称		保存管理の現状
(A) 本質的価値を構成する諸要素	② 縄張り	杉の丸曲輪		・ 桐の丸と隣接する境界部は斜面の崩落防止のため練石積に改変されており、廃城前の形状と大きく異なっている
	③ 歴史的構造物	原位置を保つ石垣	曲輪石垣	・ 曲輪周囲の石垣はほとんどの部分が積み直されている
			櫓台石垣	【器械櫓、御成櫓の櫓台石垣】 ・ 櫓台石垣の形状は廃城前と異なっている可能性がある
	⑤ 地下遺構			【器械櫓跡、御成櫓跡、多聞櫓跡、門跡、石垣跡】 ・ 明治6年(1873)犬山城の「廃城」に伴い、建造物は取り壊されている ・ 建造物の礎石は確認されていない
(B) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	(B-2) その他の諸要素	① 石碑類		【八木彫頭彰碑】
		③ 維持管理・運営施設等	管理施設	【券売所、詰所、倉庫、柵(有刺鉄線)、管理用門】 ・ 大手道に面して犬山城登城のための券売所が設置されている
			防火・防災施設	【消火ポンプ室、貯水槽、送水管】
			インフラ施設	【給水ポンプ、電柱、上水道等】
		⑥ 近代以降に付加された石垣・擁壁等		【石垣】

ウ 杉の丸地区における保存管理の課題

- ・ これまで発掘調査が行われていないため、遺構の残存状況が把握されていない。
- ・ 券売所が老朽化している。
- ・ 曲輪内の管理上敷設されている柵(有刺鉄線等)が経年劣化している箇所がある。
- ・ 城山浄水場の設備が地下に残置されたままになっている。



図4.4 杉の丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

表4.5 杉の丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

杉の丸曲輪	曲輪石垣(西側)	櫓台石垣(器械櫓跡)

		
槽台石垣(御成槽跡)	地下遺構(器械槽跡(付近))	地下遺構(御成槽跡)
		
地下遺構(多聞槽跡(付近))	地下遺構(門跡(付近))	

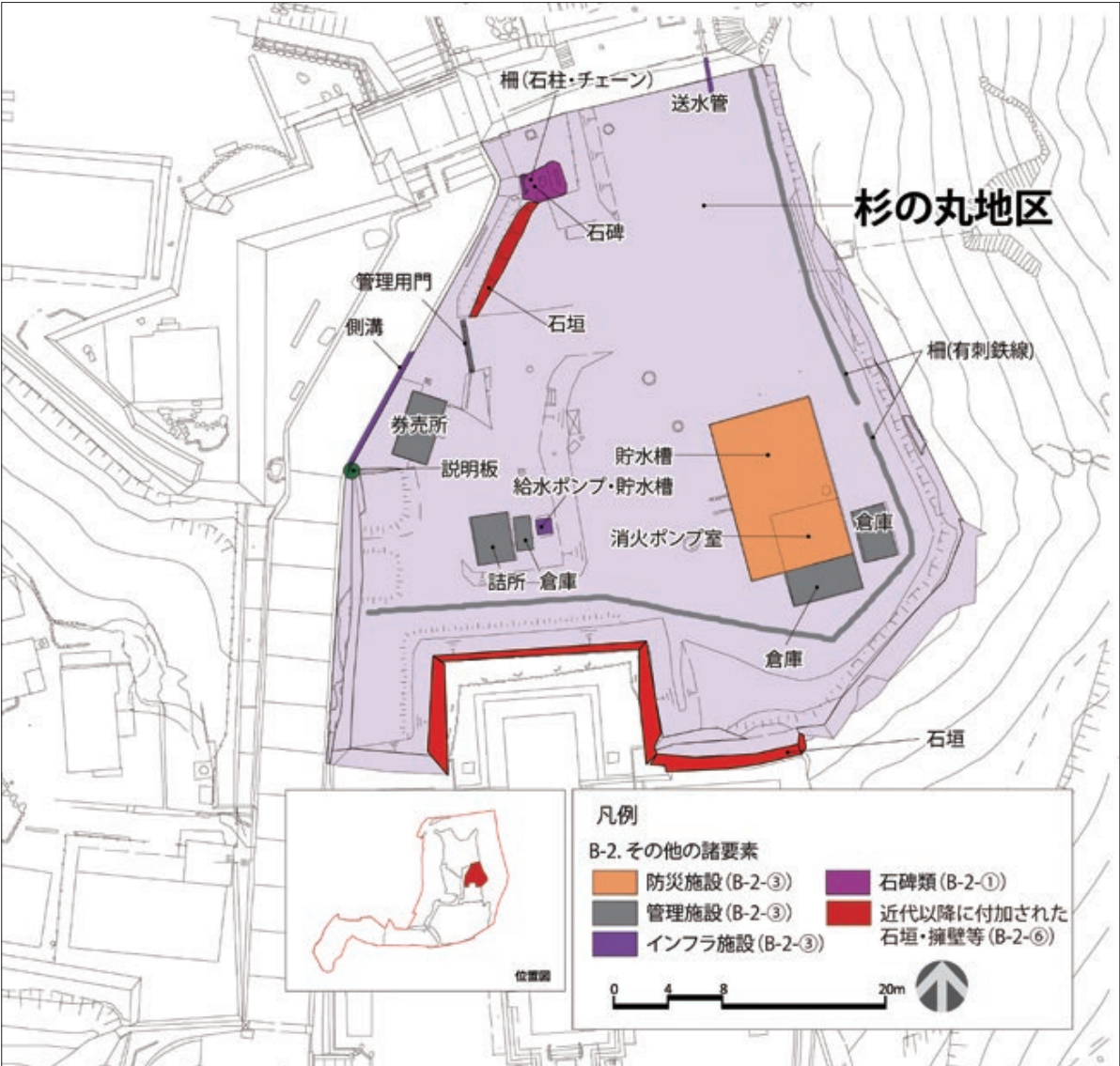


表 4.6 杉の丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

		
八木彫頭彰碑	券売所	詰所・倉庫

		
管理用門	消火ポンプ室	給水ポンプ・貯水槽
		
送水管	電 柱	石垣(石碑前)
		
石垣(南側)(左手は桐の丸)	石垣(南東側)	

(3) 樅の丸地区

ア 地区の概要

本丸の南西に位置し、城山の中腹にあたる曲輪である。

東辺は大手道に接し、中央に門を構えていた。南西隅に櫓が建ち、門、櫓の間には石垣上に塀が廻されていたが、城郭に関連する建造物は現存していない。

曲輪の南側及び西側の石垣は、近世以前に構築された石垣であり、一部修理はおこなわれているものの旧態をとどめている。

地区全体が、一般公開されていない区域であり、公益財団法人犬山城白帝文庫の事務所、収蔵庫等が所在している。

イ 樅の丸地区における各諸要素の概要と現状

表4.7 樅の丸地区における各諸要素の概要と現状

		名 称	保存管理の現状
(A) 本質的価値を構成する諸要素	② 縄張り	樅の丸曲輪	・ 曲輪を囲う石垣は近世以前のものが多く、曲輪の旧態をとどめている
	③ 歴史的構造物	原位置を保つ石垣	曲輪石垣
		櫓台石垣	・ 樅の丸内の石垣は近世期に修理が施されたもので、史跡犬山城跡の本質的価値を有するものである 【屏風櫓の櫓台石垣】 ・ 一部修理が行われているものの近世の櫓台石垣が良好に残っている
	⑤ 地下遺構		【屏風櫓跡、門跡、石垣跡】 ・ 明治6年(1873)犬山城の「廃城」に伴い、建造物は取り壊されている ・ 建造物の礎石は確認されていない
(B) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	(B-1) 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素	① (公財) 犬山城白帝文庫事務所	【(公財) 犬山城白帝文庫事務所、収蔵庫、管理用門】 ・ 天守の所有者である公益財団法人犬山城白帝文庫の事務所、収蔵庫が所在している ・ 大手道に接する曲輪の入口に管理用の門が設置されている

ウ 樅の丸地区における保存管理の課題

- ・ これまで発掘調査が行われていないため、遺構の残存状況が把握されていない。
- ・ 地区内に所在する一部施設の老朽化が進んでいる。



図4.6 櫓の丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

表4.8 櫓の丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

		
櫓の丸曲輪	曲輪石垣(南東側)	曲輪石垣(西側)
		
曲輪石垣(南東側)	曲輪石垣(南西側) 櫓台石垣(屏風櫓跡)	地下遺構(屏風櫓跡(付近))



図 4.7 縦の丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

表 4.9 縦の丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

	
(公財)犬山城白帝文庫 事務所(奥)及び管理用門	収蔵庫

(4) 桐の丸地区

ア 地区の概要

杉の丸より一段低い曲輪である。曲輪の南西隅と南東隅に櫓、大手道に面して門が配され、それらの建物の間には石垣上に塀が廻されていたが、建造物は現存していない。南東隅の宗門櫓は、廃城後に払い下げられ、江南市の個人宅に移築されている。

現在は、針綱神社の境内地として、本殿や拝殿など、神社に関連する建築物等が所在している。道具櫓跡付近には社務所が所在し、宗門櫓跡付近には、御神砂、国旗掲揚ポール等の工作物が設置されている。

針綱神社の移転に伴って構築されたと考えられる石垣も多く、廃城前の石垣が失われている場所もある。

イ 桐の丸地区における各諸要素の概要と現状

表4.10 桐の丸地区における各諸要素の概要と現状

		名 称		保存管理の現状
(A) 本質的価値を構成する諸要素	② 縄張り	桐の丸曲輪		・ 針綱神社の移転に伴い、曲輪形状が廃城前と異なる
	③ 歴史的構造物	原位置を保つ石垣	曲輪石垣	・ 曲輪の南側には、一部修理が行われているものの近世の櫓台石垣が良好に残っている
			櫓台石垣	【道具櫓の櫓台石垣】 ・ 針綱神社社務所が建てられている道具櫓跡の石垣は近代以降に積み直されている
	⑤ 地下遺構			【宗門櫓跡、道具櫓跡、門跡、石垣跡】 ・ 道具櫓跡付近には、針綱神社の社務所が建てられている ・ 宗門櫓跡付近には、御神砂、国旗掲揚ポール等の工作物が設置されている ・ 建造物の礎石は確認されていない
(B) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	(B-1) 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素	② 宗教施設		【針綱神社関連建築物等】 拝殿、本殿、控殿、社務所、絵馬掛け、蠟燭立て、御神砂、御神馬舎、灯籠、末社(愛宕社)、階段、石柵、御神馬記念像、石碑、玉垣、国旗掲揚ポール、提灯掛け
		③ 維持管理・運営施設等	インフラ施設	【電柱、上下水道】
	(B-2) その他の諸要素	⑥ 近代以降に付加された石垣・擁壁等		【玉石練積、練石積】 ・ 桐の丸曲輪の東側は、玉石練積が整備されている

ウ 桐の丸地区における保存管理の課題

- これまで発掘調査が行われていないため、遺構の残存状況が把握されていない。
- 将来、神社関連建築物等の改修、改築、増築、新築等、また記念樹木等の植樹の可能性が考えられるため、地区の特性に応じた現状変更の取扱基準を定める必要がある。

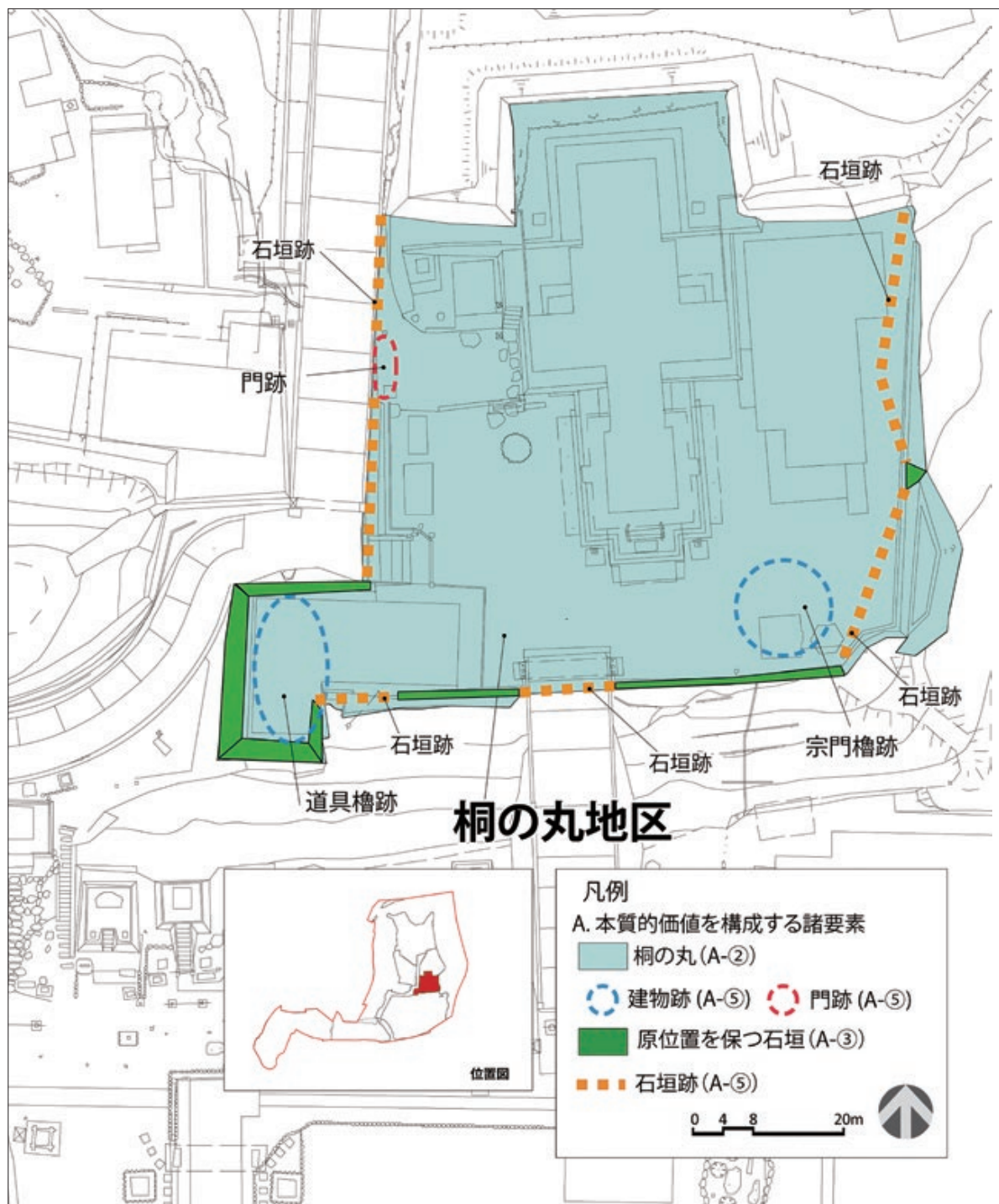


図4.8 桐の丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

表4.11 桐の丸地区における本質的価値を構成する諸要素

		
桐の丸曲輪	櫓台石垣(道具櫓跡)	地下遺構(宗門櫓跡(付近))
		
地下遺構(道具櫓跡(付近))	地下遺構(門跡(付近))	

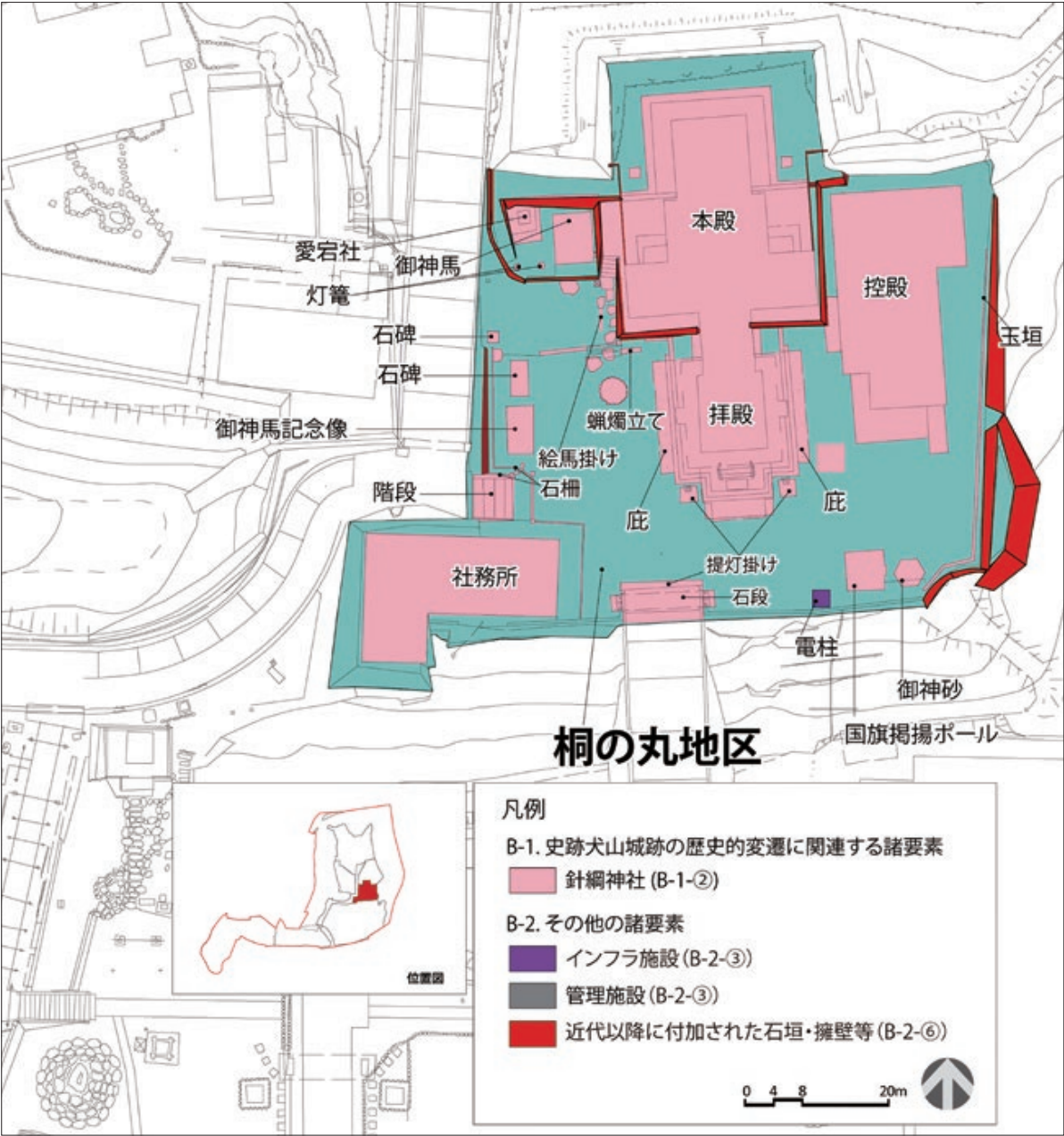


表 4.12 桐の丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

拝 殿	控 殿	社務所

		
絵馬掛け・蠟燭立て	御神砂	御神馬舎
		
灯籠と愛宕社	石柵と参道階段	石柵
		
御神馬記念像	石碑	玉垣
		
国旗掲揚ポールと電柱	玉石練積(東)	

(5) 松の丸地区

ア 地区の概要

桐の丸より一段低い曲輪である。松の丸御殿が所在し、南東隅と南西隅に櫓が配されていた。北西隅には松の丸表門、北東隅には松の丸裏門があったが、廃城後に払い下げられ、城郭に関連する建造物は現存していない。それぞれ愛知県一宮市にある浄蓮寺と犬山市にある常満寺に移築されたと伝わっている。松の丸表門跡は礎石のみが残存している。

曲輪の南側から西側を囲むように水堀があったが、埋め立てられ、曲輪形状が廃城前と大きく異なっている。

現在は、針綱神社及び三光稲荷神社の境内地として、針綱神社参集殿や三光稲荷神社本殿、拝殿など、神社に関連する建築物等が所在している。

松の丸裏門跡付近及び針綱神社参集殿南東側に位置する石垣は、一部修理が行われたものの比較的旧態を保つものと推測されるが、その他の石垣は、針綱神社、三光稲荷神社の移転に伴って構築されたものと考えられ、廃城前の石垣が失われている場所もある。

イ 松の丸地区における各諸要素の概要と現状

表4.13 松の丸地区における各諸要素の概要と現状

		名 称	保存管理の現状
(A) 本質的価値を構成する諸要素	② 縄張	松の丸曲輪	・針綱神社及び三光稲荷神社の移転に伴い、曲輪形状が廃城前と異なる
	③ 歴史的構造物	原位置を保つ石垣	【松の丸曲輪石垣】 ・松の丸裏門跡付近及び針綱神社参集殿南東側に位置する石垣は近世に修理が施されたもので、史跡犬山城跡の本質的価値を有する要素である ・近年の修理実績はない
		礎石	【松の丸表門跡礎石】 ・松の丸表門跡の礎石が確認されている
	⑤ 地下遺構		【坤槽跡、巽槽跡、松の丸裏門跡、内堀跡(埋立)、松の丸御殿跡、石垣跡】 ・内堀は現存しておらず、埋め戻されている ・松の丸表門跡以外の建造物の礎石は確認されていない
(B) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	(B1) 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素	② 宗教施設	【針綱神社関連建築物等】 参集殿、鳥居、狛犬、石段、灯籠、井戸、手水舎、太鼓橋、社号柱、由緒書、初老記念石碑、参道、石碑、末社(市神社、多賀神社、金毘羅社、秋葉社、太宰府天満宮分霊社) 【三光稲荷神社関連建築物等】 拝殿・本殿(三光稲荷神社)、社殿(猿田彦神社)、鳥居、鳥居群、社務所、参道、社号柱、由緒書、玉垣、灯籠、石碑、猿田彦神社、山之神、虫鹿子守神、姫亀神社、銭洗稲荷神社、三狐地稲荷社、掲示板 ・その他施設として、ベンチ、駐車場、照明灯、ポンプ、倉庫、藤棚、電子看板等が設置されている

名 称		保存管理の現状
(B-2)その他の諸要素	①石碑類	【鈴木文拙顕彰碑、大正天皇即位記念碑、柴山伴男顕彰碑、加藤兼行顕彰碑、高田快晴顕彰碑、斎藤富三郎歌碑、明治百年記念碑】
	②樹林・樹木	【夫婦樟】 ・近世期から生育する樹齢300年以上の樹木と推定される 【修景樹木】
	③維持管理・運営施設等	【公衆トイレ、電話ボックス】
	④インフラ施設	【電灯、上下水道】
	⑤近代以降に付加された石垣・擁壁等	【玉石練積、練石積、擁壁】 ・松の丸地区の境界や段差部分、末社等の一部には擁壁・石垣等が設置されている ・針綱神社や三光稲荷神社の現在地への移転に伴い構築された石垣も多く分布する

ウ 松の丸地区における保存管理の課題

- ・地区の西側及び南側部分は、曲輪形状が廃城前と大きく異なるが、これまで発掘調査が行われていないため、遺構の残存状況及び元の曲輪形状が把握されていない。
- ・曲輪内の樹木が神社施設及び城下町内の視点場から天守への眺望に影響を与えている、もしくは与える可能性がある。
- ・将来、神社関連建築物等の改修、改築、増築、新築等、また記念樹木等の植樹の可能性が考えられるため、地区の特性に応じた現状変更の取扱基準を定める必要がある。

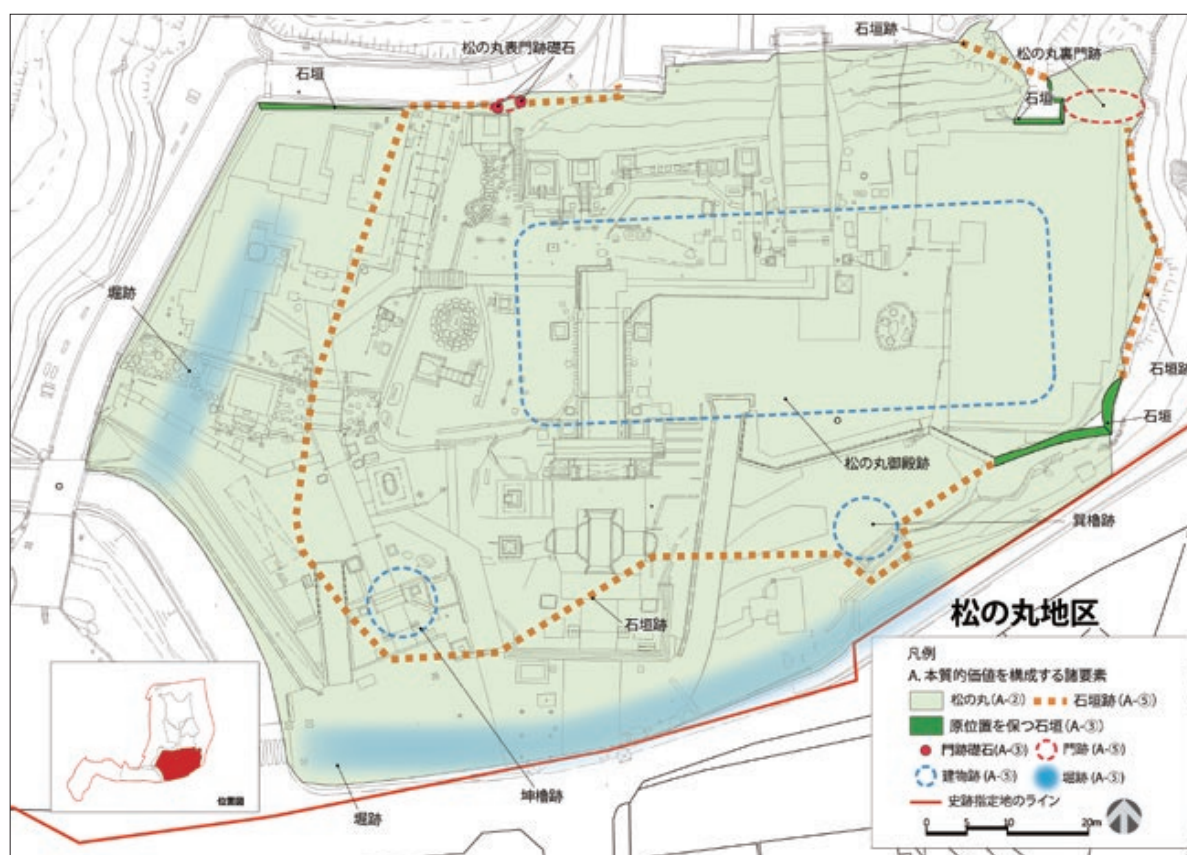


図4.10 松の丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

表4.14 松の丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

		
松の丸曲輪 (松の丸御殿跡)	曲輪石垣 (松の丸裏門跡付近)	曲輪石垣 (針綱神社参集殿南東側)
		
礎石(松の丸表門門跡) 地下遺構(松の丸表門跡(付近))	地下遺構 (坤櫓跡(付近))	地下遺構 (巽櫓跡(付近))
		
地下遺構 (松の丸裏門跡(付近))		

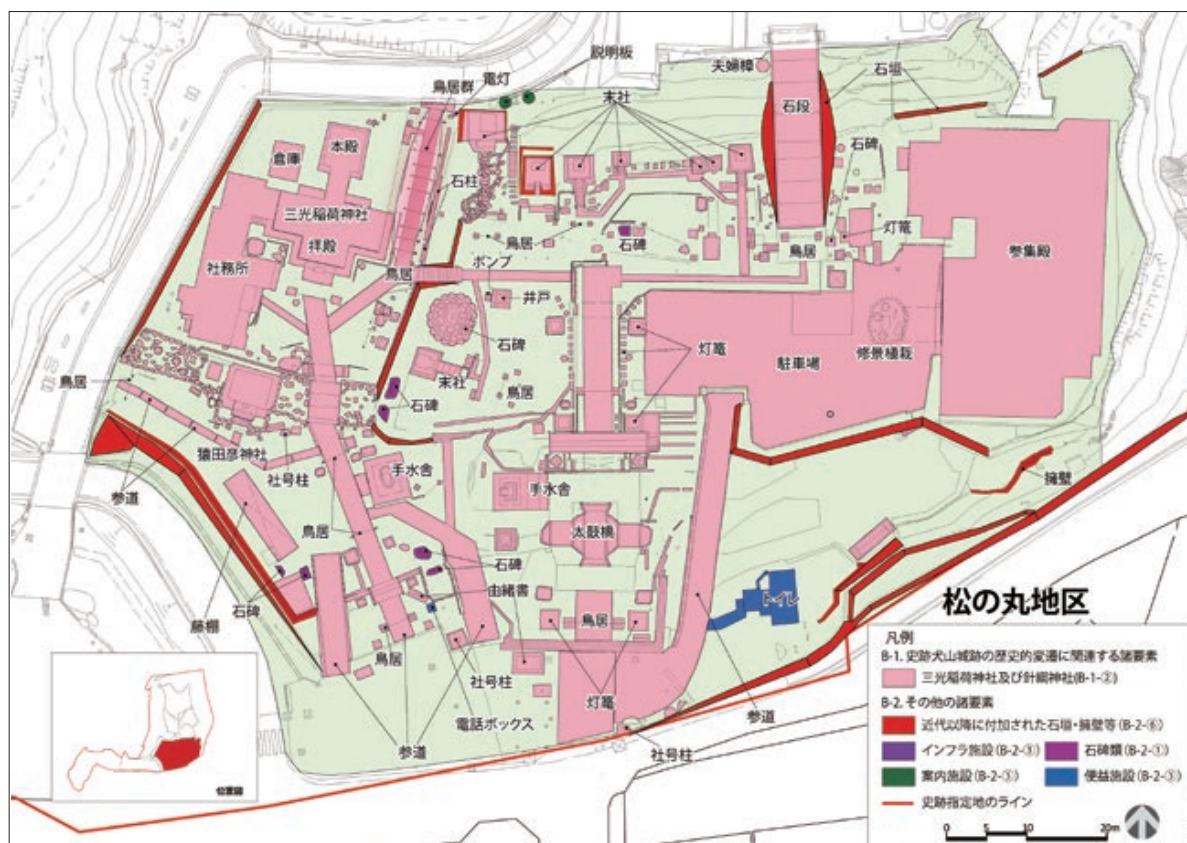


図 4.11 松の丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

表 4.15 松の丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

針綱神社参集殿	針綱神社鳥居	石 段
灯 籠	太鼓橋	参 道

		
石 碑	石 碑	末 社
		
三光稲荷神社拝殿	猿田彦神社社殿	手水舎
		
鳥居群	石 柱	土留石垣(北東)
		
参集殿前駐車場	玉石練積	

(6) 西御殿跡地区

ア 地区の概要

かつて西御殿が所在していたとされる場所であり、犬山市体育館が建てられていた。体育館の撤去後整備され、犬山城前広場として市民に広く開放されている。

イ 西御殿跡地区における各諸要素の概要と現状

表4.16 西御殿跡地区における各諸要素の概要と現状

		名 称	保存管理の現状
(A) 本質的価値を構成する諸要素	⑤地下遺構		【西御殿跡、門跡】 ・体育館撤去後発掘調査が行われ、礎石跡、井戸跡等の遺構が確認された。遺構面は調査後埋め戻されている ・門跡の礎石は確認されていない
	(B) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	①石碑類	
②樹木・樹林		【修景樹木】	
③維持管理・運営施設等		休憩施設	【ベンチ】
		便益施設	【園路、階段】
		インフラ施設	【電灯、分電盤、排水設備、上下水道】
		修景施設	【土堀】
⑤広場・公園施設		【犬山城前広場】 ・西御殿跡地区の一部は犬山市体育館撤去後整備され、犬山城前広場として市民に広く開放されている	
⑥近代以降に付加された石垣・擁壁等		【玉石練積】	

ウ 西御殿跡地区における保存管理の課題

- ・発掘調査を実施した箇所が一部であり、西御殿跡の全容を特定するには至っていない。

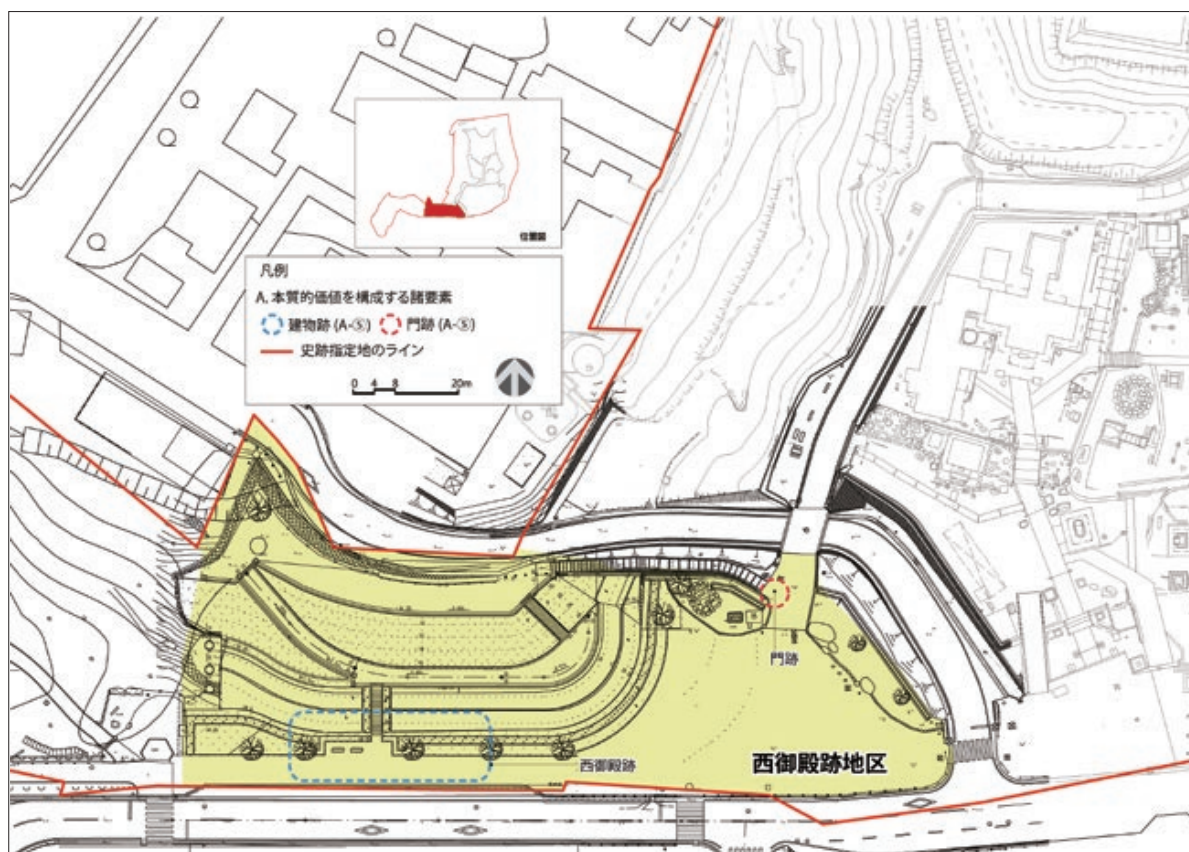


図 4.12 西御殿跡地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

表 4.17 西御殿跡地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

西御殿跡(付近)	門跡(付近)

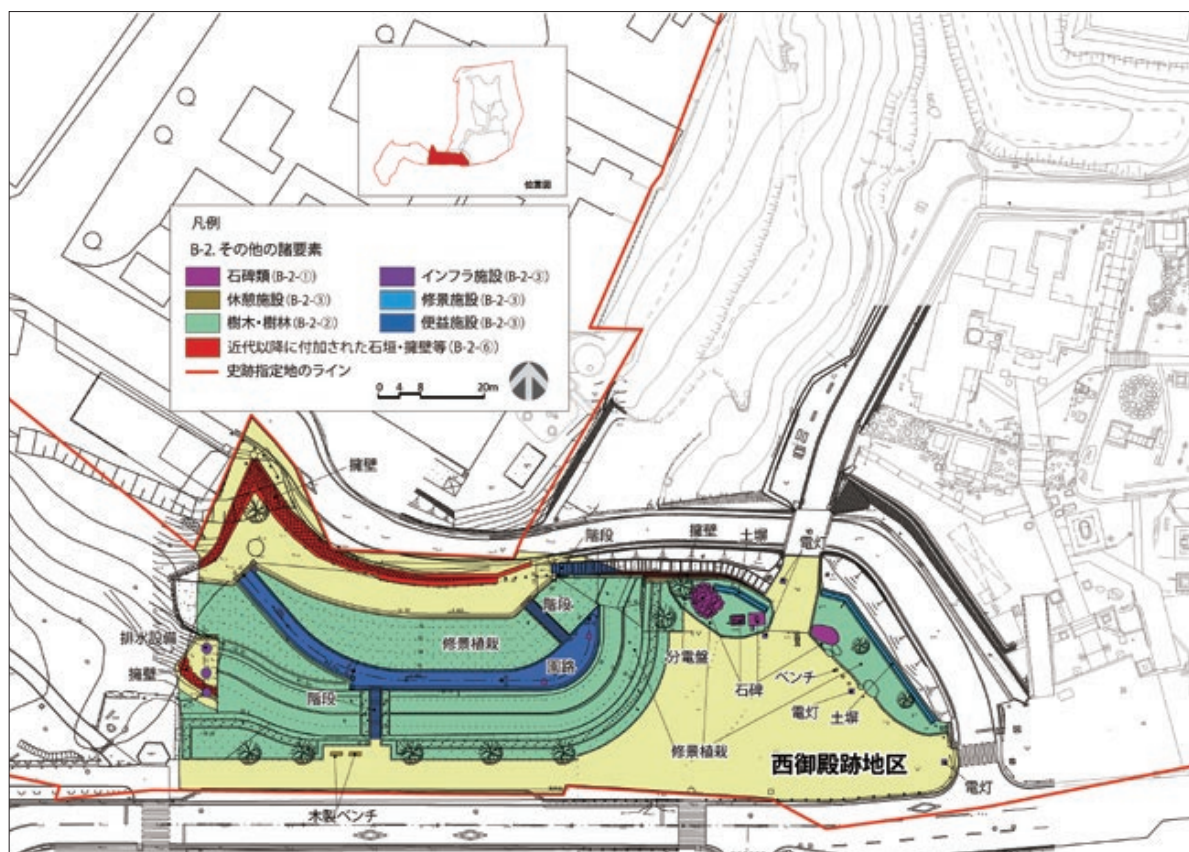


図4.13 西御殿跡地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

表4.18 西御殿跡地区におけるその他の諸要素(現状)

		
石 碑	修景樹木	ベンチ
		
園 路	階 段	電 灯



分電盤



土 塀



犬山城前広場



玉石練積

(7) 三光寺山地区

ア 地区の概要

都市公園法に基づく都市緑地「犬山丸の内緑地」として、整備された地区である。

これまで発掘調査が行われておらず、本質的価値を構成する諸要素である遺構等は確認されていない。

イ 三光寺山地区における各諸要素の概要と現状

表4.19 三光寺山地区における各諸要素の概要と現状

		名 称	保存管理の現状
(A) 本質的価値を構成する諸要素	② 縄張り	三光寺山	・三の丸を画する堀の内側に位置し、城郭の一部をなしていた。現在は、都市計画決定された都市緑地「犬山丸の内緑地」として整備されている ・発掘調査が行われていないため、遺構等は確認されていない
	(B) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	③ 維持管理・運営施設等	① 石碑類 【犬山城歌碑】 ② 樹林・樹木 【樹林・修景樹木】 - 案内施設 【案内板、方位表示・周辺城郭案内板、公園銘板】 - 管理施設 【管理用柵、木柵】 - 休憩施設 【ベンチ、四阿、椅子】 - 便益施設 【階段、園路】 - インフラ施設 【照明灯、上水道】 - 修景施設 【オブジェ】 ⑤ 広場・公園施設 【犬山丸の内緑地】 ・都市計画法に基づく都市緑地「犬山丸の内緑地」として市民の憩いの場となっている ⑥ 近代以降に付加された石垣・擁壁等 【コンクリート擁壁】

ウ 三光寺山地区における保存管理の課題

- ・これまで発掘調査が行われていないため、遺構の有無及び残存状況が把握されていない。
- ・全体的に樹木が鬱蒼としているため、天守への眺望が阻害されている。
- ・公園施設及び設備の老朽化が進行している。

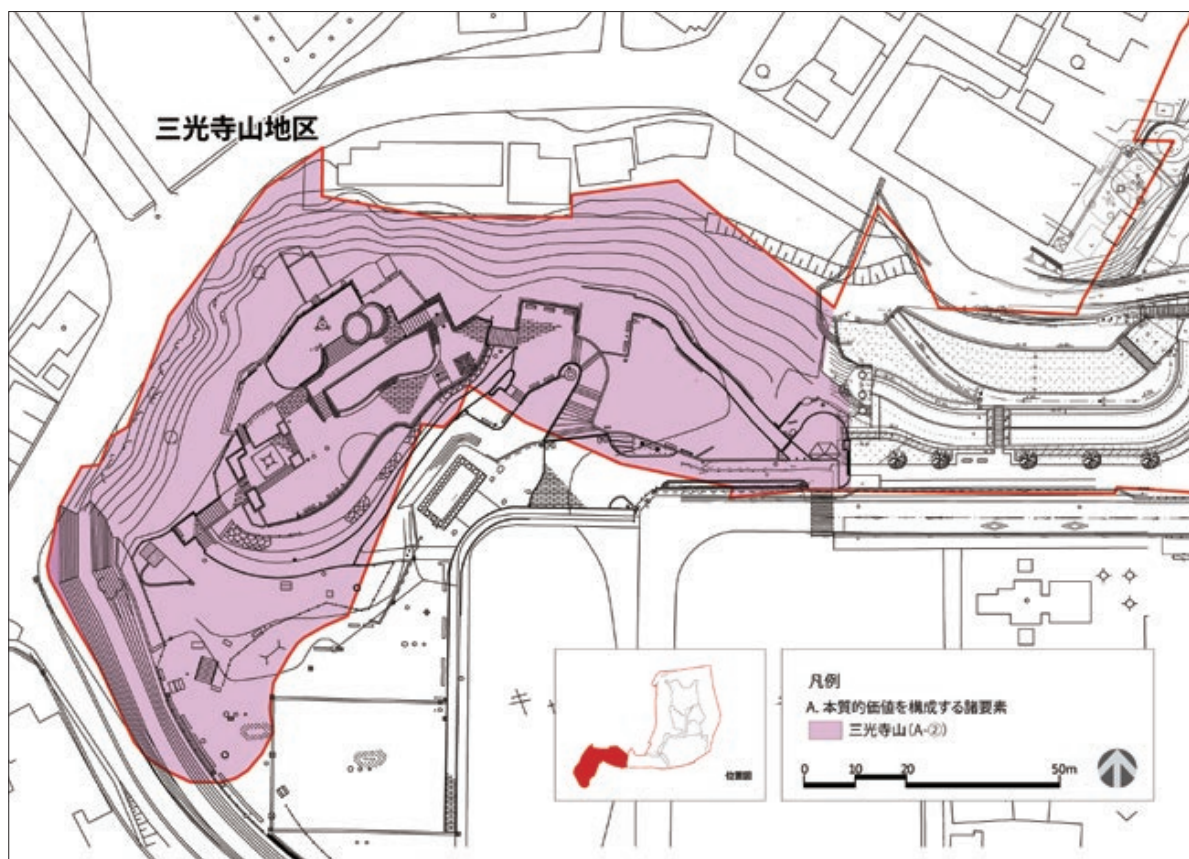


図4.14 三光寺山地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

表4.20 三光寺山地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)



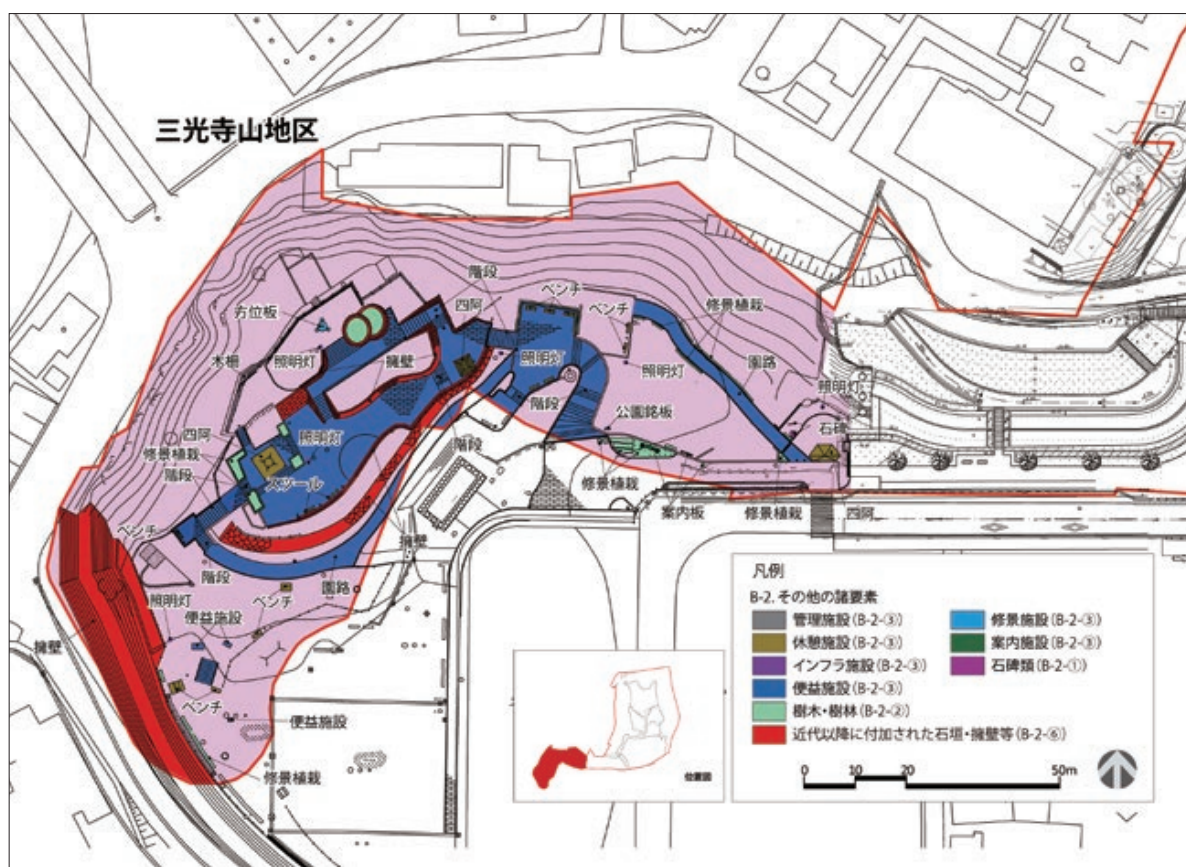


図4.15 三光寺山地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

表4.21 三光寺山地区におけるその他の諸要素(現状)

石 碑	案内板	方位表示・周辺城郭案内板
管理用柵	ベンチ	四 阿

		
階段・柵	園路	公園入口階段
		
照明灯	オブジェ	土留擁壁

(8) 大手道地区

ア 地区の概要

大手道には岩坂門(第一の門)、黒門(第二の門)、矢来門(第三の門)、中門(第四の門)の4つの門があった。これら4つの門は現存しないが、黒門のみ門跡として礎石遺構が残っている。矢来門と黒門は廃城後に払い下げられ、それぞれ愛知県扶桑町にある専修院、愛知県大口町にある徳林寺に移築されたと伝わっている。

現在は、大手道に面して案内板や説明板、券売所等が設置されており、本丸までの主要な来城者動線として活用されている。

イ 大手道地区における各諸要素の概要と現状

表4.22 大手道地区における各諸要素の概要と現状

		名 称	保存管理の現状	
(A) 本質的価値を構成する諸要素	② 縄張り	大手道	【大手道】 ・本丸の鉄門跡と大手道の岩坂門跡の間には、これらの門と本丸南側の鉄砲櫓跡石垣で構成される、外柵形の一部が顕在化している	
	③ 歴史的建造物	原位置を保つ石垣	・黒門から矢来門に至る外柵形の西側の石垣が一部残っている	
		礎石	【黒門跡礎石】 ・黒門跡の礎石が確認されている	
	⑤ 地下遺構		【大手道、岩坂門跡、矢来門跡、中門跡、風呂屋跡、石垣跡】 ・黒門跡以外の建造物の礎石は確認されていない	
(B) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	(B-2) その他の諸要素	① 石碑類	【内藤丈草句碑、鈴木玄道顕彰碑、小澤蘆庵歌碑】	
		③ 維持管理・運営施設等	案内施設	【説明版(大、小)、案内板、火気厳禁の表示看板】 ・犬山城曲輪、門についての説明板が設置されている
			管理施設	【擬木柵、管理用門】 ・来訪者の転落防止など、安全上の理由から一部擬木柵が設置されている
			休憩施設	【ベンチ】 ・木製ベンチが設置されている
			便益施設	【階段(石段)】 ・来訪者便益の観点から一部階段状に整備されている
			インフラ施設	【側溝、上下水道】 ・大手道の両側には側溝が設けられている
			修景施設	【木製プランター】
	⑥ 近代以降に付加された石垣・擁壁等		【石垣】 ・針綱神社社務所西、内堀側の一部に玉石練積の石垣が設置されている ・櫓の丸東の曲輪石垣の外側に植栽を伴う階段状石垣が設置されている	

ウ 大手道地区における保存管理の課題

- ・杉の丸や松の丸の曲輪形状の改変等に伴い、廃城前の形状と異なっている。
- ・これまで発掘調査が行われていないため、遺構の残存状況が把握されていない。
- ・大手道の整備階段、石畳やコンクリート面が老朽化している箇所がある。
- ・大手道の一部はスロープ状になっているものの凹凸があり、車椅子、ベビーカー等での通行に支障がある。

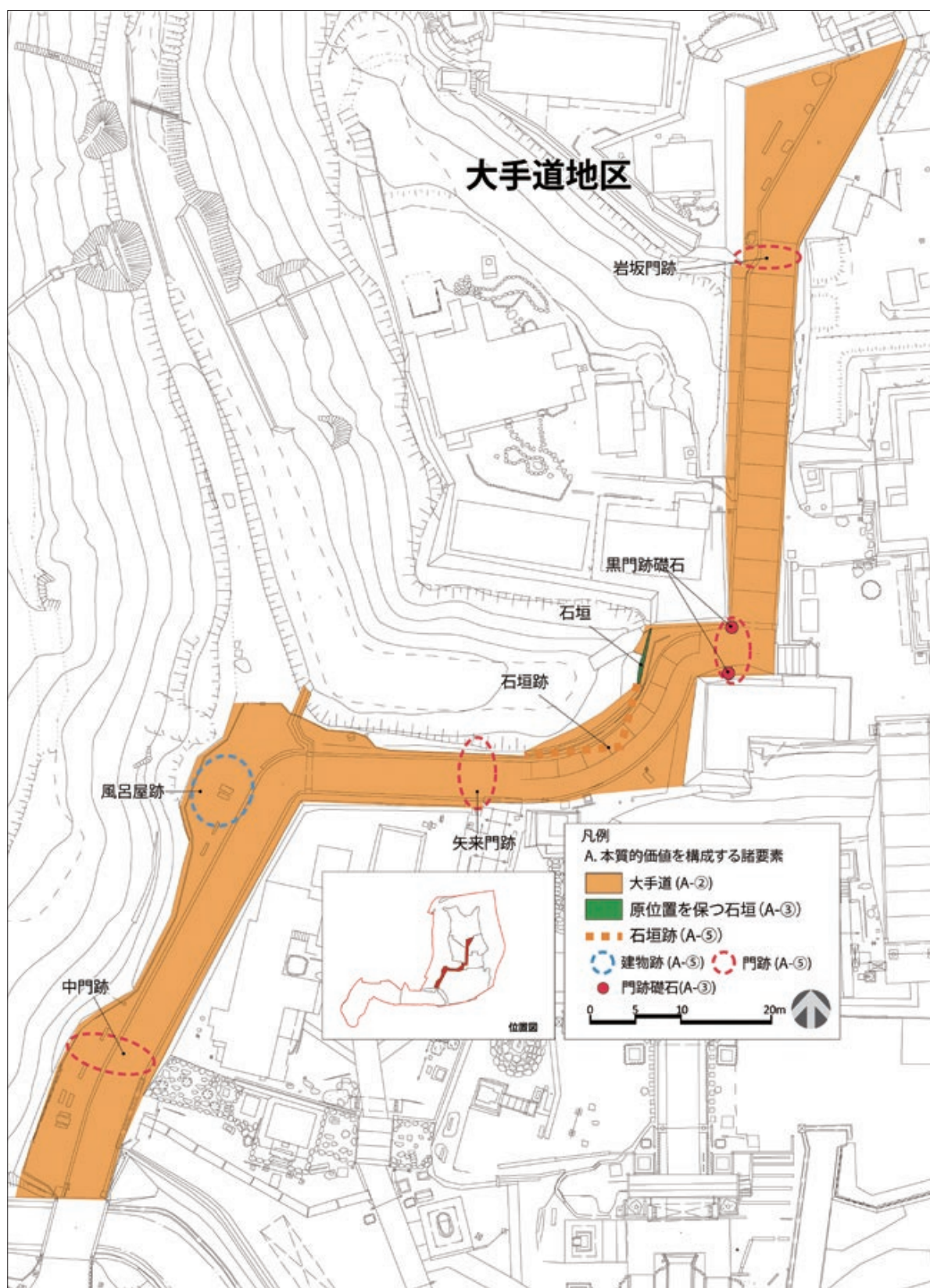


図4.16 大手道地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

表4.23 大手道地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

		
大手道 地下遺構(大手道)	石 垣	礎石(黒門跡) 地下遺構(黒門跡(付近))
		
地下遺構(岩坂門跡(付近))	地下遺構(矢来門跡(付近))	地下遺構(中門跡(付近))
		
地下遺構(風呂屋跡(付近))		

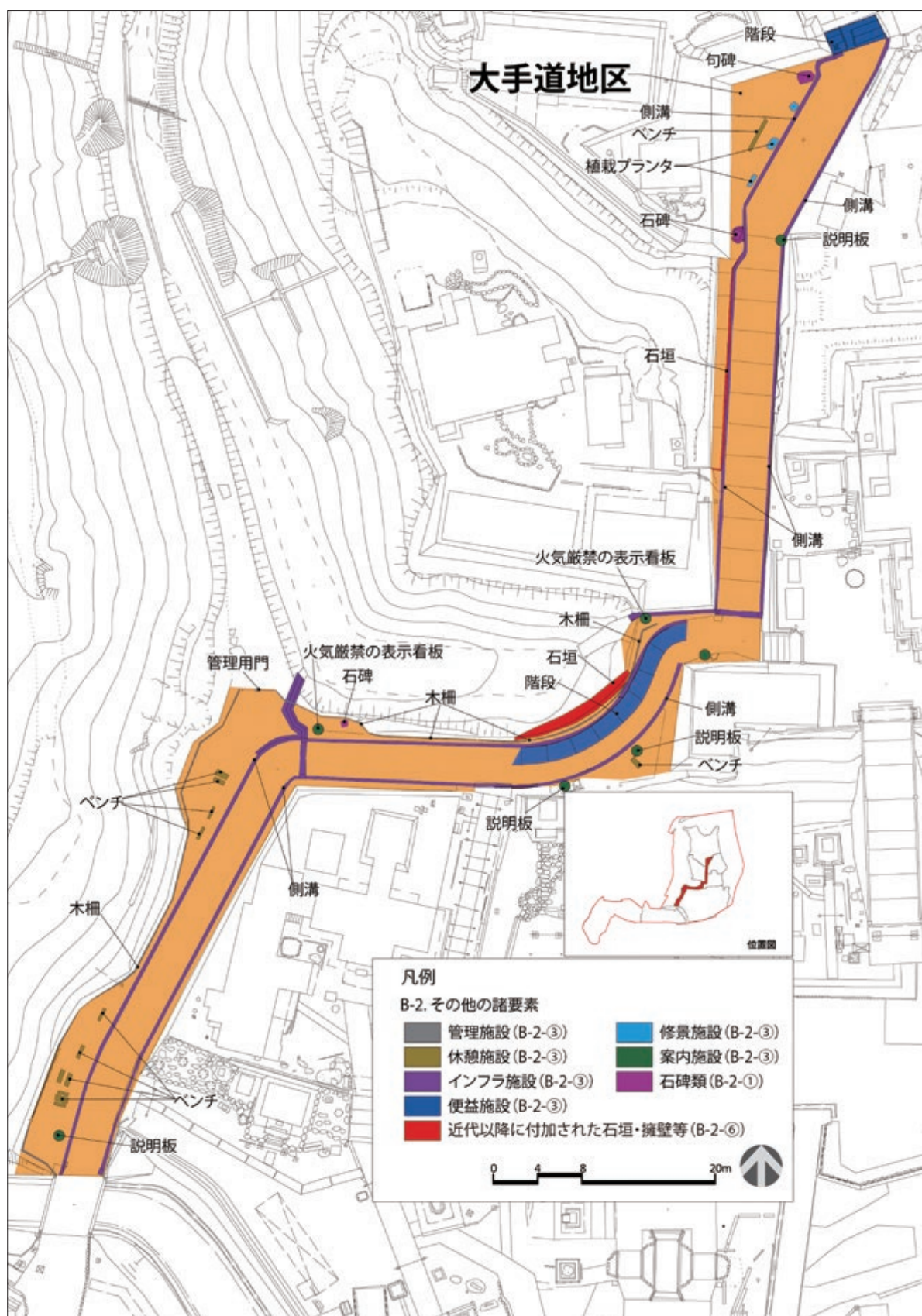


図 4.17 大手道地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

表4.24 大手道地区におけるその他の諸要素(現状)

		
句 碑	説明板	擬木柵・階段(石段)
		
側 溝	木製プランター	階段状石垣
		
玉石積石垣		

(9) 城山外縁地区

ア 地区の概要

犬山城の防御を固める要素の一つである断崖等の自然地形が存在する地区である。地区全体が樹林地であり、来訪者の立入りは制限されている。

発掘調査により切岸、土塁、堀等が確認されているが、調査範囲が一部に限られているため、遺構の残存状況が明確になっていない。

イ 城山外縁地区における各諸要素の概要と現状

表4.25 城山外縁地区における各諸要素の概要と現状

		名 称		保存管理の現状
(A) 本質的価値を構成する諸要素	③ 歴史的構造物	原位置を保つ石垣	櫓台石垣	【水之手櫓の櫓台石垣】（北麓） ・石垣は北側及び東側の下部のみが残存しており、保存状況は良好とはいえない
			石垣	【西麓石垣】 ・倒木や落枝、樹木根等が各曲輪の石垣等に影響を及ぼすと考えられる樹木が存在する
		切岸		【東麓切岸、西麓切岸】 ・調査により切岸が確認されている
		土塁		【西麓土塁】 ・調査により土塁が確認されている
		堀		【西麓堀】 ・西麓の堀内の樹木が伐採され、その歴史的価値の顕在化が図られている
	④ 自然地形		【断崖】 ・一部モルタル吹付や落石防止ネットが見られるが地形としては旧態をよく留めている	
⑤ 地下遺構		北麓：【水之手門跡、東谷門跡、水之手櫓跡、七曲道跡、瓦溜り】 東麓：【榊門跡、道跡（松の丸裏門から北方向に延びる道）】 西麓：【瓦溜り】 ・かつて本丸北東の七曲門付近から水之手門方向（木曾川方面）に通じていた七曲道や、松の丸北東の松の丸裏門から城山北側に向かって、榊門方向に通じていた道については全貌が明らかになっていない ・建造物の礎石は確認されていない		
(B) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	(B-2) その他の諸要素	② 樹林・樹木		・全体的に樹木が高木化し鬱蒼としているため、天守の眺望や顕在遺構の視認性が阻害されている場所がある
		③ 維持管理・運営施設等	管理施設	【管理用門、落石防護ネット等】 ・北麓の北西側法面にモルタル吹付が施され、落石防止ネットが設置されている ・北麓の木曾川沿い斜面に落石防護のためのネットが設置されている。また、岩体が露出している部分については、露出面の表面保護が行われている
			活用施設	【投光器】 ・北麓には夜間ライトアップのための投光器が設置されている

		名 称	保存管理の現状
		便益施設	【階段】 ・七曲道跡付近に玉石の階段が設置されている
		インフラ施設	【コンクリートU字溝、排水管、玉石コンクリートの水路等】
		⑥近代以降に付加された石垣・擁壁等	【石垣、練石積、コンクリート擁壁、法面保護、コンクリートブロック】 ・北麓の七曲付近に練石積擁壁が設置されている ・東麓と西麓に土留めのコンクリート擁壁が設置されている

ウ 城山外縁地区における保存管理の課題

- 発掘調査が一部に限られているため、遺構の残存状況が明確ではない。
- 全体的に樹木が高木化し、鬱蒼としているため、天守からの眺望や天守への眺望が阻害されている場所があり、石垣や切岸、土塁などの顕在遺構の視認性を低下させている。
- 倒木や落枝、樹木根等が各曲輪石垣等に影響を及ぼす可能性がある。
- かつて本丸北東の七曲門付近から水之手門方向(木曾川方面)に通じていた七曲道や、松の丸北東の松の丸裏門から城山北側に向かって、櫓門方面に通じていた道については全貌が明らかになっていない。
- 火災や延焼等により外縁地区の樹木が本丸天守に被害を及ぼす可能性が考えられる。
- 土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所があり、土砂災害への備えが必要である。

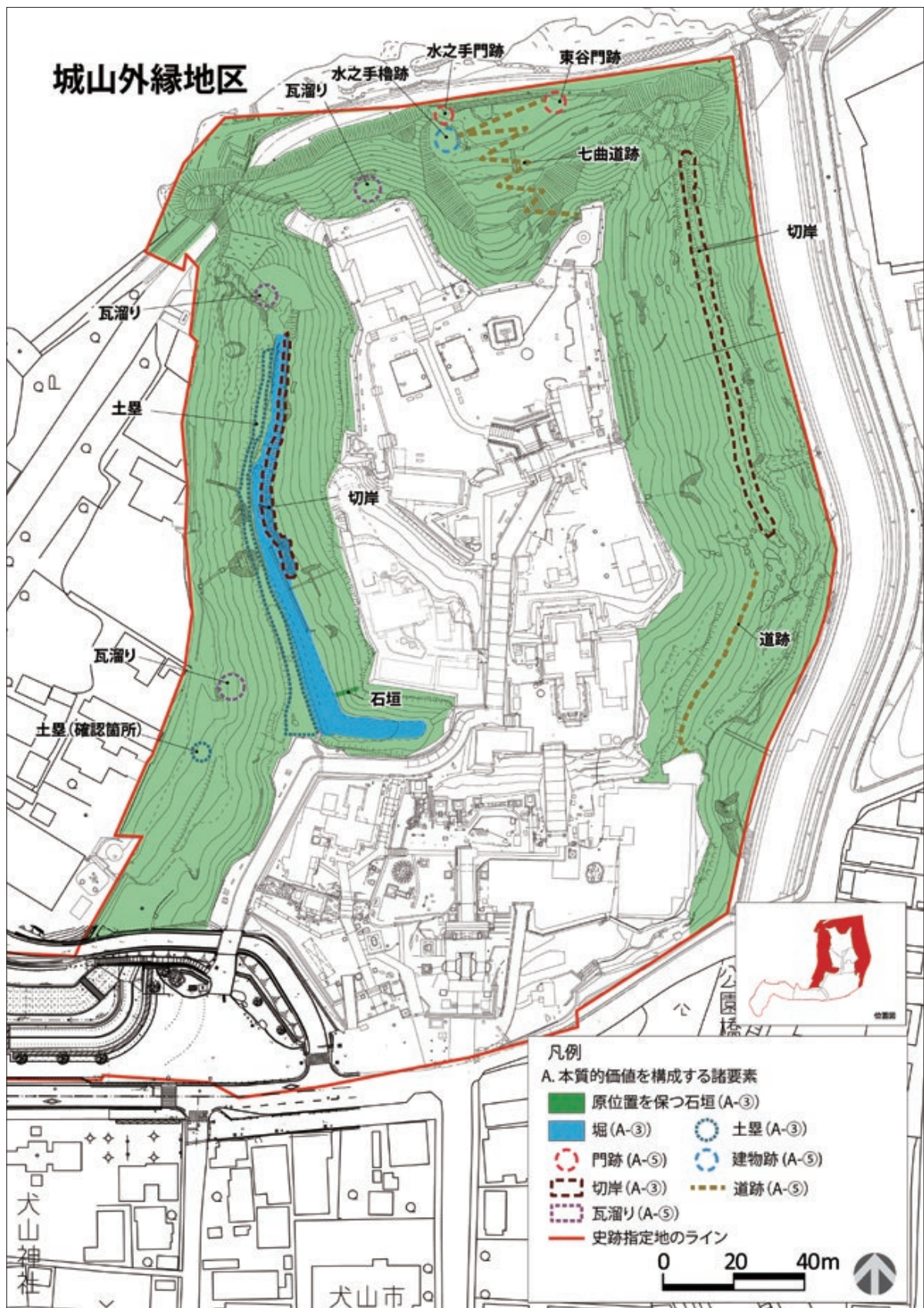


図4.18 城山外縁地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

表4.26 城山外縁地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

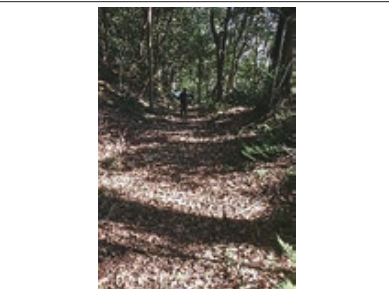
		
櫓台石垣(水之手櫓跡付近)	東麓切岸	西麓切岸
		
西麓土塁	西麓堀	地下遺構(水之手櫓跡付近)
		
地下遺構(七曲道跡)	地下遺構(道跡(東麓))	瓦溜り(西麓南側)



図 4.19 城山外縁地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

表4.27 城山外縁地区におけるその他の諸要素(現状)

		
管理用門	投光器	階段(七曲道跡)
		
コンクリートU字溝(堀跡東辺)	玉石コンクリートの水路	排水管(堀跡東側斜面)
		
玉石練積(砂防擁壁)(北麓)	コンクリート擁壁(堀跡西辺)	コンクリート擁壁(本丸東側)
		
コンクリート擁壁(西麓)	コンクリート擁壁(堀跡東辺)	法面保護

(10) 道路地区

ア 地区の概要

史跡指定地内を横断する道路が所在している地区である。松の丸を囲っていた内堀の一部が道路となっている。

イ 道路地区における各諸要素の概要と現状

表4.28 道路地区における各諸要素の概要と現状

		名 称	保存管理の現状
(A) 本質的 諸要素 を構成する	③ 歴史的 構造物	堀	【内堀跡】 ・内堀の一部が道路になっている
(B) 本質的 諸要素 を構成する 以外の 諸要素	(B-2) その他の 諸要素	④道路	【市道】 犬山富士線、城前線及び犬山4号線 ・史跡指定地内の市道であり、道路標識や横断歩道などの道路付属構造物が敷設されている

ウ 道路地区における保存管理の課題

- ・これまで発掘調査が行われていないため、遺構の残存状況が把握されていない。

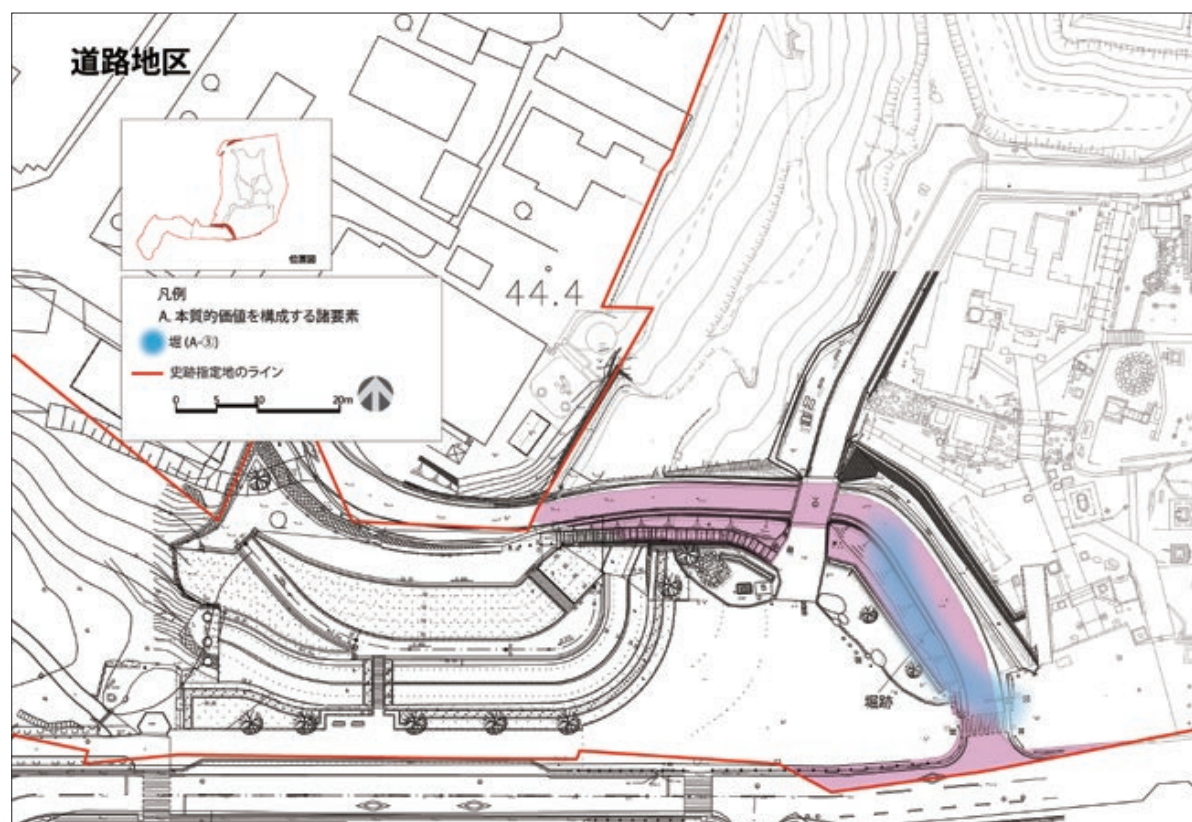


図4.20 道路地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

表4.29 道路地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)



図4.21 道路地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

表4.30 道路地区におけるその他の諸要素(現状)

市道犬山富士線 (城山～木曾川間)	市道犬山富士線 (史跡北側)	市道城前線及び犬山4号線 (史跡南側)

(11) 大手門枳形地区

ア 地区の概要

かつて、大手門枳形が存在していた場所であり、地区内の一部で発掘調査が実施され、堀跡、土塁の基礎部分と推定される盛土跡が確認されている。

現在は、犬山市福社会館跡地及び大手門まちづくり拠点施設となっている。

イ 大手門枳形地区における各諸要素の概要と現状

表4.31 大手門枳形地区における各諸要素の概要と現状

		名 称	現 状
史跡の周辺環境を構成する諸要素	犬山城の価値に関連する諸要素	追加指定の可能性のあるもの	【大手門枳形跡(堀跡、土塁跡)】 ・犬山市福社会館跡地及び大手門まちづくり拠点施設が所在している
		※この要素については、将来的に追加指定になった場合に「本質的価値を構成する諸要素」に組み込まれる	

ウ 大手門枳形地区における保存管理の課題

- 一部発掘調査が行われ、堀跡、土塁跡が確認されているが、建築物が建っているため(旧犬山市福社会館は令和2年度(2020)解体、撤去完了)大手門枳形跡全体の遺構残存状況が明確ではない。

表4.32 大手門枳形地区における史跡の周辺環境を構成する諸要素(現状)

	
大手門枳形跡 (犬山市福社会館跡地)	大手門枳形跡 (現大手門まちづくり拠点施設)

4 個別の諸要素の具体的な保存方法

(1) 本質的価値を構成する諸要素

ア 歴史的建造物(天守、天守台石垣)

- 「第4章 第3節 天守の保存管理」に基づき、適切な保存管理を行う。

イ 縄張り

- 本丸、櫓の丸等は、近世期の石垣が良好に残存し、廃城前の曲輪形状を維持しているため、現状を維持するための保存管理を厳密に行う。
- 近代以降に改変された部分は、発掘調査や史資料調査による旧態の把握に努める。

ウ 歴史的構造物

(ア) 石垣(曲輪石垣、櫓台石垣)

- 城郭を構成する主要な遺構であることから、現存する石垣の現状把握を行い、厳密な保存を図ることを基本方針とする。
- 石垣の変状が確認される箇所については、修復方法の検討を行う。修復については、解体修理だけでなく、変状の進行を抑制するための間詰石の補充等、多様な手法を検討する。
- 崩落等の危険性の高いもの等、来場者の安全性の確保が急がれる部分については、応急措置を講じた上で、不安定化の原因を把握するとともに、計画的な修復を行う。
- 石垣カルテの作成を継続的に進め、カルテ作成後は石垣の現状把握を定期的の実施して、カルテの更新に努める。
- 石垣の保存に影響を及ぼす樹木等は、伐採等の措置を計画的に講じる。

(イ) 礎石

- 建物跡を示す重要な遺構であるため、厳密な保存を図ることを基本方針とする。
- 良好な状態で現存する場合は、石垣と併せて日常的な維持管理で現状把握を行い、厳密な保存管理を行う。
- 計画的に発掘調査を実施し、本質的価値の把握に努める。
- 破損、劣化が確認された場合は、発掘調査や史料調査の成果に基づいた修復整備を行う。

(ウ) 切岸、土塁、堀

- 城郭を構成する主要な遺構であることから、厳密な保存を図ることを基本方針とする。
- 破損、劣化が確認された場合は、切岸、土塁、堀等の連続した地形や景観の維持に努めながら、発掘調査や史料調査の成果に基づいた修復を行う。
- 急勾配や法面などで安全対策を図る必要がある場合には、地形の改変を極力避けるとともに表面の維持や緑化などの工法を施すことにより連続した景観を保全する。
- 除草などの日常の維持管理を適切に行うとともに、表土の流出や堀際部分の洗堀が生じないように表面処理等を行い、厳密な遺構の保存管理及び景観の保全に努める。

エ 自然地形

- ・城山外縁部の断崖については、日常の維持管理、点検を実施し、土砂の流出、崩落等の危険性のある箇所等を把握し、修復方法の検討を行う。

オ 地下に埋蔵されている遺構・遺物

- ・発掘調査が一部に限られており、門や櫓等の建物跡および石垣、土塁、堀等の構造物跡等の地下遺構の残存状況が不明であるため、現状保存を原則とし、埋蔵されている遺構の確実な保存を図る。
- ・計画的に発掘調査を実施し、保存状況を確認する。
- ・現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査を行い、遺構への影響が最小限となるよう遺構の保存に努める。
- ・発掘調査等により新たな遺構・遺物が発見された場合は、適切な保存方法を検討した上で、厳密な保存管理を行う。

(2) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

ア 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素

(ア) 公益財団法人犬山城白帝文庫事務所

- ・原則現状維持を基本とし、近代以降の犬山城の歴史的価値を構成する諸要素として適切に管理する。
- ・現状変更を伴う行為については、必要に応じて事前に発掘調査を行い、史跡への影響が最小限となるよう遺構の保存に努める。
- ・発掘調査等により新たな遺構・遺物が発見された場合は、適切な保存方法を検討した上で、厳密な保存管理を行う。

(イ) 宗教施設

- ・原則現状維持を基本とし、近代以降の犬山城の歴史的価値を構成する諸要素として適切に管理する。
- ・現状変更を伴う行為については、必要に応じて事前に発掘調査を行い、史跡への影響が最小限となるよう遺構の保存に努める。
- ・発掘調査等により新たな遺構・遺物が発見された場合は、適切な保存方法を検討した上で、厳密な保存管理を行う。
- ・除草などの日常の維持管理を適切に行い、景観保全に努める。

イ その他の諸要素

(ア) 石碑類

- ・当面は現状維持とするが、将来の整備に伴い、歴史的経緯や存在価値を考慮した上で、移転・撤去等の取扱いの検討を行う。
- ・原則、新たな設置は行わないものとする。
- ・宗教施設内における石碑類の設置等については、現状変更の取扱基準により定める。

(イ) 樹林・樹木

- ・「第4章 第4節 植生管理」にて保存管理方法を示す。

(ウ) 維持管理・運営施設等

- ・史跡の公開活用、利用者の安全確保等に必要な設備については、日常的な点検や維持管理を基本として現状を維持する。
- ・改修・新設等については、地下遺構の保存及び歴史的景観の保全に配慮した上で、必要最小限の規模とする。
- ・歴史的経緯や存在価値を考慮した上で改修・更新または、移転・撤去等の取扱いの検討を行う。

(エ) 道路

- ・史跡の公開活用、利用者の安全確保等に必要な設備であるため、日常的な点検や維持管理を基本として現状を維持する。
- ・発掘調査等により新たな遺構・遺物が発見された場合は、適切な保存方法を検討した上で、厳密な保存管理を行う。

(オ) 広場・公園施設

- ・日常的な点検や維持管理を実施し、施設の破損状況、劣化状況等を把握する。
- ・公園施設の更新・修繕等を行う場合は、地下遺構等への悪影響がないよう配慮した上で、現状変更の取扱方針を遵守した整備を行う。

(カ) 近代以降に付加された石垣・擁壁等

- ・史跡の公開活用、利用者の安全確保等に必要な設備であるため、日常的な点検や維持管理を基本として現状を維持する。
- ・改修・新設等については、地下遺構の保存及び歴史的景観の保全に配慮した上で、必要最小限の規模とする。
- ・史跡犬山城跡の歴史的景観に悪影響を及ぼす可能性がある石垣・擁壁等は、表面の処理及び被覆等の措置を講じる等、景観の保全に努める。

5 各地区の保存管理方針

各地区における概要及び諸要素ごとの現状・課題を踏まえ、各地区の保存管理方針を以下に定める。

(1) 本丸地区

- ・天守が置かれた犬山城の最も枢要な地区であるため、顕在遺構、地下遺構とも厳密な保存管理を行う。
- ・天守(天守台含む)については、保護方針を遵守した厳密な保存管理を行う。
- ・本丸曲輪を構成する曲輪石垣及び各櫓台の石垣等は、一部修理が行われているものの近世石垣が良好に現存しているため、厳格な保存管理を行う。

- ・地区内に所在する維持管理・運営施設等は、犬山城の歴史的経緯や存在価値を考慮した上で改修・更新または、移転・撤去等の取扱いの検討を行う。
- ・発掘調査を実施し、建物跡等の地下遺構の残存状況を把握する。
- ・防火・防災施設については、法律等の規定に従って適切に維持管理し、必要に応じて機能の拡充を図る。

(2) 杉の丸地区

- ・発掘調査を実施し、建物跡等の地下遺構の残存状況を把握して、適切な保存を図る。
- ・地区内に所在する維持管理・運営施設等は、犬山城の歴史的経緯や存在価値を考慮した上で改修・更新または、移転・撤去等の取扱いの検討を行う。
- ・防火・防災施設については、法律等の規定に従って適切に維持管理し、必要に応じて機能の拡充を図る。
- ・旧城山浄水場の設備については、地下遺構の保存に悪影響を与えない形での撤去を検討する。

(3) 樅の丸地区

- ・樅の丸曲輪を構成する曲輪石垣は、一部修理がおこなわれているものの近世石垣が良好に現存しているため、厳密な保存管理を行うとともに、隣接する本丸地区と一体となった景観形成を図る。
- ・発掘調査を実施し、建物跡等の地下遺構の残存状況を把握して、適切な保存を図る。
- ・地区内に所在する建築物等の更新、修繕等は現状変更の取扱基準を遵守した計画とし、遺構の保存に悪影響がないよう最小限の範囲で実施する。

(4) 桐の丸地区

- ・針綱神社関連建築物等との共存を図り、本質的価値を構成する諸要素を厳密に保存する。
- ・発掘調査を実施し、建物跡等の地下遺構の残存状況を把握する。
- ・建築物及び施設等の更新、修繕等は現状変更の取扱基準を遵守した計画とし、遺構の保存に悪影響がないよう最小限の範囲で実施する。

(5) 松の丸地区

- 針綱神社関連建築物等及び三光稲荷神社関連建築物等との共存を図り、本質的価値を構成する諸要素を厳密に保存する。
- ・松の丸裏門付近及び針綱神社参集殿南東側の石垣は、一部修理が行われているものの近世石垣が現存しているため、厳密な保存管理を行う。
 - ・発掘調査を実施し、建物跡等の地下遺構の残存状況を把握する。
 - ・建築物及び施設等の更新、修繕等は現状変更の取扱基準を遵守した計画とし、遺構の保存に悪影響がないよう最小限の範囲で実施する。

(6) 西御殿跡地区

- ・発掘調査、史資料調査等を実施して西御殿跡に関連する遺構等の残存状況を把握し、適切な保存を図る。

(7) 三光寺山地区

- 発掘調査、史資料調査等を実施して地下遺構等の残存状況を把握し、適切な保存を図る。
- 日常の点検、維持管理等により、公園施設の劣化状況等を把握する。

(8) 大手道地区

- 犬山城の特徴的な縄張りを示す遺構であるため、現状地形の保存に努める。
- 発掘調査を実施し、建物跡等の地下遺構の残存状況を把握して、適切な保存を図る。
- 来場者の安全性を確保するとともに、遺構への影響に配慮した施設管理を行う。

(9) 城山外縁地区

- 発掘調査で確認された土塁や切岸等の遺構を厳密に保存し、本丸への眺望を意識した景観形成を図る。
- 発掘調査、史資料調査等を実施し、建物跡、切岸、土塁、堀等の遺構の残存状況を把握して、適切な保存を図る。
- 土砂災害が発生することのないよう土砂の流出、崩落等の危険性のある箇所等を把握し、修復方法の検討を行う。

(10) 道路地区

- 必要に応じて発掘調査、史資料調査等を実施し、遺構の残存状況の把握に努める。

(11) 大手門枳形地区

- 発掘調査、史資料調査等を実施し、遺構の残存状況を把握する。
- 残存している大手門枳形の堀跡、土塁跡は、犬山城の本質的価値を構成する諸要素に値するため、文化庁及び関係機関との協議を進め、追加指定に向けて取り組む。

第3節 天守の保存管理

1 天守の保護方針

(1) 部分設定と保護方針

天守の各外観及び内部空間を単位として、以下に示す方法により「部分」を設定し、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

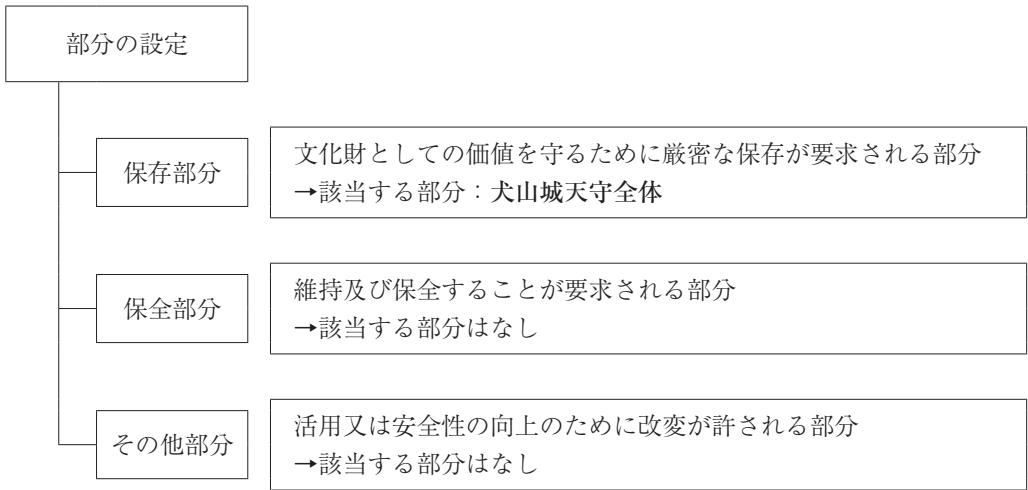
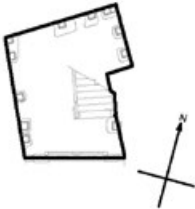
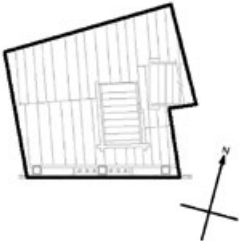
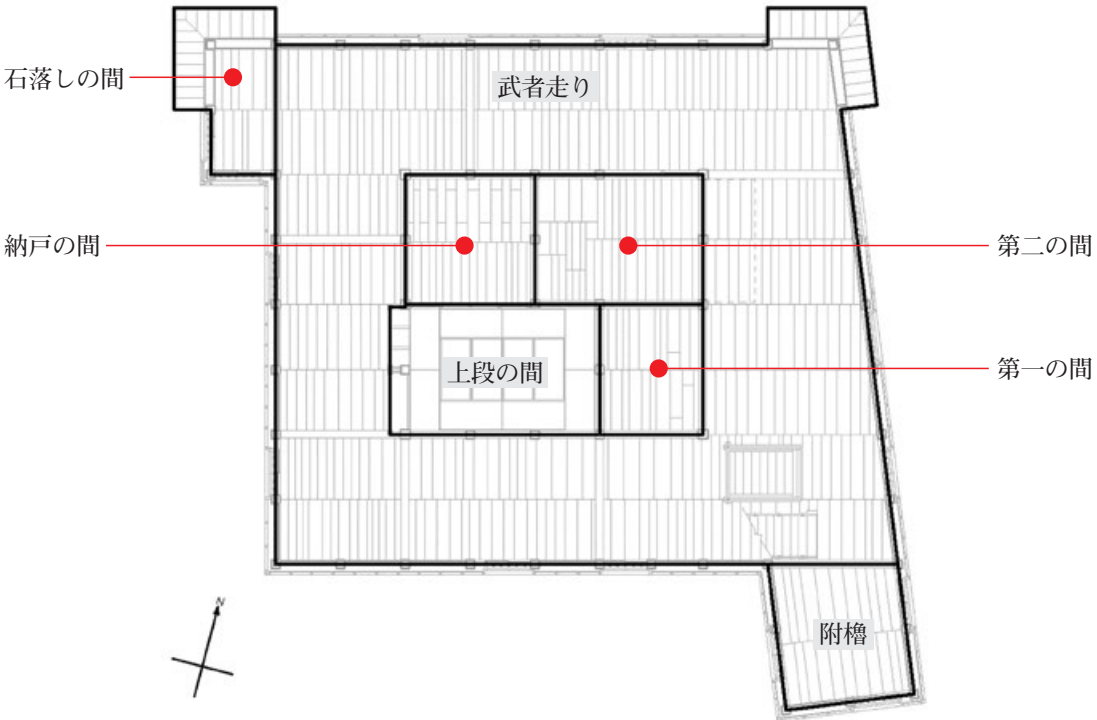
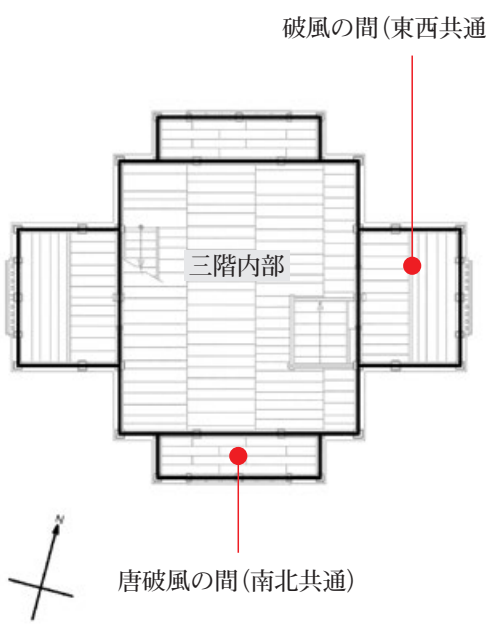
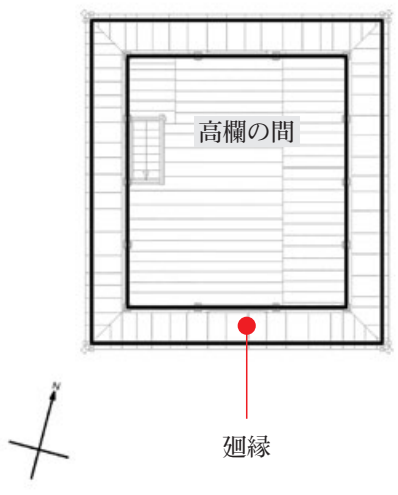


図 4.22 部分の設定と保護の方針

表 4.33 部分の設定

外部南面 	外部西面 
南立面図	西立面図

外部北面 	外部東面 
北立面図	東立面図
地下二階(穴蔵) 	地下一階(穴蔵) 
地下二階平面図	地下一階平面図
	
一階平面図	

	
二階平面図	
	
三階平面図	四階平面図

(2) 部位設定と保護方針

前項で設定した各部分について、一連の部材等(主要な構造部材、壁面、床面、天井面、建具、屋根面等)を単位として、以下の区分に準拠して「部位」を設定して保護の方針を定める。修理や調査によって、部材の年代や変遷が明らかになった場合には、該当部材の基準の設定を見直すものとする。

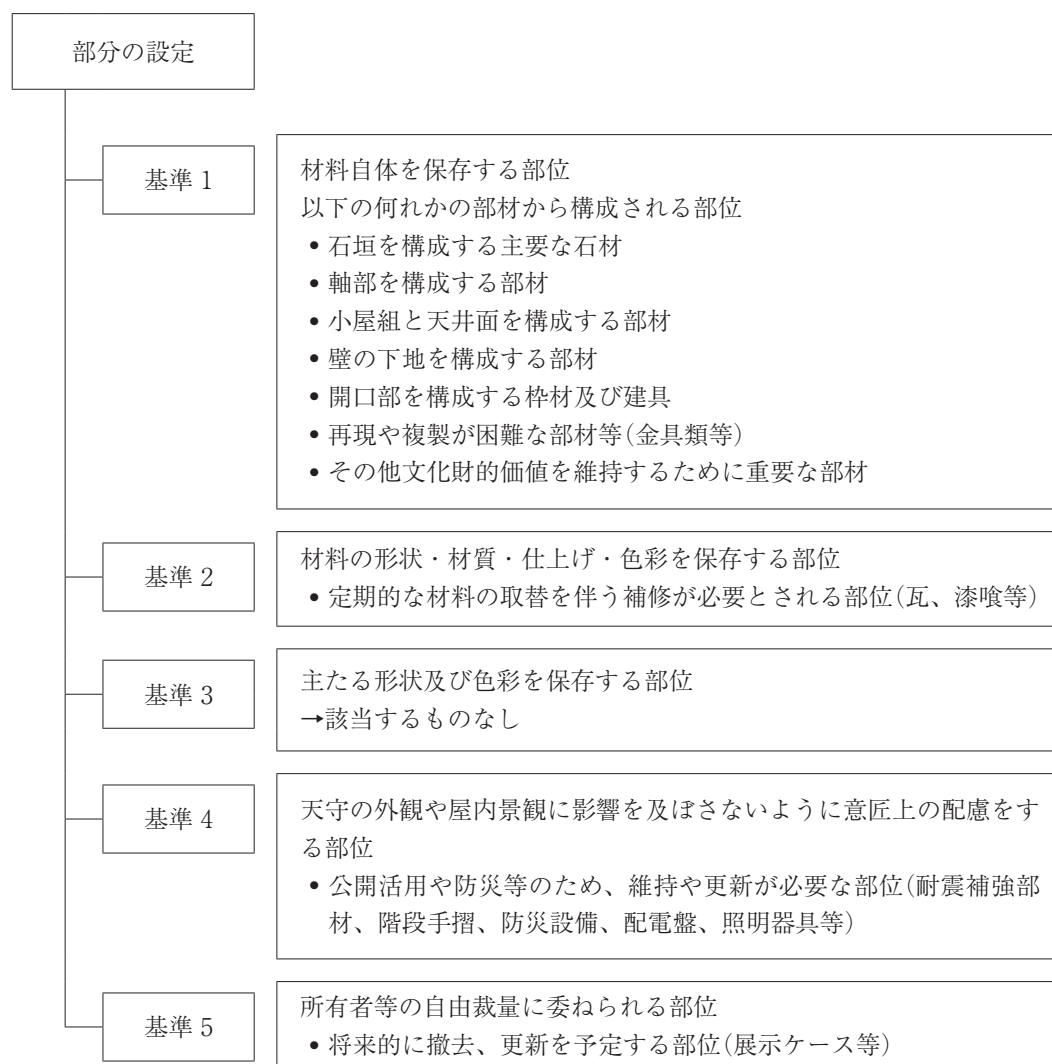


図4.23 部位の設定と保護の方針

各部分の詳細部位設定は以下の通りである：

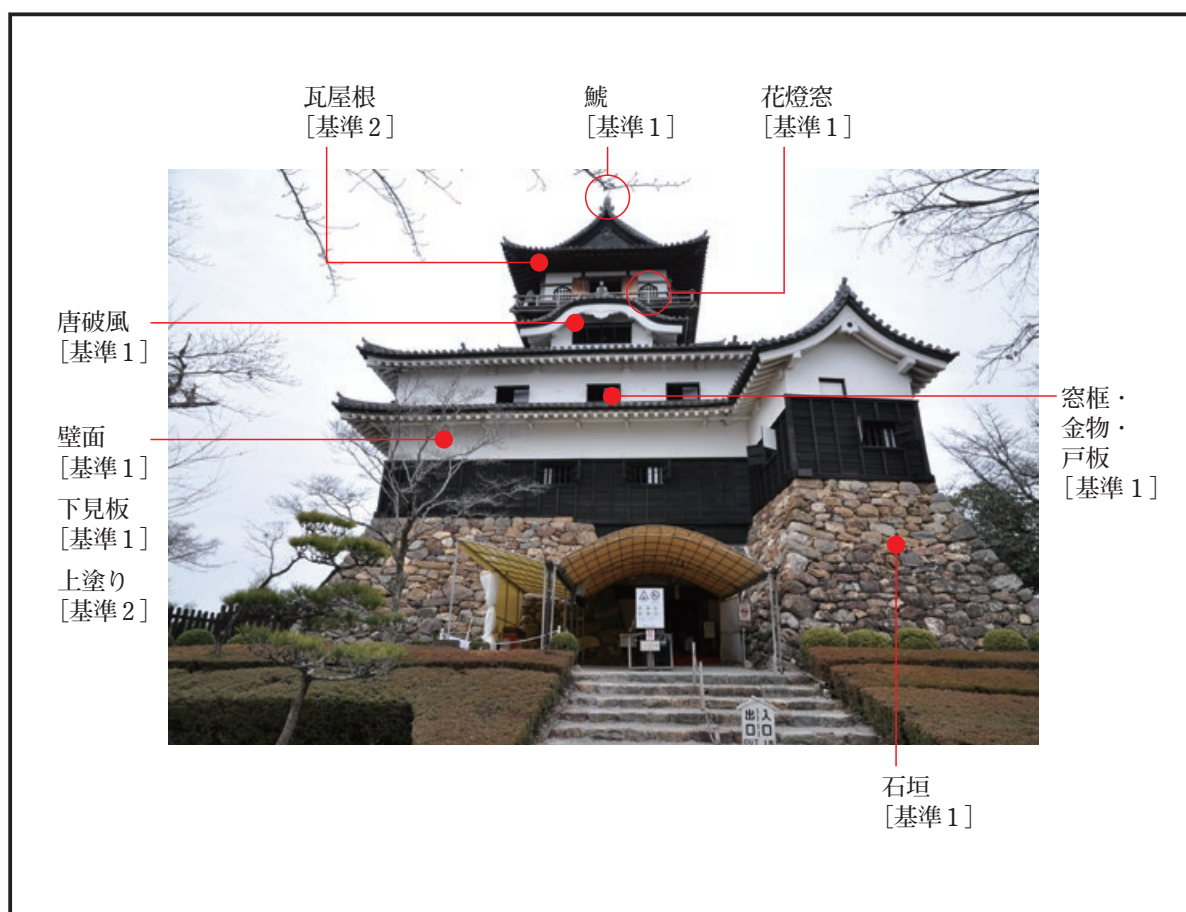


図 4.24 外部の部位の設定と保護の方針

表 4.34 外部の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
外部 南面	鯰	1	
	瓦屋根	2	本瓦葺
	花燈窓(南面と北面のみ)	1	化粧窓
	破風	1	南面と北面に唐破風
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	壁面下見板	1	腰懸棧付下見板(墨塗、一部令和元年修理時に浸透型木材保護塗料塗り)
	窓框・金物	1	
	窓戸板	1	突き上げ戸、外両開き戸(一階)、片引き戸(一階附櫓高窓)
	石垣	1	自然石・粗加工石の乱積、布積
註：東面、西面、北面については部位の設定が同じであるため、ここでは省略する。			



図4.25 地下二階(穴蔵)の部位の設定と保護の方針

表4.35 地下二階(穴蔵)の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
地下 二階 (穴蔵)	床面	1	土間の上にコンクリート打、モルタル仕上げ
	石垣	1	自然石・粗加工石の乱積、布積
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	根太天井
	出入口建具	1	門構え両開き内開き板扉、潜戸付
	軸部	1	
	柱石、玄関門構え柱石	1	花崗岩、ノミ切仕上げ
	階段	1	
	階段中央手摺	4	
	階段補強踏板	4	
	カーペット	5	
	すのこ	5	
	照明	4	電球、蛍光灯
	火災警報器受信機	4	

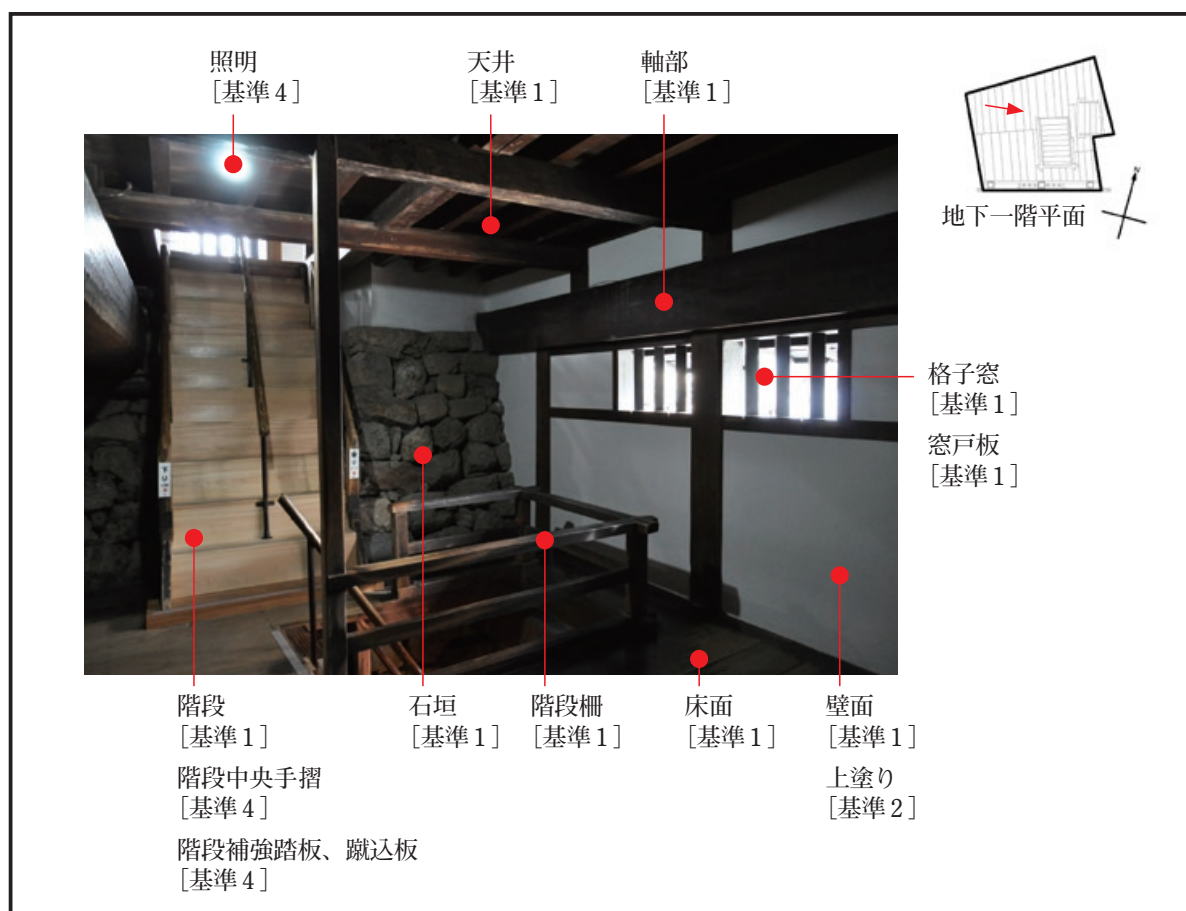


図 4.26 地下一階(穴蔵)の部位の設定と保護の方針

表 4.36 地下一階(穴蔵)の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
地下一階 (穴蔵)	床面	1	拭板敷
	石垣	1	自然石・粗加工石乱積、布積
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	根太天井
	格子窓	1	縦連子
	窓戸板	1	突き上げ戸
	軸部	1	
	階段	1	
	階段柵	1	
	階段中央手摺	4	
	階段補強踏板、蹴込板	4	
	照明	4	電球



図 4.27 一階武者走りの部位の設定と保護の方針

表4.37 一階武者走りの部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
一階 武者走り	床面	1	拭板敷
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	根太天井
	格子窓	1	縦・横連子
	窓障子(杵材)	1	明障子二枚建、引き違い
	窓障子(紙)	2	
	軸部	1	
	敷居・鴨居	1	
	階段	1	
	階段柵	1	
	階段中央手摺	4	
	階段補強踏板、蹴込板	4	
	照明	4	電球
	電気コンセント	4	
	展示ケース	5	合計12個
	説明板(構造)	5	
	大名配置と石高調べ(札)	5	

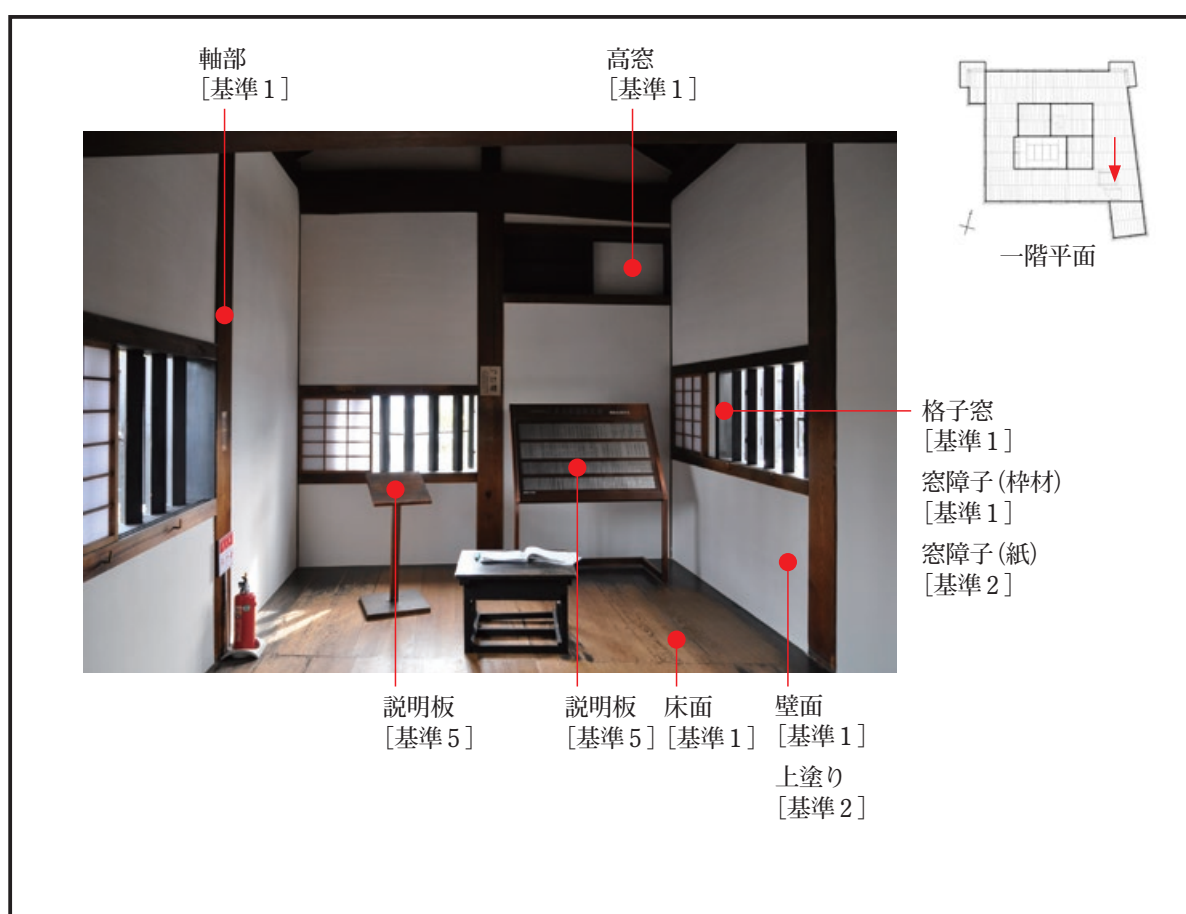


図4.28 一階附櫓の部位の設定と保護の方針

表4.38 一階附櫓の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
一階 附櫓	床面	1	拭板敷
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	化粧屋敷裏
	格子窓	1	縦連子
	窓障子(桧材)	1	明障子二枚建
	窓障子(紙)	2	
	高窓	1	
	敷居・鴨居	1	
	軸部	1	
	説明板	5	
	説明板(白帝文庫組織)	5	

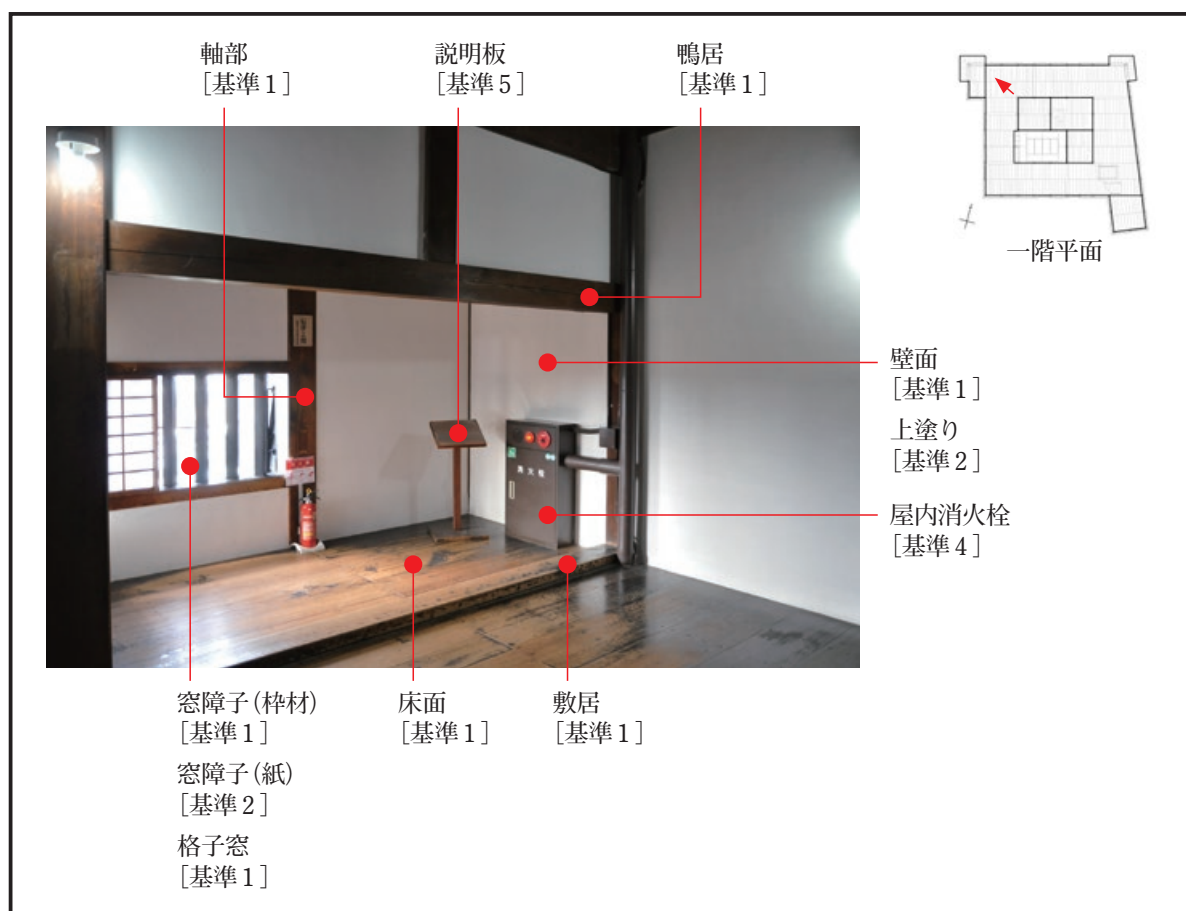


図 4.29 一階石落しの間の部位の設定と保護の方針

表 4.39 一階石落しの間の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
一階 石落し の間	床面	1	拭板敷
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	化粧屋敷裏
	格子窓	1	縦連子
	窓障子(杵材)	1	明障子二枚建
	窓障子(紙)	2	
	軸部	1	
	敷居・鴨居	1	
	屋内消火栓	4	
	説明板	5	

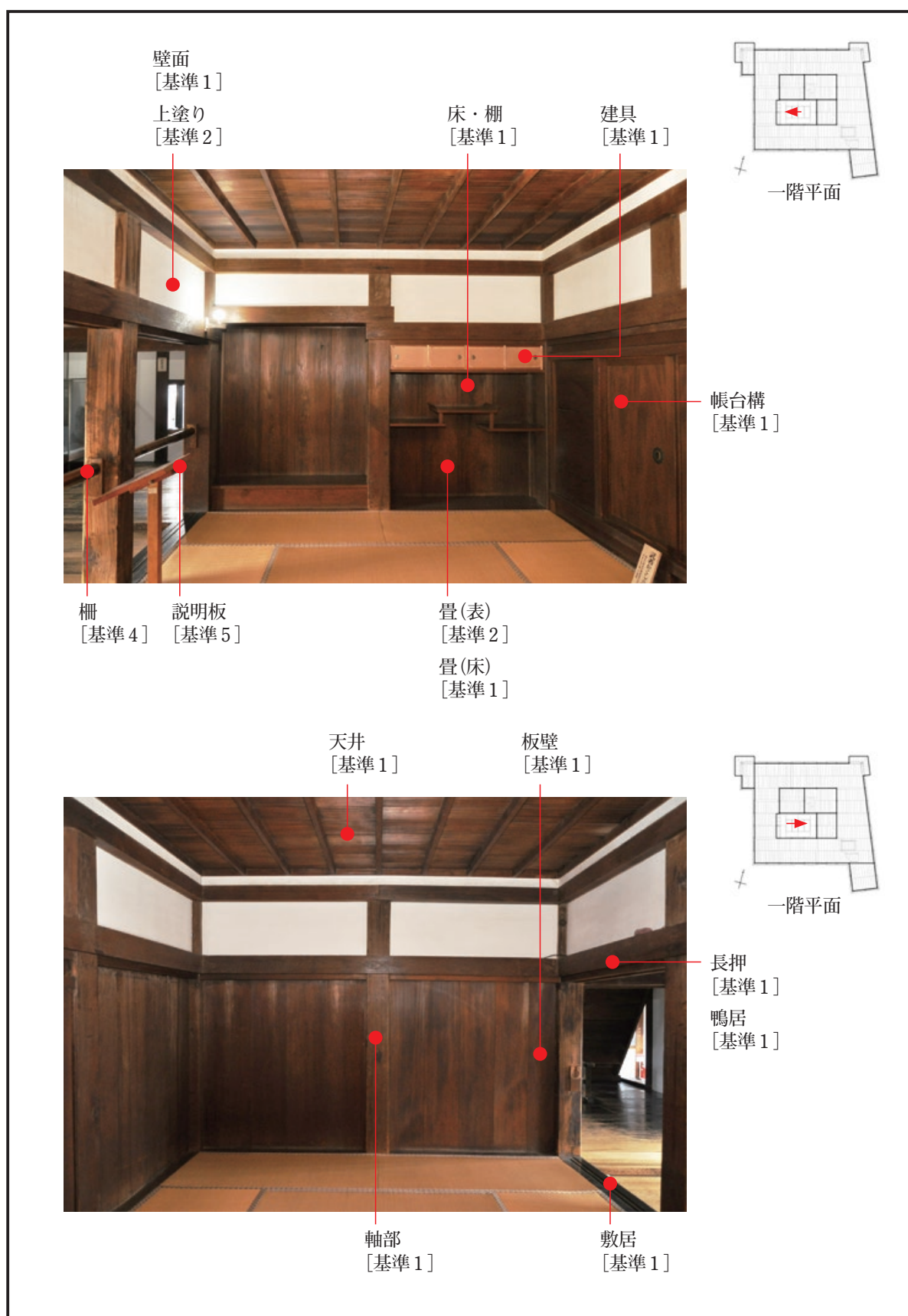


図 4.30 一階上段の間の部位の設定と保護の方針

表4.40 一階上段の間の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
一階 上段の間	床材	1	
	畳表	2	
	畳床	1	
	板壁	1	
	天井	1	棹縁天井
	建具	1	
	床・棚	1	
	帳台構	1	
	長押	1	
	敷居・鴨居	1	
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	軸部	1	
	説明板	5	
	柵	4	

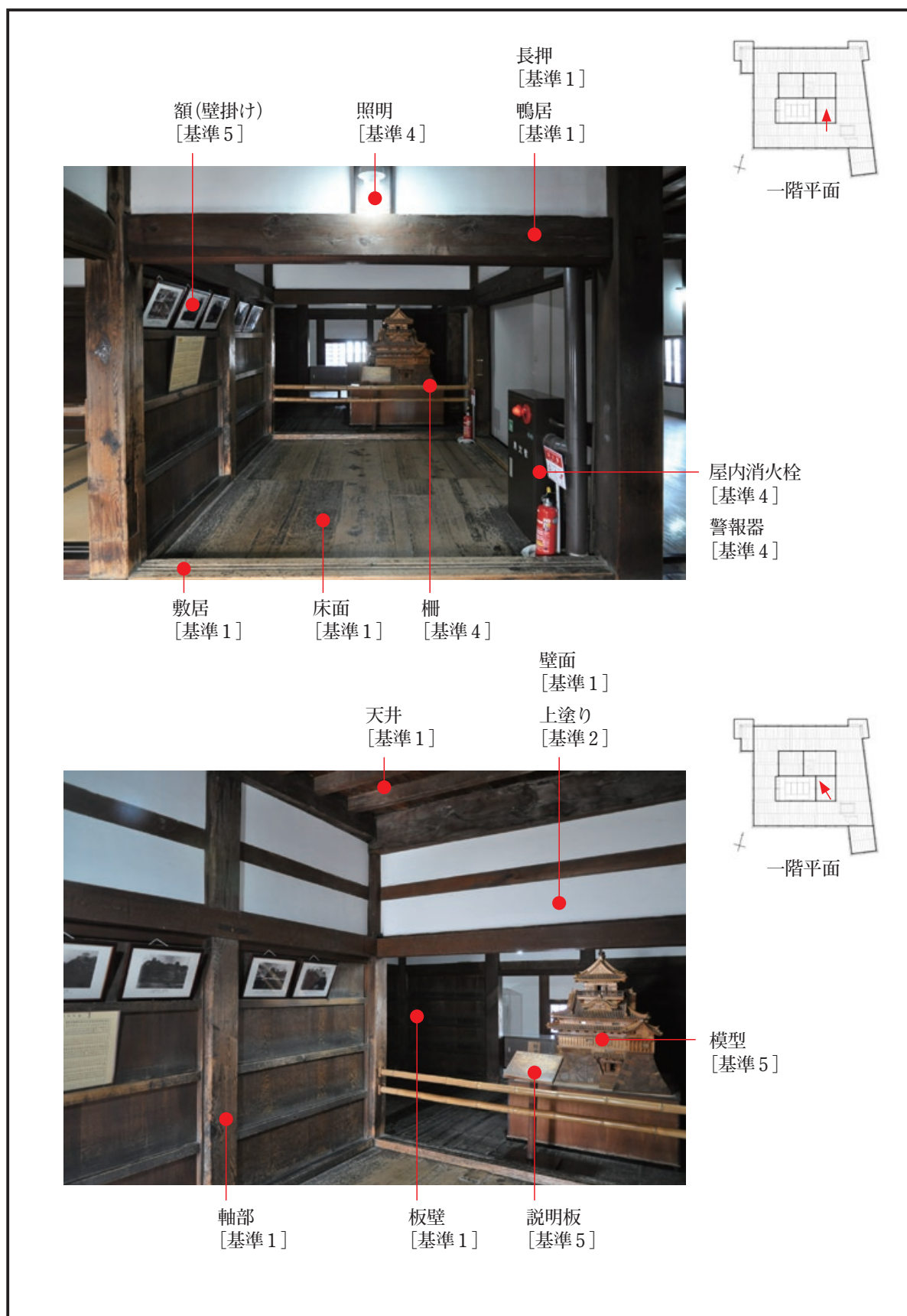


図 4.31 一階第一の間、第二の間の部位の設定と保護の方針

表4.41 一階第一の間、第二の間の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
一階 第一の間 第二の間	床面	1	拭板敷
	天井	1	根太天井
	長押	1	
	敷居・鴨居	1	
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	軸部	1	
	板壁	1	板壁
	屋内消火栓	4	
	警報機	4	
	照明	4	電球
	模型	5	
	説明板	5	
	柵	4	
	額(壁掛け)	5	合計7個

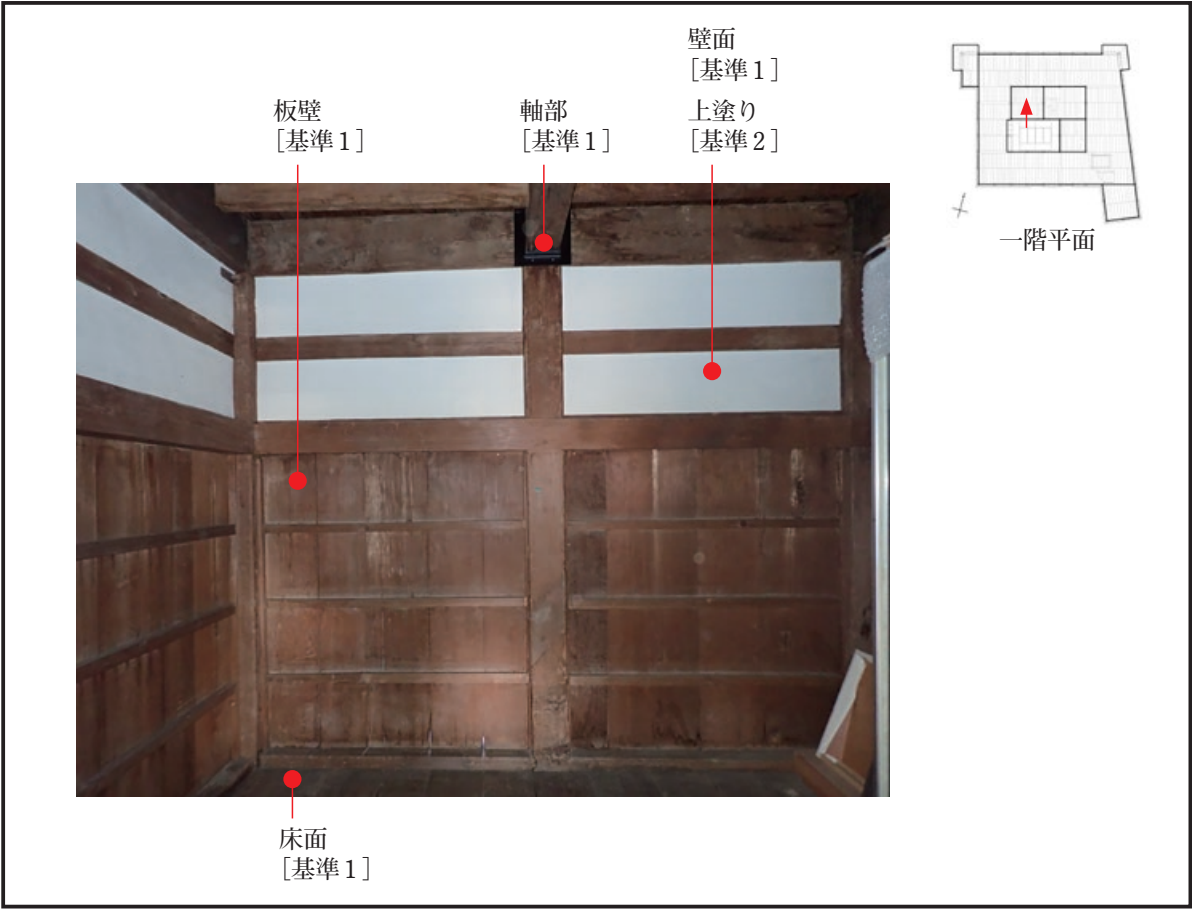


図 4.32 一階納戸の間の部位の設定と保護の方針

表 4.42 一階納戸の間の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
一階 納戸の間	床面	1	拭板敷
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	板壁	1	
	天井	1	根太天井
	長押	1	
	敷居・鴨居	1	
	軸部	1	

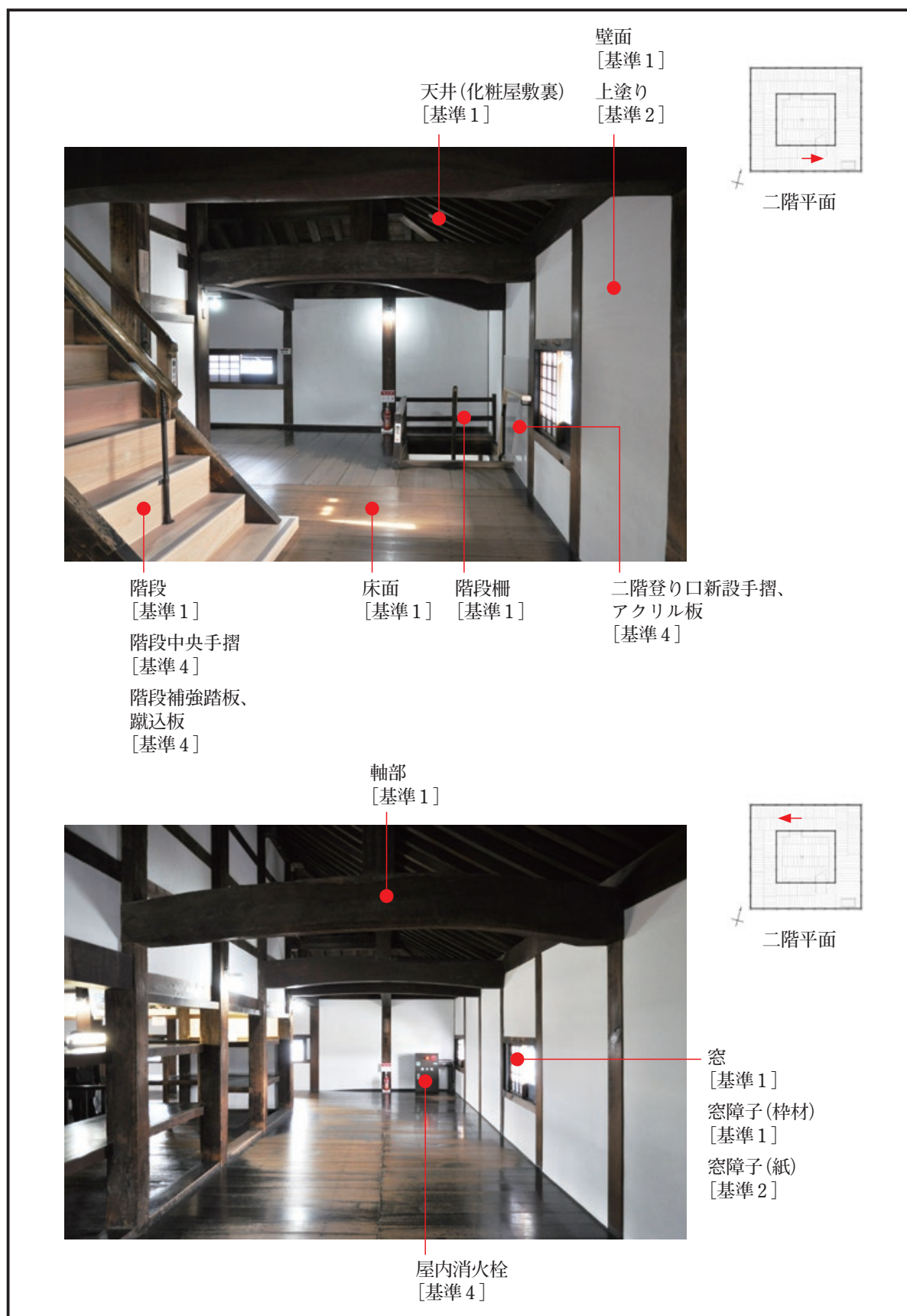


図4.33 二階武者走りの部位の設定と保護の方針

表4.43 二階武者走りの部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
二階 武者走り	床面	1	拭板敷
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	化粧屋敷裏
	窓	1	
	窓障子(杵材)	1	明障子二枚建、引き違い
	窓障子(紙)	2	
	軸部	1	
	階段	1	
	階段柵	1	
	階段中央手摺	4	
	二階登り口新設手摺、 アクリル板	4	
	階段補強踏板、蹴込板	4	
	屋内消火栓	4	

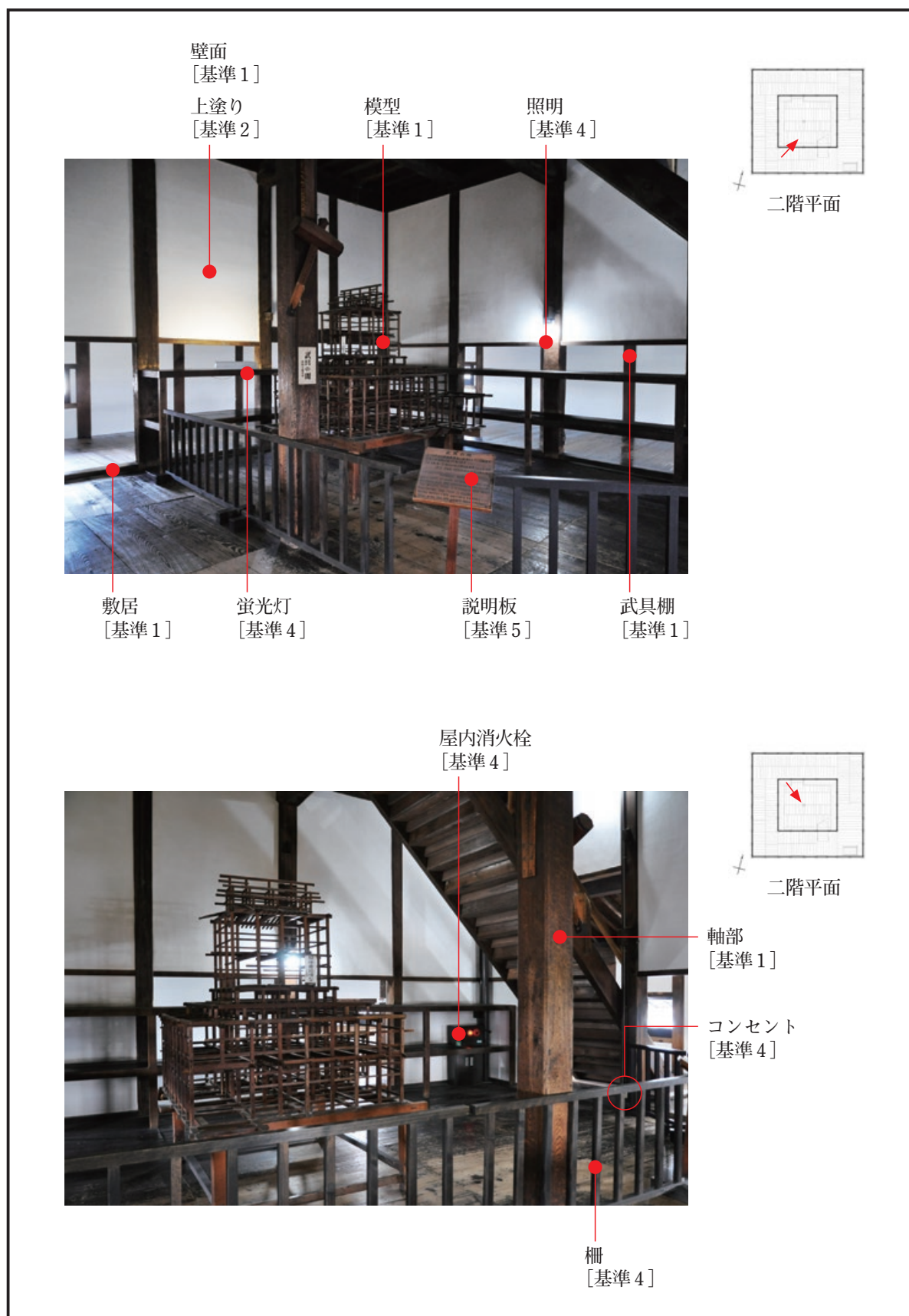


図4.34 二階武具の間の部位の設定と保護の方針

表4.44 二階武具の間の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
二階 武具の間	床面	1	拭板敷
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	根太天井
	長押	1	
	敷居・鴨居	1	
	軸部	1	
	武具棚	1	2段
	軸部模型	1	国宝指定対象外。ただし天守軸組のディテールを表す貴重なものであるため、基準1とした
	照明	4	電球
	コンセント	4	
	屋内消火栓	4	
	蛍光灯	4	
	額(壁掛け)	5	合計5個
	説明板	5	
	柵	4	

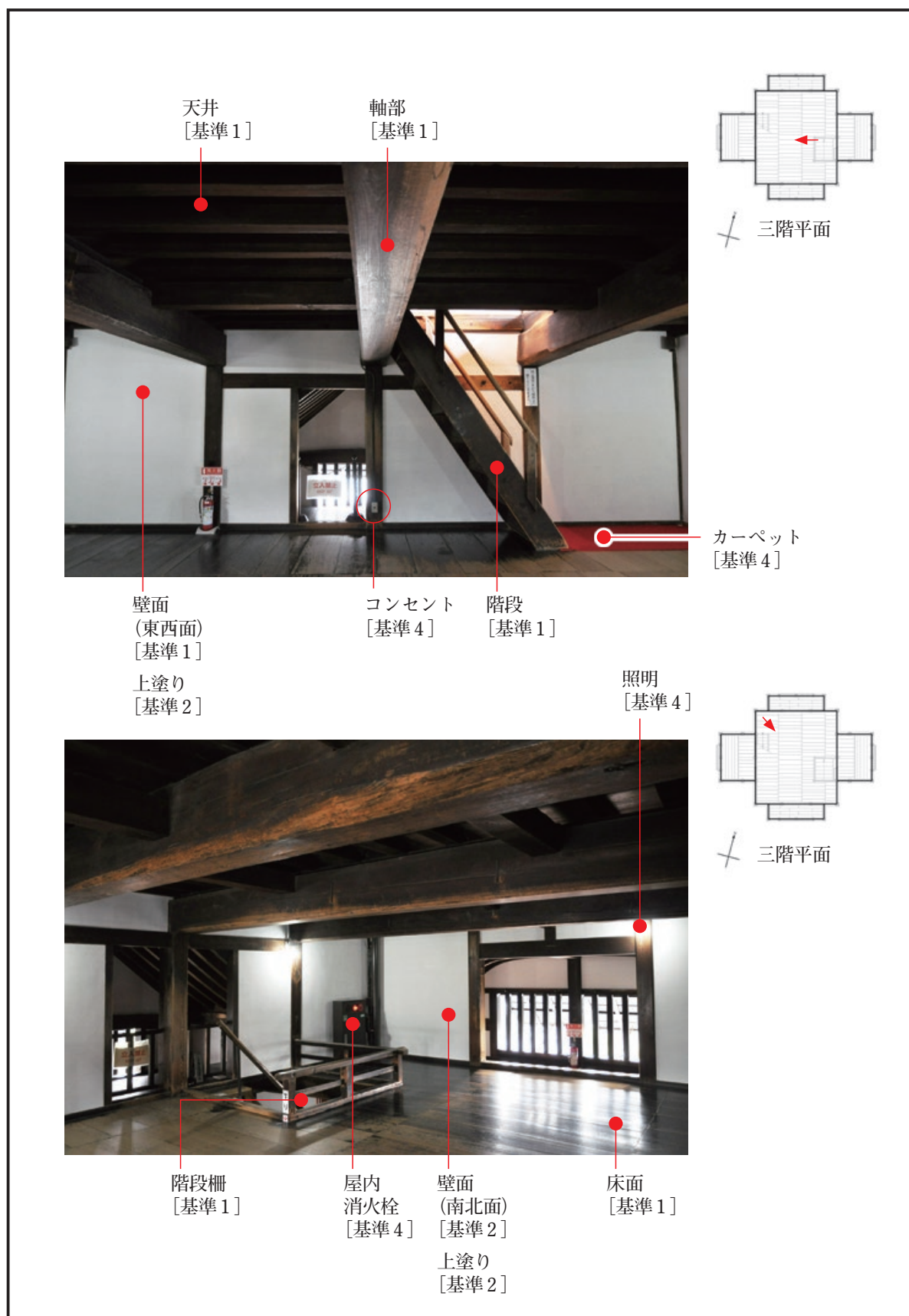


図4.35 三階内部の部位の設定と保護の方針

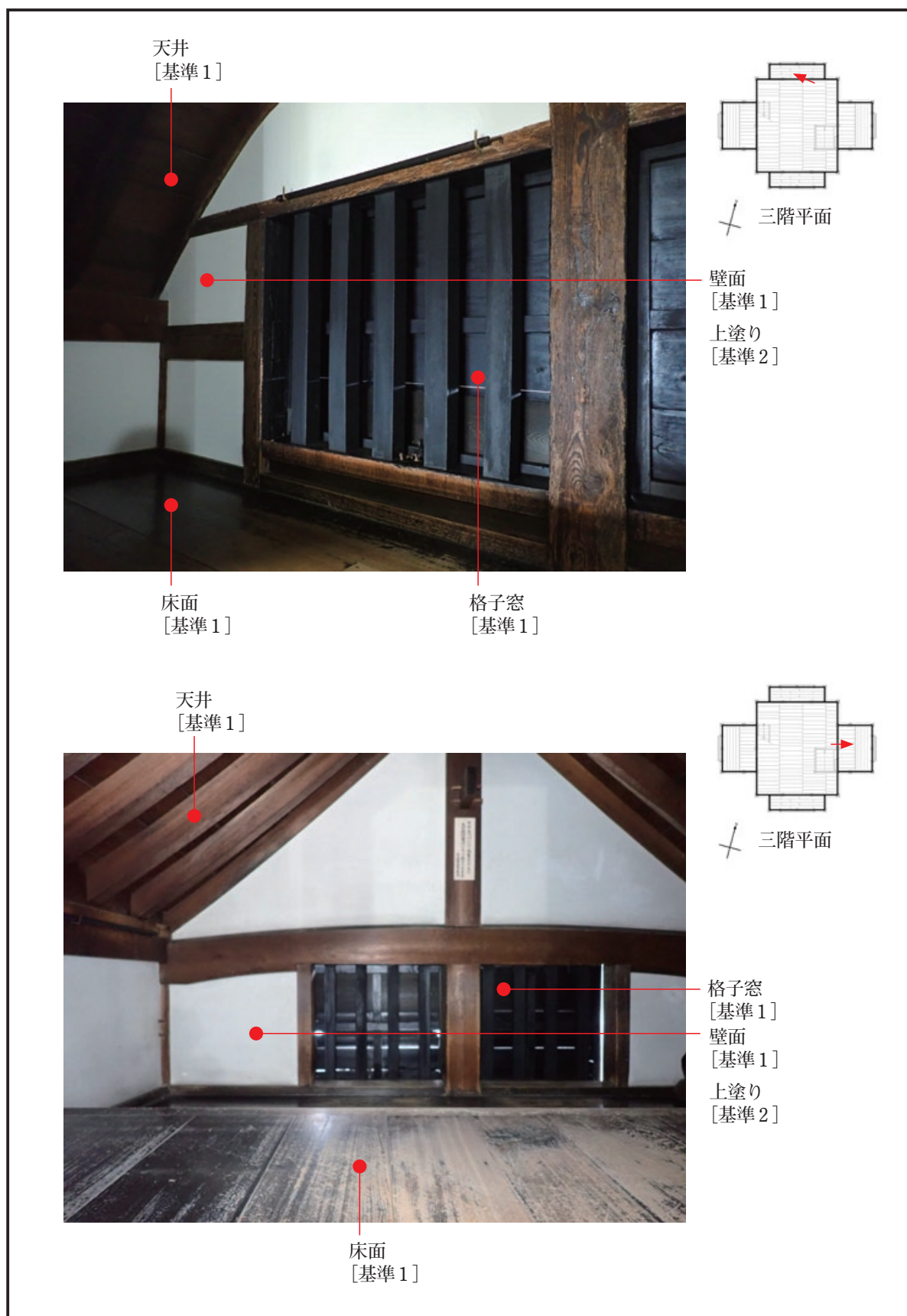


図 4.36 三階唐破風の間・破風の間の部位の設定と保護の方針

表4.45 三階内部の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
三階 内部	床面	1	拭板敷
	壁面下地(東西面)	1	
	壁面下地(南北面)	2	註) 今後壁仕様を復元する可能性もあるため、基準2とした
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	根太天井
	長押、敷居	1	
	軸部	1	
	階段、階段柵	1	
	カーペット	4	
	照明	4	電球
	屋内消火栓、警報機	4	
	コンセント	4	
	説明板	5	

表4.46 三階唐破風の間(南北共通)の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
三階 唐破風 の間 (南北共通)	床面	1	拭板敷、一段下がり
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	化粧屋敷裏
	格子窓	1	縦連子

表4.47 三階破風の間(東西共通)の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
三階 破風の間 (東西共通)	床面	1	拭板敷、一部一段下がり
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	化粧屋敷裏
	格子窓	1	縦連子
	柵	4	

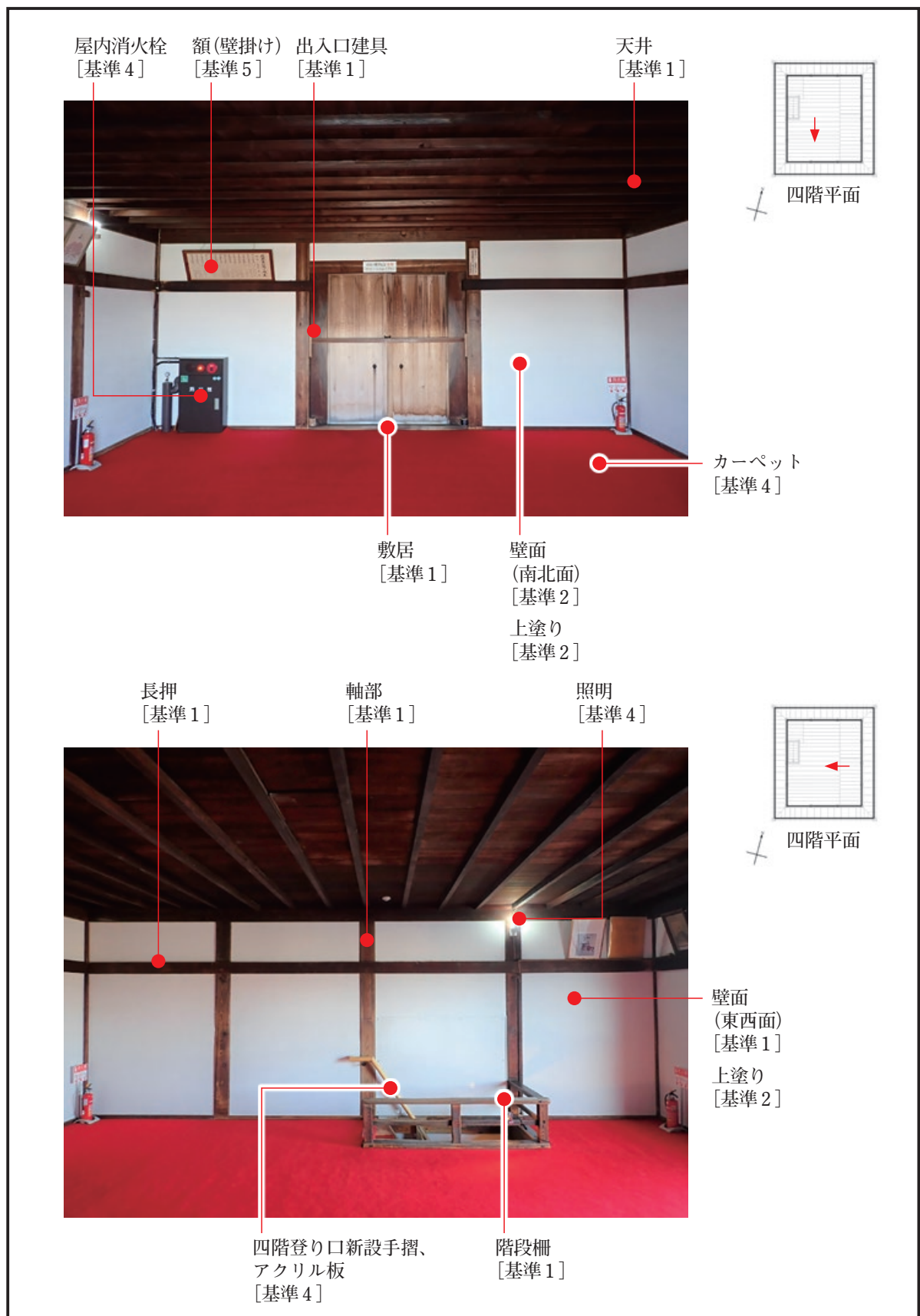


図 4.37 四階高欄の間の部位の設定と保護の方針

表4.48 四階高欄の間の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
四階 高欄の間	床面	1	拭板敷
	壁面下地(東西面)	1	
	壁面下地(南北面)	2	註) 今後壁仕様を復元する可能性もあるため、基準2とした
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	出入口建具	1	外開き棧唐戸
	天井	1	棹縁天井
	長押	1	
	敷居	1	
	軸部	1	
	階段柵	1	
	カーペット	4	
	四階登り口新設手摺、 アクリル板	4	
	照明	4	電球
	コンセント	4	
	屋内消火栓	4	
	説明板	5	
	額(壁掛け)	5	合計20個

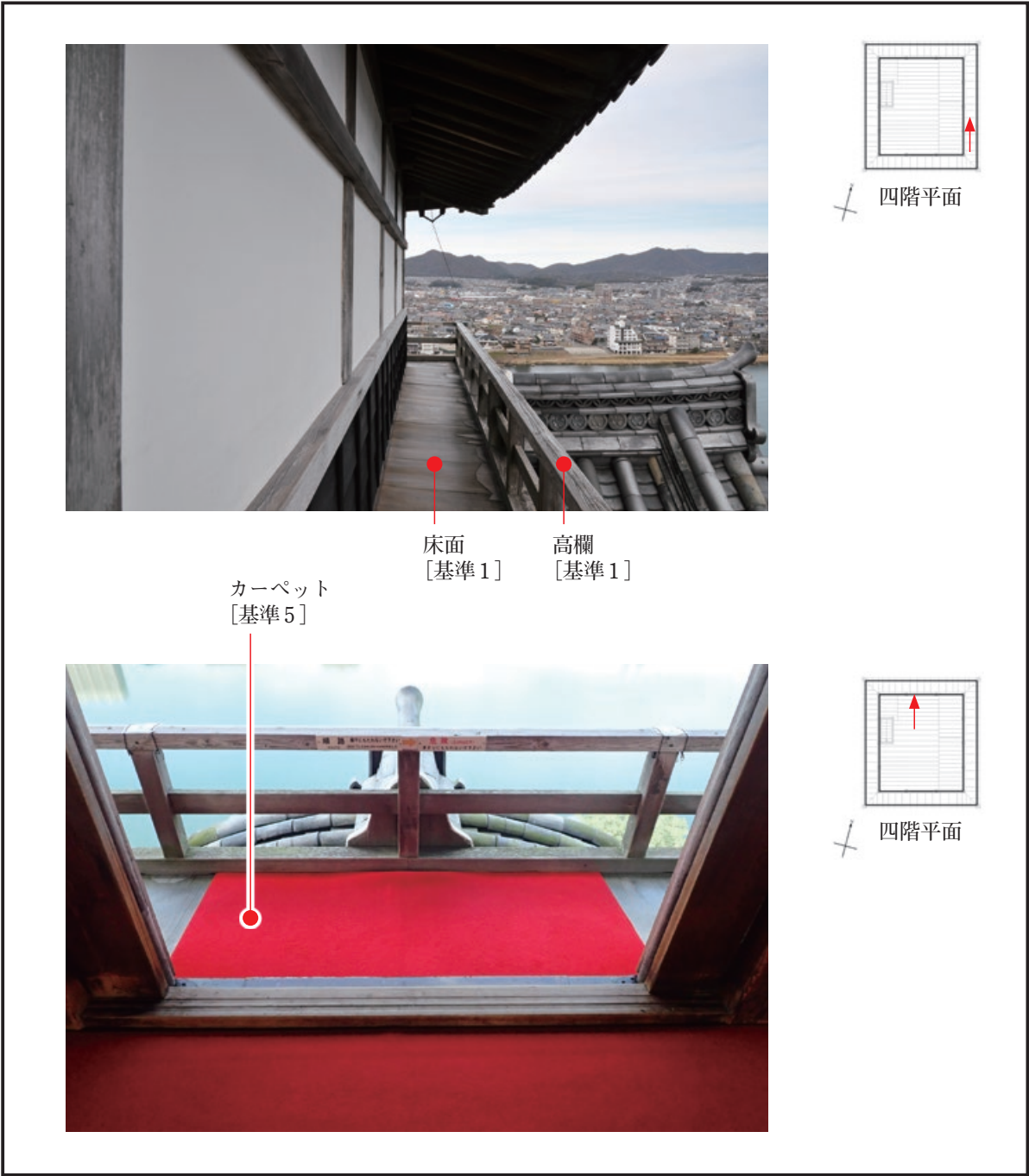


図 4.38 四階廻縁の部位の設定と保護の方針

表 4.49 四階廻縁の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
四階廻縁	床面	1	拭板敷
	高欄	1	
	カーペット	5	

2 天守の管理計画

(1) 管理体制

現在天守の管理団体は犬山市である。なお、日常の管理業務は犬山城管理事務所が実施している。管理業務を効率よく行えるように、犬山城管理事務所は天守南約50mにある犬山城楼門(入場門)の二階に拠点を置いている。また、緊急時の対応等も含めて、災害対策室としても機能している。

天守の保存管理上協議や指導が必要な場合、所有者と情報を共有しながら、愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室を通じて文化庁へ連絡を取る。専門的な知見を必要とする場合は、犬山城修理委員会から意見を聴取する。

今後も同様の体制で管理を実施する。

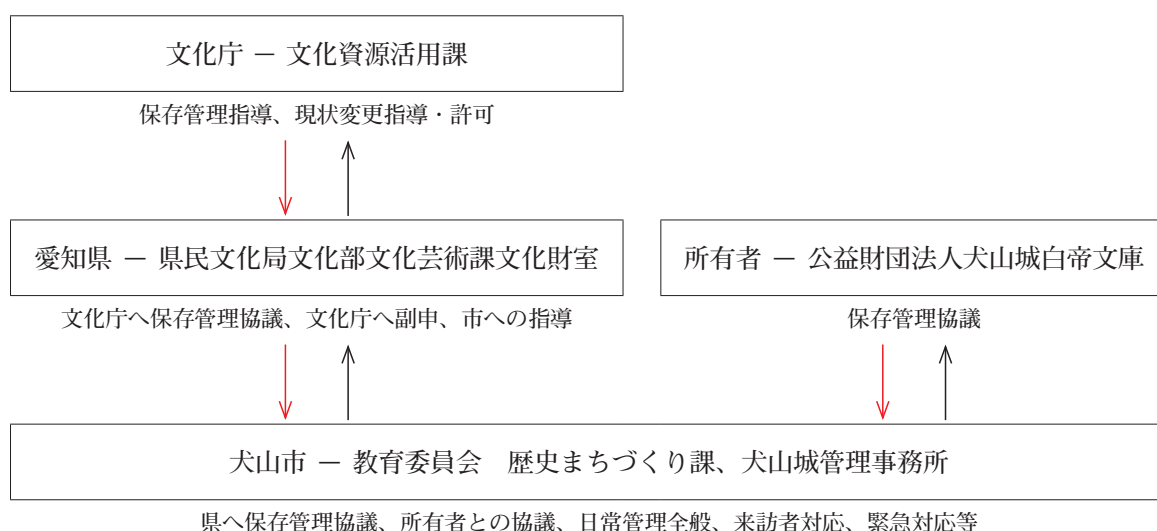


図4.39 保存管理上の連絡体制

(2) 管理方法

ア 保存環境の管理

天守の保存環境を良好に維持するために、以下の事項について管理方法、実施者、責任者をまとめる。

(ア) 清掃、整理整頓に関する事項

毎日天守の内部及び周辺が常にきれいな状態であることを確認し、建物内外の清掃を行う：

- ・必要に応じて、内部木部の汚れを固く絞った雑巾で除去する
- ・床板の清掃は箒や乾拭きで行い、必要に応じて固く絞った雑巾を用いる
- ・カーペットの清掃は清掃機で行う
- ・畳の清掃、メンテナンスを行う
- ・化学雑巾や薬品は基本的に使用しない
- ・床板、敷居、建具溝内の砂、小石等は部材を傷つけるため、丁寧に除去する
- ・落葉等の清掃、処理(特に出入口前のテントと軒樋の間に落ち葉が溜まりやすい)
- ・天守台石垣の植物や異物を除去する

また、清掃用の備品等については適切な収納場所を決め整頓を心がけると共に、収納物品と収納場所の湿気に十分注意を払う(特に地下部分)。展示品等の設置や移動時に壁、床面等への衝撃を避ける。

(イ) 日照、通風の確保に関する事項

開館前に窓を開け、天守内の明るさと通風を確保し、閉館後に防雨、防犯のため窓を閉める。ただし、強風、暴雨時には窓を開けない。建具の開閉時の取扱いは丁寧に行う。

(ウ) 蟻害、虫害、腐朽防止に関する事項

毎日の清掃時に水分を拭き取り、目視点検により、蟻害、虫害、腐朽、金属の錆の早期発見に努め、定期的な防虫、防腐の処置を行う。日常清掃対象外のところについては期間を定めて定期点検を行う。虫害や腐朽を発見した場合、直ちに犬山市教育委員会に連絡し、指示を受けて処置を行う。その上で、被害の原因を徹底的に調べ、改善策を図る。

(エ) 風水雪害に関する事項

強風、暴雨、大雪の予報に常に注意を払い、特に警報が発令された場合は、窓を閉める等、被害防止の処置を執る。強風、大雨、大雪が発生した後は、天守内外、廻縁及び天守の周囲の異常やき損の有無を確認する。異常やき損を発見した場合、直ちに犬山市教育委員会に連絡し、指示を受けて応急処置を行う。また、日常管理時においても雨漏り等による湿潤箇所の発見に努め、その原因を徹底的に調べ、改善策を図る。

イ 維持管理

天守を良好な状態に保つために、定期的に点検を行い、その状況を記録する。点検の頻度と方法については専門家の助言を得て定める。き損等の異常箇所を発見した場合には速やかに対処する。

表4.50 犬山城天守の点検リスト

	点 検 項 目
木部一般	・蟻害、虫害
石垣	・石垣カルテを使って、石のゆがみやずれ等定期点検を目視で行う
軸部	・腐朽、ゆがみ、汚損等
外壁漆喰	・亀裂、浮き、剥離等
外壁下見板	・割れ、弛緩、脱落、腐朽等
内壁漆喰	・亀裂、浮き、剥離、汚損等
内板壁	・割れ、腐朽、汚損等
床板	・ささくれ、割れ、浮き、傷、汚損等
屋根瓦	・割れ、ずれ、脱落等
建具	・建付、木部の腐朽、割れ、脱落等
階段	・ゆがみ、たわみ、腐朽等
金具類	・錆、弛緩等
基準4、基準5に該当する部位	・電気配線、コンセント、照明器具の不具合、ほこりのたまり等

き損等の対処方法のうち、「軽微な修繕」に該当する行為を下記の表に示す。「軽微な修繕」については、管理行為として、文化財保護法第33条に規定される「き損届」及び同法第43条の2に規定される「修理届」は基本的に不要とする。ただし、いずれも以下の全てに該当する場合に限る：

- き損の原因が明確(経年の劣化や摩耗等)、かつ故意の損壊に該当しない
- き損箇所周辺の「基準1」または「基準2」の部位に影響を及ぼさない
- 同種材、同仕様による修繕
- 外部足場を組む必要がある場合を除く

表4.51 軽微な修繕

	軽 微 な 修 繕
石垣	・脱落した間詰め石の詰め直し
外壁下見板	・雨仕舞や木部保護のために、き損部分に板を張り重ねる等の養生
内部の板壁、床板	・木部保護と来訪者の安全のために、き損部分にシートを張る等の養生
建具	・雨仕舞や木部保護のために、き損部分に板を張り重ねる等の養生 ・脱落を防ぐために、紐等による仮止め
屋根瓦	・応急的な瓦の差し替えまたは据え直し
階段	・補強踏板と蹴込板の取替
金具類	・丁番、釣金具等への施油 ・金具の緩みや傾斜の補正
基準4、基準5に該当する部位	・コンセント、照明器具の撤去または更新

軽微な修繕に該当するかどうか判断が困難なものについては、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室を通して文化庁と協議する。「軽微な修繕」に該当しない場合は「第4章 第3節 3 天守の修理計画」を参照する。修理の記録管理について、現在は「施設カルテ」を使って維持管理を含める修理工事履歴を記録している。今後天守の保存管理に関する基礎資料として、修理記録の書式と内容の改善を検討する。

ウ その他

昭和期の解体修理の完成後に、下記の部材が天守四階小屋内又は床下に資料として保存された：

- 一階上段の間の床・棚の痕跡がある柱、同大引、帳台構造材その他
- 二重屋根東妻旧破風板、二重軒茅負
- 三重屋根南北妻破風板、懸魚及び木連格子
- 四階花燈窓

これらと別に、令和元年度(2019)に竣工した修理工事の保存材も四階小屋内に保存した。今後保存材の記録と管理方法を検討する。

3 天守の修理計画

天守は現在良好な状態であるため、当面大規模な修理を要しない。今後の修理方針として、基本的に建物、部材等が大きくき損する前に必要な処置を行う。部材の劣化や汚損によって、屋根や壁漆喰等の修理は今後必要に応じて実施する。

天守を修理しようとするとき(「軽微な修繕」の場合を除く)は、文化財保護法第43条に基づき、

修理に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官に「修理届」を提出する必要がある。修理届に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なく文化庁長官に報告する。また、修理は文化財建造物修理主任技術者の配置を必要とし、必要に応じて、所有者、犬山城修理委員会、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室及び文化庁と事前協議の上、方針や仕様を決定する。天守の現状変更を伴う場合は文化庁長官の許可を受ける必要がある。「修理届」と「現状変更許可申請」の手続きと記載事項等は「第4章 第5節5 保護にかかる諸手続き」を参照する。

災害によりき損した場合には、直ちに応急処置または養生の処置をとり、所有者、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室及び文化庁と協議の上、速やかに復旧する。また、き損を知った日から10日以内に文化庁長官に「き損届」を提出する。書類提出については「第4章 第5節5 保護にかかる諸手続き」を参照する。

建物の仕様に関する新しい調査結果と確実な根拠を得ることができた場合、該当する「部分」と「部位」の保護方針を適宜に見直し、その復原を修理計画の一部として検討を行う。復原は天守の文化財的価値を高める、あるいはその理解の促進に資するものを条件とし、犬山城修理委員会の意見を聞き、所有者、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室及び文化庁と協議しながら、その方針と仕様の案を作成し、文化財保護法第43条に基づく文化庁長官の現状変更の許可を取る。

(1) 修理届の事前届出を不要とする行為(修理届の緩和措置)

以下の行為について、「修理届」の修理着手前の提出を不要とし、修理が終了したときに修理の結果報告を提出することとする。また、文化財建造物の修理実績のある業者による施工を条件とする。修理の緩和措置に関する判断が困難な場合は、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室を通して文化庁と協議する。

表 4.52 内壁漆喰の修理届の緩和措置

対 象	内壁漆喰
修理内容	上塗面のペーパーがけとノロ刷毛塗りによる漆喰の修理
緩和の必要性	- 雨漏りや来訪者の接触による汚損が付きやすい箇所である - 白い内壁漆喰の汚損が目立ち、天守内部の美観を損ねる
想定実施回数	汚損状況に応じて実施する(計画期間中1回程度を想定)
手法・備考	- 現状と同種材料による修理 - 令和元年(2019)度に竣工した修理工事の報告書、『国宝犬山城天守保存修理工事報告書』(2020)を参照し、適切な材料調合と施工方法を採用する
 	
図 4.40 上塗面のペーパーがけ、『国宝犬山城天守 図 4.41 ノロ刷毛塗りによる漆喰の修理、『国宝犬山城天守保存修理工事報告書』(2020)から引用	

表4.53 外部木部の修理届の緩和措置

対 象	外壁下見板、建具枠、建具
修理内容	- 塗装の塗り直し - ただし外部足場を組む必要がある場合を除く
緩和の必要性	雨に晒される外部木部を保護するために、劣化した塗装を早急に塗り直す必要がある
想定実施回数	塗装の劣化状況に応じて実施する(計画期間中1回程度を想定)
手法・備考	- 現状と同種材料、同仕様による塗り直し - 令和元年(2019)に外部木部の塗装を塗り直した。『国宝犬山城天守保存修理工事報告書』(2020)を参照し、適切な施工方法を採用する - 特に黒色塗装には墨塗・柿渋塗りと造膜型木材保護塗料のところがあるため、事前に各施工場所の現状材料を確認する。下地処理を基本的にRB種とする



図4.42 建具枠と格子の塗装塗り直し



図4.43 塗装塗り直し後の四階外壁下見板

表4.54 四階廻縁床板・高欄の修理届の緩和措置

対 象	四階廻縁の床板と高欄
修理内容	腐朽が確認された四階床板・高欄の矧木、埋木修理
緩和の必要性	- 四階廻縁床板・高欄は雨に晒されるため、腐朽や破損が発生しやすい - 見学への影響が大きい場合、破損した場合早急の修理が必要
想定実施回数	必要に応じて実施する(計画期間中1回程度を想定)
手法・備考	- 現状と同種材料、同仕様による修理 - 解体に伴う場合は、解体した部材を同じ位置に復旧する - 平成25年(2013)に四階廻縁の床板・高欄の応急修理を実施した。修理工事の報告書を参照し、適切な施工方法を採用する



図4.44 埋木による高欄の修理

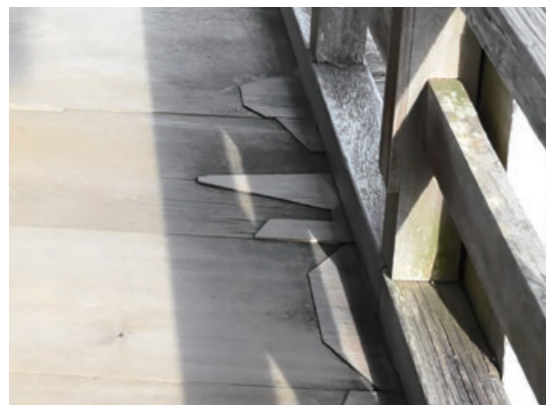


図4.45 埋木による廻縁床板修理

第4節 植生管理

1 樹木管理の考え方

史跡指定地内の樹木(群)に対する管理の考え方は下記のとおりである。

城山外縁地区や三光寺山地区に生育する樹木(群)は自然性の高いシイ・カシ林を構成し、かつ城山の景観を形成する上で重要な要素の一つとなっている。また、樹木が城山斜面を覆うことで、斜面の安定性の維持にも寄与している。しかし、この樹木(群)に対する管理は廃城後十分に行われていなかったため、これらの中には史跡犬山城跡の本質的価値である遺構や史跡景観に悪影響を及ぼす要因となっている樹木が存在している。また、来訪者の安全上の問題として、枯損した枝や腐朽した幹の落下が想定される樹木もある。

このため、今後、史跡指定地内の樹木管理は、遺構の保全、天守の眺望確保、来訪者の安全管理への対策と、城山に成立する自然性の高い植生の健全な育成を目的として計画的に行うことが求められる。

【樹木管理の考え方】

- ・ 史跡犬山城跡の本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼす樹木を適切に管理し、石垣などの遺構の保全を図る。
- ・ 景観の中心である天守の眺望を阻害する樹木や景観を乱す樹木を適切に管理し、眺望・景観の向上を図る。
- ・ 来訪者の安全確保に支障となる樹木を適切に管理し、憩いの場としての環境整備を図る。
- ・ 木曽川河畔に成立する自然性の高い植生(シイ・カシ林)を適切に管理し、健全な育成を図る。

2 管理ゾーンと管理目標

前項で設定した史跡指定地内の樹木管理の考え方を踏まえ、史跡犬山城跡の本来の役割や機能、現在の利用特性に基づいて3つに区分したゾーンごとに、樹木管理の目標を設定した。

【管理ゾーンとその内容】

「曲輪ゾーン」(本丸地区、杉の丸地区、櫓の丸地区、桐の丸地区、松の丸地区、大手道地区、西御殿跡地区)
天守や神社、管理施設等が所在し、来訪者の立ち入りが頻繁なゾーン

「三光寺山ゾーン」(三光寺山地区)

平坦地が都市緑地として利用され、斜面部は自然性の高い植生が成立しているゾーン

「城山外縁ゾーン」(城山外縁地区)

城山の外周(北側、東側、西側)を取り囲む山麓の部分で、自然性の高い植生が成立し、かつ城山外周の景観を構成しているゾーン

表4.55 管理ゾーンごとの管理目標

ゾーン	管 理 目 標
曲輪 本丸地区 杉の丸地区 縦の丸地区 桐の丸地区 松の丸地区 西御殿跡地区 大手道地区	・ 遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木を積極的に管理する。 ・ 天守の眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木を積極的に管理する。 ・ 来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木を積極的に管理する。
三光寺山 三光寺山地区	・ 天守の眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木を積極的に管理する。 ・ 来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木を積極的に管理する。 ・ 植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木等を必要に応じて管理する。
城山外縁 城山外縁地区	・ 遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木を積極的に管理する。 ・ 天守の眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木を積極的に管理する。 ・ 植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木等を積極的に管理する。 ・ 景観に影響を及ぼす恐れのある樹木を必要に応じて管理する。

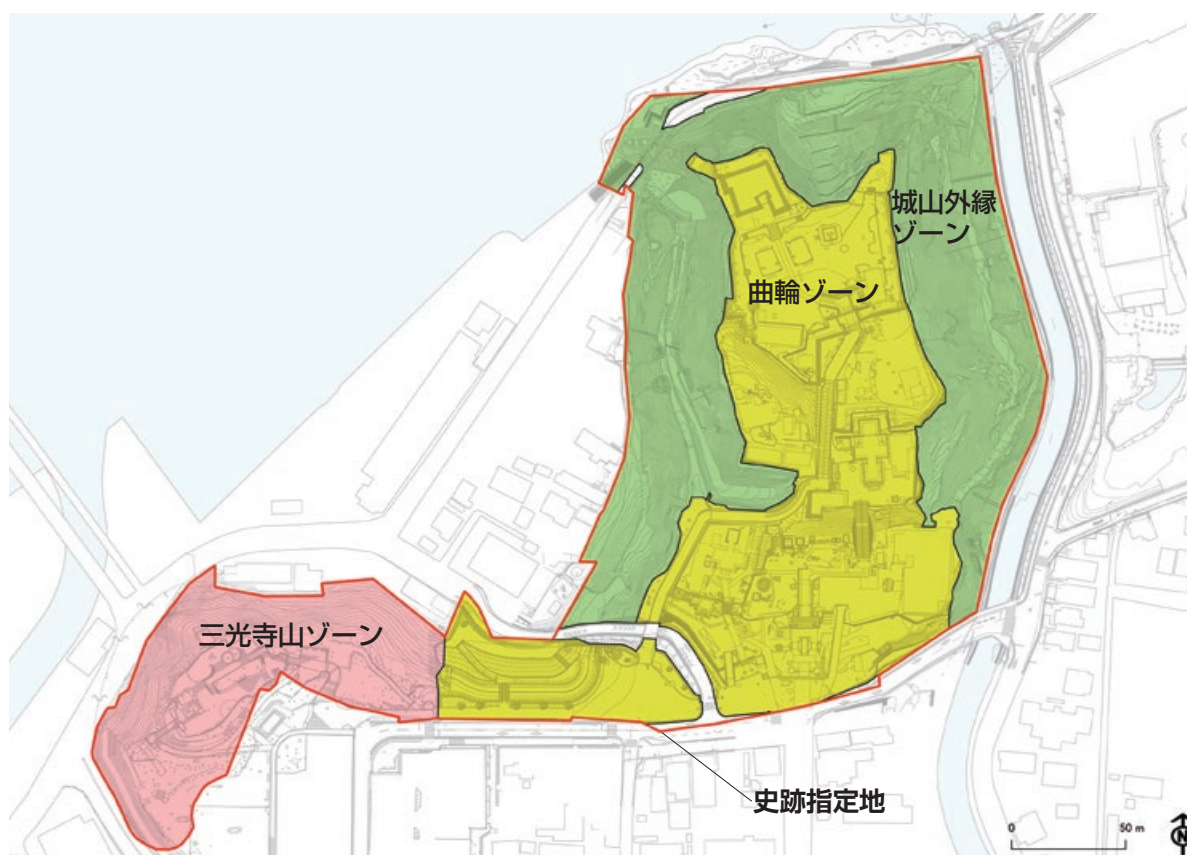


図4.46 史跡指定地内の樹木管理ゾーン区分図(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

3 管理対象木

管理対象とする樹木は、以下の5つに区分した。

なお、管理対象木は平成27年度(2015)、令和元年度(2019)、令和2年度の樹木調査結果に基づき選定したものである。なお、植栽木については、その来歴を確認した上で、管理対象の判断を行う。

【管理対象木の5区分とその概要】

- ① 遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木
 - ・支障木(損傷(石垣)、崩落(亀裂)、倒伏(侵食・根返り)、損傷(石積))
- ② 眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木
 - ・天守の眺望に影響する樹木
- ③ 来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木
 - ・支障木(衰弱(幹折れなど))
- ④ 植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木
 - ・支障木(衰弱(幹折れなど))、遷移初期種の樹木等、つる植物
- ⑤ 景観に影響を及ぼす恐れのある樹木
 - ・樹冠スカイライン※を乱す樹木

※樹冠スカイライン：樹林の樹冠が形成する連続的なライン。周囲の樹冠の高さから突出した樹木があるとスカイラインが乱れるため、景観を損なう可能性がある。

表 4.56 管理対象木の管理ゾーン別の本数(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

管理対象木 区分	管 理 ゾ ー ン						総 計
	曲 輪	三光寺山	城山外縁	東	北	西	
①遺構	107本	—	81本	17本	52本	12本	188本
②眺望	47本	12本	369本	203本	48本	118本	428本
③来訪者	1本	4本	—	—	—	—	5本
④植生	4本	29本	56本	29本	5本	22本	89本
⑤景観	—	—	29本	—	22本	7本	29本
総 計	159本	45本	535本	249本	127本	159本	739本

(1) 遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木

本基準に該当するのは、支障木として記録した樹木のうち、本質的価値(遺構)に直接的に影響を及ぼす恐れのある「損傷(石垣)」、間接的に影響を及ぼす恐れのある「崩落(亀裂)」「倒伏(侵食・根返り)」「損傷(石積)」の4つに該当する計24種188本の樹木である。遷移初期種等の樹木が上記基準に該当する場合も含める。

なお、遺構の顕在化に影響を及ぼす恐れのある樹木も本基準に含めて対応する。

ア 石垣等を損傷する恐れのある樹木

史跡犬山城跡の本質的価値の構成要素である石垣やその他の地下遺構に直接的に影響を及ぼす可能性のある樹木で、支障木「損傷(石垣)」として記録した計21種120本の樹木が該当する。

一般的に水分や養分を吸収する樹木の細根は、樹冠の投影面積と同程度の広がりを持つとされている。このため、石垣の天端付近に生育している樹木の根の影響も石垣やその他の地下遺

構に及んでいる可能性がある。特に、石垣の場合、複数の要因(裏込めの水の通り道を塞ぐ、水が1ヶ所に集中して流れる、根の腐った跡が空洞になる等)によって、石垣のはらみ出しや天端石のズレが生じ、石垣の安定性が失われ、崩れやすくなる。このほか、地震や強風により樹木(根)が揺さぶられることで、石垣が崩壊することも想定される。

このため、石垣の変状の有無にかかわらず、速やかに対策を講じる必要のある樹木である。

■石垣上に生育する樹木



本丸地区 東側(R2.6.5 撮影)

桐の丸地区 東側(R2.7.2 撮影)

図4.47 石垣等を損傷する恐れのある樹木の例(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

イ 斜面を崩落させる恐れのある樹木

遺構の保存に間接的に影響を及ぼす可能性のある樹木で、支障木「崩落(亀裂)」「倒伏(侵食・根返り)」として記録した計14種39本(崩落(亀裂)：11種30本、倒伏(侵食)：7種9本)の樹木が該当する。

この基準に該当する樹木は斜面に生育している場合、強風による揺れが継続することによって、斜面表面にできたひび(亀裂)をきっかけに、表面侵食からガリー侵食(※)へ、さらにガリー侵食が発展して土砂の流出を誘発することがある。また、強風時の樹木の揺れが根に伝達して土層を緩めたり、根系基盤が周囲の土壌から引きはがされたり、あるいは樹体が転倒・根返りすることで斜面崩落を誘発することがある。調査時点(令和2年度)において、斜面の状態は安定しているものの、斜面の状況を注視する必要がある樹木である。

※ガリー侵食：雨水の流れによって地表面が削られて形成された溝。

■斜面に亀裂を生じされる樹木



城山外縁地区 西斜面 (R2.3.3 撮影)



城山外縁地区 西斜面 (R2.3.19 撮影)

図 4.48 斜面を崩落させる恐れのある樹木の例(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

ウ 斜面の安定施設を損傷する恐れのある樹木

遺構の保存に間接的に影響を及ぼす可能性のある樹木で、支障木の「損傷(石積)」として記録した計12種29本の樹木が該当する。

七曲の石積は『犬山城総合調査報告書』(犬山市教育委員会 2017)において、「該当する石積みは現代(昭和50年代)の砂防工事により構築されたもので、犬山城に直接関係するものではない」とされており、本質的価値の構成要素とは異なる。しかし、この石積(練石土留工)は、斜面の勾配を緩くし、地盤を安定させることで急傾斜地の不安定な土砂の移動を抑制する機能がある。遺構を保存する上で、土砂災害警戒区域に指定された城山外縁地区の斜面安定性を確保することは重要である。調査時点(令和2年度(2020))において、石積に変状は認められないものの、今後も注視する必要がある樹木である。

■石積に生育する樹木



城山外縁地区 北斜面(七曲) (R2.7.3 撮影)



城山外縁地区 北斜面(七曲) (R2.7.3 撮影)

図 4.49 斜面の安定施設を損傷する恐れのある樹木(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

(2) 眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木

平成30年度(2018)実施の犬山城眺望調査の成果を活用して、該当する樹木の抽出を行った。本基準に該当するのは、天守や天守台石垣の眺望に影響を及ぼす恐れのある樹高8.0mを超える計24種428本の樹木である。曲輪ゾーンでは、尾根状に張り出した地形(七曲門跡付近)のため、樹高8.0m未満の樹木にも本基準に該当するものがあった。また、三光寺山ゾーンでは天守と方位表示・周辺城郭案内板を結ぶ視線とその周囲、城山外縁ゾーンでは主に斜面上部に生育する樹木が本基準に該当した。なお、遷移初期種等の樹木が上記基準に該当する場合も含める。

史跡指定地内の樹木(群)は、その存在が史跡犬山城跡の景観を特徴づけているため、遺構への影響を配慮しつつ、速やかに対策を講じる必要がある。



図 4.50 視点場から天守への眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木(群) (令和2年度時点)
(○印) (「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

■視点場：木曽川河畔



(R2.10.12 撮影)

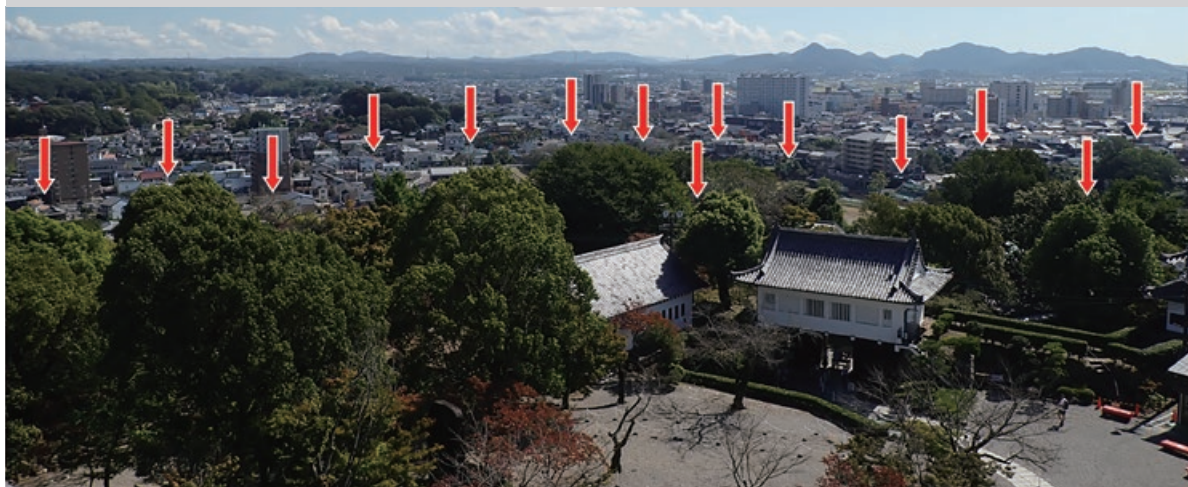
■視点場：三光寺山地区(方位表示・周辺城郭案内板)



(R2.6.5 撮影)

図 4.51 視点場から天守への眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木(群) (令和2年度時点)
(○印) (「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

■天守(廻縁)から内田防災公園方向



(R2.10.12 撮影)

■天守(廻縁)から東方向



(R2.10.12 撮影)

■天守(廻縁)から木曾川河畔(上流側)方向



(R2.10.12 撮影)

図4.52 天守／廻縁からの眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木(群) (矢印)
(令和2年度時点) (「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

(3) 来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木

本基準に該当するのは、来訪者の安全確保に直接的に影響する恐れのある、支障木の「衰弱(空洞化など)」として記録した計4種5本の樹木である。

この基準に該当する樹木は、樹木の病害、枯れ枝、ぶら下がり枝、幹の内部腐朽(空洞化)、根の腐朽に起因する倒木や枝折れ、道路・園路などに枝が大きく張り出し、通行の支障になることなどによって来訪者の安全確保に支障をきたす恐れがある。このため、状況に応じて速やかに対策を講じる必要のある樹木である。なお、遷移初期種等の樹木が上記基準に該当する場合も含める。

樹木は日々の成長のなかで末梢の枯れ、風雨による枝折れなどが発生する。来訪者の安全確保に支障をきたす樹木の存在は日々変化するため、来訪者の立ち入りが頻繁な地区では、新たな管理対象木の有無に注視する必要がある。



図4.53 来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木の例
(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

(4) 植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木

本基準に該当するのは、「倒伏(侵食・根返り)」として記録した1種1本、来訪者の立ち入りできない場所に生育する支障木の「衰弱(幹折れなど)」として記録した計14種43本、重点対策外来種の1種45本の計15種89本の樹木である。このほか、城山外縁ゾーンおよび三光寺山ゾーンの斜面部に生育する遷移初期の10種の樹木、林内の種多様性を低下させるササ類、樹木を衰弱させる恐れのある4種のつる植物が該当する。

城山外縁ゾーンと三光寺山ゾーンはシイ類・カシ類による常緑広葉樹林とアベマキやムクノキなどによる落葉広葉樹林からなる自然植生が成立し、その植生を構成する遷移後期種の樹木が史跡犬山城跡の植生景観を印象付けている。しかし、遷移初期種の樹木が侵入・定着している場所もあるため、木曽川河畔の植生資源の質の向上と景観との調和を図る管理が必要である。

なお、土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所があり、備えが必要である。樹木が城山の斜面を覆うことにより、裸地化している場所は無く、斜面の崩壊や雨滴によるガリー侵食の発生を防止しているため、遷移初期種の樹木の管理は樹高2.0mを超えるものを対象とする。

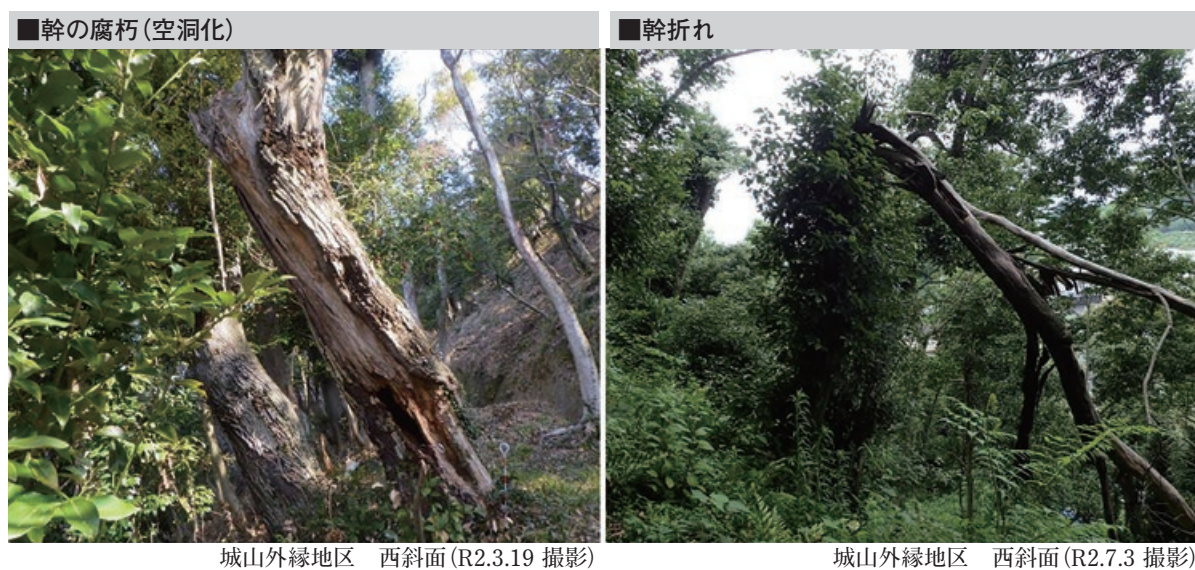


図 4.54 植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木(衰弱木)の例
(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

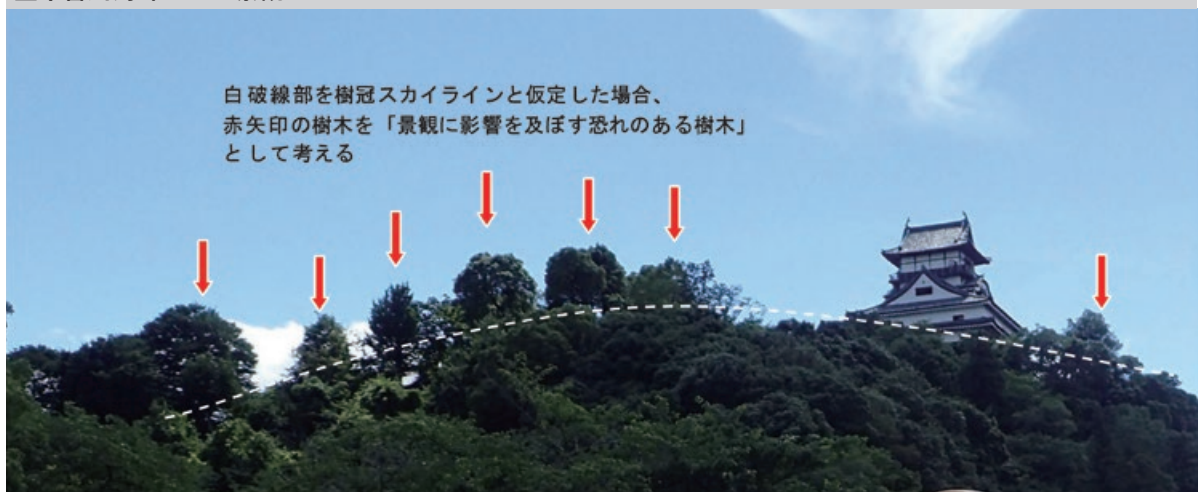
(5) 景観に影響を及ぼす恐れのある樹木

本基準に該当するのは、樹冠スカイラインを乱す恐れのある計6種29本の樹木である。

樹木の高さが植生景観全体に与える影響は大きく、周辺の樹木(群)の樹冠が形成する連続的なライン(樹冠スカイライン)から突出した樹木がある場合、樹冠スカイラインを乱し、景観上の支障が大きくなる。このため、これら樹木を整備し、樹冠スカイラインの揃った景観に整備する必要がある。



■木曽川河畔からの景観



(R2.7.20 撮影)

図 4.55 景観に影響を及ぼす恐れのある樹木群の考え方・イメージ
(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

4 管理方法

樹木管理は、主幹や側枝、萌芽枝を伐採する「伐採管理」と日々の樹木の健全育成を促すための「日常管理」、樹木の生育状況の変化に伴う管理対象目的や対象木の再検討、管理後の効果検証や新たな課題の抽出や改善策を検討するためにモニタリング調査を行う「維持管理」の3つの管理方法で実施する。

史跡指定地内の樹木を適切に管理するためには、問題点を早期に発見し、適切な対応を行う必要がある。また、点検で発見した問題点については必要に応じて専門家に意見を求め、適切に対応することが重要である。

(1) 伐採管理

伐採管理は、主幹や萌芽枝を含む側枝を全て除去する「伐採管理(完全伐採)」と萌芽枝を残し、主幹および側枝を伐採する「伐採管理(部分伐採)」の2つの手法がある。これらのうち、「伐採管理(部分伐採)」は伐採後の切株から発生した萌芽枝を利用して樹林を若がえらせ、植生の健全化を図る、「萌芽更新」の考え方に基づいた管理方法を採用したものである。

なお、伐採した樹木は玉切り(2.0m以内の長さ)し、林内に残置する。玉切り材が動くおそれがある場合は、安定するまで転がすか杭止めを行い、安定させる必要がある。また、腐朽木や病虫害木を伐採した場合は、他の樹木への腐朽菌や病虫害などの感染を予防するための処置を適切に実施することを原則とする。

【適正時期】

(完全伐採・部分伐採 共通)

伐採管理は、萌芽の良好な発生が期待できる時期(11月から1月頃)の実施を原則とする。

ただし、遺構への損傷や来訪者への安全確保に影響を及ぼす恐れがある場合、病虫害被害の発生・拡大が認められた場合など、緊急性を伴う場合は適宜実施する。

ア 完全伐採

「伐採管理(完全伐採)」は、曲輪ゾーン、三光寺山ゾーン、城山外縁ゾーンに生育する遷移初期種の樹木(ササ類、つる植物を含む)、支障木(遺構、来訪者)に該当する遷移後期種の樹木を対象にした管理方法である。

伐採位置は単木・株立木のいずれも主幹および萌芽枝を含む側枝の根元とし、傾斜地では斜面上側の地際から10cm程度の高さとで伐採することを基本とする。また、伐り口は可能な限り平滑にし、斜面下側にやや傾斜させることで、雨水の滞留とそれに伴う切断面の腐朽の進行を遅らせる。

なお、三光寺山ゾーン、城山外縁ゾーンの斜面部に生育する遷移初期種の樹木は、伐採後の斜面崩壊や雨滴によるガリー侵食の発生を防止する効果がある。このため、樹高2.0m以下のものは伐採せず、残置することとする。

イ 部分伐採

「伐採管理(部分伐採)」は、自然植生の成立している三光寺山ゾーン(斜面部)と城山外縁ゾーンに生育する遷移後期種の樹木を対象とする。

伐採位置は単木・株立木のいずれも主幹および側枝の根元とし、萌芽枝の出芽を促すため、傾斜地では斜面上側の地際から30cm程度の高さとで伐採することを基本とする。また、伐り口は可能な限り平滑にし、斜面下側にやや傾斜させることで、雨水の滞留とそれに伴う切断面の腐朽の進行を遅らせる。

ただし、萌芽枝が密生し、主幹や側枝の伐採が困難な場合、斜面崩壊を予防するため、斜面上側の状態の良い数本(2～3本程度)の萌芽枝を残し、それ以外の萌芽枝と主幹や側枝を伐採する。

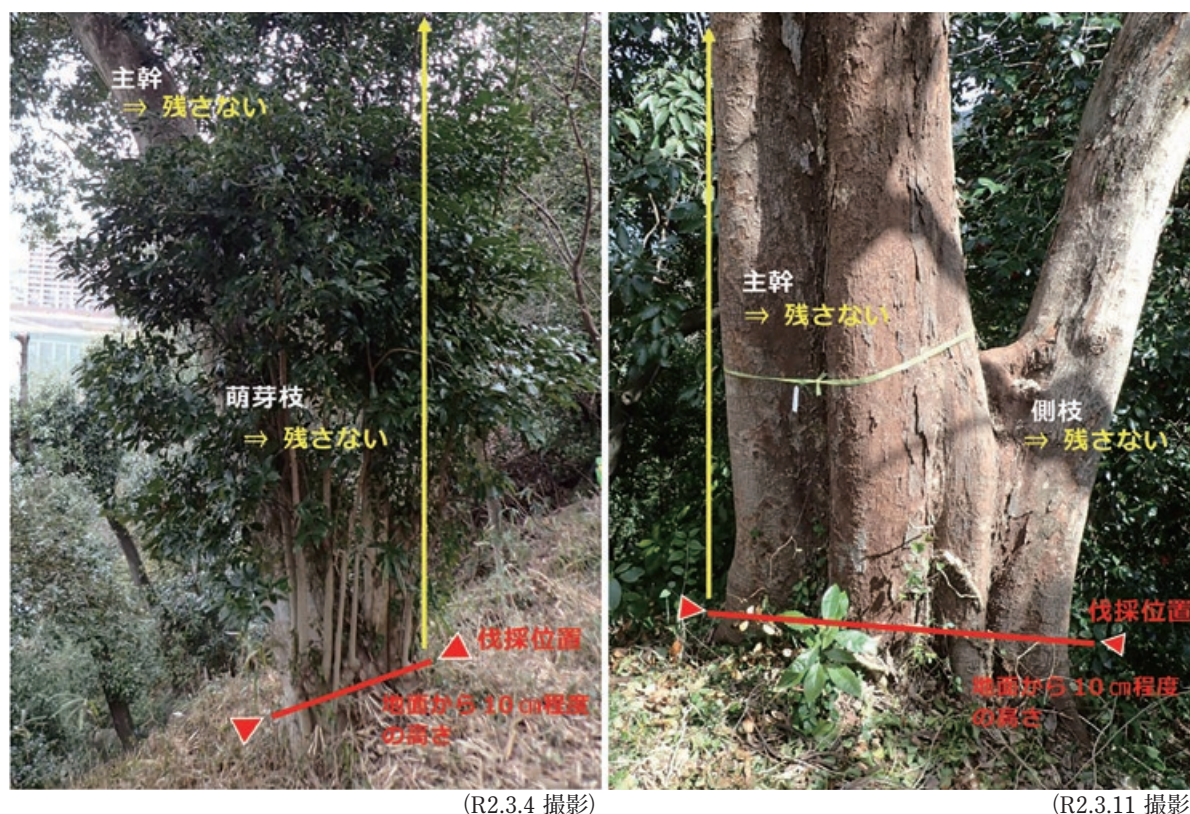


図4.56 伐採管理(完全伐採)の例(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

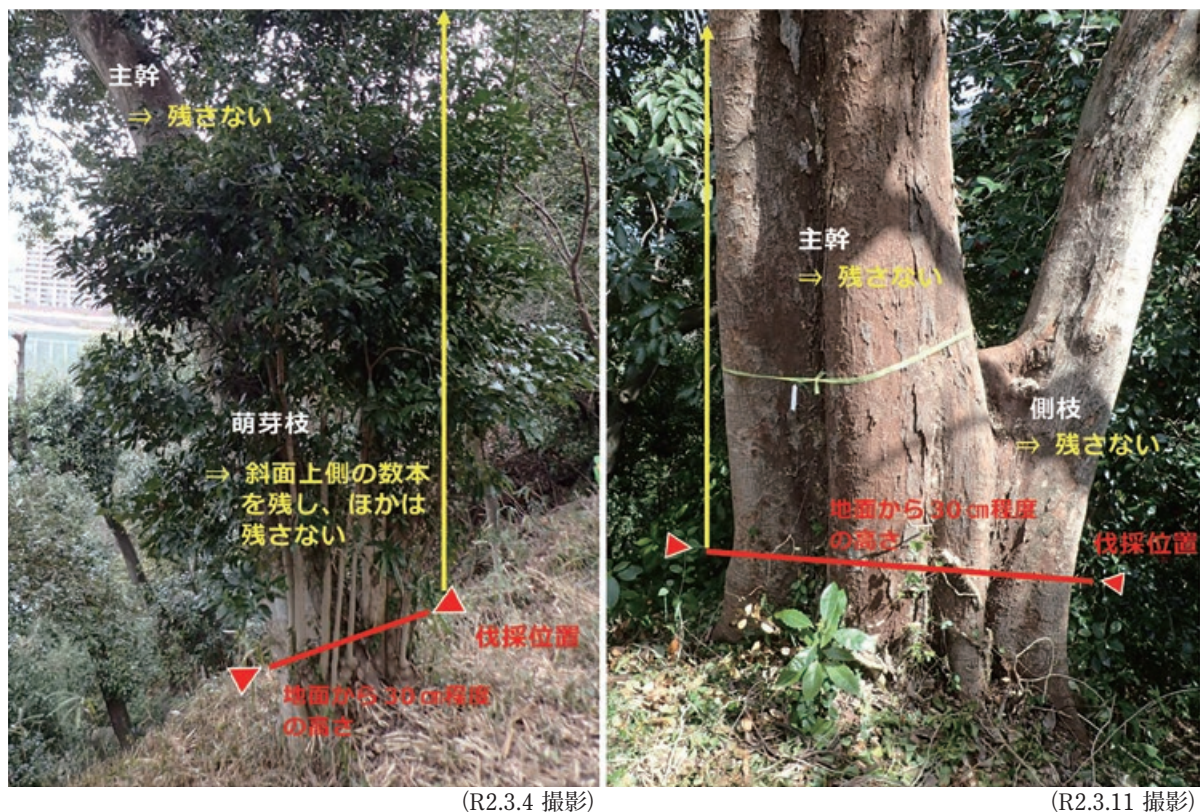


図 4.57 伐採管理(部分伐採)の例(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

(2) 日常管理

日常管理は、つる切り(つる植物の除去)、下刈り(藪化の要因となるササ類などの除去)、剪定(ぶらさがり枝などの除去)、病虫害防除(樹木の病虫害予防・対策)の5つの手法がある。いずれも樹木の生育状況を日常的に監視し、必要に応じて適宜実施する項目である。

ア つる切り

つる切りは、曲輪ゾーン、三光寺山ゾーン、城山外縁ゾーンで、樹木にからみつки、樹木の生育を阻害しているつる植物(フジ、テイカカズラ、ムベ、クズなど)を対象とする。除去する際は、切り残しからの再生を極力抑えるため、根元を伐採する。また、幹や枝に深くからみついている場合は、細断し取り除く必要がある。なお、作業時に、遷移後期種の樹木(稚樹、成木、伐採管理後の萌芽枝)、伐採後の地表面保護のために残置した樹高2.0m未満の遷移初期種の樹木は植生の更新に重要な役割を担うため、作業時の誤伐が発生しないよう、事前の準備(下刈り前に残置する樹木にマーキングする、など)が必要である。

樹幹に巻き付き、食い込むタイプのつる植物(フジなど)の場合、食い込み箇所より下部の幹の肥大成長が抑制され、風などで折れやすくなる。また、樹冠を覆うタイプのつる植物(クズなど)の場合、樹木の光合成阻害を引き起こし、樹勢の衰退を引き起こす要因となるため、管理を行う必要がある。

【適正時期】

つる切りは、つる植物の成長が旺盛な時期(6月から7月頃)の実施を原則とする。

イ 下刈り

下刈りは、主に三光寺山ゾーンや城山外縁ゾーンに繁茂する下草やササ類を対象とする。この際、遷移後期種の樹木(稚樹、成木、伐採管理後の萌芽枝)や伐採後の地表面保護のために残置した樹高2.0m未満の遷移初期種の樹木は植生の更新に重要な役割を担うため、作業時の誤伐が発生しないよう、事前の準備(下刈り前に残置する樹木にマーキングする等)が必要である。

城山外縁ゾーンや三光寺山ゾーンの一部に下草やササ類が繁茂した場所がある。新たに侵入した遷移後期種の樹木の初期成長は遅く、下草やササ類の高さを超えるまでに多くの時間が必要となる。このような場所では、樹木更新が阻害されることが知られている。また、ササ類が高密度に繁茂した場合、林内の種組成が単純化するため、生物多様性が低下することも知られている。このため、伐採管理による更新を図る上で、特に遷移後期種の萌芽枝や樹高1.5m未満の遷移後期種の樹木の成長を促すためには、下草やササ類を対象とした下刈りを継続的に実施し、林床管理を行う必要がある。

ウ 剪定

剪定は、主に曲輪ゾーンの樹木の健全な生育に影響を及ぼしている部位(枯れ枝、病虫害に侵されている枝、折れた場合に危険な枝、通風・採光・架線・来訪者に対して障害となる枝、あるいは腐朽の進行した側枝等)、あるいは来訪者への安全確保に影響を及ぼす恐れのある部位を対象とする。三光寺山ゾーンと城山外縁ゾーンでは、特に生育状況が著しく悪化していると判断した樹木を対象に実施する。

剪定は樹木の生長を促す効果があるものの、誤った位置で剪定した場合、切断面から腐朽菌が侵入し、枯死に至る可能性があるため、十分に注意する。

【適正時期】

剪定は、常緑広葉樹は5月から6月頃と9月から10月頃、落葉広葉樹は7月から8月頃と11月から3月頃、針葉樹は10月から11月頃の実施を原則とする。また、花木(花や実を観賞するための木)はそれぞれの開花期を考慮する。

ただし、来訪者への安全確保に影響を及ぼす恐れがある場合、病虫害被害の発生・拡大が認められた場合など、緊急性を要する場合は適宜実施する。

エ 病虫害防除

病虫害防除は、主に曲輪ゾーンの樹木を対象とする。三光寺山ゾーンと城山外縁ゾーンでは、著しい病虫害の症状があり、その影響が周辺樹木に拡散する可能性があるとして判断した樹木を対象に実施する。なお、病虫害により樹木が著しく損傷を受けたことで、遺構や来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れが確認された場合は、伐採管理(完全伐採)あるいは日常管理(剪定)の方法に準じ、対応する。

病虫害を確認した場合、物理的駆除(捕殺、剥ぎ取り)を基本とする。ただし、薬剤を用いた駆除が必要な場合は、健康や周辺環境への安全性を十分に検討し、必要に応じて専門家の助言・指導を受け、適期・適剤による駆除を行うこととする。

【適正時期】

病虫害防除は、病虫害の発生することの多い春季から秋季の実施を原則とする。

オ 補 植

補植は、曲輪ゾーン、三光寺山ゾーンの樹木(サクラやモミジなどの修景植栽木や記念植樹)を対象とする。これらの樹木の生育状況が悪化し、植え替えが必要となった場合は、遺構への影響を確認した上で適宜補植する。

【適正時期】

補植は、落葉広葉樹の場合は3月から4月、常緑広葉樹は4月から7月の実施を原則とする。

(3) 維持管理

維持管理は、曲輪ゾーン、三光寺山ゾーン、城山外縁ゾーンの樹木(群)を対象とする。樹木の現状の把握、伐採管理・日常管理の効果検証、それらを踏まえた樹木管理計画の見直しを図るため、必要に応じてモニタリング調査を行うこととする。

本計画で設定した管理対象木の基準は、平成27年度(2015)、令和元年度(2019)、令和2年度の樹木調査結果に基づいたものである。今後、樹木管理の実施、樹木の生育状況の変化、史跡犬山城跡の保全・活用の状況に応じて、管理対象となる樹木も変化することが想定される。このため、適切な時期に管理対象木の基準を改定する必要がある。なお、史跡犬山城跡を取り巻く諸条件に急激な変化が生じた場合は、適宜対応することとし、必要に応じて専門家の助言を踏まえた対応を行う。

【適正時期】

モニタリング調査は、既往調査と同時期の6月から7月の実施を原則とする。

表4.57 維持管理の方法

方 法	内 容
毎木調査	・伐採管理を行った範囲を対象に、史跡指定地内の成木(高さ2.0m以上)と稚樹(高さ1.5m～2.0m)の毎木調査を行う。 - 成木(高さ2.0m以上の樹木)：樹種、樹高、株立ち数、幹周、位置、その他(腐朽木、枯損木など) - 稚樹(高さ1.5m～2.0mの樹木)：樹種、位置※稚樹は成木の後継樹となる樹木 ・調査は「犬山城樹木調査(令和元年度、令和2年度)」の業務成果を活用する。
植生調査	・伐採管理を行った範囲に含まれる「犬山城樹木調査(令和2年度)」で設定した方形区(10方形区、Q1～Q10)を対象に、出現種、樹高、樹冠幅(長径、短径)を植生調査票に記録するとともに、植生断面模式図と樹冠投影図を作成する。 ・「犬山城樹木調査(令和2年度)」の成果を活用する。

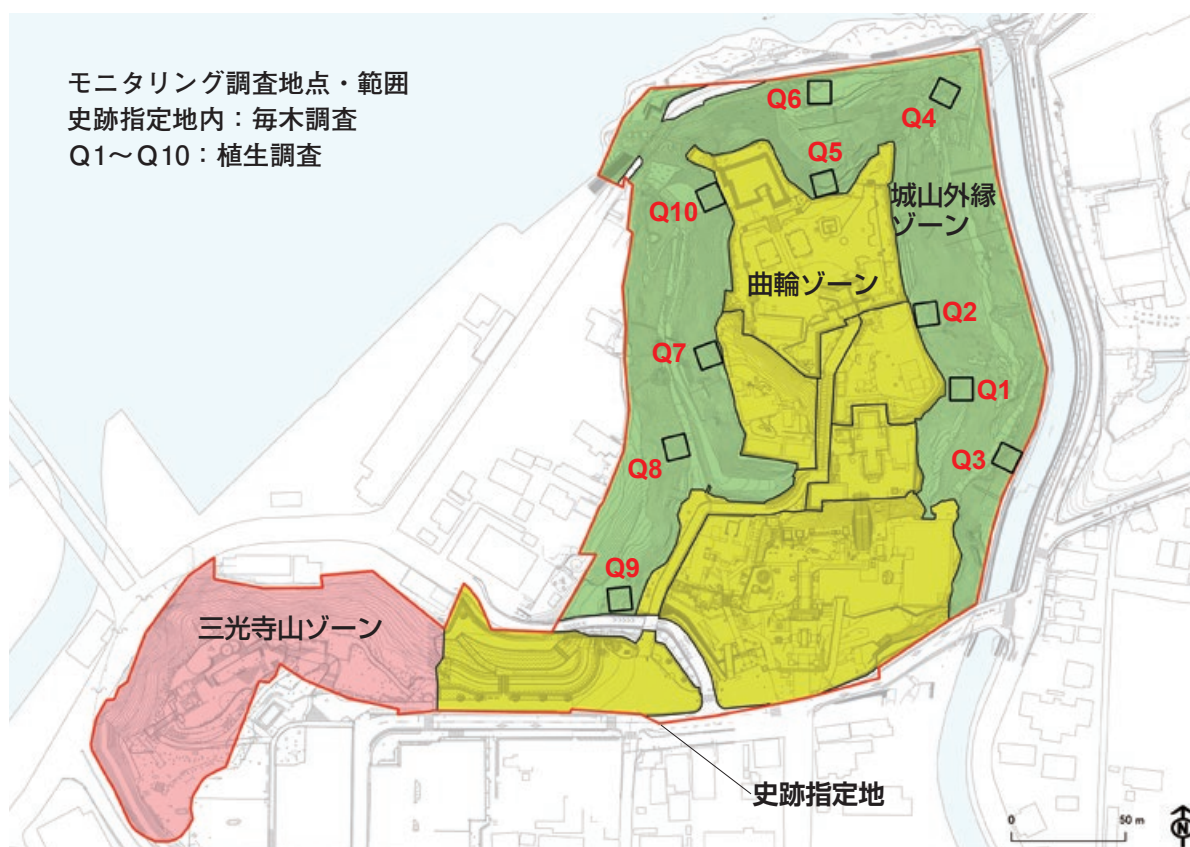


図4.58 毎木調査・植生調査位置図(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

5 施工の適正時期

各種管理の施工適正時期は以下のとおりである。

表4.58 管理方法ごとの施工適正時期(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

管理方法		時 期											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
伐採管理 (完全伐採・部分伐採)		■										■	■
日常管理	①つる切り						■	■					
	②下刈り						■	■		■	■	■	■
	③剪定	常緑広葉樹				■	■			■	■		
		落葉広葉樹		■	■	■		■	■			■	■
		針葉樹									■	■	■
	④病虫害防除				■	■	■	■	■	■	■	■	
維持管理 (モニタリング調査)	⑤補植	常緑広葉樹		■	■								
		落葉広葉樹			■	■	■	■					

6 ゾーン別管理計画

表 4.59 ゾーン別管理計画(「犬山城樹木調査(令和 2 年度)」を基に作成)

		曲輪ゾーン	三光寺山ゾーン	城山外縁ゾーン			
					東	北	西
管理対象樹木	①遺構	107本	－	81本	17本	52本	12本
	②眺望	47本	12本	369本	203本	48本	118本
	③来訪者	1本	4本	－	－	－	－
	④植生	4本	29本	56本	29本	5本	22本
	⑤景観	－	－	29本	－	22本	7本
	総計	159本	45本	535本	249本	127本	159本
管	①遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木等	・該当する樹木(107本)は萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・特に石垣の周囲に生育する樹木は遺構の損壊を避けるため、速やかに伐採する。 ・根は残置を原則とする。ただし、石垣に変状(はらみ出しなど)が認められ、伐根(根の除去)が必要と判断される場合は、石垣の専門家や樹木の専門家に意見を求め、遺構への影響を最小限にとどめた作業を行う。		・該当する樹木(81本)は萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」とする。 ・特に石垣の周囲に生育する樹木は遺構の損壊を避けるため、速やかに伐採する。 ・根は残置を原則とする。ただし、伐根(根の除去)が必要と判断される場合は、石垣の専門家や樹木の専門家に意見を求め、遺構への影響を最小限にとどめた作業を行う。			
	②眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木等	・該当する樹木(47本)は萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。	・該当する樹木(12本)は萌芽枝を残す「伐採管理(部分伐採)」を原則とする。 ・本基準に該当する遷移初期種の樹木、つる植物、外来種の樹木を確認した場合は、萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。	・該当する樹木(369本)は萌芽枝を残す「伐採管理(部分伐採)」を原則とする。 ・本基準に該当する遷移初期種の樹木、つる植物、外来種の樹木を確認した場合は、萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。			
理	③来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木等	・該当する樹木(1本)は、樹木の状況を確認し、該当部位の「日常管理(剪定)」もしくは根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。	・該当する樹木(4本)は、樹木の状況を確認し、該当部位の「日常管理(剪定)」もしくは萌芽枝を残す「伐採管理(部分伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。				
	④植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木等	・該当する樹木(4本)と遷移初期種の樹木(樹高2.0m以上)、つる植物は萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」とする。 ・根は残置を原則とする。	・該当する樹木(29本)は萌芽枝を残す「伐採管理(部分伐採)」を原則とする。 ・本基準に該当する遷移初期種の樹木、つる植物、外来種の樹木を確認した場合は、萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。	・該当する樹木(56本)は萌芽枝を残す「伐採管理(部分伐採)」を原則とする。 ・本基準に該当する遷移初期種の樹木、つる植物、外来種の樹木を確認した場合は、萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。			
内	⑤景観に影響を及ぼす恐れのある樹木等			・該当する樹木(29本)は萌芽枝を残す「伐採管理(部分伐採)」を原則とする。 ・本基準に該当する遷移初期種の樹木、つる植物、外来種の樹木を確認した場合は、萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。			
	⑥その他	・「日常管理」で、新たに①遺構②眺望③来訪者④植生⑤景観に該当する樹木を確認した場合は、「伐採管理(完全伐採)」もしくは該当部位を「剪定」する。 ・「日常管理(下刈り)」は、刈払い作業を基本とし、裸地化による表面侵食の誘発要因となるため、除草剤は使用しない。 ・「日常管理」による樹木健全度の確認により、病虫害による被害を予防する。被害を確認した場合は「病虫害防除」、修景植栽木等で植え替えが必要となった場合は、適宜「補植」する。 ・「伐採管理(完全伐採)」範囲は、必要に応じて「維持管理」による管理効果の確認を行う。	・「日常管理」で、新たに①遺構②眺望③来訪者④植生⑤景観に該当する樹木を確認した場合は、樹木の状況に応じて、「伐採管理(完全伐採・部分伐採)」もしくは該当部位を「剪定」する。 ・「日常管理(下刈り)」は、刈払い作業を基本とし、裸地化による表面侵食の誘発要因となるため、除草剤は使用しない。 ・「日常管理」による樹木健全度の確認により、病虫害による被害の拡大が懸念される場合は「病虫害防除」を行う。 ・「伐採管理(完全伐採・部分伐採)」範囲は、必要に応じて「維持管理」による管理効果を確認する。	・「日常管理」で、新たに①遺構②眺望③来訪者④植生⑤景観に該当する樹木を確認した場合は、樹木の状況に応じて、「伐採管理(完全伐採・部分伐採)」もしくは該当部位を「剪定」する。 ・「日常管理(下刈り)」は、刈払い作業を基本とし、裸地化による表面侵食の誘発要因となるため、除草剤は使用しない。 ・「日常管理」による樹木健全度の確認により、病虫害による被害の拡大が懸念される場合は「病虫害防除」を行う。 ・「伐採管理(完全伐採・部分伐採)」範囲は、必要に応じて「維持管理」による管理効果の確認を行う。			
管理範囲		曲輪ゾーン全域を対象とする。	三光寺山ゾーン全域を対象とする。	城山外縁ゾーン全域を対象とし、剪定工事の実績と管理対象木本数の多さから、原則として①東斜面、②北斜面、③西斜面の順に実施することとする。なお、林床の荒廃、遷移初期種の増加、表層土壌の流亡などの影響を軽減するため、全域を対象とした一斉管理は行わない。			

7 樹木管理前後の分布状況

樹木管理前後の樹木分布の状況変化を平面図と断面図(天守(廻縁)-防災公園)に整理した。

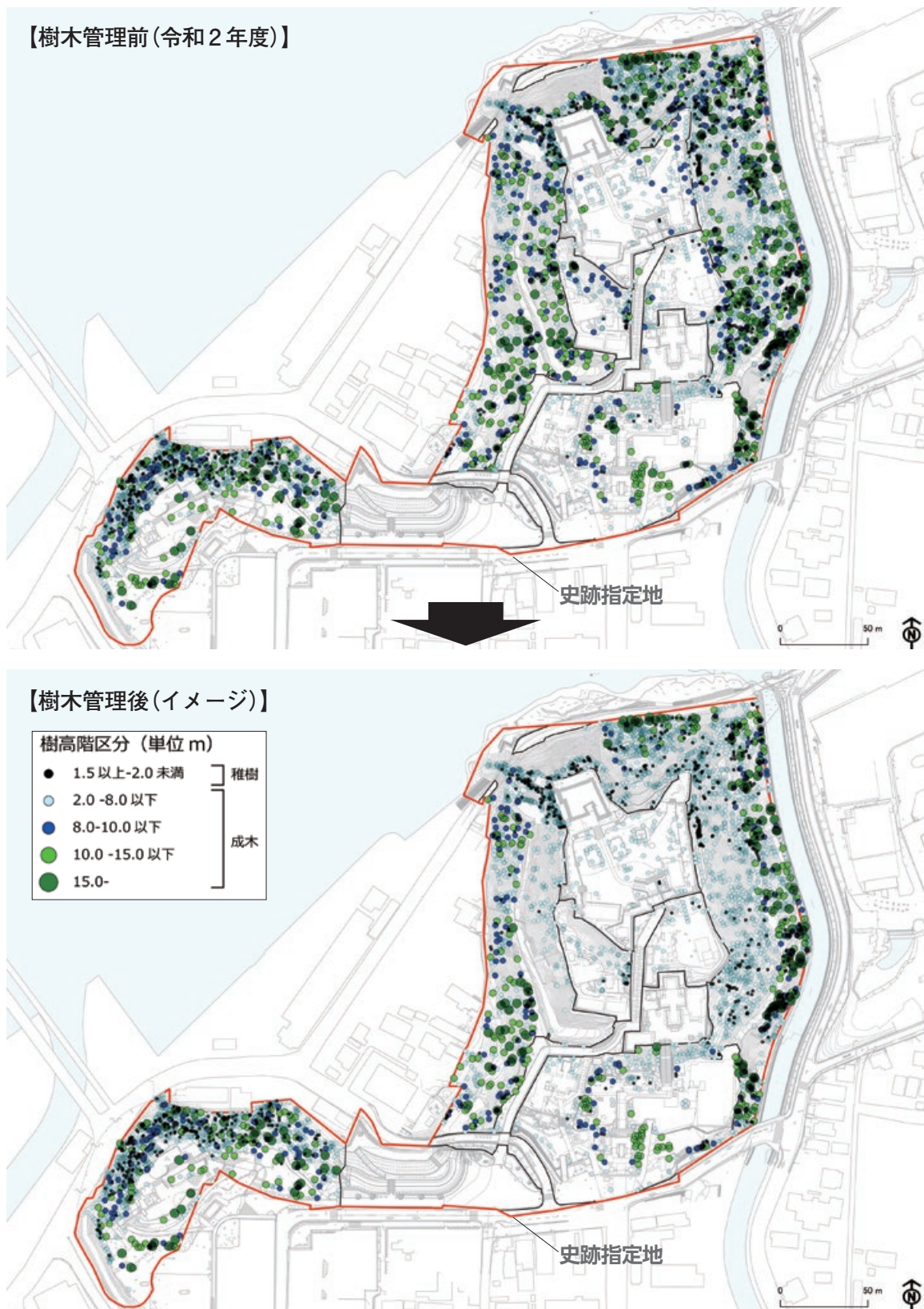
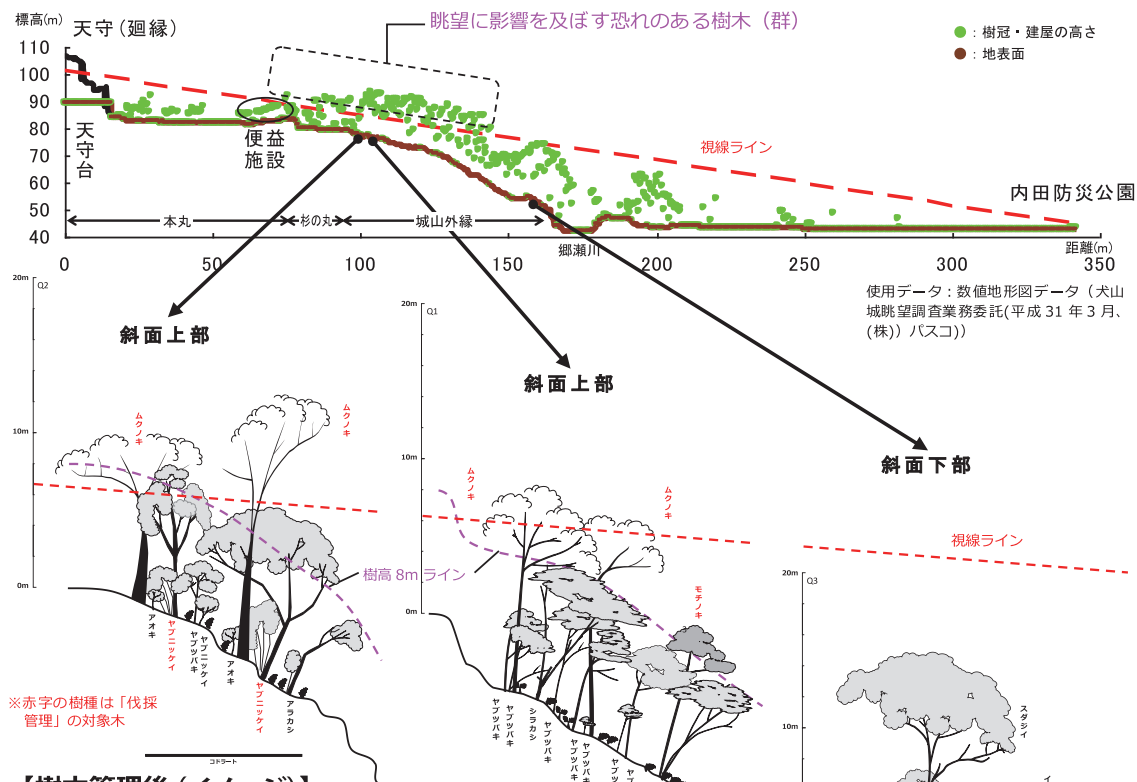
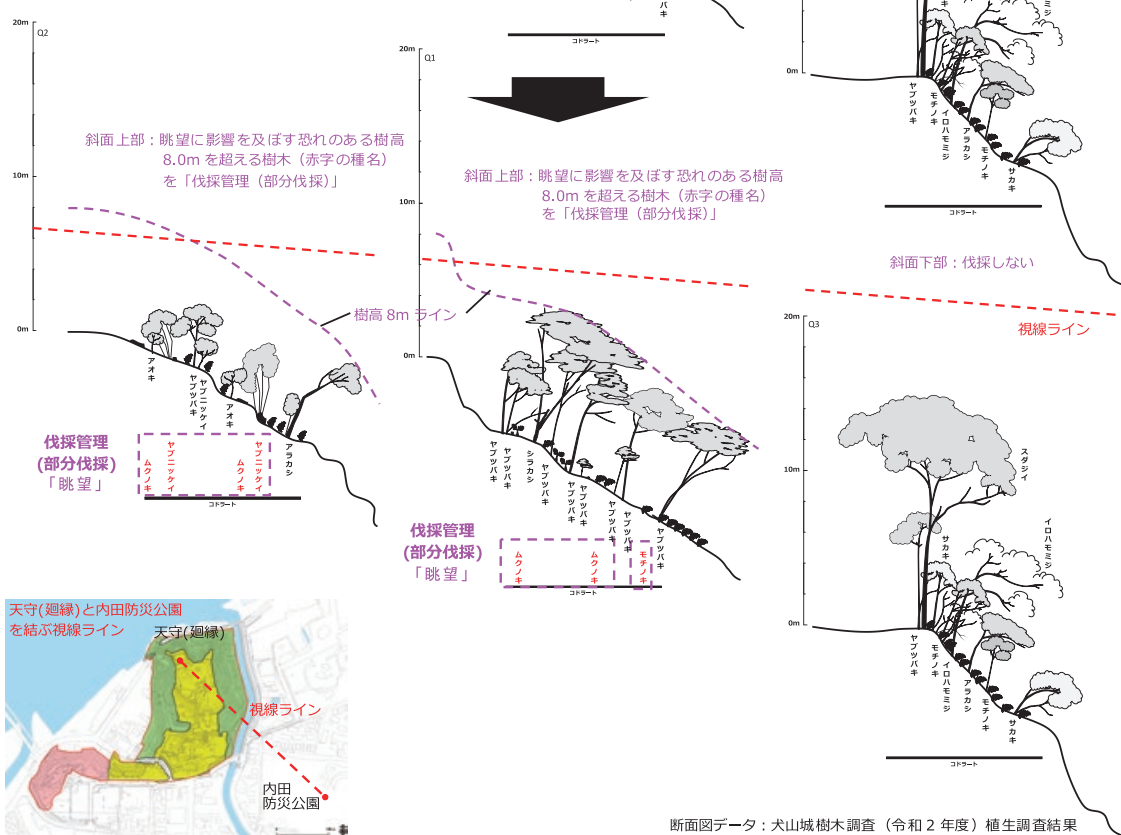


図4.59 樹木管理前後の樹木分布平面図

【樹木管理前（令和2年度）】



【樹木管理後（イメージ）】



断面図データ：犬山城樹木調査（令和2年度）植生調査結果

図4.60 樹木管理前後の樹木分布断面模式図(天守(廻縁)－内田防災公園の視線ライン)

第5節 現状変更等の取扱方針、取扱基準及び保護にかかる諸手続き

1 史跡の現状変更の法令上の基準

(1) 制度の概要

文化財保護法(以下、「法」という。)第125条の規定により、史跡内で「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき(以下、「現状変更等」という。)」は、原則として文化庁長官の許可を受けることが義務付けられている。

現状変更等は、原則として文化庁長官の許可が必要であるが、法第125条第1項ただし書きでは、現状変更についてはその行為が維持の措置、または非常災害のために必要な措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については史跡への影響が軽微である場合は、許可を要しない旨が示されている。また、法第184条第1項第2号の規定に基づき、現状変更等のうち軽微なものについては都道府県・市の教育委員会に権限が委譲され、その範囲が文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている。権限移譲された現状変更等の取扱基準は、文化財保護法施行令第5条4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(以下、「事務処理基準」という。)に定められている。

(2) 現状変更等を許可できない場合

事務処理基準により、以下の場合は現状変更等の許可ができないこととされている。

- ア 史跡の適切な保存活用のために策定された「保存活用計画(本計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
- イ 史跡の滅失、き損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
- ウ 史跡の価値を著しく減じるおそれがある場合

(3) 現状変更等の許可が不要な行為

法第125条ただし書きにより、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合には、現状変更等の許可が不要とされている。「維持の措置」の範囲については、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(以下、「規則」という。)第4条に次のように定められている。

- ア 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- イ 史跡、名勝または天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。
- ウ 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を撤去するとき。

ただし、き損が生じた場合には、法第118条及び第120条の規定により準用する法第33条の規定によるき損届、き損箇所の復旧を行う場合は法第127条による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

2 史跡の現状変更等の取扱方針

(1) 適用の範囲

現状変更等の取扱については、史跡指定地の範囲において適用する。

なお、天守については「第4章 第3節 天守の保存管理」に示す修理計画等の規定によるものとする。

(2) 現状変更等の取扱方針

史跡の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為についての制度の概要、法令上の基準は前述したとおりである。現状変更等に係る許可は、文化庁長官及び犬山市教育委員会が法令で定められた基準に基づき判断することとなる。本計画で示す保存管理、活用整備等の方針に基づき、史跡犬山城跡の現状変更等の取扱方針を下記のとおりとする。

- ア 史跡の本質的価値を構成する諸要素に影響を与える行為、大規模な地形の改変、史跡の景観に悪影響を及ぼす行為は原則として認めないものとする。
- イ 各地区において諸要素の分布やその保存状況が異なることから、地区毎の現状変更等の取扱基準を定めるものとする。
- ウ 史跡の保存管理・活用・整備・景観保全等のため必要なもの、宗教活動上必要なもの及び所有者が管理上必要とするもの等については、遺構等に影響を及ぼさないことを前提として、必要に応じて遺構面の保護や残存状況を確認するための試掘・発掘調査や犬山市教育委員会職員による工事立会等を条件に付して認めるものとする。
- エ 現状変更等を行う場合は、周囲の景観や来訪者への影響に配慮するものとする。

3 史跡犬山城跡における現状変更等の取扱基準

(1) 現状変更等の許可を要する行為

ア 文化庁が許可等を行う行為

(ア) 発掘調査等学術目的で実施する調査

遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査やボーリング調査等の史跡指定地内での地形の改変を伴う調査行為については、調査目的を明確にした上で、必要最小限の範囲で行う場合は認めるものとする。

(イ) 史跡の修理、復元整備

発掘調査や文献調査等により、史実に基づく保存修理、復元整備等を行う際は、その内容及び方法等について学識経験者等で構成する委員会で十分検討した上で行う場合について認めるものとする。

(ウ) 造成(土地の掘削、盛土、切土)、地形の改変

遺構の保存、復元整備等の史跡整備を目的とした地形の変更を除き、盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は原則認めないものとする。

(エ) 建築物の新築、改築、移転、除却

史跡の保存管理、活用・整備、防災等公益上の目的のため必要であり、史跡及び景観に与える影響が最小限であるものについて認めるものとする。

ただし、所有者が管理上必要とする施設及び神社所有地における宗教活動に関わる諸施

設の新築、増築、改築、移転については、遺構の保存が確実に図られており、景観に影響がないもしくは軽減措置が施してある場合において、認めることもある。

除却については、遺構の保存に影響のないよう図った場合には、認めるものとする。

(オ) 工作物等の新設、増設、改修、移設または除却

上記(イ)の場合を除き、工作物等の新設、増設、改修または史跡指定地内への移設は原則認めない。ただし、公共・公益上、史跡の維持管理上必要な工作物・土木構造物等の改修、所有者が管理上必要とする施設及び神社所有地における宗教活動に関わる工作物等の設置にあたっては、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。

特に新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断する。

除却については、遺構の保存に影響のないよう図った場合には、認めるものとする。

(カ) 地下埋設物の設置、改修

公共・公益上必要な地下埋設物の設置は、地下遺構に影響のない場合は認める。

(キ) 木竹の植栽、伐採、伐根

石垣や建物跡等の重要な遺構周辺の新たな植樹は、法面保護のための地被類や低木を除いて、遺構の保護上原則として認めないものとする。

ただし、宗教活動や公園等の修景として行う植栽は、遺構の保存が確実に図られている場合で、地下遺構の保存に影響のない場合、かつ史跡としての景観に配慮した場合は認めるものとする。

植生が過密で遺構や地形に影響を及ぼす場合の間伐、本来の植生に影響を及ぼす外来種等の伐採は認めるものとする。

伐根については、地下遺構への影響を考慮し、原則として遺構面より上の範囲のみ許可するものとする。

(ク) その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為とは、地下遺構のある土地での重量物の積載や振動を与える行為、地下遺構の露出等により保存環境を変える行為等が相当する。これらの行為は案件毎に個別に判断するものとする。

イ 犬山市教育委員会が許可等を行う行為

(ア) 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積が120㎡以下のものをいう。)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、又は改築

※以下の場合、許可の範囲に含まれない。

- 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
- 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

※新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

※新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をし、除却と併せて許可を得るものとする。

- (イ) 工作物(建築物を除く。以下この(イ)において同じ。)の設置若しくは改修(改修にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
※工作物には以下のものを含む。

- ・小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ・既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ・小規模な観測・測定機器
- ・木道

※「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

※「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

※道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

※工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

- (ウ) 法第115条第1項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史跡の管理に必要な施設の設置、又は改修

※「史跡の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

※設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。

※標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

- (エ) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

※「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

※「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

※設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。

- (オ) 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る)

※除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。

※除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

- (カ) 危険防止のため必要な木竹の伐採

※「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

※「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危

険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
※木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書きの維持の措置である場合は、許可を要しない。

(キ) 史跡の保存のため必要な試験材料の採取

※「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
※学術研究のために行われるものなど、史跡の保存を目的としない試験材料の採取については、許可の範囲に含まれない。

(2) 現状変更等の許可が不要な行為(具体的事例など)

ア 維持の措置

規則第4条で定められた維持の措置の範囲は以下のとおりであり、具体的な事例を併せて示す。

(ア) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

※極めて小規模な場合のみとする。

(イ) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

- ・石垣・土塁等の崩落やそのおそれがある際に土嚢等により周囲を押さえ、き損の拡大を防止する行為 等

(ウ) 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

※人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要性のある場合を除き、き損等箇所の復旧を可能な限り図ることが必要であるため、本規定は原則として適用しない。

イ 非常災害のために必要な応急措置

具体的な事例を以下のとおり示す。

- ・地震、台風、火災等の非常災害の際の石垣、建造物の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置
- ・立ち入り禁止柵等安全確保のため必要な工作物の設置
- ・被災した市民・来訪者の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等

ウ 日常的な維持管理の行為(保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合)

「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」とは、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない維持管理行為とし、具体的な事例を併せて示す。

(ア) 石垣・堀・土塁等の維持管理行為

- ・石垣面の清掃(石垣間及び表面に繁茂した草本類の除去、枯損木・倒木・落枝処理、支障木剪定)
- ・堀、水路を維持する日常管理(芥さらい、水路などの清掃、小規模な浚渫など土砂堆積物の除去等)

- 土塁法面の清掃、植栽の日常的な手入れ(枯損木・倒木の処理、支障枝剪定、草刈等)
- (イ) 道路・橋梁の維持管理行為
 - 道路、橋梁の日常的な管理、簡易な補修(路面の小規模な応急補修、高欄破損の応急措置、街灯などの清掃・保守点検、ガードレール、柵などの塗り替え(同系色の塗装)や破損・劣化による応急措置及び部分的な取替えなど)
- (ウ) 公園・宗教施設等としての維持管理行為
 - 植栽の日常的な手入れ(枯損木・倒木の処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除、草刈など)
 - 電灯などの清掃・保守点検、路面の清掃及び簡易な補修、柵などの補修(小規模な塗り替え(同系色の塗装))
- (エ) 建築物、工作物の維持管理行為
 - 建築物、工作物等の日常的な清掃・保守点検及び簡易な修繕
 - 電線、ケーブル等の張替え、取替え
- (オ) その他の日常的な維持管理行為
 - 土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板の設置等

4 各地区の現状変更等の取扱基準

表 4.60 各地区の現状変更の取扱基準

許可区分		処 理 基 準	具 体 例	地 区							名			
				本丸地区	杉の丸地区	椈の丸地区	桐の丸地区	松の丸地区	西御殿跡地区	三光寺山地区	大手道地区	道路地区	城山外縁地区	
(1) 現状変更等の許可を要するもの	ア 文化庁による許可	(ア)発掘調査等学術調査のために必要な行為	発掘調査やボーリング調査	遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査やボーリング調査等の史跡指定地内での地形の改変を伴う調査行為については、調査目的を明確にした上で、必要最小限の範囲で行う場合は認めるものとする										
		(イ)史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為	防災施設や保存管理施設等の設置や改修・移設、歴史的建造物の復元	発掘調査や文献調査等により、史実に基づく保存修理、復元整備等を行う際は、その内容及び方法等について学識経験者等で構成する委員会で十分検討した上で行う場合について認めるものとする										
		(ウ)造成(土地の掘削、盛土、切土)や水面埋立など地形の改変	土手の削剥や水面の埋立、掘削を伴う土壌改良等	遺構の保存、復元整備等の史跡整備を目的とした地形の変更を除き、盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は原則認めないものとする										
		(エ)建築物・構造物の新築、増築、改築、移転、除却	上記(イ)の場合を除いた、建築物・構造物	原則認めない(除却については、地下遺構に影響しないものは認める)	原則認めないが、公益上必要なものは内容で可否を判断する	原則認めないが、公益上、所有者の管理上必要なものは内容で可否を判断する	原則認めないが、公益上、宗教活動上必要なものは内容で可否を判断する	原則認めないが、公益上、宗教活動上必要なものは内容で可否を判断する	原則認めないが、公益上必要なものは内容で可否を判断する	原則認めないが、公益上必要なものは内容で可否を判断する	原則認めない			
		(オ)工作物等の新設、増設、改修、移設、除却(地下遺構に影響のあるもの)	上記(イ)の場合を除いた、工作物、記念碑等								原則認めないが、公益上必要なものは内容で可否を判断する			
		(カ)地下埋設物の設置、改修	公共・公益上必要なもの	公共・公益上必要な地下埋設物の設置は、地下遺構に影響のない場合は認める										
		(キ)木竹の植栽・伐採・伐根	新たな植栽、伐採、伐根、伐根を伴う移植等	石垣や建物跡等の重要な遺構周辺の新たな植樹は、法面保護のための地被類や低木を除いて、遺構の保護上原則として認めないものとする 宗教活動や公園等の修景として行う植栽は、遺構の保存が確実に図られている場合で、地下遺構の保存に影響のない場合、かつ史跡としての景観に配慮した場合は認めるものとする 植生が過密で遺構や地形に影響を及ぼす場合の間伐、本来の植生に影響を及ぼす外来種等の伐採は認めるものとする 伐根については、地下遺構への影響を考慮し、原則として遺構面より上の範囲のみ許可するものとする										
	(ク)その他史跡の保存に影響を及ぼす行為	重量物の積載や振動を与える行為、地下遺構の露出等	案件ごとに事前に犬山市教育委員会と協議した上で、可否を判断する											
	イ 犬山市教育委員会による許可	(ア)2年以内の期間限定の小規模建築物の新築・改築・増築	小規模なプレハブ・ユニットハウス・仮設トイレ等	必要に応じて認める										
		(イ)工作物等の新設、増設、改修、移設(地下遺構に影響をあたえないもの)	仮設舞台・テント・柵・車止め・水質浄化装置・ベンチ・ゴミ箱・小規模な観測・測定機器、既設道路に付随する道路標識、道路の舗装等	公益上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上、所有者の管理上必要なもの以外は認めない	公益上、宗教活動上必要なもの以外は認めない	公益上、宗教活動上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない
		(ウ)史跡の管理に必要な施設の設置、改修	標識、説明板、境界標、囲い等	地下遺構に影響がなく、史跡の景観に配慮したもののみ認める										
		(エ)電柱、電線、ガス管、水道管等の設置、改修	左記に類する工作物(側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝など)を含む	地下遺構に影響がなく、公益上、所有者の管理上及び宗教活動上必要なもの以外は認めない										
		(オ)建築物等の除却	小規模建築物、工作物等の除却	地下遺構に影響のない範囲で行うものは必要に応じて認める										
		(カ)危険防止のため必要な木竹の伐採	人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における最小限度の伐採	必要に応じて認める										
		(キ)史跡の保存のため必要な試験材料の採取	土囊、植物、鉱物等のサンプル採取	必要に応じて認める										
(2) 許可を要しないもの	ア 維持の措置	(ア)現状復旧 (イ)き損、衰亡の拡大防止のための応急措置 (ウ)き損、衰亡、復旧不可能による除去												
	イ 非常災害のために必要な応急措置	非常災害時の石垣、建造物等の応急措置等被災した来訪者のテント・プレハブ等												
	ウ 日常的な維持管理の行為	石垣や堀・水路の清掃、小規模な浚渫、道路や橋梁の簡易な補修、枯損木の伐採、植生・樹木の剪定												

5 保護にかかる諸手続き

(1) 史跡の保護にかかる諸手続き

史跡犬山城跡の保存及び活用にあたり、法等に規定される主な手続きについて示す。手続きに要する書類(許可申請書、届出等)は愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室を通して文化庁へ提出する。書類提出の要否が明快でない場合には、その都度、愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室を通じて文化庁に確認する。

ア 滅失、き損等の届出

史跡の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に「き損届」を提出する。(法第118条※第33条第1項を準用)

【滅失、き損等の届出書面に記載すべき事項】

1. 指定区分及び名称
2. 指定年月日
3. 史跡の所在地
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
7. 滅失、き損、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
8. 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
9. 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
10. き損の場合は、き損の結果当該史跡がその保存上受ける影響
11. 滅失、き損等の事実を知った日
12. 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
＜添付書類＞
- ・ 滅失、き損等の状態を示す写真及び図面

イ 復旧の届出

史跡を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

ただし、法第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない(法第127条第1項)。

復旧の届出は、以下の事項を記載した書面をもって行うものとし、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告する(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則第1条及び第3条)。

【復旧の届出書面に記載すべき事項】

1. 指定区分及び名称
2. 指定年月日
3. 史跡の所在地
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

7. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 8. 復旧を必要とする理由
 9. 復旧の内容及び方法
 10. 復旧の着手及び終了の予定時期
 11. 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 12. その他参考となるべき事項
- <添付書類>
- ・設計仕様書
 - ・復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
 - ・復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

ウ 現状変更許可申請

史跡の現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受ける(当該許可を市の教育委員会が行う場合には市の教育委員会)。(法第125条第1項)

文化庁長官は、現状変更を許可するにあたり、文化審議会に諮問することとされているため、手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める。

【現状変更許可申請に記載すべき事項】

1. 指定区分及び名称
 2. 指定年月日
 3. 史跡の所在地
 4. 所有者の氏名又は名称及び住所
 5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 7. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 9. 史跡の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
 10. 現状変更等の内容及び実施の方法
 11. 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡に及ぼす影響に関する事項
 12. 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 13. 現状変更等に係る地域の地番
 14. 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 15. 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴(発掘調査を目的とする場合のみ)
 16. 出土品の処置に関する希望(発掘調査を目的とする場合のみ)
 17. その他参考となるべき事項
- <添付書類>
- ・現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - ・現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図(現状変更等の箇所を表示)
 - ・現状変更等に係る地域の写真(現状変更等の箇所を表示)

- ・現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- ・許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- ・許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- ・管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- ・管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- ・発掘調査を目的とする場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

ただし、以下のいずれかに該当する場合は現状変更の許可を要さないこととする(規則第4条)。

ただし、文化庁に対してき損届の提出が必要となる。

- ・史跡がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- ・史跡がき損している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ・史跡の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

エ 保存に影響を及ぼす行為の許可申請

史跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける。(法第125条第1項)

現状変更許可申請と同じく、手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める。ただし、以下の場合には保存に影響を及ぼす行為の許可を要さないこととする。

- ・保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微である場合

(2) 天守の保護に係る諸手続き

天守の保存及び活用にあたり、法等に規定される主な手続きについて示す。手続きに要する書類(許可申請書、届出等)は愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室を通して文化庁へ提出する。書類提出の要否が明快でない場合には、その都度、愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室を通じて文化庁に確認する。

ア き損届

天守の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に「き損届」を提出する。(法第33条第1項)

【き損届に記載すべき事項】

1. 文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 文化財の指定書記載の所在地

4. 所有者の名称及び住所
 5. き損の事実の生じた日時及び場所
 6. き損の事実の生じた当時における管理の状況
 7. き損の原因並びにき損の箇所及び程度
 8. き損の事実を知った日
 9. き損の事実を知った後に執られた措置、その他参考になるべき事項
- ＜添付書類＞
- 写真又は見取図その他き損の状態を示す書類等

イ 修理届

天守を修理しようとするときは、修理に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官に「修理届」を提出する。(法第43条の2)

修理届に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なく文化庁長官に報告する。(国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第3条)

【修理届に記載すべき事項】

1. 文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 文化財の指定書記載の所在地
4. 所有者の名称及び住所
5. 修理を必要とする理由
6. 修理の内容及び方法
7. 修理の着手及び終了の予定時期
8. 修理施工者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地
9. その他参考になるべき事項

＜添付書類＞

- 設計仕様書
- 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

ただし、以下の場合には修理届を必要としないものとする：

- 文化庁から補助金の交付を受けて行う修理
- 文化庁長官の命令または勧告を受けて行う修理
- 文化庁長官の現状変更の許可を受けて行う修理

また、「軽微な修繕」に該当する行為(「第4章 第3節2(2)イ 維持管理」を参照)はき損届及び修理届の提出を必要としない。

ウ 現状変更許可申請

天守の現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受ける。(法第43条第1項)

文化庁長官は、現状変更を許可するにあたり、文化審議会に諮問することとされているため、手続きの時期については事前に文化庁を確認し、遅滞なく準備を進める。

【現状変更許可申請に記載すべき事項】

1. 重要文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号

3. 重要文化財の指定書記載の所在地
 4. 所有者の名称及び住所
 5. 現状変更許可申請者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地
 6. 現状変更を必要とする理由
 7. 現状変更の内容及び実施の方法
 8. 現状変更の着手及び終了の予定時期
 9. 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地
 10. その他参考になるべき事項
- ＜添付書類＞
- ・現状変更の設計仕様書及び設計図
 - ・現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
 - ・現状変更を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- ※保存に影響を及ぼす行為の許可申請の場合には、上記の「現状変更」を「保存に影響を及ぼす行為」に置き換える。

ただし、以下の場合には現状変更の許可を要さないこととする。

- ・国宝指定時の状況に復するための修理で、同種、同材、同仕様による維持の措置。ただし、必要に応じて前述の修理届を提出する。
- ・非常災害のために必要な応急処置を執る場合。ただし、処置後に速やかにき損届を提出する。
- ・予想される災害に対する応急的な予防処置等。ただし、処置後には、文化庁に事務連絡を行う。

エ 保存に影響を及ぼす行為の許可申請

天守の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける。(法第43条第1項)

現状変更許可申請と同じく、手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める。ただし、以下の場合には保存に影響を及ぼす行為の許可を要さないこととする。

- ・保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微である場合(十分な養生をした上での設備の保守点検や天守の部材を貫通しない設備の更新等)

(3) 現状変更等の手続きの流れ

ア 史跡の現状変更等の手続きの流れ

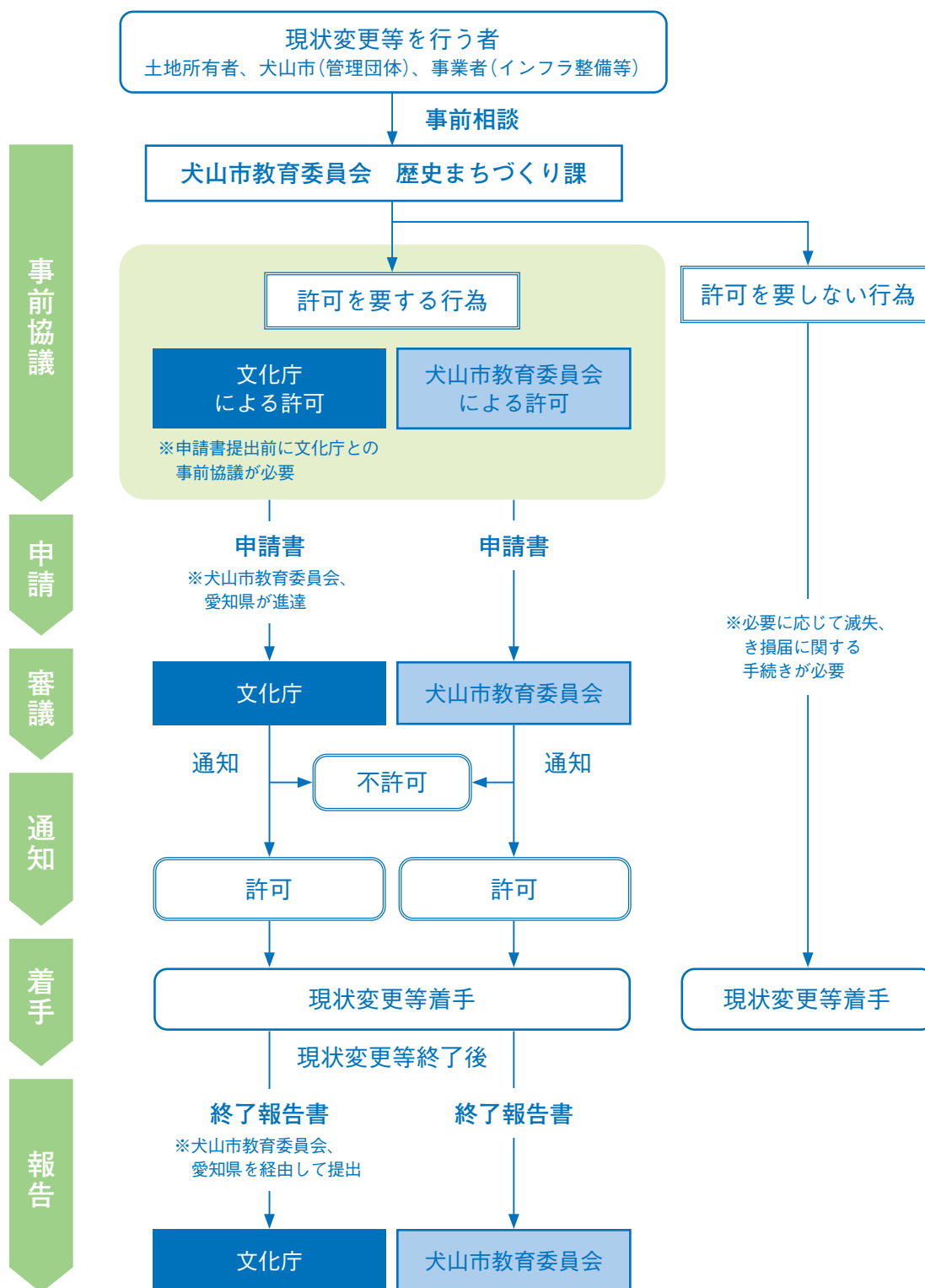


図4.61 史跡の現状変更等の申請手続きフロー図

イ 天守の現状変更等の手続きの流れ

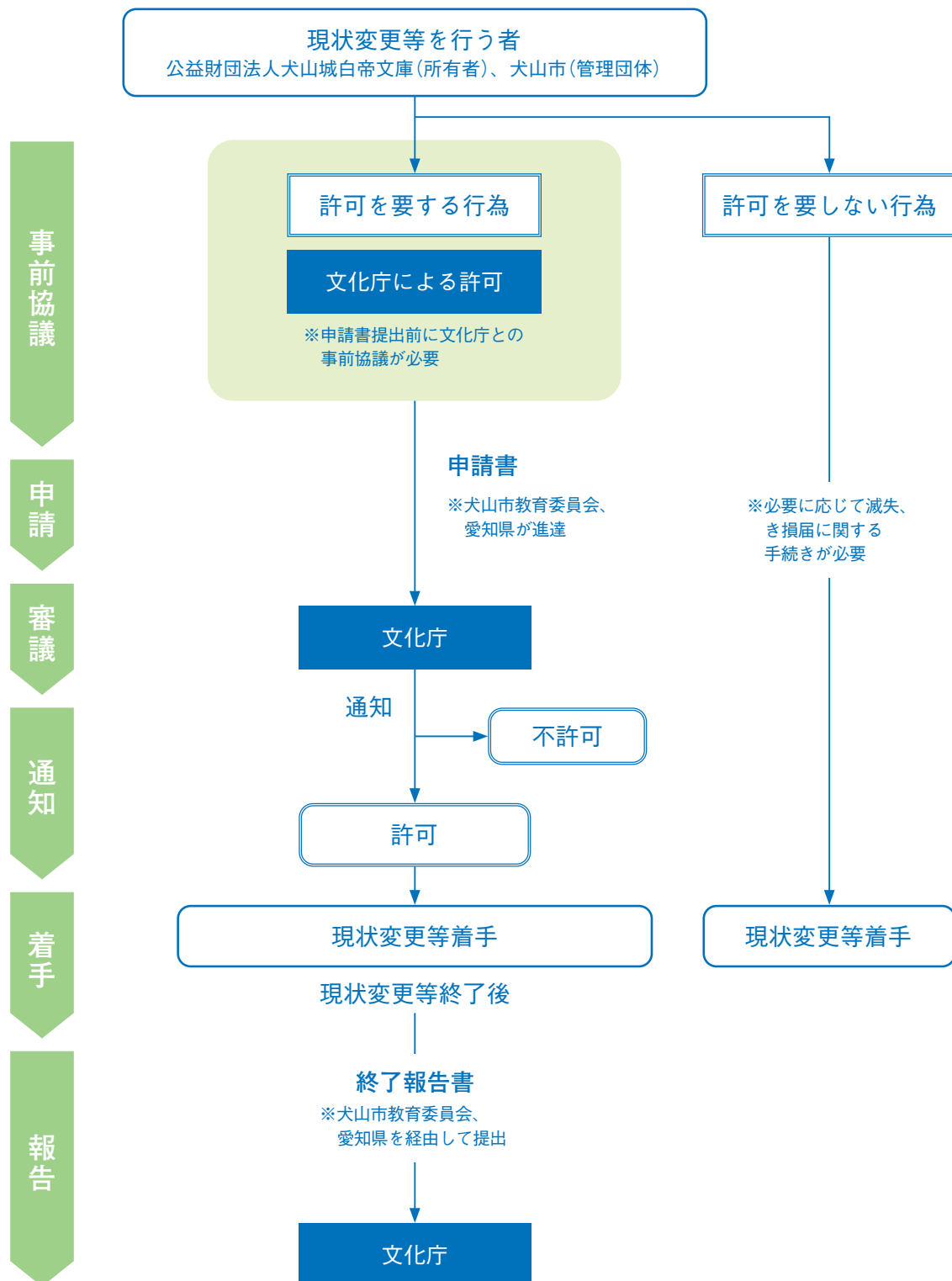


図4.62 天守の現状変更等の申請手続きフロー図

第6節 史跡の周辺環境を構成する諸要素の保存管理

1 史跡の周辺環境を構成する諸要素の現状・課題

表 4.61 史跡の周辺環境を構成する諸要素の現状・課題

	名 称	保存管理の現状・課題
史跡の周辺環境を構成する諸要素	追加指定の可能性が あるもの ※この要素については、 将来的に追加指定に なった場合に「本質的 価値を構成する諸要 素」に組み込まれる	【大手門枅形跡(堀跡、土塁跡)】 ・犬山市福祉会館跡地及び大手門まちづくり拠点施設が所在している ・一部発掘調査が行われ、堀跡、土塁の基礎部分と推定される盛土が確認されているが、大手門枅形跡全体の遺構残存状況が明確ではない
	縄張りや城郭を構成 する要素で、地下に 埋蔵されている遺 構・遺物	【馬出しの遺構、堀跡(旧名鉄犬山ホテル内)】 ・堀底部の検出には至っていないが、堀埋土は水分を多く含み、絵図から水堀であったことが推測されている ・現在も地下に残存している可能性がある 【内田門跡、清水門跡、埋門跡(西側及び北側)、西谷門跡、丑寅櫓跡】 ・丑寅櫓跡は櫓台が一部残り、古写真(巻末資料参照)も残っているが、その他は遺構が残存しているかどうか不明 ・丑寅櫓跡の樹木が巨木化して、石垣に影響している 【城下の大手道(本町通り)】 【総構を構成する石垣、堀跡】 ・総構を構成する堀等の痕跡が残存している箇所がある 【三光寺遺跡】 ・三光寺御殿が所在した場所とされ、平成7年度の発掘調査で江戸時代の石組溝、堀状の大型遺構が確認されている
	宗教施設	【犬山神社】 ・享保2年(1717)、成瀬正幸が犬山城内から相生山(現在の日本モンキーパーク付近)に移転し、相生の宮(相生社)として創建され、明治16年(1883)現在地に遷座し、犬山神社に改称した ・成瀬正成以降の歴代犬山城主を祀っている
	犬山城と一体的に保 存・活用を図るべき 諸要素	【城下町の町割り】 ・城下町は13町内から成り、城を頂点に南に長方形に伸びる形になっている。中心に町人町を備え、周りを取り囲むように侍町、防衛上の要所には寺院が配置されていた ・城下町の周囲には堀や土塁が巡らされ、城と城下町が一体となった総構えが築かれていた ・城下町の形が完成したのは成瀬氏入城以後であり、近世に形成された町割りが現在も良好に残っている
		【木曽川】 ・文化財保護法により「名勝」に指定されており、史跡指定地の大半が含まれている ・犬山城は、北側の防御を固めるため木曽川沿いの小高い山の上に天守を築いたとされ、木曽川による交易、政治、要衝として重要な拠点であった
	犬山城から移築され た櫓・門等	【森家土蔵(伝宗門櫓)、瑞泉寺山門(伝内田門)、浄蓮寺山門(伝松之丸表門)、常満寺山門(伝松之丸裏門)、専修院山門(伝矢来門)、徳林寺山門(伝黒門)、運善寺山門(不明)】
	史跡犬山城跡の保存・活 用のための施設	【キャスルパーキング】 ・かつて三光寺御殿が存在していた場所であり、現在は来訪者のための駐車場として整備されている
	現在の城郭形態が整う以 前の遺構	【丸ノ内遺跡・丸ノ内鍛冶遺跡(現犬山市文化史料館)で確認された鎌倉時代以前の遺構】

2 史跡の周辺環境を構成する諸要素の保存管理方法

(1) 犬山城の価値に関連する諸要素

ア 追加指定の可能性があるもの

- かつて大手門枳形が存在していた箇所であり、さらなる遺構が確認される可能性があるため、発掘調査等を実施し、新たな歴史的事実の解明を図る。
- 文化庁や関係機関等との協議を進め、追加指定に向けて取り組む。

イ 縄張りや城郭を構成する要素で、地下に埋蔵されている遺構・遺物

- 発掘調査や史資料調査等を実施し、新たな歴史的事実の解明を図る。
- 現状維持を原則として、遺構等を保護し、現在所在している建築物等の更新時期に併せて発掘調査等を実施する。

ウ 宗教施設

- 現状維持を原則とするが、施設の更新時期に合わせて発掘調査等を実施し、新たな歴史的事実の解明を図る。

エ 犬山城と一体的に保存・活用を図るべき諸要素

(ア) 城下町の町割り

- 現状維持を原則として、犬山城の歴史的経緯を後世に伝える諸要素として、史跡犬山城跡と一体的な保存を図る。
- 定められた基準に準じて、歴史的建造物等の保存管理を行う。

(イ) 木曾川

- 「名勝木曾川管理計画に伴う現状変更申請取扱基準」を遵守した保存管理を行い、犬山城との一体的な歴史的景観の形成を図る。

オ 犬山城から移築された門・櫓

- 所有者との連携を図り、保存管理水準の統一化を図る。

(2) 史跡犬山城跡の保存・活用のための施設

- 日常的な点検・維持管理を行い、劣化状況等を把握する。
- キャッスルパーキングは、かつて三光寺御殿が存在した場所であるため、必要に応じて発掘調査や史資料調査を実施し、新たな歴史的事実の解明を図る。

(3) 現在の城郭形態が整う以前の遺構

- 現状維持を原則とするが、現地の状況に応じた保存管理を行う。

第7節 追加指定と公有化

1 追加指定の考え方

追加指定候補地となっているのは、現在大手門まちづくり拠点施設が所在する敷地及び犬山市福祉会館跡地で、かつて大手門の枡形が存在していたとされる付近である。

大手門まちづくり拠点施設が所在する敷地内では、大手門から東に延びる堀の範囲等を確認するために行われた平成23年(2011)の発掘調査により、堀1条と集石遺構1基が確認されている。

犬山市福祉会館跡地では、昭和45年(1970)の犬山市福祉会館建設の際に石垣が検出されている。この石垣は、大手門の枡形に構築されていたものと推定されている。平成23年には、大手門枡形跡の残存状況を把握するための発掘調査が行われ、調査区域の南壁付近で堀の北端部分、さらにその北側から土塁の基礎部分と推定される盛土が検出された。また、土塁の下からも溝が検出されている。

これらの遺構は、犬山城を知る上で重要な遺構であり、史跡犬山城跡の本質的価値を構成する諸要素に値するものであるため、建築物の除却が完了した犬山市福祉会館跡地については、遺構の範囲確認のための発掘調査を実施し、その成果に基づき追加指定に向けて文化庁との協議を進めていくこととする。大手門まちづくり拠点施設については、建築物を除却することになれば、その段階で追加指定に向けた取組みを進める。

また、石垣の一部が残る丑寅櫓跡のほか、今後の調査により史跡犬山城跡の本質的価値を有する可能性が判明した場所については、追加指定を視野に入れつつ更なる調査及び関係者との協議を行うこととする。

2 公有化の考え方

史跡指定地はその大半が民有地であり、犬山市が所有する公有地は、丸の内緑地、犬山城前広場、大手道及び指定地内を横断する市道部のみである。

天守及び現史跡指定地の大部分は、明治28年(1895)に愛知県より、修理を条件に天守を含む全ての城地を旧城主である成瀬正肥に無償で譲渡されて以降、成瀬家の所有となっていたが、平成16年に財団法人犬山城白帝文庫(現公益財団法人)が設立され、個人所有から財団所有となり、現在に至る。

指定地内に所在する針綱神社は、太古より犬山の峰(現在の天守付近)に鎮座され、濃尾の総鎮守であった。天文6年(1537)、犬山城築城に際し白山平に遷座された後、慶長11年(1606)に名栗町(犬山市)に遷座された。そして、明治維新後の明治15年に現在の位置に遷座している。また、針綱神社と同様に指定地内に所在する三光稲荷神社はかつて犬山城内の三光寺山(現在の犬山丸の内緑地内)に鎮座しており、犬山城主成瀬家の守護神とされてきた。昭和39年ごろ、犬山市都市公園施設計画により神社の移転が決定し、現在の松の丸地区に遷座されている。

このような歴史的経緯から、公益財団法人犬山城白帝文庫、針綱神社及び三光稲荷神社は、犬山城の歴史的変遷と密接な関係性を築いてきたものである。

よって、指定地内に歴史的関係性が深い民有地が存することを史跡犬山城跡の一つの特色と捉え、民有地を含めた史跡全体の保存・活用・整備について検討するものとする。

第5章 防災

第1節 方向性

防災の基本方針(「第3章 大綱・基本方針」を参照)に基づき、防災の方向性を以下に示す。

- ・夜間における巡回警備の実施等により、防災防犯対策の強化を図る。
- ・災害時における避難経路となるルートの設定及び来訪者への周知を図る看板等の整備を検討し、来訪者の安全かつ円滑な避難を促す。
- ・災害を未然に防ぐための植生管理方法について検討する。
- ・災害が発生した際に迅速な対応を行うための緊急連絡体制を構築する。
- ・火災、地震、風害等の災害に備え、来訪者の安全を確保するための対策、方法等を定める。

第2節 防災・防犯における現状・課題

1 史跡の防災・防犯における現状・課題

(1) 警備体制における現状・課題

史跡指定地内は、杉の丸地区、樅の丸地区及び城山外縁地区を除き一般開放されている。一般開放されている区域のうち、本丸地区については夜間は閉門されているが、それ以外の箇所については、24時間開放している状況である。

防犯上の理由により、非公開とする

(2) 避難活動における現状・課題

城前広場付近から天守に至る動線は、大手道を通って登城するルートが主要な観覧動線となっているが、急勾配であり、舗装の老朽化等が顕著であるため、災害時の避難経路としての安全性が懸念される。

また、地震による石垣の崩落や、火災や倒木等により避難経路が遮断された場合に、安全に避難できるルートの確保が必要である。

(3) 予防対策における現状・課題

城山は禁煙となっている。原則として火気の使用を禁止しており、各所に「火気厳禁」の注意看板を設置して、火災の予防に努めているが、本丸内の売店において火気(LPG)を使用している。また、神社の宗教行事等においても火気を使用する場合がある。

加えて、史跡指定地内には民有地が存在しているため、犬山城の来訪者の他、各施設の利用者及び業務従事者等への周知・啓発を行う必要がある。

城山及び三光寺山の丘陵地斜面の大半は土砂災害警戒区域(斜面の一部は土砂災害特別警戒区域)に指定されている。大規模な土砂災害の被災履歴はないが、過去に土砂崩れが発生した箇所が一部あり、予防処置や緊急対応等の体制を整える必要がある。

(4) 緊急連絡体制における現状・課題

天守については、本計画及び『犬山城消防計画』と『犬山城防災マニュアル』等により、災害時の緊急連絡体制が構築されているが、史跡全体としての緊急連絡体制は構築されていない。

史跡指定地内には民有地が存在しているため、各所有者との連携を強化し、災害時の迅速な連絡体制を構築する必要がある。

2 天守の防災・防犯における現状・課題

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア 天守の燃焼特性と火災発生リスク

天守は木造建築であり、建物自体の燃焼性は高い。

(ア) 天守外部

一・二重は大壁造であるが、壁の下見板、建具の戸板等木部の露出が多い。また、三重は真壁造となっており、柱等の木部が露出している。そのため、放火や落雷等による火災に注意する必要がある。

天守の瓦屋根と大壁造の部分は延焼に対して一定の耐火性を持っているが、真壁造の部分や高欄等木部の露出部分は延焼の被害を受けやすい。天守の南面が本丸の広場であり、残りの三面が丘陵の斜面となっているため、城郭内や市街地の建物からの飛び火の被害を受ける可能性は低いものの、天保13年(1842)に犬山余坂から城郭まで延焼し、松の丸、桐の丸、樅の丸に被害が出た記録がある。天守は樹木に囲まれていることから落雷等により周辺樹木に着火した場合の飛び火にも警戒する必要がある。

(イ) 天守内部

軸部、建具、天井、床板、畳等、可燃部材の露出部分が多い。また、階段室等が区画されておらず、燃えやすい上に火が回りやすい状態である。さらに、電気配線やコンセント等の電気設備には昭和の解体修理時に設置したものもあり、故障による出火の危険性がある。そのため、放火や電気火災等による天守内部からの出火に注意する必要がある。

イ 防火管理の現状

(ア) 防火管理者と消防計画

防火を含め、天守の防災は現在犬山城管理事務所が担当しており、消防法第8条第1項に基づき、犬山城管理事務所の所長を防火管理者として選任している。また、同法の規定に基づき、『犬山城消防計画』を策定し、消防計画に犬山城天守における防火並びに防災の管理業務について必要な事項を定めている。消防計画の中に避難誘導班、消火班、通報連絡班、救護班から構成される自衛消防隊の体制と任務分担を定め、『犬山城防災マニュアル』を別途策定し、各班の詳細行動フローを定める。

本計画は防火・防災の課題を明確化させ、その対策方針を定める。具体的な対策については消防や防災の専門家と協議し、必要に応じて別途詳細な計画を策定し実行に移す。『犬山城消防計画』と『犬山城防災マニュアル』については、今後必要に応じて改良していく。

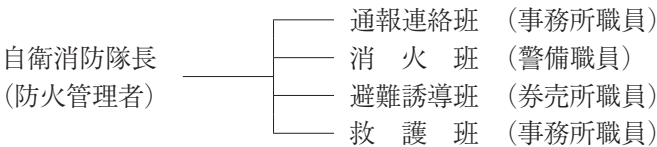
表5.1 犬山城組織体制(令和2年度時点)

防犯上の理由により、非公開とする	
------------------	--

表5.2 『犬山城消防計画』の内容一覧

国宝犬山城天守消防計画(防火管理規程)	
第1条	目的
第2条	消防計画の適用範囲
第3条	防火管理者の権限及び業務
第4条	消防機関への報告、連絡
第5条	火災予防上の遵守事項
第6条	建物等の自主点検
第7条	消防用設備等の点検、記録及び報告
第8条	不備欠陥等の整備
第9条	自衛消防組織
第10条	震災対策
第11条	注意情報発令時の対応策
第12条	警戒宣言発令時の対応策
第13条	教育訓練

表5.3 自衛消防組織(第9条第2項関係)、『犬山城消防計画』より抜粋



	任 務 分 担
通報連絡班	消防機関へ通報する。 城内への非常放送を行う。 関係者への連絡を行う。
消 火 班	消火器等による初期消火及び城内の避難誘導を行う。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。
救 護 班	応急救護所の措置を行う。 負傷者の応急措置を行う。 負傷者のうち、緊急を要する者の救急要請を行う。

※各班員は、この任務分担を主とし、状況に応じて臨機に他の任務を応援する。

(イ) 防火・防犯・火災警報の現状

防犯上の理由により、非公開とする

表5.4 建物等の自主検査『犬山城消防計画』より抜粋

防犯上の理由により、非公開とする

(ウ) 初期消火の現状

天守で火災が発生した場合には、自動火災報知設備と連動した火災通報装置から119番通報される。被害を最小限にとどめるため、防火管理者を隊長とする自衛消防隊の消火班が消火器等による初期消火及び城内の避難誘導を行う。また、消火班及びその他各班の詳細行動と心得を『犬山城防災マニュアル』に定め、各職員が熟知するように教育、訓練を行っている。なお、職員は無線機を携帯しており、職員間の周知を徹底している。

防犯上の理由により、非公開とする

職員が非常時に迅速かつ的確に行動がとれるように、毎年文化財防火デー(1月26日)付近に消防訓練を実施している。また、防災教育も毎年1回以上実施している。訓練と教育の内容について『犬山城防災マニュアル』に定める。

(エ) 避難活動の現状

火災発生時に、通報連絡班は放送設備で来訪者に火災発生のアナウンスを行い、被害状況を把握し、他の職員と情報共有する。避難誘導班は来訪者等が混乱せずに退城できるように誘導し、逃げ遅れた者の確認を行う。原則として自衛消防隊長から指示があるまで来訪者を売店前へ待機させる。避難誘導班の詳細行動と心得は『犬山城防災マニュアル』に定め、各職員が熟知するように教育、訓練を行っている。なお、平常時は天守の登閣人数を最大200人に制限しており、天守入口の靴脱ぎ場で靴を入れるビニール袋200枚にて登閣人数の管理を行っている。

(オ) 消防隊による本格的な消防活動の現状

犬山市消防署北出張所は城山の東側(路線距離約0.8km)にある。天守は「城山」と呼ばれる独立丘陵の北端に立地するため、消防隊は犬山城前広場に車両部署し、大手道を徒歩で進入する。消防機関の判断では車両運行より徒歩のほうが有効である。水利については、犬山城の地下式貯水槽と併せて城下町等直近の消防水利を使用する。毎年文化財防火デー(1月26日)付近で消防訓練を実施しており、訓練結果について犬山市消防署の助言と講評を得る。『犬山城消防計画』の規定により、防火管理者は、防火管理の適正化を図るため、常に消防機関と連絡を密にすることとしている。



図5.1 城山内の火気厳禁表示



図5.2 天守裏(北面)の放水銃



図5.3 四階の屋内消火栓と消火器



図5.4 消防訓練(令和3年1月)

防犯上の理由により、非公開とする

図5.5 天守周辺の防災設備と避難ルート

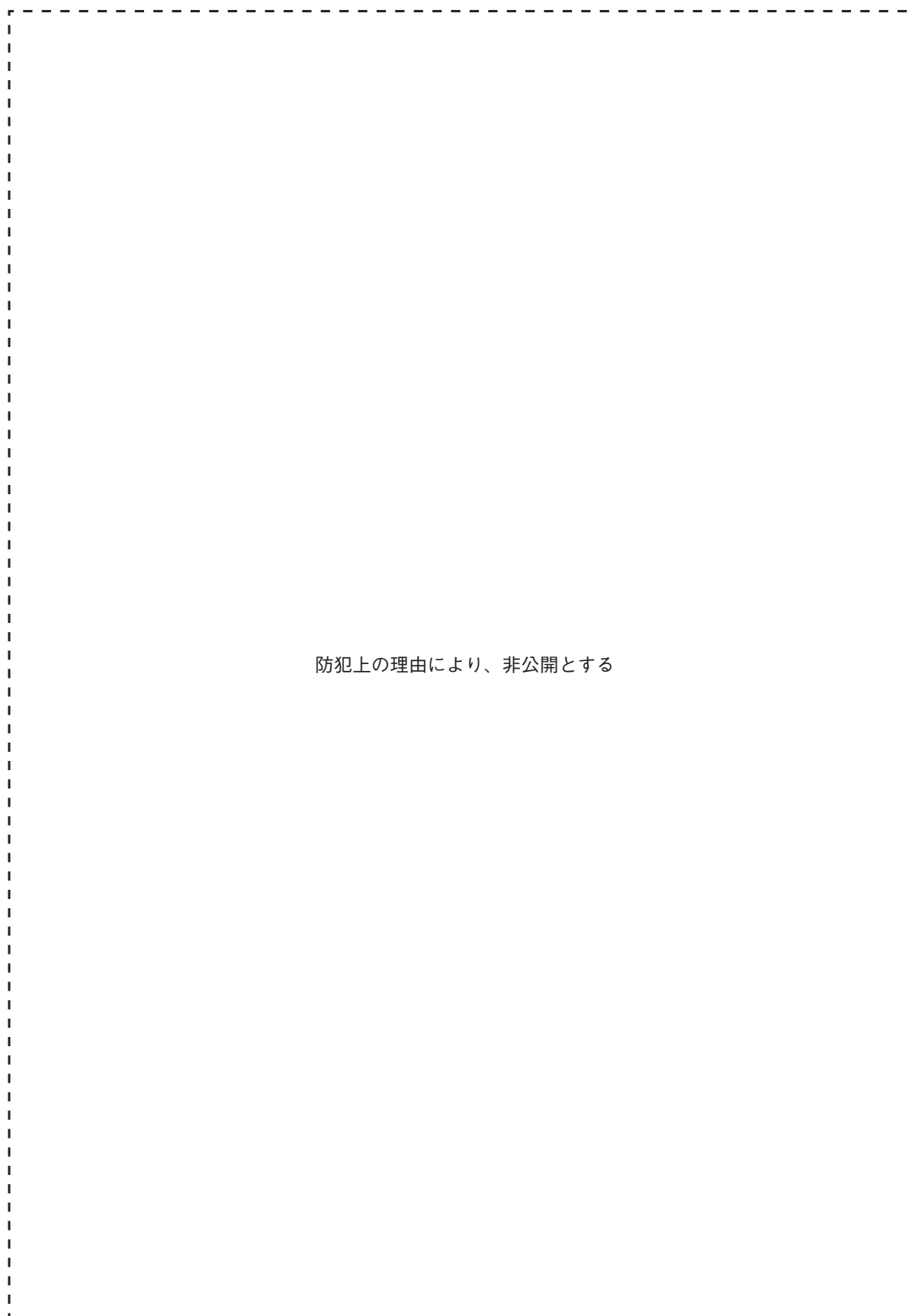


図 5.6 天守内の防災設備と避難ルート

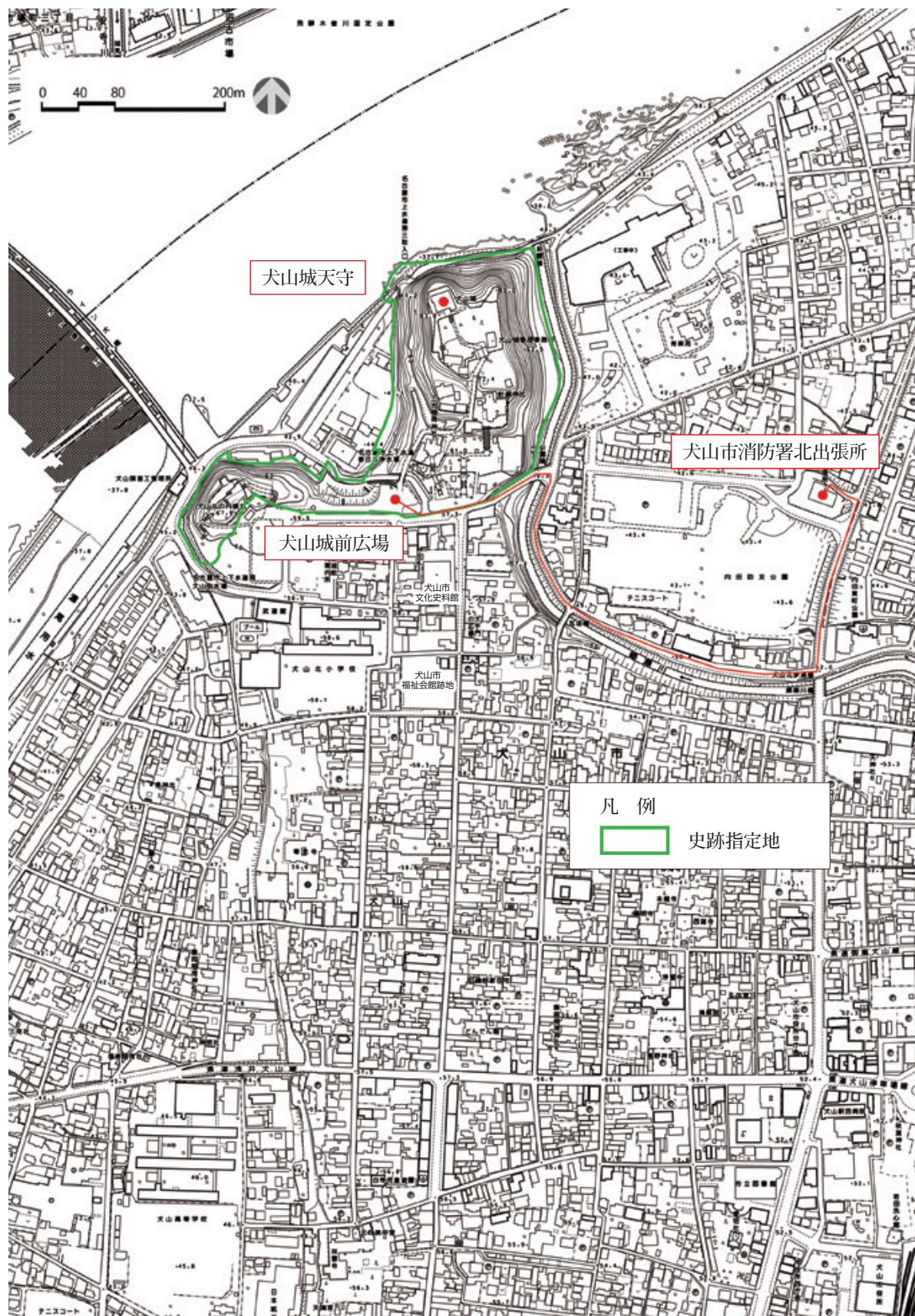


図5.7 犬山市消防署北出張所から犬山城前広場までのルート
※約2分(0.8km)を要する

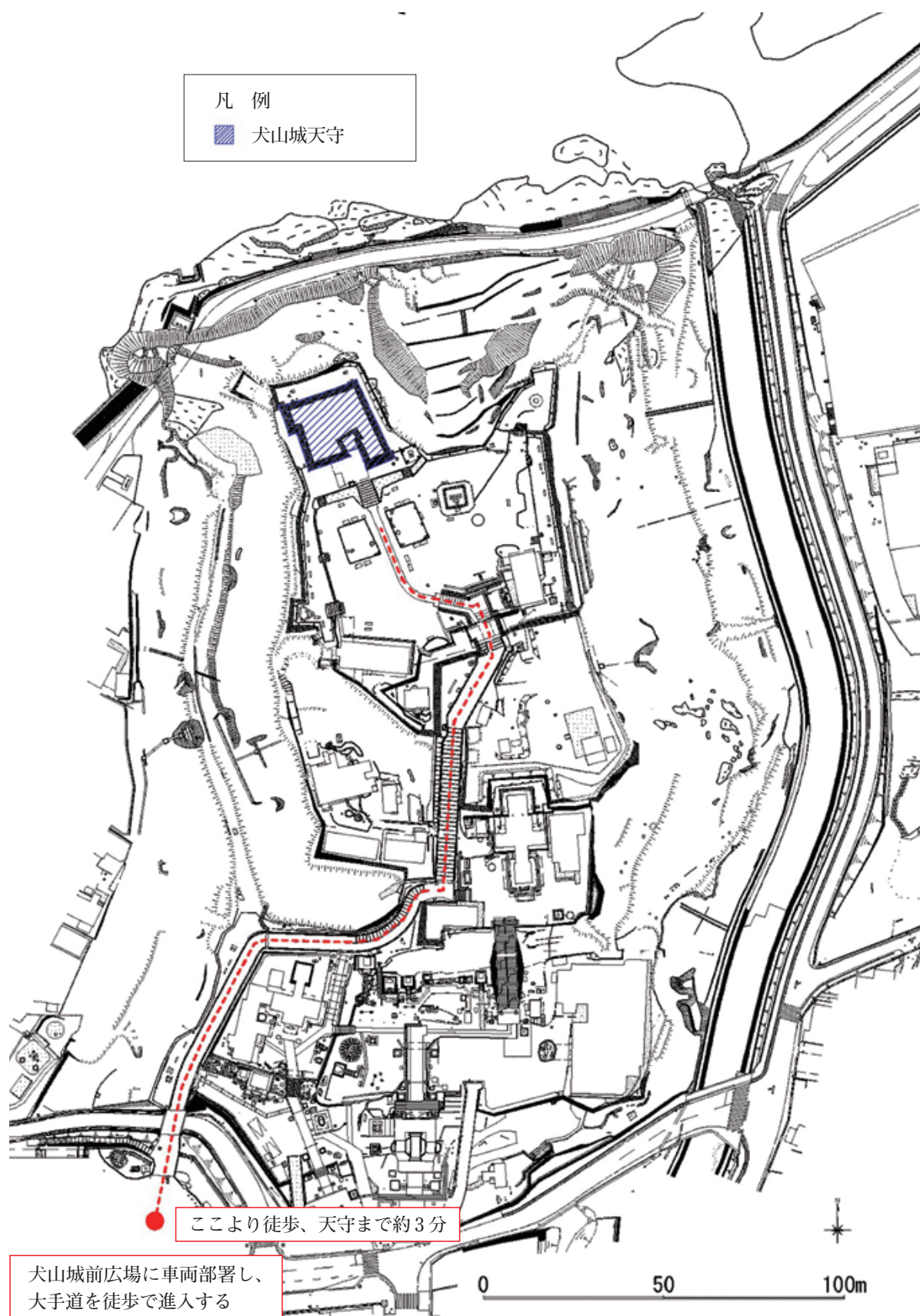


図5.8 消防隊の天守までの進入経路

ウ 火災に係る課題

天守は現在『犬山城消防計画』と『犬山城防災マニュアル』に基づき防火管理業務が行われており、防火管理者を隊長とする自衛消防隊の体制も整っている。また、消防法で義務付けられている消防用設備等は全て設置されているほか、屋内消火栓、放水銃及び屋外消火栓が任意で設置されている。

しかし、天守は現在公開により不特定多数が来訪しており、天守の燃焼特性(延焼や急激な火災の拡大のリスクが高い)と建築特性(縦方向の移動と避難が困難)により、特に火災発生時に不利な点が多く、現在の消防体制と措置で対応しきれない可能性がある。下記の表に天守の火災に係る課題を「防火・防犯・火災警報」、「初期消火」、「避難活動」と「消防隊による本格的な消火」の観点から整理し、「第5章 第3節2(1) 防火管理計画」、「第5章 第3節2(2) 防犯計画」と「第5章 第3節2(3) 防災設備計画」で対策の基本的な考え方を示す。

表5.5 天守の火災に係る課題

防犯上の理由により、非公開とする	
------------------	--



図5.9 天守東面の樹木



図5.10 出入口前のテント



図5.11 二階煙感知器の設置位置に工夫が必要



図5.12 階段の段差が大きく、転倒事故の危険性がある



図5.13 消防車両の進入が困難な大手道



図5.14 大手道の急勾配

(2) 防犯における現状・課題

ア 事故歴

これまで火災、放火、盗難等による深刻な事故の履歴はない。ただし、軽微な落書きの被害があった。

イ 防犯の措置

防犯上の理由により、非公開とする

防犯上の理由により、非公開とする

(3) 防災設備の状況

ア 防災設備の設置状況

天守に設置している防災設備は下の表のとおりである。

表5.6 天守の防災設備一覧

防犯上の理由により、非公開とする

(4) 耐震対策の状況

平成24年(2012)から同26年にかけて、天守の耐震診断を実施した。耐震診断の結果を踏まえた上で、同27年から天守の破損状況を調査し、修理計画の中で耐震補強案を検討した。工事は同30年から着手し、令和元年(2019)に竣工した。必要耐震性能の目標は大地震動時に倒壊せず、生命に重大な危害を及ぼさないこととして安全確保水準に設定した。

ア 耐震診断

構成部材の許容応力度や復元力特性に基づいて天守の耐震性能を把握するために、以下の調査を行った。

表5.7 耐震診断の調査事項

調 査	目 的
RCレーダ調査、X線調査	壁内部の筋交いの位置・仕様(接合状況)の確認
地盤調査(ボーリング調査、標準貫入試験、PS検層)	地層構成と土質工学的性質(静的、動的)の確認
常時微動調査	建物の固有周期、振動モード、並進・ねじれ周期、減衰定数、周辺地域の地盤特性の確認
壁の水平加力試験	天守の土壁と板壁の耐震性能(復元力特性)の検討
石垣3Dレーザ測定	石垣の状況把握

調査により得られた情報から解析モデルを作成し、応力解析、部材断面の検証、限界耐力計算と振動応答解析を行った結果、以下の課題が判明した。

- ・二階床及び二階軒桁レベルの外壁と内側の柱の水平変形の差が大きく、土壁の面外曲げによる落下が懸念される。
- ・三・四階の東西方向においては、開口を有することで筋交いの配置が少なく、補強の必要がある。
- ・一階梁が端部の欠損で入側柱から抜けかかっている箇所がある。

イ 耐震補強

以上の結果を踏まえて、犬山城修理委員会の助言を得ながら耐震補強案を検討した。検討において、耐震性能の向上効果のみならず、既存部への損傷、可逆性、耐久性、内観への影響と施工性等も考慮した。具体的に、以下の補強を実施した。

- ・二階武者走り床組の根太間に、構造用合板による水平構面の補強をすることによって、二階床レベルの外壁と内側の柱の水平変形の差を抑制する。(合板の下に化粧板を貼り付け、天守内観に調和させる)
- ・三・四階の南北面壁の内部に、構造用合板を用いて補強することによって、三・四階東西方向の変形量を抑える。
- ・一階梁が入側柱から抜けかかっている箇所に金物を設置し、落下を防止する。

天守台石垣については、濃尾地震の時に天守西面の一部が崩壊した。昭和期の解体修理に際して、根石を除き全部解体し、練積で積み直されたほか、東面と北面東端の一部は根石まで解

体し、地中梁状の基礎コンクリートを入れ、石垣根元の補強が実施された。平成30年度(2018)から令和元年度(2019)にかけて天守台石垣の詳細調査と石垣カルテの作成を行っている。今後は目視による定期点検を行い、石垣の抜け、割れ、孕みといった危険性のある箇所を把握するなど、天守台全体の安定性と安全性の確保に努める。



図5.15 水平構面補強、杵材固定状況



図5.16 水平構面補強、化粧板古色塗完了



図5.17 梁仕口補強 金物取付状況
(上から見る)



図5.18 梁仕口補強 金物取付状況
(下から見る)



図5.19 壁補強 合板取付状況



図5.20 壁補強 合板取付
(小壁は縦板復旧後の状況)

(写真はすべて『国宝犬山城天守保存修理工事報告書』(2020)から引用)

(5) 風害対策の状況

天守は城山頂部に建ち、強風・暴風の襲来時に被害や影響を受けやすい。被災履歴を見ると、昭和34年(1959)に伊勢湾台風で三重屋根の降棟が落ち、瓦が破損し、壁漆喰も被害を受けた。また、平成11年(1999)にも台風の被害を受け、屋根と漆喰の部分修理が行われた。さらに近年は台風の影響で、平成29年に3回、同30年に2回の閉門(休城)が行われた。そのため、天守は強風に対して、屋根や外壁等の被害防止と来訪者の安全確保が重要な課題である。

(6) その他の災害の状況

落雷

天守は城山頂部に建ち、屋根には鯰等の突起部があるため、落雷の被害を受けやすい。昭和期の解体修理のときには、文化10年(1813)に落雷の墨書が発見され、天守は相当な被害を受けたと見られる。また、平成29年の鯰の破損についても落雷が原因であると推定されている。避雷設備の保守点検の徹底及び周辺樹木等への落雷の危険性等に配慮した落雷についての予防対策を検討する必要がある。

第3節 防災・防犯対策の方法

1 史跡の防災・防犯対策

(1) 防犯対策

- 史跡指定地内の防犯カメラの増設を検討する。
- 看板等の設置を検討し、犬山城の来訪者及び各施設利用者への周知・啓発を図る。

(2) 避難活動

- 一般開放されている区域から、周辺の空地(犬山城前広場及びキャッスルパーキング等)までの避難経路を示した看板、ポスター等を設置し、避難経路の周知徹底を図る。
- 大手道の舗装の改修等を行う。
- 一つの経路が遮断された場合や、避難者の流入超過等により円滑な避難ができない場合を想定し、複数の経路から避難活動を行うことができるよう天守から神社所有地を通して避難する経路の活用や、新たな経路の整備等を検討する。

(3) 減災及び予防対策

ア 防火対策

- 日常の維持管理等により、電気設備の点検や火気・可燃物の管理を徹底する。
- 史跡指定地内において火気を使用する際には、火気設備や器具等の利用に関する確認項目を策定し、火元責任者が火気器具等を随時自主点検する等、管理を徹底する。
- 看板等の設置を検討し、犬山城の来訪者及び各施設利用者への周知・啓発を図る。
- 枯損木の伐採等を行い、延焼の抑制に努める。

イ 地震・風水害対策

(ア) 建築物

- 天守を除く建築物のうち継続して利用するものについては、現在の建築基準関係規定に基づく耐震基準等を満たした整備、改修等を実施し、安全性の確保に努める。
- 「第4章 第4節 植生管理」に従い、建築物の安全確保に問題のある樹木等を適切に措置する。

(イ) 石垣

- 「第4章 第2節4 個別の諸要素の具体的な保存方法」に従い、石垣カルテによる現状把握を継続し、変状が確認される箇所や、崩落等の危険性の高い箇所等について、修復等の措置を行う。
- 「第4章 第4節 植生管理」に従い、石垣やその周辺に生育している樹木等を積極的に整備する。

(ウ) 切岸、土塁、堀等

- 「第4章 第2節4 個別の諸要素の具体的な保存方法」に従い、日常の維持管理を適切に行い、土砂の流出や堀際部分の洗掘が生じる可能性がある箇所等について、修復等の措置を行う。

- ・「第4章 第4節 植生管理」に従い、斜面を崩落させる危険性のある樹木等を適切に措置する。

ウ 土砂災害対策

- ・「第4章 第4節 植生管理」に基づき、地表面の植生を維持しつつ、斜面を崩落させる危険性のある樹木や枯損木等について状況に応じた適切な措置を行う等、予防処置や緊急対応等の体制を整える。

エ 復旧

- ・原則として、史跡の本質的価値を損なうことなく旧来の状態に復するものとする。
- ・災害を契機として調査・研究の深化を図り、それにより得られた新たな知見に基づく発展的な復旧を視野に入れた改修、整備を検討する。
- ・有識者等の指導のもと、復旧の手法、工程や費用等を総合的に勘案した復旧計画を立案し、可能な限り被災状況や復旧過程の公開を実施し、史跡の保護に対する気運を高める。
- ・被災状況及び被災原因等の調査・研究を実施し、調査報告書としてとりまとめ、今後の災害に備える。

2 天守の防災・防犯対策

(1) 防火管理計画

前項に示した課題に対する対策の基本的な考え方を示したうえで、既存の防火体制と措置の改善及び強化のための方策を定める。

ア 防火管理者等の氏名及び住所

氏名 消防法施行令の規定による防火管理者の資格を有し、かつ管理権原者(犬山市長)が選任した職員を防火管理者とする。

住所 犬山市大字犬山字北古券65番地2

イ 防火環境の設定と整備

天守周辺及び城山全体の火災リスクを最小限にするように努める。屋外消火栓の管理を必要とすることから、これを包含するように天守の周囲20mの範囲の土地を防火管理の対象区域(以下、「防火管理区域」という)とし、この区域内では火気の使用及び危険物品の持ち込みを原則禁止とする。防火管理区域以外での火気の使用及び可燃物の管理については次の項目で扱う。

防犯上の理由により、非公開とする



図5.21 防火管理区域

ウ 予防措置

火災の発生を未然に防ぐために、以下の考え方にに基づき予防措置を定める。

(ア) 火気等の管理

防火管理区域においては、火気の使用及び危険物の持ち込みを原則禁止とする。工事等において、やむを得ず臨時に火気を使用する必要がある場合には、その都度許可権者の許可を受け、防火管理上必要な指示を受ける。火気使用者は火気使用の許可については消防と協議し、承認を受ける。また、火気の使用前後に点検を行い、安全を確認する。

防火管理区域の範囲の中に第1次近接建造物は存在しないが、本丸に火気(LPG)を使用する売店施設がある。城郭内で火気を使用する施設については、『犬山城消防計画』の規定による施設の自主検査を怠りなく実施するほか、火気設備や器具等の利用に関する確認項目を策定し、火元責任者が火気器具等を随時自主点検する等、管理を徹底する。

さらに、来訪者による火気や危険物の持ち込みを防止するため、入場管理方法の見直し(「第6章第3節1(3) 天守の公開活用方法」を参照)と合わせて、大型荷物用ロッカーの増設や手荷物検査等の実施を検討する。

(イ) 可燃物の管理

天守内には展示品以外の可燃備品が置かれており、今後は可燃物の整理や除去に努める。危険物を扱う城郭内の施設について、防火管理者あるいは火元責任者が危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等について管理する。可燃物の回収と廃棄について、適切な回収スケジュールと場所を定め、散乱を防ぐ。

(ウ) 警備

防犯上の理由により、非公開とする

(エ) 電気設備の更新と定期点検

天守の電気設備は昭和の解体修理時に設置したもので、老朽化していると考えられることから、安全性のため電気設備を更新する必要がある。電気設備の更新検討について「第7章第3節2(3) 天守の整備方法」を参照する。また、電気主任技術者による電気設備の定期点検(絶縁抵抗測定等)を行い、不備、欠陥があった場合、直ちに対処策を講じる。常時の点検として、照明器具・配線の状態や劣化の度合いに加え、コンセントや電気コードにほこりがたまっていないかも確認する。地震による電気火災の防止対策として、停電時に電気設備の点検を行う等、復電する際の安全確認を行う。なお、落雷対策については「第5章 第3節2(6) その他の災害対策」を参照する。

エ 安全対策と避難活動

火災等の非常時に来訪者が安全かつ効率よく避難できるように、現在の避難手順の有効性を検証し、最大登閣者数の妥当性も含めて改善方法を検討する。検証方法については必要に応じて専門家の助言を得る。検証時に、複数箇所での火災発生や転倒事故の発生等、様々な場面を想定するように努める。

また、逃げ遅れた来訪者が出た場合、もしくは避難ルートが通行不可能になった場合を想定し、来訪者を救助する方法も検討する。天守の廻縁や数多くの窓開口部等の建築的特徴を利用し、救助袋等の避難用具を利用する救助方法を検討する。避難器具等を天守に設置する場合は、復元部分である附櫓を活用する等、できるだけ天守の価値への影響を最小限にするように努める。

さらに、避難時に転倒等の事故を防ぐために、避難ルートの要所(階段、地下階、出入口等)での防災対策の強化を検討し、階段手摺、地下階の石垣や出入口枠等の健全性の定期点検に努める。

オ 消火体制

火災・地震その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるように、現在の消火体制の向上を検討する。

(ア) 自衛消防隊による初期消火

『犬山城消防計画』と『犬山城防災マニュアル』に定められた自衛消防隊の体制と行動の有効性を検証し、改善方法を検討する。特に天守内部で様々な出火場所を想定し、初期消火が困難な場所を確認し、対応策を検討する。対応策については必要に応じて専門家の助言を得る。また、夜間の消火体制の改善も検討する。

(イ) 訓練実施計画

消防訓練と防災教育を今後も定期的を実施するほか、防災の検討によって体制の変更や設備の更新があった場合は速やかに関係職員に通知し、必要に応じて臨時訓練を実施する。また、犬山城券売所での目視等での確認によると、外国籍の来訪者は増加傾向にある。そのため、訪日外国人の来訪者の安全性かつ防災全体の円滑性のために、多言語で対応できるように、訓練内容を適宜見直す。

(ウ) 地域の協力体制

城郭内施設の所有者、消防団と地域の自主防災組織との協力体制について検討を行う。災害時の共助体制等について協議し、面的な防災力の強化を図る。

(2) 防犯計画

現状の防犯体制を継続する。事故が発生した場合は、防犯上の不備等の要因を調査し、再発防止を図る。放火等を防ぐために、必要に応じて手荷物検査や荷物預かりを実施する等、防犯体制の強化を図る。特に荷物の預かりは防犯だけでなく、来訪者の快適性と衝突による建物の損傷を防ぐ観点からも重要であるため、今後荷物の管理方法を活用・整備と合わせて検討する。

(3) 防災設備計画

ア 今後の設備整備計画

今後は防災や避難体制の検証と合わせて、防災設備の改善を図り、必要に応じて新たな防火設備の設置についての検討を行う。特に以下の点を中心として検討し、防火対策を整備する。

- ・既存防災設備の有効性を定期的に見直し、特に自動火災報知設備の性能と設置位置について天守の周辺も含めたそれぞれの場所の特性を考慮しながら検証を行う。既存防災設備の有効性が不十分なところについて、炎感知器等適切な設備の整備を検討する。
- ・職員による初期消火が困難な場所について、スプリンクラー等の自動消火設備の整備を検討する。
- ・避難ルートの要所(階段、地下階、出入口等)での防火対策の強化を検討する。
- ・連結送水管の設置等、補水にかかる時間の短縮を検討する。

イ 保守管理計画

今後も消防法により定められた定期点検(作動点検、外観点検、機能点検と総合点検等)を点検業者に委託して実施し、防災設備の良好な作動を維持する。また、同法に定められていない防災・防犯設備等についても、同法に準じた点検を実施する。防火管理者は法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、1年に1回消防長に報告する。不備、欠陥があった場合、直ちに対処策を図る。防災設備の設置位置、操作方法と点検に関する事項を消防計画に記し、職員がこれらを熟知するため、定期的な教育と訓練を行う。

(4) 地震時の対処方針

日常の地震対策、地震時の安全措置と地震発生後の対処に関する方針を消防計画に定め、詳細な事項について『犬山城防災マニュアル』に記載し、職員への周知徹底を図る。以下はその基本的な考え方を示す：

ア 日常の地震対策

- ・展示品の転倒防止措置を行う等、地震時の災害の防止並びに軽減に努める。
- ・震災用の備蓄品や救助用機材を確保し、定期的に点検する。
- ・大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震等に関する情報に注意し、対応策を定める。

イ 地震時の安全措置

- ・自身の安全を守ることを第一とする。

ウ 地震発生後の対処

- ・被災者の救助を優先し、避難誘導と自衛消防活動を行う。
- ・広域の震災情報を収集し、対応措置と情報共有を講ずる。
- ・全体の被災状況を把握し、歴史まちづくり課への報告と対応措置を行う。

(5) 風害対策

天守の日常的な点検を励行し、特に瓦と壁漆喰の破損を発見した場合は早い段階で修繕を図り、飛散や落下のリスクを低減させる。また、気象庁により警報、注意報等が発表された場合は、必要に応じて閉門(休城)や開城時間の短縮等により来訪者の被害を防止する。

(6) その他の災害対策

落雷

今後も避雷設備の法定検査・保守メンテナンスを怠りなく行い、天守と内部設備の落雷被害を最小限にする。また、天守だけでなく、周辺樹木も雷の直撃を受ける可能性があり、周辺樹木が落雷によって着火した場合の飛び火も火災要因の一つとなるため、今後樹木管理を適切に行っていく。

3 緊急連絡体制の構築

史跡および天守において災害が発生した際、迅速な対応を行うための緊急連絡体制を以下に示す。

(1) 開場時

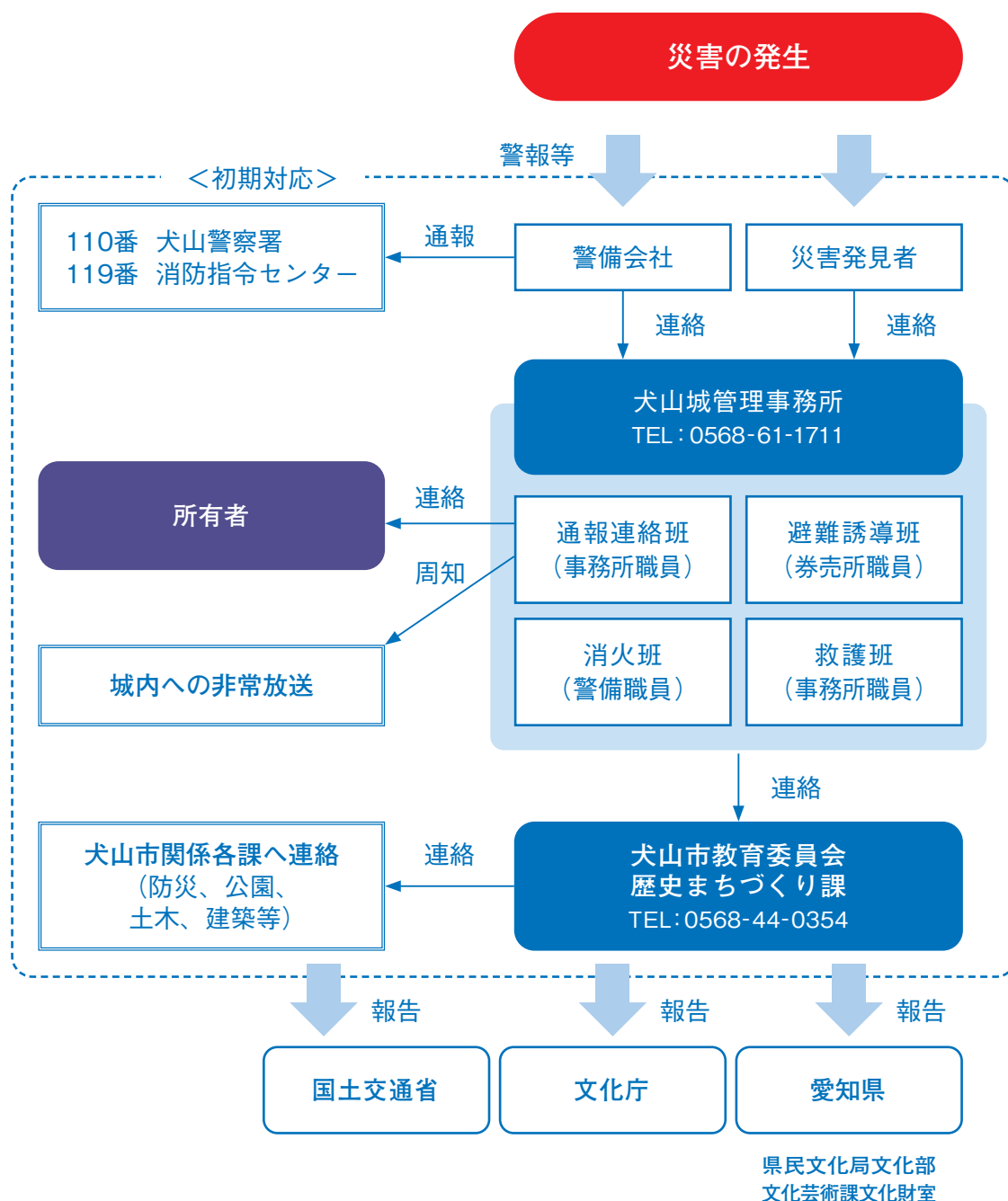


図5.22 災害時における緊急連絡体制(開場時)

(2) 閉場時(夜間等)

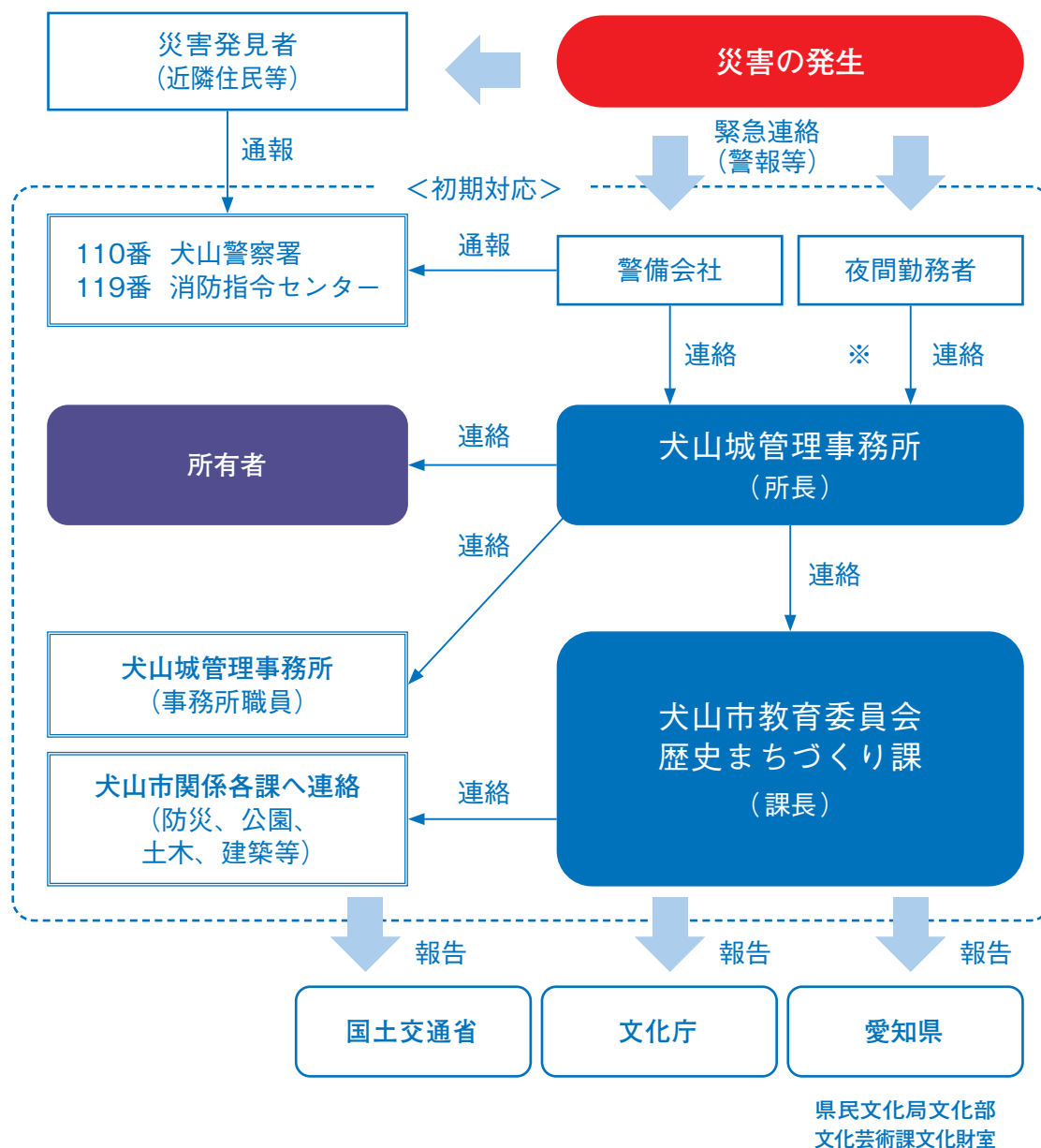


図5.23 災害時における緊急連絡体制(閉場時)

- 施設に異常(煙及び熱感知器作動・侵入による警備装置作動)があった場合、警備会社に連絡が入り警備員が出動するとともに、119番通報する。
 - 施設で原因を確認し、火災であれば消防へ、侵入であれば警察に連絡する。
- ※天守で火災が発生した場合には、自動火災報知設備と連動した火災通報装置から119番通報される。

第6章 活用

第1節 方向性

活用の基本方針(「第3章 大綱・基本方針」を参照)に基づき、活用の方向性を以下に示す。

- 史跡犬山城跡の本質的価値を市民、来訪者へ正確に伝えるため、遺構等の顕在化を図り、公開範囲の拡大を検討する。
- 犬山城への理解を深めるため、犬山城の歴史及び文化財的価値を活かした企画・催事等を継続的に開催し、学習の場としての活用を図る。
- 情報の発信方法や発信する内容の充実に努め、犬山城の普及・周知を図る。
- 犬山城の価値や歴史に対する来訪者の理解を深めるため、展示及び案内・説明内容の充実に図る。
- 周辺施設等との連携を強化し、周辺地域への回遊性の向上を図る。

第2節 活用の現状と課題

1 公開活用

(1) 公開範囲

ア 現状

史跡指定地内は、公益財団法人犬山城白帝文庫の事務所等が所在する樅の丸地区及び管理者用の詰所、倉庫等が所在する杉の丸地区、城山外縁地区及び三光寺山地区の北側斜面を除き、一般公開されている。

また、杉の丸地区の大手道沿いに券売所があり、天守を含む本丸地区のみが有料区域となっている。

イ 課題

- 犬山城の縄張りを構成する重要な遺構である曲輪の一部が公開されていないため、大手道を介して各曲輪へ連絡する犬山城の特徴的な縄張り構造が来訪者に伝わりにくい。
- 城山外縁地区では、発掘調査により、史跡犬山城跡の本質的価値を構成する諸要素である土塁や切岸等が確認されているが、立入りが制限されているため、遺構の全貌を確認することができない。



(2) 遺構等の公開状況

ア 現状

(ア) 石垣、堀、土塁、切岸等

一般公開されている範囲から視認できる近世以前に築造された主要な石垣(修理工垣を含む)は、本丸及び櫓の丸南側の大手道に面している部分、本丸の南東側部分及び曲輪内の櫓台石垣等である。一方、石垣周辺が非公開範囲となっている本丸の西側及び北側や、櫓の丸の西側等の曲輪石垣は、視認し難い状況となっている。

城山外縁地区の西麓の堀、土塁等は、松の丸地区の北西部付近の大手道からその形状を確認することができるが、一部は堆積物によって埋まっており、樹木等の繁茂による影響もあって遺構の全貌を把握することができない状況である。

城山外縁地区の東麓の切岸については、樹林地内に所在しているため、指定地の外部及び内部いずれからも視認できない状況である。



図 6.2 櫓の丸南側石垣



図 6.3 本丸南東側石垣



図 6.4 城山外縁部堀

(イ) 礎石・地下遺構等

門跡の礎石については、大手道地区の黒門跡(2箇所)、松の丸地区の松の丸表門跡(1箇所)、本丸地区の七曲門跡(4箇所)で確認されている(「表 2.6 犬山城門・櫓一覧」参照)。

これらの礎石は、一般公開されている範囲から視認できる箇所で遺構が公開されている。



図 6.5 黒門跡礎石



図 6.6 松の丸表門跡礎石



図 6.7 七曲門跡礎石

イ 課題

(ア) 石垣、堀、土塁、切岸等

- ・本丸の西側及び北側や、櫓の丸の西側等の曲輪石垣は、一般公開範囲から視認し難い状況であるため、遺構の視認性を確保する必要がある。
- ・城山外縁地区においては、堀、土塁、切岸等の遺構の全貌が把握できない状況であるため、遺構の顕在化を図るとともに視認性を確保する必要がある。

(イ) 礎石・地下遺構等

- ・黒門跡、松の丸表門跡、七曲門跡以外の門跡等については、礎石が確認されておらず遺構の顕在化が十分ではない。
- ・門跡の礎石及び地下遺構等は、遺構の残存状況が把握されていないものが多く、発掘調査等により史実の解明を図る必要がある。

(3) 天守の公開状況

ア 現状

天守は現在以下のように公開を行っている。

表6.1 天守の公開状況

項 目	内 容	
公開時間	午前9時から午後5時まで(関係者と協議のうえ、延長の場合あり)	
休城日	12月29日から31日まで	
入場料金	個人：一般550円、小・中学生110円 団体：30人以上1割引、100人以上2割引、300人以上3割引 その他施設の入場券と組み合わせたセット券がある	
ライトアップ	午後10時まで	
見学方法	来訪者は本丸に入る前に、杉の丸の前に設置している券売所で入場券を購入する。本丸の城門(鉄門)で入場券の確認を受け、犬山城の案内パンフレットを入手する。天守に入る前に、天守出入口前のテントで靴を脱ぎ(冬季はスリッパに履き替える)、靴を提供されたビニール袋に入れ、天守内では、ビニール袋を持ちながら見学する。天守内に見学順路を表示しているが、混雑時等以外は来訪者の見学動線を制限していない。階段は基本的に右側通行であり、廻縁は右回りである。天守内は飲食禁止となっている。	
天守内の展示内容	地下二階	展示物と説明板は設置していない。階段より奥の空間は立入禁止とし、物置として使っている。
	地下一階	展示物と説明板は設置していない。
	一階武者走り	甲冑、屋根瓦、屏風、棧唐戸等を展示ケースに入れ展示している。また、犬山城の近世絵図、「早発白帝城」の詩、大名配置と石高調べを壁掛けの額と札として展示している。階段の近くに天守の概要説明板を設置している。
	一階附櫓	附櫓と白帝文庫の組織に関する説明板のほか、意見を記入するための台と筆記用具類を設置している。
	一階石落しの間	石落しの間に関する説明板を設置している。
	一階上段の間	立入禁止とし、柵越しに空間と説明板を見せている。
	一階第一の間	壁掛けの古写真を展示している。柵越しに第二の間に設置している天守模型と説明文を見せている。
	一階第二の間	立入禁止としている。(柵越しに第二の間に設置している天守模型と説明文を見せている)
	一階納戸の間	立入禁止としている。
	二階武者走り	展示物と説明板は設置していない。
	二階武具の間	国宝5城を壁掛け額で展示している。武具の間に関する説明板と1/10の天守軸組模型も設置している。

項 目	内 容	
	三階内部	三階に関する説明板を設置している。
	三階唐破風の間	展示物と説明板は設置していない。
	三階破風の間	東の破風の間は柵越しに見学できる。西の破風の間は立入禁止とし、物置として使っている。
	四階高欄の間	高欄の間に関する説明板を設置している。城主、国宝指定書の写し等を壁掛けの額で展示している。
	四階廻縁	展示物と説明板は設置していない。

イ 課題

(ア) 入城管理の検討

天守正面のテント屋根は天守の外観を損なうが、雨の日には来訪者の快適性を確保し、天守入口での人溜まりとしての機能を果たしている。そのため、天守の外観だけでなく、来訪者の動線、入城管理や雨・風対策等様々な観点から検討したうえで対策を見出す必要がある。

また、来訪者の増加により、来訪者の快適性確保と防災上の対策に加え、荷物管理の需要も高くなることが想定される。特に公共交通機関を利用する来訪者や訪日外国人はリュックサック等の大荷物を携帯することが多いため、見学に不便だけでなく、リュックサック等が天守を傷付けてしまう恐れもある。券売所にコインロッカーが設置されているが、十分な数を確保できていない。

さらに、来訪者は現在靴脱ぎ場(テント)で靴を脱ぎ、提供されたビニール袋に靴を入れ、天守内部に持ち込む形となっているが、急勾配の階段の昇り降りには靴が手荷物となり、危険となる可能性がある。



図 6.8 テント内の靴脱ぎ場



図 6.9 券売所のコインロッカー

(イ) 展示内容の更新

現在天守内に展示物と天守に関する説明板が設置されているが、来訪者に天守の文化財的価値が効果的に伝わる状況とは言えない。展示物については構成に一貫性を欠き、説明も不足している。また、天守の軸組部材が展示物に遮られたり、展示物が長押等の部材に載せられたりする場所があり、天守の内観と部材の保存に良くない。一方、天守に関する説明板は各部分の紹介にとどまり、天守の文化財的価値の理解を促す要素が薄い。



図6.10 天守内の展示物(屏風)



図6.11 天守内の展示物(軸組模型)

2 企画・催事等の開催状況

現在、犬山城では一般来訪者に向けて通年イベント等は開催していない状況であるが、市民の犬山城への理解を高めるため、以下のような企画等が開催されている。

ア 現状

(ア) 発掘調査等の説明会

犬山城の歴史を広く市民に伝えるため、発掘調査の現地説明会等を開催している。近年では、平成29年(2017)6月25日に、かつて西御殿が存在した場所とされる旧犬山市体育館の跡地にて、現地説明会を実施している。



図6.12 発掘調査現地説明会の様子

(イ) シンポジウム

犬山市では、平成29年と平成31年に学術調査等の成果の報告と、犬山城の歴史等について、学識経験者等による研究発表や、パネルディスカッション等を行うシンポジウムを開催している。



図6.13 犬山城シンポジウムのチラシ

(ウ) 教育機関との連携

市内の小学校3・4年生の社会科学習の副読本『わたしたちのまち犬山』に犬山城が掲載されており、郷土の文化財として犬山城に興味を持つきっかけとなっている。

また、市内の中学校、高校からの依頼により、犬山城の歴史を知ることのできる体験学習の機会として、職場体験を受け入れている。城内の維持管理・運営業務等を体験してもらいながら、犬山城の歴史を知る機会となり、興味をもつきっかけとなっている。

イ 課題

- これらの取組みは、犬山城を知る上で貴重な機会であるため、市民へのさらなる周知を図る必要がある。
- 現在開催されている企画・催事等は一過性のものであり、市民が継続的に参加できる形式の企画・催事等は開催されていない。
- 来訪者が体験を通じて犬山城の歴史を知るような企画・催事等は行われていない。
- 現在、教育機関との連携事業は、市内の学校等による職場体験が中心であるため、大学を含む教育機関等との連携強化を図り、学習の場としての機能を充実させるためのプログラムの構築を検討する必要がある。

3 情報発信の状況

ア 現状

(ア) インターネットを活用した情報発信

公式ウェブサイト「国宝犬山城」により、犬山城へのアクセス、入場料金等の基本情報のほか、歴史や城郭構造等を絵図や写真で分かり易く発信している。

また、当ウェブサイトは6か国語にて表記することが可能であり、国外からの来訪者への案内、周知を図っている。なお、犬山城公式のSNS等を活用した情報発信は行っていないが、犬山市の公式キャラクター「わん丸君」の公式Twitterにより、他の施設と合わせて情報発信を行っている。

(イ) 観覧時の情報発信

城内で配布しているパンフレットは公式ウェブサイトと同様に6か国語の表記がなされている。交通案内、入場料金等の基本情報のほか、天守の歴史や構造等の情報が記載されている。



図6.14 国宝犬山城パンフレット(表)



図6.15 国宝犬山城パンフレット(裏)

(ウ) 来場者に対するガイド

犬山城では、観光客に対するガイドをボランティア団体が担っており、日本人を対象としたガイドとして犬山歴史観光ガイド「ナイスで犬山」が、外国人を対象としたガイド(英語、ドイツ語、韓国語、中国語)として、「犬山グッドウィルガイド」が活動を行っている。

イ 課題

- ・観覧時に入手するパンフレットについては、天守の詳細内容が記載されているのに対し、史跡全体の遺構の位置や、概要等の記述が少なく、史跡犬山城跡の価値を伝えきれていない。
- ・史跡の観覧ルートや、見どころ等を記載したパンフレットがないため、観覧時に必要となる情報の提供が十分ではない。
- ・公式ウェブサイトには投稿機能が付加されておらず、過去の来訪者による評価や感想等を閲覧することができない。

4 周辺施設との連携等

ア 現状

(ア) 犬山市文化史料館本館(愛称：城とまちミュージアム)

犬山市文化史料館本館では、犬山城の歴史文化を伝えるため、以下のような展示を行っている。同施設内には、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史料等を展示している「犬山城白帝文庫歴史文化館」が設置されている。

表 6.2 犬山市文化史料館本館の展示内容

開館時間	午前9時～午後5時
休館日	12月29日～12月31日 ※展示変更または整理期間
観覧料	一般：300円 中学生以下：無料 団体(30名以上)：240円 ※特別展の観覧料は別に定める
犬山市文化史料館本館	・武家文化、町人文化が花ひらいた江戸時代を中心に、犬山の歴史や文化を展示紹介している。 ・江戸時代の犬山城下町を再現したジオラマ等の常設展示のほか、犬山市の歴史文化の魅力を掘り起こす企画展示を行っている。
犬山城白帝文庫歴史文化館	・公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵している資料を常設展示するとともに年に2回、テーマを設けて企画展・特別展を行っている。



図 6.16 城とまちミュージアムの展示物
(城下町ジオラマ)



図 6.17 犬山城白帝文庫歴史文化館の展示室

(イ) スタンプラリー

犬山城では、周辺地域の自治体や民間企業等と連携して、スタンプラリーの取組みを行っている。近年開催されたスタンプラリーは以下のとおりである。

表6.3 近年開催のスタンプラリー

開 催 名	開催時期	企 画 元
ぶらり城下町スタンプラリー	犬山キャンペーン (春・秋) 毎年	名古屋鉄道×犬山集中大規模観光 宣伝協議会
愛知戦国めぐりスタンプラリー	H29年度～H30年度	愛知県振興部観光局
見にトリップ戦トリップスタンプラリー	H29年度～	愛知・岐阜広域観光宣伝協議会
日本まんなか歴まちスタンプラリー	H26年度～H28年度 (犬山城)	中部地方整備局
ぐるり木曽川スタンプラリー	～H28年度まで	木曽川流域観光圏
日本どまんなかお城スタンプラリー	H25年度～30年度	大垣市(大垣市観光協会×NEXCO 中日本)
国宝五城周遊スタンプラリー	H30年度～R2年度	国宝城郭都市観光協議会

(ウ) セット入場券等の販売

犬山城では、周辺の観光施設との連携を図り、セット入場券等の販売を行っている。

現在(令和3年(2021)3月)行っているものは以下のとおり。

セット入場券を販売している施設は、市内の観光施設等が多く、比較的小規模な範囲での回遊性の向上及び、市内への宿泊者の誘致等を目的とした取組みであるといえる。

表6.4 セット入場券の販売状況

券 名	観覧施設	販売場所
犬山城下町周遊券	・国宝犬山城 ・城とまちミュージアム ・どんでん館	国宝犬山城、城とまちミュージアム、 どんでん館、犬山観光案内所
明治村セット券	・国宝犬山城 ・博物館明治村	国宝犬山城、博物館明治村、 犬山観光案内所
リトルワールドセット券	・国宝犬山城 ・野外民族博物館 リトルワールド	国宝犬山城、リトルワールド、 犬山観光案内所
モンキーパークセット券	・国宝犬山城 ・モンキーパーク	国宝犬山城、モンキーパーク、 犬山観光案内所
モンキーセンターセット券	・国宝犬山城 ・日本モンキーセンター	国宝犬山城、モンキーセンター、 犬山観光案内所

イ 課題

- ・犬山市文化史料館本館では、VR(バーチャルリアリティ：仮想現実)等先端技術を用いた映像や、ガイドンス等の提供は行っていない。今後、調査・研究を深化させるとともに先端技術を活用したコンテンツの開発等を検討する必要がある。

- ・犬山城白帝文庫歴史文化館で展示される史料は、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史料等の一部に限られているため、より多くの史料を展示する方法について検討する必要がある。
- ・スタンプラリーやセット入場券等の取組みは、多くの観光者に犬山城を知ってもらう機会となるとともに、地域の観光産業の活性化に寄与するため継続し、社会情勢や来訪者のニーズ等に柔軟に対応しながら、更新等の検討を行う必要がある。

5 アクセス環境

ア 現状

(ア) 電車(駅から徒歩)でのアクセス

名鉄犬山線・小牧線・広見線「犬山駅」下車、徒歩約15分または、名鉄犬山線・各務原線「犬山遊園駅」下車、徒歩約15分となっている。「犬山駅」から徒歩で来場する場合は、城下町の本町通りを通過するルートが主要なルートとなっている。「犬山遊園駅」から来場する場合は、様々なルートを選択できるが、木曽川遊歩道を通るルートは、正面に天守を見据え、木曽川の風致景観を享受しながら進むことができるルートとなっている。

(イ) 自動車でのアクセス

名神高速道路「小牧IC」から約25分、名古屋高速道路「小牧北IC」から約25分、中央道「小牧東IC」から約20分、東海北陸道「岐阜各務原IC」から約25分となっている。周辺に主要な幹線道路のインターチェンジがあり、様々な方面からアクセスし易くなっている。

犬山城の南側には140台(バス10台)収容できる第1駐車場(キャッスルパーキング)が整備されている。また、犬山城まで徒歩約8分の内田防災公園西側に第2駐車場(123台)、犬山城まで徒歩約20分の犬山市役所に第3駐車場(150台)を整備している。

(ウ) バスでのアクセス

犬山城の南側のバス停「城前広場」に停車するわん丸君バス(犬山市コミュニティバス)の内田線(12人乗り)が運行している。「城前広場」バス停を発着するバスは上りが1日6便、下りが1日5便あり(月曜日から金曜日のみ、祝日含む)、内田線は犬山駅及び犬山遊園駅とも接続している。

(エ) 自転車でのアクセス

キャッスルパーキング付近にサイクルスタンドが設置されている。

イ 課題

- ・最寄り駅である「犬山駅」及び「犬山遊園駅」からは、いずれも徒歩約15分となっているため、主要な観光ルートとなる城下町、木曽川遊歩道及び城見歩道等と一体的な歴史的風致の維持・向上を図る必要がある。
- ・自動車でのアクセス環境は整っているが、今後の社会情勢や来訪者のニーズ等に柔軟に対応した整備が必要である。
- ・現在運行しているバスは、高齢者等交通弱者の移動支援を目的としているため、犬山城の公式ホームページやパンフレット等には、バスでのアクセス情報等は記載されていない。

- ・現在、犬山城を含む周辺地域では、レンタサイクルやコミュニティサイクル等の事業は行われていない。

6 来訪者の状況

ア 現状

近年における犬山城の入場登閣者数は、以下の通りである。

各年度における入場登閣者数は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受ける前の平成30年度までは増加傾向にあった。また、行楽シーズンである3月から5月、8月、10月及び11月の入場者が多くなっている。

表6.5 犬山城の入場登閣者数

月	入 場 登 閣 者 数 (人)			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
4月	63,671	70,181	74,624	86,444
5月	66,497	67,016	69,223	77,475
6月	34,501	41,136	45,083	40,223
7月	37,235	35,026	33,843	35,973
8月	53,244	60,428	54,082	49,040
9月	38,554	45,234	43,478	41,485
10月	52,544	44,030	56,986	39,734
11月	56,065	64,208	66,104	55,233
12月	26,517	30,106	32,243	31,115
1月	37,727	43,364	41,723	48,823
2月	28,571	34,175	36,702	34,913
3月	57,023	75,642	66,025	0
合計	552,149	610,546	620,116	540,458

※令和元年8月1日～9月30日：天守保存修理工事に伴い天守一部入場不可。入場料無料にて天守1、2階を開放

※令和2年2月29日～3月31日：新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため閉城

イ 課題

- ・年間を通じて多くの来訪者がいるため、史跡を観覧する上での安全性及び利便性の向上を図る必要がある。
- ・6月、7月及び12月、2月は、比較的来訪者が少なく、特に週末や祝日と比較して平日の来訪者が少ない傾向にある。
- ・今後の運営において、新型コロナウイルス等の感染症の拡大防止等についての対策を講じる必要がある。

第3節 活用の方法

1 公開活用

(1) 公開範囲

- 大手道を介して各曲輪へ連絡する犬山城の特徴的な縄張り構造を来訪者へ分かり易く伝えるため、今後、杉の丸地区の公開方法の検討を行う。
- 城山外縁地区では、発掘調査で確認された土塁、堀、切岸等の遺構の顕在化及び公開に向けた検討を行う。

(2) 遺構等の公開

ア 石垣、堀、切岸、土塁等

- 近世以前に築造された石垣は、往時の犬山城の縄張りや歴史を示す重要な遺構であるため、来訪者の観覧ルートからの視認性を確保する。
- 城山外縁地区においては堀、土塁、切岸等の遺構が存在しているため、遺構の視認性を確保し、顕在化を図ったうえで安全に公開するための手法を検討する。

イ 礎石・地下遺構等

- 門跡の礎石や地下遺構等は、遺構の残存状況が把握されていないものが多いため、発掘調査や文献調査等を進め、新たな史実の解明を図り、調査により遺構が確認された場合は、遺構の公開を積極的に検討する。

(3) 天守の公開活用方法

ア 入城管理方法の見直し

入城管理施設の更新検討(「第7章 第3節2(3) 天守の整備方法」参照)と同時に現在の入城管理のあり方も見直し、将来的な需要に応えられるように備える。特に以下の内容に重点を置いて検討する。

- 来訪者の増加と城郭全体の公開範囲の拡大を想定する。荷物管理の需要も高くなることが想定されるため、検討例として、コインロッカーの数や設置場所の見直し、荷物預かりサービス等が考えられる。
- 来訪者の安全性と快適性に配慮する。検討例として、靴脱ぎの代わりに衛生シューズカバーの提供や靴入れの設置、靴袋の素材やデザインを工夫する等、靴脱ぎの不便さという負のイメージを改善する対策を検討する。

イ 天守の展示内容の見直し

現在天守内の展示内容は一貫性を欠き、説明も不足している。天守の文化財的価値をより効果的に伝えるために、今後天守の展示計画を以下の考え方に基づき見直す。

- 天守の内観と特徴を見せることを優先する。検討例として、説明板等を設置する場合は天守の内観への影響を最小限に抑える。必要に応じて、説明板の代わりに、音声ガイドや携帯電話のガイドアプリ等の導入を検討する。

- 「第2章 第5節 文化財の価値」で示した天守の文化財的価値を伝える展示内容を計画し、天守の文化財的価値をなるべく広い対象範囲に伝える。検討例として、来訪者の多様性を考慮し、活用メニューや価値の理解を促す要素の充実を図る。単なる「見せる」以外の手法も積極的に検討する。また、天守内観の見学の支障とならないよう、展示物を必要最小限とし、量よりもわかりやすさ、一貫性とインパクトを重視する。

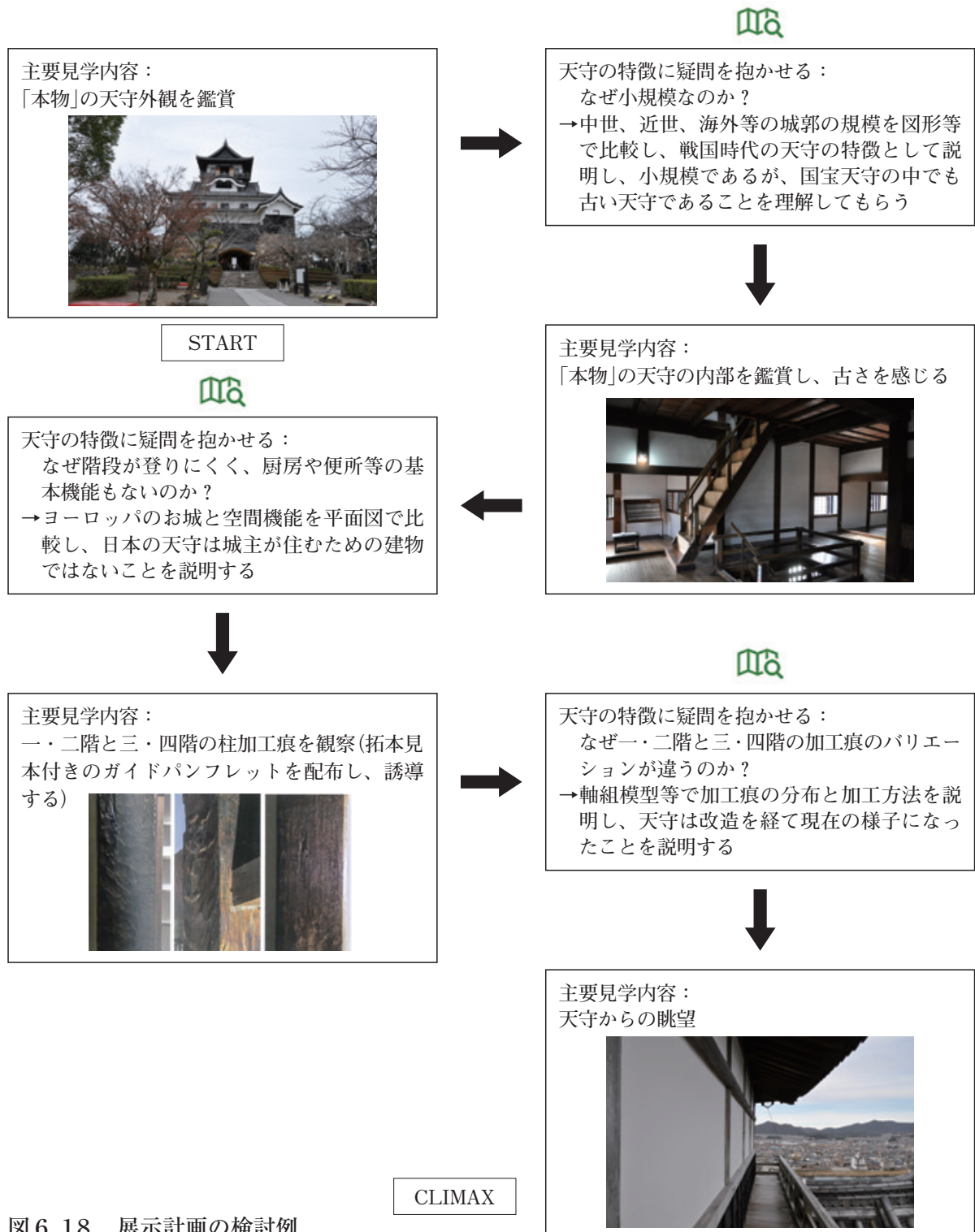


図6.18 展示計画の検討例

- ・インバウンド対策を考慮する。検討例として、展示内容の説明を多言語化するだけでなく、内容自体も必要に応じて編集する。日本史や日本建築等日本独自の内容がある場合は内容を薄めて易しくするのではなく、訪日外国人の来訪者でも身近に理解できる内容やアプローチを検討する。

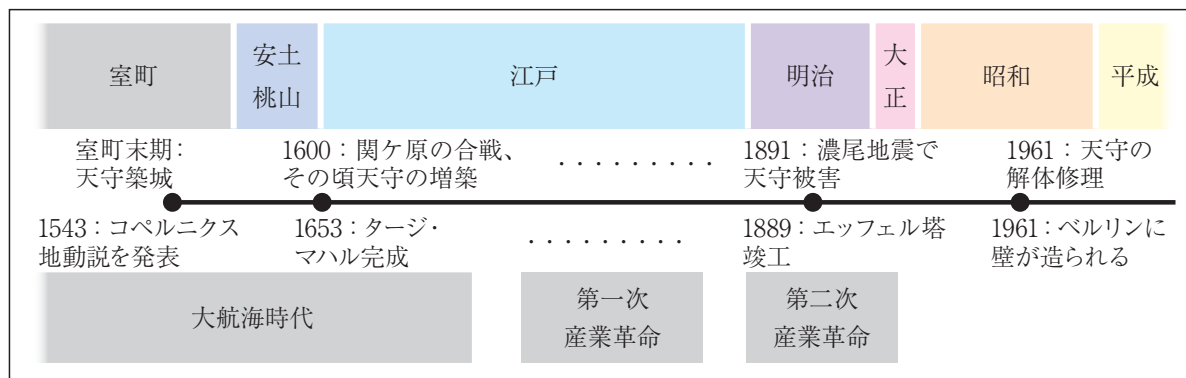


図 6.19 展示方法の例：天守の歴史に世界史の社会背景を追加すると訪日外国人がより身近に理解できる

2 企画・催事等の検討

- ・これまでも実施してきた発掘調査現地説明会、シンポジウム等を積極的に開催し、市民に犬山城を理解してもらう機会を広く設ける。
- ・一過性の企画・催事等だけでなく、市民が継続的に参加できるプログラム等を構築し、市民による犬山城への愛着の醸成を図る。
- ・犬山城の歴史や文化への理解を深めることができるよう体験型のイベント等を企画・開催する。
- ・教育機関等との連携を強化し、学校教育のカリキュラムや大学の研究教育プログラム等で犬山城を学習の場として活用することにより、将来の担い手の育成を図る。

3 情報発信の方法

ア 多様な情報発信方法の検討

- ・現在行っている公式ウェブサイト、パンフレット等の他、SNS等の活用や交通機関や宿泊施設等と連携した商品の拡充等、多様な媒体を活用した情報発信方法の検討を行い、市内外への周知を図る。

イ 史跡犬山城跡のパンフレットの発行

- ・現在、犬山城で配布しているパンフレットは、国宝天守については詳しく書かれているものの、史跡指定地内の遺構等にはあまり触れられていないため、犬山城の縄張りを構成する曲輪や石垣等の説明、史跡全体図等の情報を含むパンフレットの作成等を検討する。
- ・史跡の見どころや観覧ルート等を表示し、観覧時に必要となる情報を提供する。

ウ 口コミ機能による利用者の評価

- ・来訪者が事前に収集する情報には、施設へのアクセス、基本情報等に加え、実際の利用者の

口コミ等の評価が含まれる。公式ウェブサイトの他、口コミ機能等があるインターネット媒体等を活用した情報発信の拡充について検討する。

4 周辺施設との連携

- 先端技術等を活用した映像やガイドシステムの導入等により、犬山市文化史料館本館での犬山城に関する展示の充実を図るとともに、新たな展示場所の確保等も視野に入れ、公益財団法人犬山城白帝文庫所蔵史料をはじめとする犬山城に関する史料等の展示拡充について検討する。
- 現在実施している広域的なスタンプラリー及び市内の観光資源等とのセット入場券の販売等の事業の継続・拡充を検討し、犬山城と周辺地域が一体となって回遊性の向上及び観光資源の有効活用を図る。

5 アクセス環境の向上

- 鉄道駅から徒歩でのアクセスについては、犬山駅及び犬山遊園駅からの主要なルートとなる城下町の歴史的建造物や町並み景観、木曽川遊歩道や城見歩道等の風致景観を保全し、歩行者の安全にも配慮しつつ、周辺地域の一体的な歴史的風致の維持・向上を図る。
- 自動車でのアクセス環境は整っているため当面は現状を維持するものとし、今後の社会情勢及び来訪者のニーズ等に柔軟に対応した整備の検討を行う。
- 市内の主要な観光資源等を循環するバス路線等、高齢社会に対応したアクセス環境の検討を行う。
- 指定地外の犬山城関連遺構や周辺施設等への回遊性の向上を図るため、レンタサイクルやコミュニティサイクル等の導入の可能性について検討する。

6 感染症の拡大防止等に向けた対策

- 今後、新たな感染症等が流行した場合に向けて、天守及び史跡内における感染拡大防止対策等の検討を行う。
- 具体的な対策内容は、国及び自治体の対策方針に従い、感染症の症状や感染ルート等の状況により、個別に検討するものとするが、混雑を回避するための入城規制やソーシャルディスタンスを確保した施設の活用が可能なリスクマネジメント体制の構築を図る。
- 今後、従業員の感染防止対策として、来訪者との接触機会を減らすためのリモートシステム等の構築や休城等を余儀なくされた場合に備え、犬山城の魅力を伝えるための動画配信等について検討する。

第7章 整備

第1節 方向性

整備の基本方針(「第3章 大綱・基本方針」を参照)に基づき、整備の方向性を以下に示す。

- 史跡の整備を着実に進めるために、「史跡犬山城跡整備計画」を策定する。
- 国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡を後世に確実に継承していくため、天守及び本質的価値を構成する諸要素の保存管理方法、地区別の保存管理方針に基づき、調査研究の成果を踏まえた適切な整備を行う。
- 調査・研究等の成果により史跡の本質的価値を明らかにした上で遺構の顕在化に努め、遺構の視認性を確保するための整備を進める。
- 史跡犬山城跡の往時の姿を正確に伝えるため、失われた建造物や石垣、堀、土塁等の調査・研究を進め、史実に基づく復元整備の検討を行う。
- 天守及び史跡の歴史的景観を損ねることなく、来訪者の安全性・快適性に配慮した整備を進める。

第2節 整備の現状と課題

1 保存のための整備

(1) 現状

史跡指定地内ではこれまで発掘調査等がほとんど行われておらず、遺構の残存状況が把握されていない状況である。

城山に現存する地上遺構としての石垣については、犬山城総合調査の中で目視による調査が行われ、平成30年度(2018)には石垣カルテの作成に着手して石垣の分布状況、残存状況、石材、石積手法、破損状況等を確認している。

建物跡や土塁等の遺構については、わずかに試掘調査が行われた程度で、現状の全体的把握には至っておらず、遺構の修理や文化財としての整備も実施されていない状況である。

また、大手道を介して各曲輪へ連絡する犬山城の特徴的な城郭構造は、神社の遷座に伴い曲輪形状が一部改変されているが、全体的に旧態をよく維持している。

植生については、名勝木曾川の保護強化区域(B地域)に指定されており、これまで名勝としての景観保全と来訪者への安全対策として枯損木処理を目的とした剪定、伐採、枝打ち等が行われている。平成27年度に実施された樹木調査により、石垣等の遺構の倒壊、緩み、孕み等の直接的な要因になり得ると考えられる支障木が特定されているが、対応は一部に留まっている。また、令和元年度(2019)から2年度にかけて、史跡指定地内全域において樹木調査を実施しており、新たに遺構や眺望等に影響を及ぼす恐れのある樹木等を特定し、適切な管理方法等の検討を行っている(「第4章 第4節 植生管理」参照)。

天守については、昭和36年(1961)から昭和40年にかけて実施された昭和期の解体修理から約50年を経て、各所に経年劣化が進んだため、平成21年より天守の劣化状況調査と耐震診断を実施し、平成22年2月10日の犬山城修理委員会で大規模な根本修理は不要であること、外壁の亀裂、漆喰塗の剥落や汚損等については、小修理や部分修理で対応可能であることを報告した。また、

天守は一部構造的に弱い部分があるが、大地震時にも倒壊しない耐震性を有するため、比較的軽微な補強で済むこともわかり、そうした結果を考慮して、平成30年(2018)から令和元年(2019)の2箇年で、「国宝犬山城天守建造物保存修理事業」を実施している。

(2) 課題

史跡指定地内では、天守を除き遺構の保存や修復等を目的とした整備はほとんど実施されておらず、発掘調査が実施された箇所も一部に限られているため、遺構等の残存状況が把握できていない状況である。したがって、保存のための整備を進めるにあたっては、発掘調査や史料調査等を実施した上で現況把握を行い、適切な修復整備等を実施する必要がある。

石垣については引き続き石垣カルテの作成を進め、定期的な現状把握及び計画的な修復整備等を実施していく必要がある。

特徴的な城郭構造をよく留めている縄張り及びその縄張りを構成する堀、土塁、切岸等については、発掘調査や史料調査の成果に基づき、現状を維持するための修復整備を実施し、来訪者の安全性及び歴史的景観の保全に配慮した整備を進める必要がある。

植生の整備については、樹木調査の成果を基に策定した植生管理方法(「第4章 第4節 植生管理」参照)を遵守した整備を実施し、計画的な伐採管理、日常管理及び維持管理に努める必要がある。

天守については、これまでの調査に基づく保存修理事業等により、現在良好な状態に保たれており、当面は大規模な根本修理の必要はないものとしている。

ただし、天守の構造上、立地上起こり得る雨漏りや、来訪者の増加に伴う階段のすり減り等の課題に対しては常に対応が必要であるため、今後は管理体制を整え、天守とその周辺環境の維持管理に努める必要がある。

2 活用のための整備

(1) 遺構等の公開整備

ア 現状

これまで遺構等の公開を目的とした整備は行われておらず、一般公開されている範囲から遺構の一部が確認できる状況である。

公開状況については、「第6章 第2節 1 (2) 遺構等の公開状況」で示したとおりである。

イ 課題

(ア) 石垣、堀、土塁、切岸等

- 一般公開範囲から視認し難い状況となっている遺構について、視認性を確保するための整備を行う必要がある。
- 城山外縁地区の堀、土塁、切岸等の遺構については、全貌が把握できるよう、顕在化を図ったうえで、遺構の視認性を確保するための整備を行う必要がある。

(イ) 礎石・地下遺構等

- 門跡の礎石及び地下遺構等は、遺構の残存状況が把握されていないものが多いため、発掘調査等により史実の解明を行った上で、公開整備を行う必要がある。

(2) 復元整備の状況

ア 現状

(ア) 建造物の復元整備状況

史跡指定地内には、史実に基づいて復元(復元的整備を含む)された建造物はないが、廃城後に払い下げられ、史跡指定地外に移築された門・櫓等が存在している(表2.5 「犬山城門・櫓一覧」参照)。

(イ) 石垣、堀、道等の復元整備状況

石垣については、近代以降に付加された練石積等が点在しているが、いずれも史実に基づいて復元されたものではなく、地形の改変等に伴って築造されたものである。

堀、道等についても、史実に基づいて復元されたものは存在していない。

イ 課題

(ア) 建造物の復元整備における課題

廃城前の建造物の図面、古写真等、現存する資料が限られているため、移築され、現存する建造物を除いて、史実に基づいた復元整備を行うことは困難な状況である。

また、礎石が確認されている建造物は一部に限られており、正確な原位置での復元整備を行うためには、史料調査及び発掘調査等を実施し、礎石の残存状況を確認する必要がある。

(イ) 石垣、堀、道等の復元整備における課題

史跡指定地内及び追加指定候補地においては、発掘調査が実施された場所が一部に限られているため、遺構の残存状況が把握されていないものが多い。

復元整備の検討にあたっては、史料調査及び発掘調査等を実施し、遺構の残存状況を確認する必要がある。

(3) 天守の整備状況

ア 現状

(ア) 天守の正面外観

天守の正面に仮設のテント屋根が設置されている。テント屋根は来訪者の靴脱ぎ場として設置され、そこにスリッパ・ビニールを入れる箱、傘立て、すのこを用意している。



図7.1 天守正面のテント屋根



図7.2 テント屋根上部

(イ) 電気設備

天守内に昭和期の解体修理時に設置された電灯設備がある。また、一階から四階まではコンセントも設置されている。二階の武具の間の棚には展示用の蛍光灯とコンセントを設置している。

また、天守の夜間ライトアップ用の投光器が、本丸地区に4基、城山外縁地区に1基設置されている。

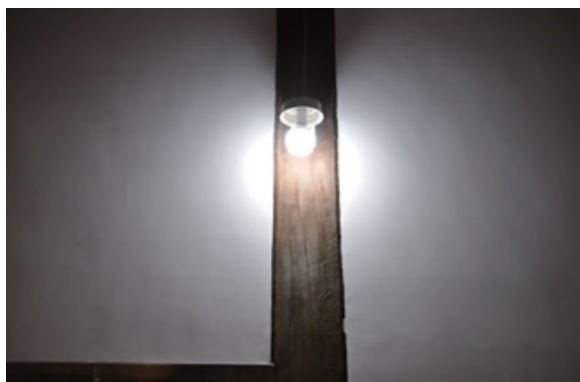


図7.3 天守内の照明



図7.4 写真展示の照明(二階武具の間)

イ 課題

(ア) 天守の正面外観

天守正面のテント屋根は来訪者の便益性確保の観点から設置されたが、天守の正面外観を損ねている。また、テント屋根と庇が接するところに落ち葉が溜まりやすく、保存の観点からも好ましくない状況にある。そのため、犬山城修理委員会において、テントについて何らかの改善が必要という指摘があった。

(イ) 電気設備の更新

現在の電気設備は昭和の解体修理時に設置したものであり、安全性の面から見て更新の必要がある。また、将来の展示内容の更新を考えて、現在の電気容量と照明仕様では対応しきれない可能性がある。さらに現在は、天守外部のライトアップを実施しているが、ライトアップの照明器具も昭和の解体修理時に設置したものである。天守の内部、外部ともに、より効果的なライトアップ方法の検討が必要である。

(4) 諸施設の整備状況

ア 現状

(ア) 案内施設

史跡指定地内に存在する説明板及び案内板の設置状況は、以下のとおりである。

表7.1 説明版・案内板

種別	設置状況	写	真
全体説明板	犬山城の歴史や城郭の構造、建造物等の概要等を示した説明板が各所に設置されている。	 	
遺構説明板	門跡や櫓跡が残る箇所については、遺構の付近に説明板が設置されており、各遺構等の説明が記載されている。説明板のデザインが統一されており、各遺構に大手道沿いの中門跡付近に建つ犬山城説明板と連動した一連の番号が付されているため、分かり易い表示となっている。		
その他の説明板	石碑等の付近には説明板が設置されており、それぞれの説明が記載されている。デザインの統一化が図られている。		
案内板	指定地内には城山全体を表示し、現在地を示すような案内板は設置されていない。本丸付近に観光マップを設置している他、犬山丸ノ内緑地に周辺の観光施設を示した案内板が設置されている。		

種別	設置状況	写	真
注意看板	火気厳禁、禁煙、ペット入城禁止等の注意看板が各所に設置されている。		 

(イ) 維持管理・運営施設等(案内施設以外)

主要な維持管理・運営施設等の現状は以下のとおりである。

表7.2 維持管理・運営施設等の現状

施設名		現 状
管理施設	木柵、柵(有刺鉄線)	来訪者の立入りを防止するための木柵、柵(有刺鉄線)が設置されている。
	犬山城管理事務所	鉄門跡に建てられており、管理事務所として活用されている。
	券売所	大手道に面して、杉の丸内に券売所が建てられている。
便益施設	天守前雨除けテント	天守正面に来訪者の靴脱ぎ場として仮設テントが設置されている。
	天守前階段	石でつくられた階段が整備されている。
	売店	売店前に休憩スペースがあり、自販機等が設置されている。
	トイレ(本丸、松の丸)	本丸地区及び松の丸地区に1箇所ずつ整備されている。
	大手道の石畳、整備路	大手道には整備階段、石畳やコンクリート舗装等が整備されている。
活用施設	犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)	鉄砲櫓跡に建てられており、市の許可を得て使用することができる(有料)。
	投光器	夜間ライトアップ用の投光器(マルチハロゲン灯)で、計5箇所に設置されている。
防火・防災施設 インフラ施設		各所に防火、防災施設として防犯装置、消火栓、ホース格納庫、放水銃、消火ポンプ室、上下水道設備が設置されている。

施 設 名		現 状
修景施設	土堀	犬山城前広場には、修景植栽等と合わせて土堀が設置されている。
公園・広場	犬山城前広場	かつて西御殿が所在していた場所が広場として整備されている。
	犬山丸の内緑地	都市緑地として公園施設、修景植栽等が整備されている。
近代以降に付加された石垣・擁壁等	玉石練積、練石積	近代以降に築造された石垣で、土留め擁壁として各所で玉石練積、練石積が設置されている。
	コンクリート擁壁	城山外縁部(西麓)の土塁付近では、大手道から視認できる位置に土留めのためのコンクリート擁壁、コンクリートU字溝等が設置されている。

イ 課題

(ア) 案内施設

- 各遺構や石碑等についての説明板は充実しているが、史跡全体図(全体地図)を表示している案内板や、遺構等への方向を示す誘導案内板等がないため、来訪者への案内表示を充実させる必要がある。
- 指定地内には宗教施設があり、それらの施設を通過して登城することができるため、本来の通路である大手道や犬山城の縄張りの形態が伝わりにくくなっている。
- 全体説明板は、二カ国語表示(一部三カ国語)されているが、遺構の説明板等は日本語のみの表記となっている。
- QRコードやAR機能等、端末を活用した説明板等は設置されていない。

(イ) 維持管理施設・運営施設等(案内施設以外)

各施設の整備に関わる課題は以下のとおりである。

表7.3 維持管理・運営施設等の課題

施 設 名		課 題
管理施設	木柵、柵(有刺鉄線)	• 経年劣化箇所が確認でき、更新または代替施設を検討する必要がある。
	犬山城管理事務所	• 建物が老朽化している。 • 史実に基づいた復元建造物ではない。
	券売所	• 建物の老朽化が顕著であり、施設の更新等の検討を行う必要がある。
便益施設	天守前雨除けテント	• 老朽箇所が見られる他、天守及び史跡内の歴史的景観の阻害要因となっているため、撤去もしくは、景観に配慮した構造及びデザインへの更新等の検討を早期に行う必要がある。
	天守前階段	• 絵図でも階段は確認できるが、現在の階段がいつ頃つくられたものかは不明。 • 階段に手すりが設置されていない。

施 設 名		課 題
便益施設	売店	・建物が老朽化している。 ・調理等のため火気を使用している。 ・史実に基づいた復元建造物ではなく、遺構の視認性及び顕在化の阻害要因となっている。
	トイレ (本丸、松の丸)	・本丸地区のトイレは、建物、設備とも老朽化しており、改修を検討する必要がある。
	大手道の石畳、整備路	・老朽化している箇所がみられ、車椅子やベビーカー等の通行に支障がある。
活用施設	犬山城隅櫓兼茶室 (永勝庵)	・建物が老朽化している。 ・史実に基づいて復元された建造物ではなく、遺構の視認性及び顕在化の阻害要因となっている。
	投光器	・一部で老朽化している箇所がみられる。 ・投光色を変えることができない。
防火・防災施設 インフラ施設		・施設の設置位置等により、史跡の景観を阻害する要素となっているものがあり(本丸地区ホース格納庫等)、修景について検討する必要がある。
修景施設	土堀	・歴史的景観に配慮されているものの、史実に基づいて復元されたものではない。
公園・広場	犬山城前広場	・説明板等が設置されておらず、かつて西御殿が存在していたことが伝わりにくいため、説明板の設置や遺構表示等について検討が必要である。
	犬山丸の内緑地	・公園施設及び設備の老朽化が進行している。 ・全体的に樹木が高木化し、鬱蒼としているため、天守への眺望が阻害されている。公園としての活用も十分ではない。
近代以降に付加された石垣・擁壁等	玉石練積、練石積	・本丸七曲道付近は、治山工事による土留擁壁設置により地形が大きく改変され、原地形がわからなくなっている。 ・桐の丸及び松の丸は、神社の移転に伴い曲輪形状が大きく改変されており、廃城前の状況がわかりにくくなっている。
	コンクリート擁壁	・史跡の歴史的景観を阻害しており、修景方法についての検討が必要である。

第3節 整備の方法と進め方

1 保存のための整備

保存のための整備は、原則として発掘調査や史料調査の成果に基づき、現況把握及び適切な修復方法を検討した上で、修復整備等を実施するものとする。

(1) 歴史的建造物(天守、天守台)

- ・「第4章 第3節 天守の保存管理」に基づき、適切な保存整備(修理)を行う。

(2) 歴史的構造物

ア 石垣(曲輪石垣、櫓台石垣)

- ・石垣の変状が確認された箇所については、修復方法の検討を行う。修復については、解体修理だけでなく、変状の進行を抑制するための間詰石の補充等、多様な手法を検討する。
- ・崩落の危険性がある等、来場者の安全性の確保が急がれる部分については、応急措置を講じた上で、不安定化の原因を把握するとともに、計画的な修復整備を行う。
- ・石垣の保存に影響を及ぼす樹木等は、伐採等の措置を計画的に講じる。

イ 礎石

- ・計画的に発掘調査を実施して本質的価値の把握に努め、破損、劣化が確認された場合は、発掘調査や史料調査の成果に基づいた修復整備を行う。

ウ 切岸、土塁、堀跡

- ・破損、劣化が確認された場合は、堀、土塁、切岸等の連続した地形や景観の維持に努めながら、発掘調査や史料調査の成果に基づいた修復整備を行う。
- ・急勾配や法面などで安全対策を図る必要がある場合には、地形の改変を極力避けるとともに表面の維持や緑化などの工法を施すことにより連続した景観を保全する。

(3) 植生の整備

- ・「第4章 第4節 植生管理」に基づき、適切な植生整備を行う。

2 活用のための整備

(1) 遺構等の公開整備方法

ア 石垣、堀、土塁、切岸等

- ・近世以前に築造された石垣については、一般公開範囲または指定地周辺からの見学が可能となるよう、樹木の整備や見学スペースの設定など、遺構の視認性を確保するための整備手法について検討する。
- ・城山外縁地区においては、遺構の保存に影響を与えない範囲での堆積物の除去等により、遺構の顕在化を図る。そのうえで、新たな観覧ルートの整備や樹木の整備等、遺構の視認性を確保するための整備手法について検討する。

イ 礎石・地下遺構等

- 発掘調査等により遺構の残存状況を確認したうえで、調査成果に基づいて遺構の公開整備手法を検討する。

(2) 復元整備

ア 建造物の復元整備

復元整備の検討にあたっては、まずは、指定地外に移築され、現存する門・櫓について調査を進め、建造物の原位置における礎石の残存状態等地下遺構の状況を把握した上で、復元整備が可能かどうかの検討を行うものとする。

また、復元整備の意義、現在の土地利用状況、史跡内の景観、利用上・安全上の課題等を総合的に判断した上で、整備を進めるものとする。

その他の建造物及び土塀等については、今後の史料調査、発掘調査により復元の根拠となる新たな情報が得られた場合には、復元または復元的整備の可能性を検討することとする。

なお、建造物の復元及び復元的整備にあたっては、史実に基づき木造によるものを想定するため、「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」に則り、必要な防火対策を図るものとする。

イ 縄張り(失われた石垣、堀、道等)の復元整備

絵図及び古写真等の調査により、縄張りを構成する曲輪石垣や堀、道等の形状が廃城前と異なっている箇所は概ね把握されているが、原則として発掘調査等により遺構の残存状況及び地形の変状等を確認したうえで、これら遺構の復元整備についての検討を行うものとする。

(3) 天守の整備方法

ア 計画条件の整理

天守の整備に関連する法規や上位計画を以下のように示す。

文化財保護法：法第4条により、文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならないとされている。なお、現状変更が必要となった場合の手続き等については、第4章「保存管理」で取り扱う。

建築基準法：法第3条第1項第1号により、国宝である天守は建築基準法の適用除外となる。ただし来訪者の安全性を確保するために、建築基準法と十分に照合し、満足できない内容に関しては、できる限り管理運営等ソフト面での対策を図る。

消防法：消防法施行令別表第1の(17)項に規定される防火対象物である。活用によって防災設備の整備が必要になる場合は、消防等関係機関と協議の上で行う。(第5章 第3節2「天守の防災・防犯対策」を参照)

バリアフリー関係：国宝は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の対象外である。

イ 入城管理施設の整備と正面外観の改善

天守の出入口にテントが設置されており、入城管理上の機能を果たしている一方、天守の景観を損なっている。テントが果たす機能を把握し、天守の景観に影響を与えないようにこれらの機能を移設する可能性とそれによって起こりうる問題を整理した。

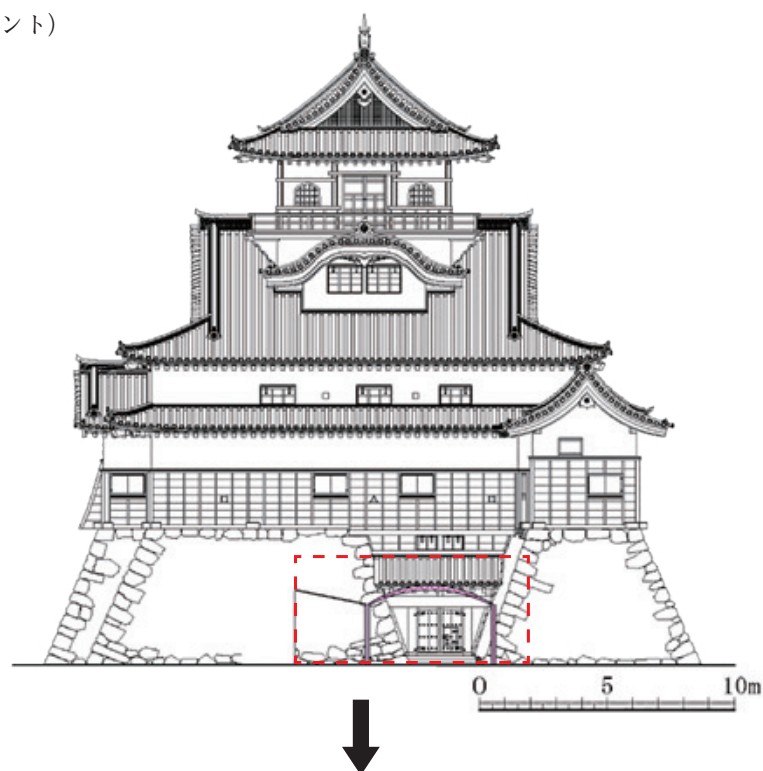
表7.4 テントの機能整理

テントの機能	機能の移設		移設後の問題点
靴脱ぎ場	△	天守から離れた場所	・来訪者の快適性・利便性に不利(特に雨の日)
	△	天守一階内部	・天守の保存管理に不利(天守内観と衛生への影響、天守一階までの養生等)
	×	機能廃止 (天守内部で土足)	・天守の保存管理に不利(天守内の衛生への影響、天守内部が濡れる)
案内板の設置	○	鉄門等	
出入口の防風	×		・来訪者の快適さに不利
出入口の防雨、 傘立て置き場	×		・来訪者の快適さ・利便性に不利 ・天守の保存管理に不利(地階二階内部が濡れやすい、地下階に人溜まりができる)

以上のように、天守出入口側の内部空間(地下二階)が限られており、天守内の清潔、見学の快適性(特に雨の日)を確保するために、出入口には入城管理施設が必要である。そのため、天守の景観、保存管理と来訪者の快適性、利便性との間にバランスを取ることが最も現実的である。今後は以下に掲げた基本的な考え方に基づいて、犬山城管理委員会(専門部会)と文化庁の意見を聴取しながら改善策を考案する。

- ・靴脱ぎ場、防風と防雨の機能を確保できる入城管理施設を新設あるいは更新する。施設はその可逆性を重視し、天守と周辺環境の保存管理と景観へ配慮した仕様、規模とデザインにする。検討例として、入城管理施設を更新し、靴脱ぎ場と防風防雨の機能を石垣前へ移動させる。出入口の可視化のために防雨屋根を最小限にし、来訪者が出入口の前ではなく、石垣前で靴を脱ぐようにする。
- ・平常時だけでなく、繁忙期や非常時等の動線や滞留等も考慮する。検討例として、入城管理施設を更新するときに不燃材を使用し、必要な防災設備の設置も検討する。また、スリッパ・ビニール袋を入れる箱、傘立て等が避難ルートの障害にならないように再配置する。

既存入城管理施設(テント)



入城管理施設を更新し、靴脱ぎ場と防風防雨の機能を石垣前へ移動。出入口前の防雨屋根を最小限にし、来訪者が出入口の前ではなく、石垣前で靴を脱ぐ。

入城管理施設更新案(例)

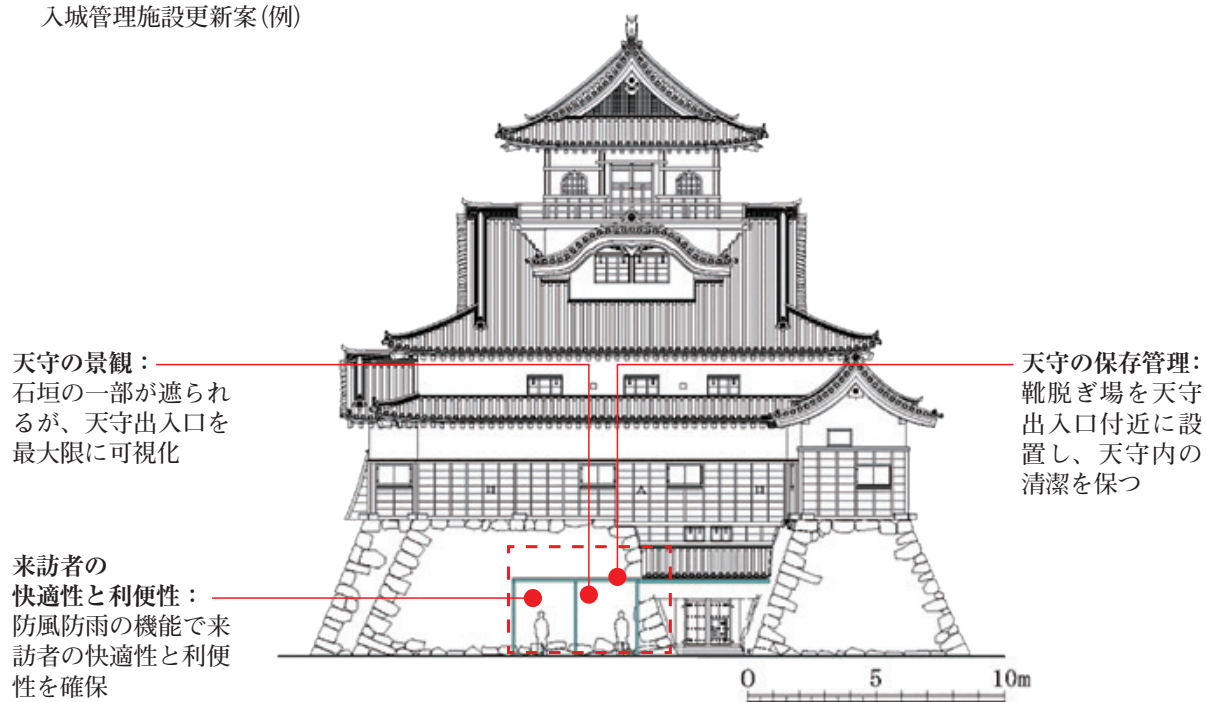


図7.5 改善策の例

ウ 天守の電気設備の更新

電気設備の全面的な更新を検討する。検討の際には、必要に応じて専門家の意見を得るとともに以下の内容に重点を置く。

- ・来訪者の安全性と快適性を重視する。検討例として階段等での照明の検討が挙げられる。
- ・照明器具の仕様、施工性、部材への影響と将来の継続性を考慮する。検討例として軽量小型化、環境への配慮等が挙げられる。
- ・天守の文化財的価値を効果的に表す照明環境を目指す。検討例として、天守の内観の中でも、文化財的価値が顕著に表れている部分(柱の加工痕等)を正しく表現する。また、来訪者の動線と観覧位置等を考慮する。天守外部のライトアップ用の投光器についても、景観及び環境に配慮した設置位置、仕様等について検討し、状況に応じて投光色を変えることができるなど、効果的なライトアップが可能となるよう考慮する。
- ・天守の展示内容の更新等に対応可能なものとする。検討例として、展示のための適切な電気容量を確保し、コンセントの配置を検討する。展示物用の照明を導入する場合はその汎用性を重視し、展示内容が更新される度に照明の仕様と位置が変更できるようなものを優先する。
- ・照明器具の更新にあたっては、天守の文化財的価値、史跡の本質的価値を阻害することのないよう、器具の意匠や設置場所にも十分配慮する。

(4) 諸施設の整備方法

ア 案内施設

- ・史跡全体を表示する案内板及び誘導案内板等の設置を検討し、来訪者の安全かつ円滑な移動を促す。
- ・公有地、民有地を含めて、歴史的景観に配慮して案内板等の素材、意匠等の統一化を図る。
- ・犬山城の縄張り構造をわかりやすく伝えるため、公開範囲の拡大を視野に入れ、各曲輪の解説を充実させるとともに、本来の通路である大手道から天守までの観覧ルートを周知する。
- ・外国人観光客を含めた来訪者の犬山城への理解を深めるため、端末を利用した多言語化やコンテンツの充実を図る。

イ 維持管理・運営施設等(案内施設以外)

(ア) 歴史的景観に配慮した施設整備

- ・遺構の視認性及び顕在化を阻害している犬山城隅櫓兼茶室、売店については、将来的な撤去に向けた検討を早期に行う。
- ・その他の管理施設、便益施設としての建築物(犬山城管理事務所、券売所等)については、当面はこれまでどおり活用することとするが、歴史的経緯や必要性等を十分検証したうえで、改修・更新または移転・撤去等の取扱いの検討を行う。
- ・歴史的景観を阻害する要因となっている諸施設等は、景観に配慮した素材、意匠等への改修及び植栽等による表面の被覆等を検討する。

(イ) 犬山城への理解を深めるための施設整備

- ・犬山城前広場として活用している西御殿跡等、往時の姿が伝わりにくい箇所については、

案内施設の整備とともに、舗装や修景施設等による遺構の表示方法を検討する。

- 追加指定候補地については、発掘調査等により遺構の残存状況を把握した上で、遺構の保存に影響を与えない範囲、手法による整備、便益施設等の設置について検討する。

(ウ) 観覧環境の安全性・利便性に配慮した施設整備

- 来訪者の安全性・利便性を確保するための柵や整備路等の施設及び防災施設・インフラ施設等については、定期的に劣化診断等の調査を実施し、劣化状況に応じて修繕・更新計画を策定した上で、計画的に修繕・更新等を実施する。
- 歴史的景観に配慮しつつ、城前階段への手すりの設置を検討する。
- 夜間ライトアップ用の投光器については、老朽化した機器の更新及び各視点場から天守への眺望景観を妨げない配置計画等を検討して、効果的な夜間景観の演出方法を検討する。

第8章 運営・体制の整備

第1節 方向性

運営・体制の基本方針(「第3章 大綱・基本方針」を参照)に基づき、運営・体制の方向性を以下に示す。

- ・天守及び史跡の所有者と必要に応じて協議、調整の場を設けるなどして緊密な連携を図り、協力を得ながら事業を進める。
- ・文化庁、愛知県及び庁内関係部局との緊密な連携を図る。
- ・公益財団法人犬山城白帝文庫との連携を強化し、大学や研究機関等との連携を視野に入れた官民連携による調査研究体制を構築する。
- ・大規模災害時の危機管理体制の確立を図る。
- ・保存・活用・整備が着実に実施されているかどうかを検証し、課題を把握したうえで、その解決を図る。
- ・市民、民間団体等との連携により、保存・活用・整備を継続的に実施するための体制構築及び財源確保を図る。

第2節 運営・体制の整備

1 運営・体制の現状・課題

(1) 管理状況

天守は、現在公益財団法人犬山城白帝文庫が所有しているが、犬山市が管理団体として管理を行っている。

史跡についても、犬山市が管理団体に指定され、史跡指定地内における保存のために必要な管理を行っている。

指定地内の日常の維持管理については、本丸、杉の丸、大手道、城山外縁部は、犬山市教育委員会歴史まちづくり課が行い、犬山城前広場は犬山市経済環境部観光課が、犬山丸の内縁地は、犬山市都市整備部土木管理課が行っている。また、櫓の丸、桐の丸及び松の丸については、それぞれの所有者が日常の維持管理を行っている。

表8.1 天守の管理役割分担(計画の策定時点)

組 織 名		管 理 上 の 役 割 分 担
公益財団法人犬山城白帝文庫		所有者 ・犬山城関連の諸委員会に所有者として出席し、助言する
犬山市		管理団体
	教育委員会歴史まちづくり課	・天守の全般管理と運営 ・天守の保存修理や活用等の計画 ・委員会の開催
	犬山城管理事務所	・管理業務の実施 ・災害等緊急時の対応
	警備会社(犬山市からの委託)	・天守の安全管理、巡回 ・災害等緊急時の対応

表8.2 史跡の管理役割分担(計画時の策定時点)

組 織 名	管轄区域	管 理 内 容
犬山市		管理団体
教育委員会歴史まちづくり課 犬山城管理事務所 警備会社(犬山市からの委託)	本丸	・樹木管理(点検、伐採、剪定、枝打ち等) ・天守内及び本丸内への入城管理 ・インフラ施設の維持管理 ・管理・便益施設の維持管理 ・防災施設の維持管理 ・公開・活用のための諸施設の維持管理 ・石碑の維持管理 ・石垣の維持管理 ・清掃
	杉の丸	・樹木管理(点検、伐採、剪定、枝打ち等) ・出入管理 ・曲輪内諸施設及び建築物の維持管理 ・防災施設の維持管理 ・石碑の維持管理
	大手道	・道の維持管理 ・インフラ施設の維持管理 ・修景施設の維持管理 ・公開・活用のための諸施設の維持管理 ・案内施設の維持管理 ・石碑の維持管理 ・清掃
	城山外縁部	・樹木管理(点検、伐採、剪定、枝打ち等) ・石垣等への樹木の影響確認、点検 ・堀の維持管理
	犬山市経済環境部観光課	犬山城前広場
		松の丸
	犬山市都市整備部土木管理課	犬山丸の内緑地
		西御殿跡
愛知県一宮建設事務所	城山外縁部	・斜面防災施設・擁壁等の点検、補修
公益財団法人犬山城白帝文庫	櫓の丸	・出入管理 ・敷地内の設備の点検と維持管理 ・清掃
宗教法人針綱神社	桐の丸 松の丸	・神社関連建築物等の維持管理 ・樹木管理 ・敷地内の施設等の点検と維持管理 ・清掃
宗教法人三光稲荷神社	松の丸	・神社関連建築物等の維持管理 ・樹木管理 ・敷地内の施設等の点検と維持管理 ・清掃

(2) 活用事業の運営

活用事業の運営は、犬山城管理事務所(犬山市教育委員会歴史まちづくり課)が公益財団法人犬山城白帝文庫の協力を得ながら、犬山市経済環境部観光課、一般社団法人犬山市観光協会と連携して行っており、企画・催事等の開催及び情報発信等を行っている。

(3) 調査・研究体制

平成16年(2004)4月に財団法人犬山城白帝文庫(平成25年4月1日より公益財団法人)が設立され、犬山城及び犬山城主の成瀬家に関する文献の調査・研究が本格的に行われるようになった。

また、平成21年度には、犬山市教育委員会歴史まちづくり課が発足し、これまで観光部局が行ってきた管理業務等を移管して文化財として調査・研究を行うための体制を構築してきた。

犬山市では、平成20年に学識経験者等により構成する「犬山城城郭調査委員会」を設置し、石垣や堀、切岸等の城郭に関連する遺構等の残存状況を解明するための調査・研究を進めてきた。平成21年には、天守の耐震及び修理に関する事項について調査・研究を行うための「犬山城修理委員会」、令和元年(2019)には、犬山城の保存及び活用に関する事項について調査・研究を行う「犬山城保存活用計画策定委員会」を設置している。これらの委員会は犬山城の管理運営について指導・助言を受けるために昭和40年(1965)に設置された「犬山城管理委員会」の専門部会として設置されている。

現在は、犬山市教育委員会歴史まちづくり課が事務局となり、公益財団法人犬山城白帝文庫をはじめ関係機関の協力を得て、犬山城管理委員会及び専門部会の指導の下、文化庁及び愛知県と協議を進めながら、史資料調査、発掘調査等の調査・研究を行っている。

(4) 運営・体制における課題

- ・史跡指定地内には民有地が存在しており、それぞれの所有者により日常の維持管理が行われているため、地区により管理状況の差異が生じる可能性があるうえ、大規模災害時の防災体制等が定められていない。所有者間の密接な連携を図る必要がある。
- ・犬山城の保存・活用・整備を推進するためには、文化財保護をはじめとした多岐にわたる分野の知識が必要となるため、庁内だけでなく文化庁、愛知県を含む官公庁内の関係部局との連携を強化する必要がある。
- ・史跡は、これまで実施した発掘調査が一部に限られ、遺構等の残存状況が明らかになっていない部分が多くを占めていることから、さらなる史実の解明を図るため、調査・研究体制の強化を図る必要がある。
- ・犬山城の保存・活用・整備事業を着実に実施していくためには、事業の進捗状況について体制を整えて検証する必要がある。
- ・犬山城の保存・活用・整備を将来にわたって推進するためには、市民や民間団体との連携を強化し、協働体制を構築したうえで、安定的に歳入を確保する必要がある。

2 運営・体制の整備の方法

(1) 各所有者と緊密な連携を図る

天守及び史跡指定地の所有者と緊密な連携を図り、史跡全体の管理水準を一定にするとともに、その維持・向上を図る。

(2) 調査・研究体制の連携強化

学識経験者等により組織された犬山城城郭調査委員会及び犬山城修理委員会による助言、指導のもと、公益財団法人犬山城白帝文庫等との連携を図りながら犬山城の調査・研究を継続す

るとともに、大学や研究機関等との連携を視野に入れ、将来にわたり継続的に調査・研究が進められる体制の構築を目指す。

(3) 官公庁内の関係部局との連携強化

犬山城の保存・活用・整備を推進するためには、文化財だけでなく、都市計画、景観、観光、防災、公園緑地等多分野の知識が必要となる。

庁内関係部局、文化庁及び愛知県との連携はもとより、教育機関、その他関係機関との緊密な連携体制を構築し、事業の円滑化を図る。

(4) 大規模災害時における危機管理体制の構築

「第5章 防災」に準じ、火災、地震、風水害、土砂災害等の大規模災害に備えた危機管理体制を構築し、市民及び来訪者の安全性の確保に努める。

(5) 事業の評価及び検証体制の構築

保存・活用・整備事業の実現性及び実効性を把握するため、事業が着実に実施されているかどうかの評価・検証を行い、課題の抽出とその解決策の検討を図る体制を構築する。

犬山市教育委員会歴史まちづくり課が主体となり、犬山城管理委員会(専門部会)に報告したうえで、意見を聴取しながら事業の評価・検証を進めるものとする。

(6) 多様な主体との連携による事業の推進及び財源の確保

将来的に保存・活用・整備事業を継続・実施するため、市民活動団体やNPO法人等と連携したボランティア活動の推進や、民間事業者と連携した企画・催事の開催及び情報発信等、民間ノウハウを活用した事業の展開を検討し、運営・管理コストの縮減と新たな歳入の確保を図る。

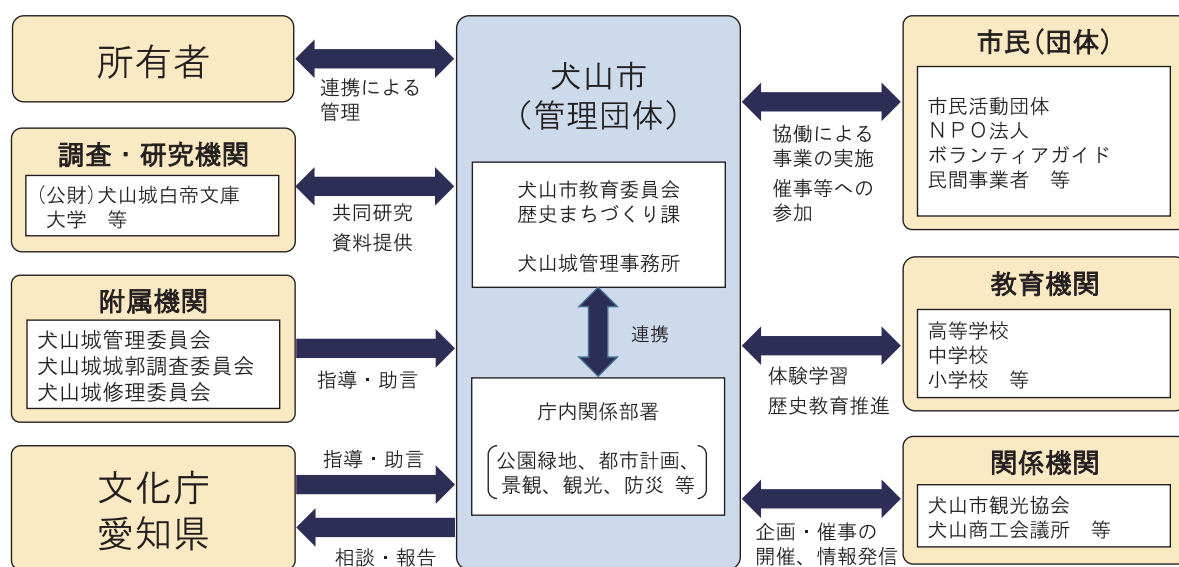


図8.1 運営・管理体制の相関図

第9章 今後の取組み

第1節 施策の実施計画の策定・実施

(1) 施策の実施計画

保存管理、防災、活用・整備及び運営・体制にて述べた方向性と方法に基づき、今後計画的に実施すべき施策の項目を以下に示す。

施策の実施時期については、概ね令和3年度(2021)から令和7年度までの5年間を「短期」、令和8年度から令和12年度までの5年間を「中期」、それ以降については「長期」とした。

表9.1 施策の実施計画

区分	項 目	短 期 (R3～R7)	中 期 (R8～R12)	長 期 (R13～)
保 存 管 理	遺構等の日常的な維持管理			
	遺構等の破損、劣化箇所の把握			
	計画的な修復			
	石垣カルテの作成			
	石垣カルテの更新			
	調査・研究			
	現状変更等の取扱基準の運用			
	天守の維持管理			
	天守の軽微な修繕			
	天守の修理			
	遺構の保存に影響を及ぼす樹木等の整備			
	斜面の崩落等の危険性がある樹木等の整備			
	眺望の阻害要因となる樹木等の整備			
	日常の植生管理			
	史跡の周辺環境を構成する諸要素の保護			
	史跡の追加指定への取組			
防 災	防災・防犯対策の強化			
	避難経路の確保			
	災害に備えた予防対策の実施			
	災害時の緊急連絡体制の構築			
活 用	公開範囲拡大の検討			
	遺構の顕在化及び公開に向けた検討			
	企画・催事等の継続的な開催			
	情報発信方法、発信内容の充実			
	周辺施設等との連携強化			
	感染症等の拡大防止対策の強化			
整 備	犬山城整備基本計画の策定			
	大手門枳形跡の整備			
	遺構の顕在化のための整備			
	遺構の公開に向けた施設整備			
	建造物の復元に向けた調査・整備			
	失われた石垣等の復元に向けた調査・整備			
	案内施設の整備			
	諸施設の日常的な維持管理			
	歴史的景観を阻害する施設等の撤去・更新			
	史実に基づかない建築物等の移転・撤去			
運 営 ・ 体 制	各所有者との連携強化			
	犬山市関係部局との緊密な連携			
	官民連携による調査研究体制の構築			
	大規模災害時の危機管理体制の構築			
	事業の検証			
	民間活力の導入による財源の確保			

第2節 経過観察

(1) 経過観察の方向性

本計画にて定めた施策実施計画について、事業の進捗状況等を把握するため、定期的に経過観察(モニタリング)を実施する。

経過観察の結果により、事業の進捗状況、効果の検証・評価及び課題の抽出等を行い、必要に応じて改善を加えながら、施策の効果的な推進を図る。

(2) 経過観察の方法

ア 検証・評価

以下に示す経過観察チェックシートに基づき、年に1回自己点検を実施する。

犬山市教育委員会歴史まちづくり課が主体となり、犬山城市管理委員会(専門部会)に報告したうえで、意見を聴取しながら事業の検証・評価を進めるものとするが、必要に応じて多分野から専門的な見解・意見を聴取する。

イ 施策、事業等の見直し

経過観察により把握した課題を踏まえ、当初の目的が達成できるよう施策、事業計画等の見直しを行う。

本計画においても、施策、事業等の進捗状況や課題を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとする。

表9.2 経過観察チェックシート(案)

項 目	実 施 内 容	未 実 施	計 画 中	実 施 済	備 考
(1) 基本情報に関すること	①標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	②境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	③全体説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関すること	①保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	②保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 調査研究に関すること	①詳細な現地踏査は実施されているか	1	2	3	
	②必要な発掘調査は実施されているか	1	2	3	
	③史料の調査研究は実施されているか	1	2	3	
(4) 保存に関すること	①指定時における文化財的価値及び本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	②調査研究により天守及び史跡の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	③専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	④天守及び史跡の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	⑤災害対策に取り組んでいるか	1	2	3	
	⑥史跡の追加指定に向けた取組みを行っているか	1	2	3	
	⑦保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	

項 目	実 施 内 容	未 実 施	計 画 中	実 施 済	備 考
(5) 管理に関する こと	①日常的な管理はされているか	1	2	3	
	②特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	③史跡の周辺環境保全のために、地域住民や関係機関との連携は図られているか	1	2	3	
	④現状変更の基準を定め、実行しているか	1	2	3	
	⑤保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(6) 公開、活用に関する こと	①公開は適切に行われているか	1	2	3	
	②天守の文化財的価値及び史跡の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	③市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	④まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	⑤文化資源としての活用がされているか	1	2	3	
	⑥体験学習等は計画的に実施されているか	1	2	3	
	⑦パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	⑧外国人向けの対応はなされているか	1	2	3	
	⑨ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
	⑩保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(7) 整備に関する こと	①整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	②確実な保存を前提とした整備となっているか	1	2	3	
	③史跡の遺構表現は学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	④遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	⑤修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	⑥整備後に修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	⑦復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	⑧活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	⑨多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
	⑩整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	⑪整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	⑫整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
	⑬保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(8) 運営・体制・ 連携に関する こと	①運営については適切に行われているか	1	2	3	
	②事業遂行体制については十分であるか	1	2	3	
	③他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	④地域との連携については十分であるか	1	2	3	
	⑤予算確保のための取組みはあるか	1	2	3	
	⑥保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	

卷末資料

- 1 毎木調査結果
- 2 犬山城建造物関連古写真、図面
- 3 文化財保護に係る関係法令
- 4 「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」との対照表

1 毎木調査結果

(1) 調査概要

- ア 対象地区：本丸地区、杉の丸地区、樅の丸地区、桐の丸地区、松の丸地区、大手道地区、城山外縁地区(丑寅櫓跡を含む)、三光寺山地区に生育する成木(高さ2.0m以上)と稚樹(高さ1.5m～2.0m)
- イ 調査時期：令和2年(2020)3月、6月、7月

(2) 確認した樹種一覧

表 資料－1 確認した樹種一覧(休眠型、確認場所別)(数字は本数、赤字は確認本数の多い樹種)

休眠型	樹種	本丸地区		樅の丸地区		杉の丸地区		桐の丸地区		松の丸地区		大手道地区		城山外縁地区		三光寺山地区		総計
		稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	
MM	アラカシ	5	13	1	10		6			1	12		1	153	734	112	389	1,437
	ヤブニッケイ	1	1		3						3			72	446	28	85	639
	モチノキ						2			1	13			18	226	2	76	338
	ムクノキ		1	3	9		4				1		3	11	227	2	25	286
	サカキ				1		2		5	8	46			7	134	8	44	255
	シラカシ			4	3						15			9	174	3	19	227
	スダジイ						1				4			5	104	9	90	213
	クロガネモチ				1						10			3	112	6	56	188
	クスノキ	1	9		4		1		1		7		2	4	68	1	24	122
	エノキ		1		6	1								2	45	5	16	76
	ソメイヨシノ		23		2		8		1		23		3		6		8	74
	クヌギ						1								1	2	40	44
	ケヤキ		3								1			22	14			40
	ヒノキ										38							38
	スギ						1		1		15				15			32
	アベマキ														17			17
	モッコク										1			1	5	1	8	16
	ツブラジイ														13			13
	クロマツ		6								5							11
	イヌマキ		1	1	5						3							10
	イチョウ		1								5							6
	ウワミズザクラ														4		1	5
	カワヅザクラ													1	4			5
	アカマツ					2	2											4
	ヤマザクラ				1						1				2			4
	クリ													1	3			4
	オオモミジ	1									1						1	3
	タブノキ														1		1	2
	シキザクラ		1															1
	ヤマモミジ		1															1

休眠型	樹種	本丸地区		樅の丸地区		杉の丸地区		桐の丸地区		松の丸地区		大手道地区		城山外縁地区		三光寺山地区		総計
		稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	
MM	ビワ				1													1
	ツクバネガシ													1				1
	サトザクラ		1															1
	モミ									1								1
	ハナノキ		1															1
	エゴノキ													1				1
	ナギ									1								1
M	ヤブツバキ		1		19	3	7			1	13			63	606	14	75	802
	カナメモチ		2				1				2			11	157	31	201	405
	イロハモミジ		20	3	13		6			2	21		5	11	112	2	21	216
	タラヨウ		2				3				1			7	130	5	12	160
	リンボク													1	18	6	29	54
	トウネズミモチ									4				11	23	1	9	48
	ヒサカキ				3					2	5			1	29		7	47
	ハナミズキ		26				8			1		1						36
	ウメ	1	1		2		3			1	8							16
	ムラサキシキブ													3	1	1	5	10
	シキミ																9	9
	リョウブ																7	7
	カクレミノ													1	2		1	4
	キンモクセイ									1							2	3
	ヤツデ																2	2
	ヒトツバタゴ		1						1									2
	ヒイラギモクセイ									1								1
	ウリカエデ													1				1
	ムクゲ						1											1
	サザンカ									1								1
	ノムラモミジ									1								1
N	ネズミモチ									2				9	77	5	26	119
	シャリンバイ													1			3	4
N-M	シャシャンボ									1					1	1	4	7
	トベラ			1	1		1								3			6
MMつる	フジ									2								2
計		9	116	13	84	6	58	0	9	16	270	0	15	428	3,517	245	1,296	6,082

注) 休眠型(ラウンケア1935) MM: 大型高木植物(高さ8m以上)、M: 小高木植物(高さ2~8m)、N: 低木植物(高さ0.25~2m)

注) 成木: 高さ2.0m以上の樹木、稚樹: 高さ1.5m~2.0mの樹木

(3) 樹高階別の分布状況

確認した樹種を5つの樹高階(稚樹:1.5m-2.0m未満、成木:2.0m-8.0m以下、8.0m-10.0m以下、10.0m-15.0m以下、15.0mより大きい)に区分し、その分布状況を整理した。

(「表 資料-2 地区別にみた確認樹木の樹高階分布」及び「図 資料-1 樹木位置図(樹高階別)」)

表 資料-2 地区別にみた確認樹木の樹高階分布

地区(斜面の向き)		樹 高 階					総 計
		稚樹	成 木				
			1.5-2.0m未満	2.0-8.0m以下	8.0-10.0m以下	10.0-15.0m以下	
本丸地区		9	94	16	6		125
杉の丸地区		6	43	11	4		64
樅の丸地区		13	62	17	4	1	97
桐の丸地区			7	2			9
松の丸地区		16	188	34	43	5	286
大手道地区			12		3		15
三光寺山地区	北	130	559	32	39	15	775
	西	104	419	39	21		583
	園地	11	95	18	41	18	183
城山外縁地区	東	234	1,304	168	217	80	2,003
	北	102	729	45	59	22	957
	西	92	594	123	138	38	985
総 計		717	4,106	505	575	179	6,082

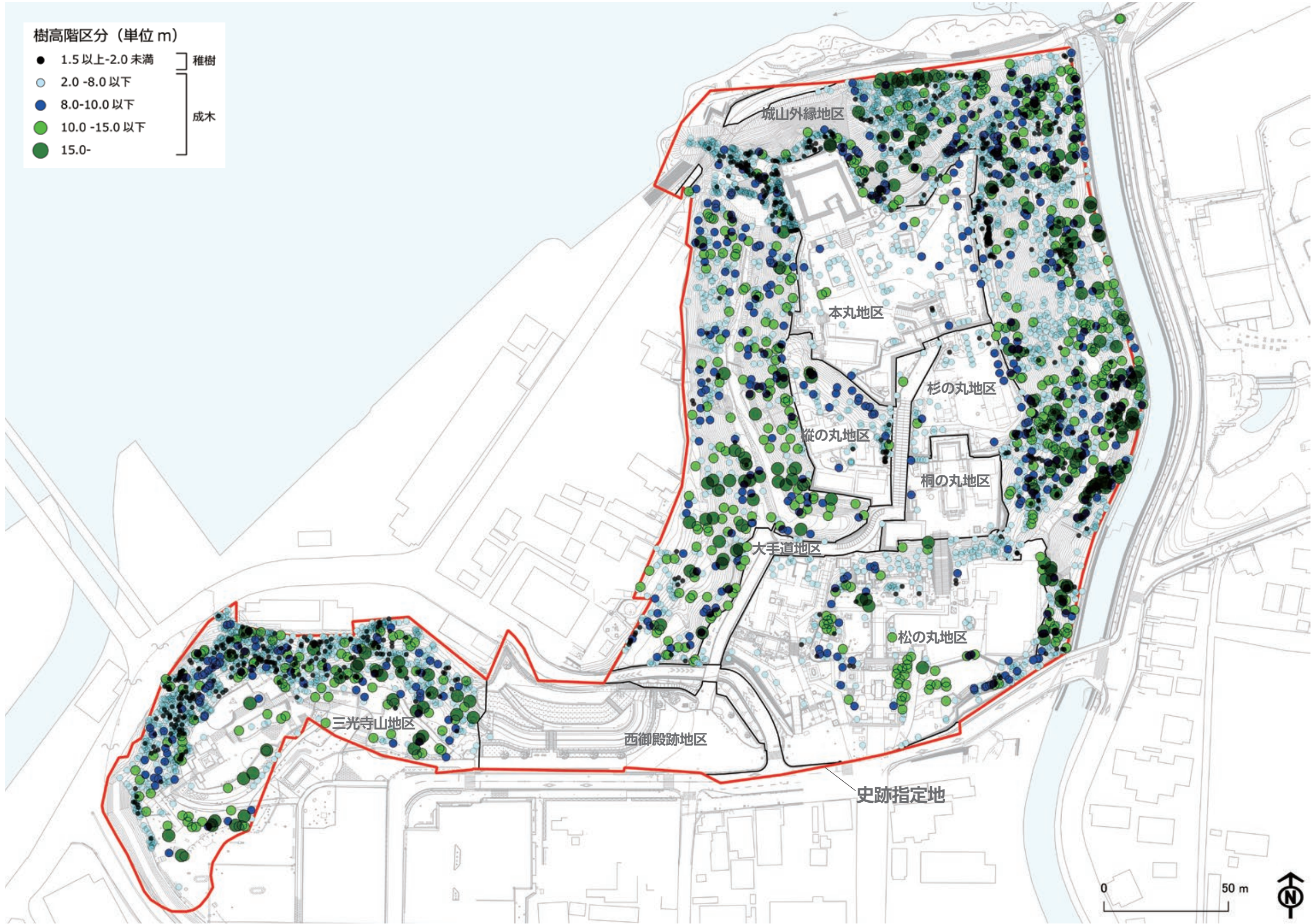
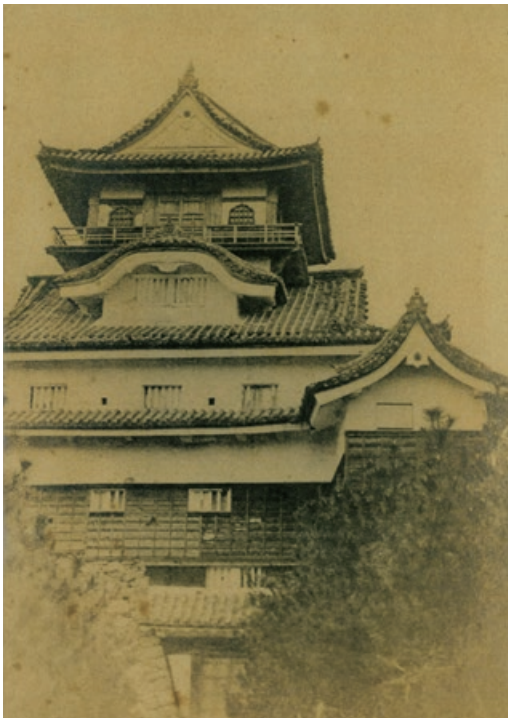


図 資料-1 樹木位置図(樹高階別)

2 犬山城建造物関連古写真、図面



1 濃尾地震以前の天守古写真
明治20年(1887)頃
犬山城白帝文庫蔵



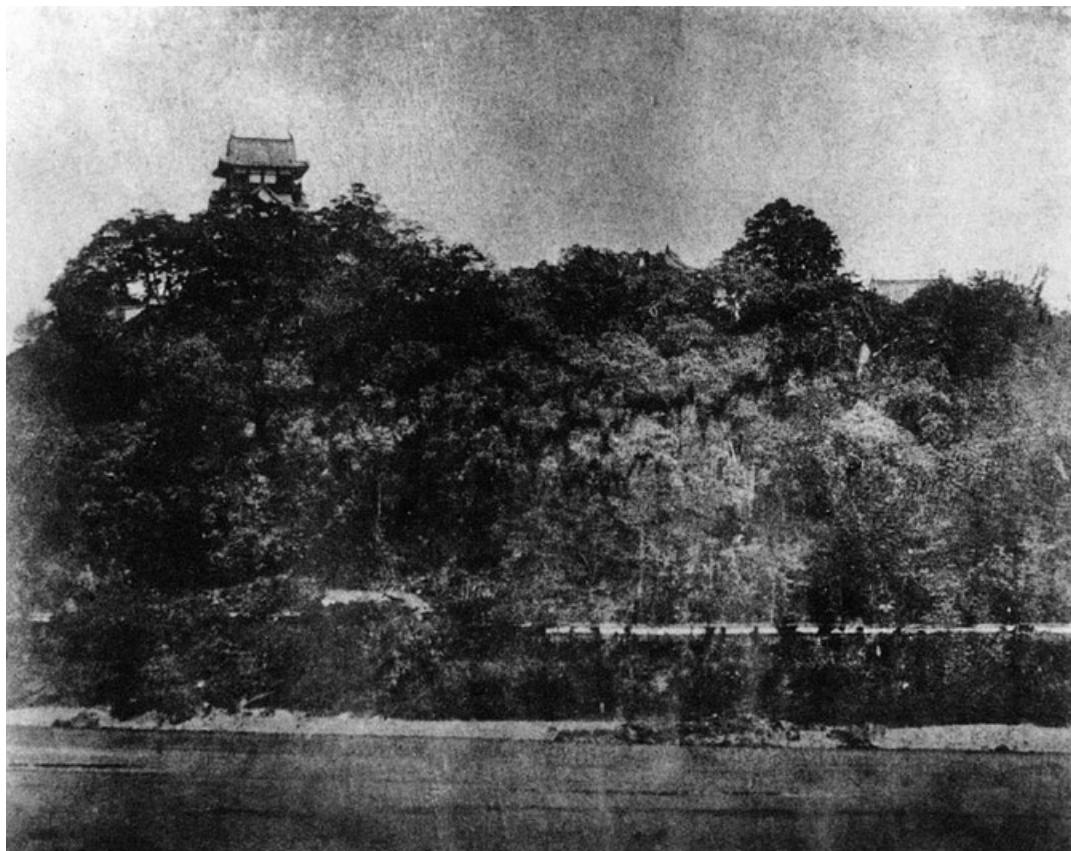
2 濃尾地震により被災した天守
明治24年(1891)頃
(『犬山市史』資料編6より転載)



3 丑寅櫓、水之手櫓の写る古写真 明治6年(1873) 個人蔵



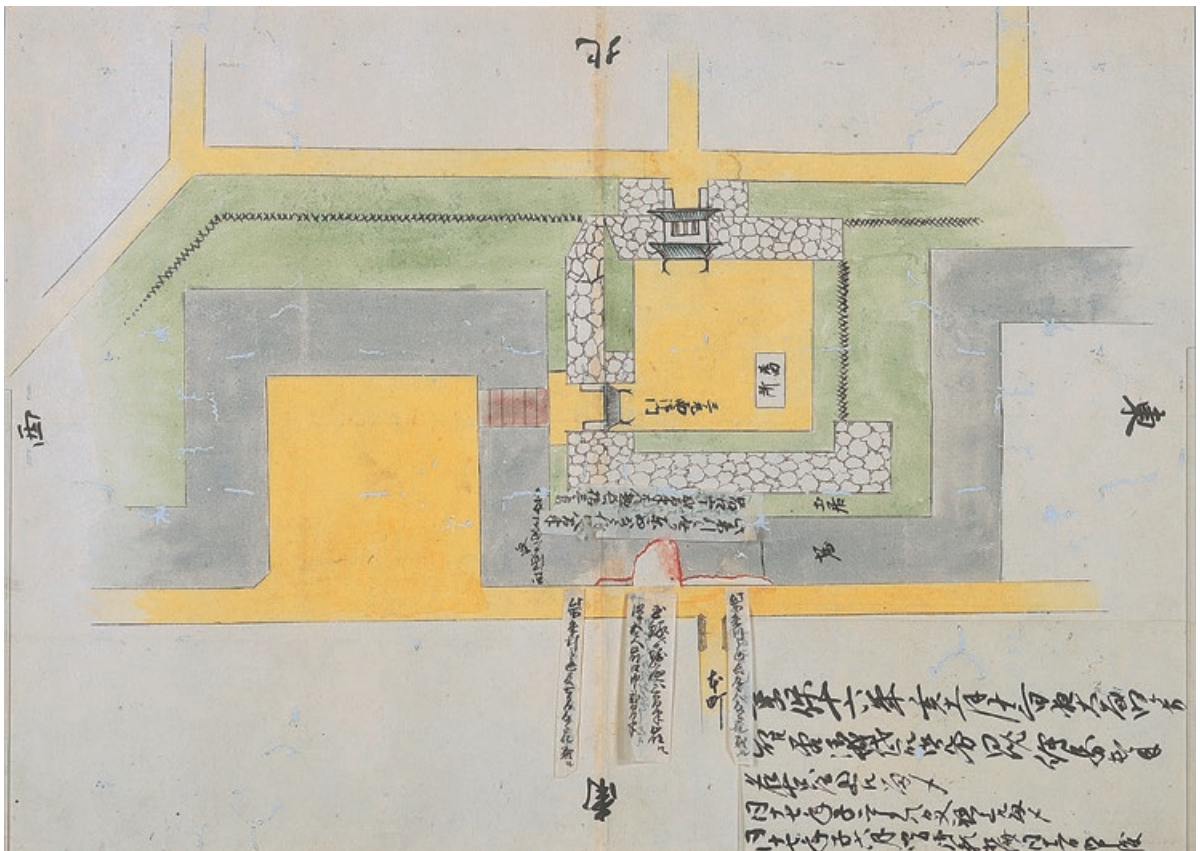
4 坤櫓・道具櫓・御成櫓・器械櫓の写る古写真 明治初期 個人蔵



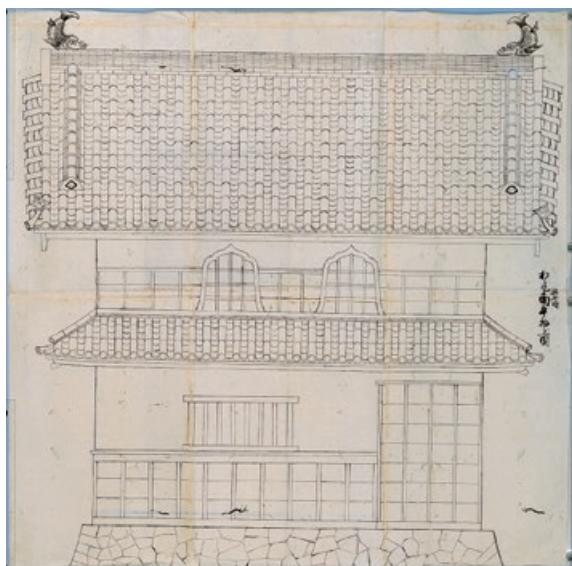
5 西谷付近の写る古写真 明治初期 個人蔵



6 大手門の写る古写真 明治元年(1868) 個人蔵



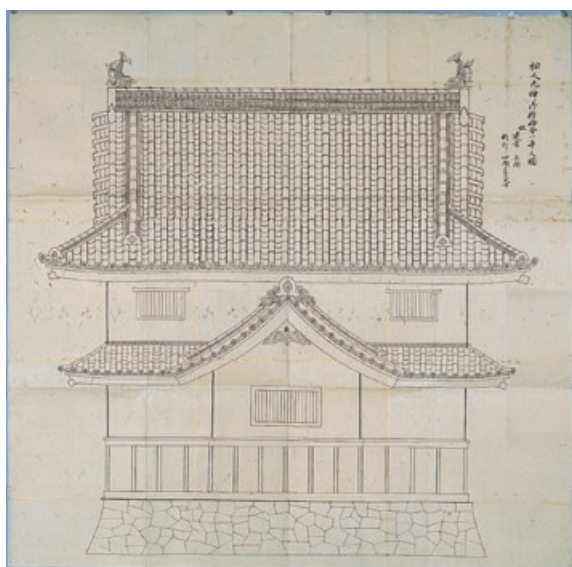
7 三之丸堀際崩所図 享保16年(1731) 犬山城白帝文庫蔵



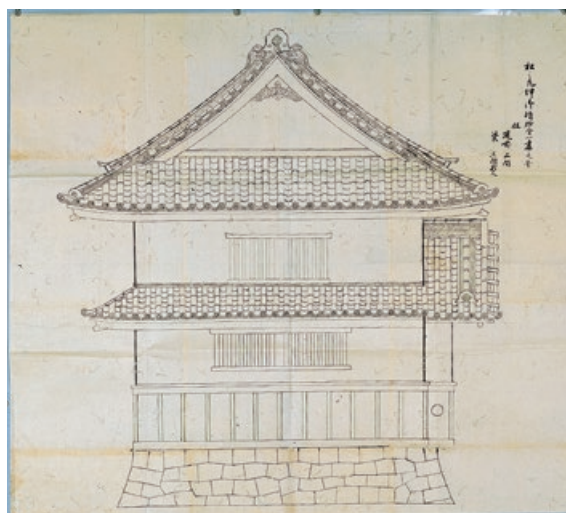
8 松之丸巽櫓十分一之図(平) 年不詳
犬山城白帝文庫蔵



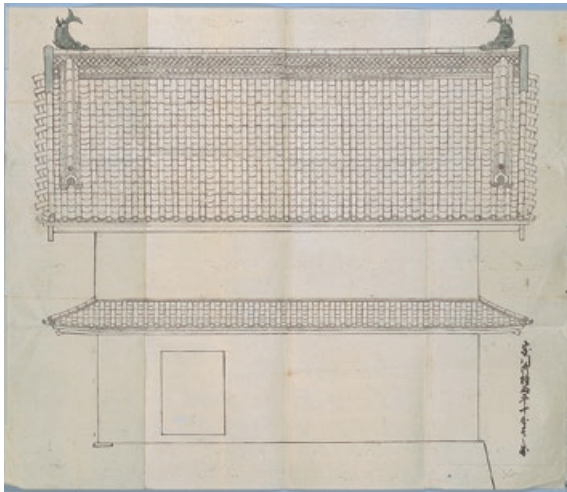
9 松之丸巽櫓十分一之図(妻) 年不詳
犬山城白帝文庫蔵



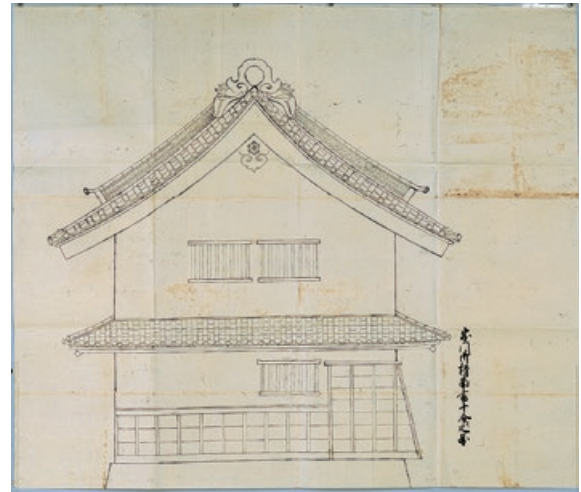
10 松之丸坤櫓十分一之図(平) 年不詳
犬山城白帝文庫蔵



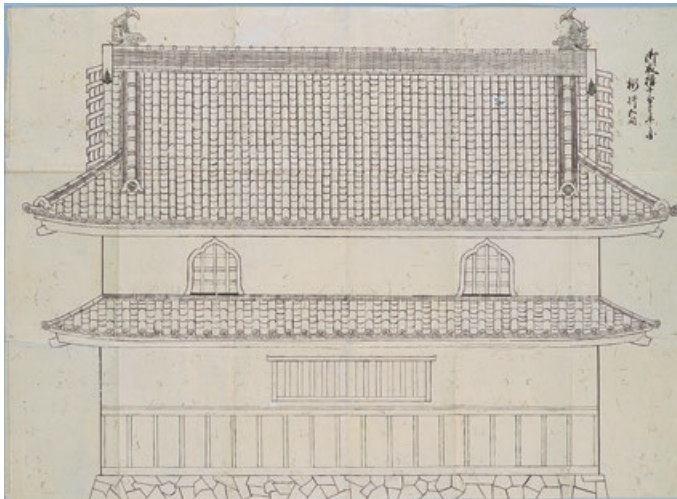
11 松之丸坤櫓十分一之図(妻) 年不詳
犬山城白帝文庫蔵



12 宗門櫓十分一之図(平) 年不詳
犬山城白帝文庫蔵



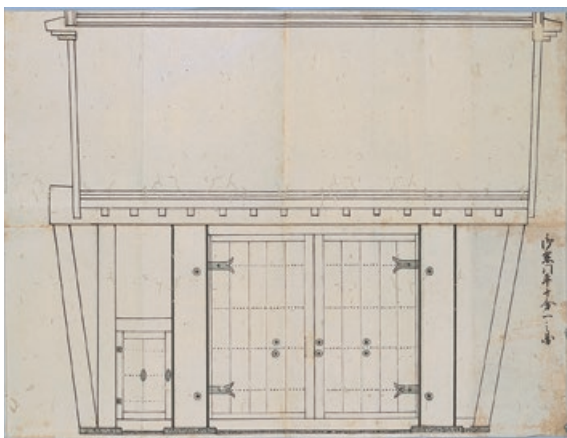
13 宗門櫓十分一之図(妻) 年不詳
犬山城白帝文庫蔵



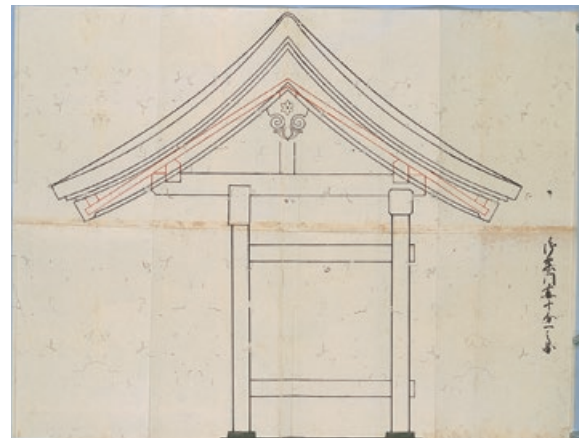
14 御成櫓十分一之図(平) 年不詳
犬山城白帝文庫蔵



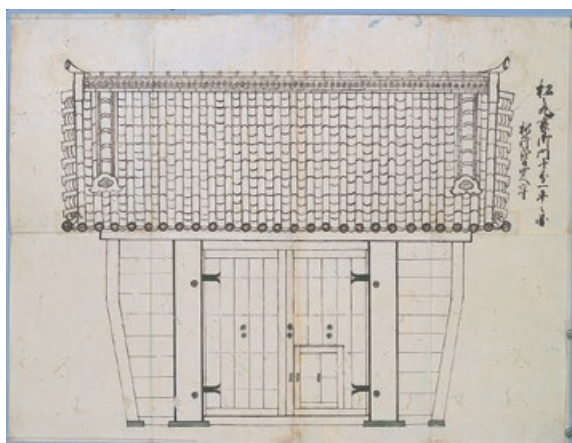
15 御成櫓十分一之図(妻) 年不詳
犬山城白帝文庫蔵



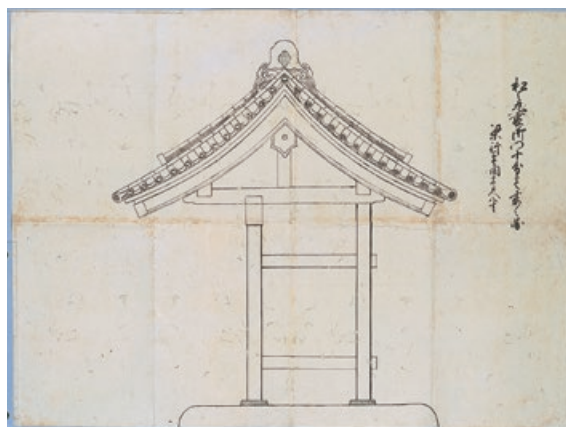
16 御黒門十分一之図(平) 年不詳
犬山城白帝文庫蔵



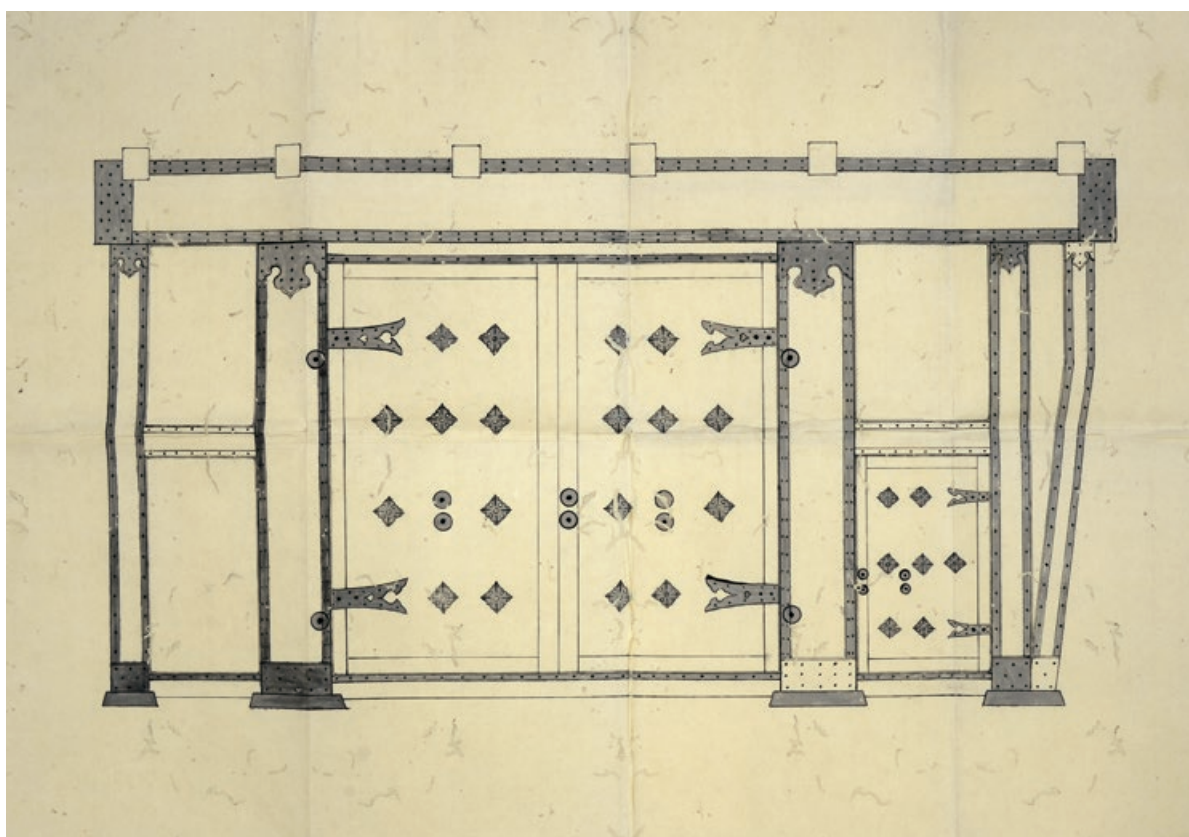
17 御黒門十分一之図(妻) 年不詳
犬山城白帝文庫蔵



18 松之丸裏御門十分一之図(平) 年不詳
犬山城白帝文庫蔵



19 松之丸裏御門十分一之図(妻) 年不詳
犬山城白帝文庫蔵



20 名称不明の門 天保13年(1842)か 犬山城白帝文庫蔵

3 文化財保護に係る関係法令

文化財保護法(関係部分抜粋)

昭和25年5月30日法律第214号

最終改正：令和2年6月10日号外法律

第41号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁(りょう)、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文

化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用

に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第一節 重要文化財

第一款 指定

(指定)

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

第二款 管理

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理(当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長

官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き(ゝ)損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき(ゝ)損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第三款 保護

(修理)

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第三十四条の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及

び時期について当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとする

るときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第四十五条 文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 3 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第四十七条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。

- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。

- 3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

- 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第四款 公開

(公開)

第四十七条の二 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

- 2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以

外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

- 3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

第五款 重要文化財保存活用計画

(重要文化財保存活用計画の認定)

第五十三条の二 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画(以下「重要文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該重要文化財の名称及び所在の場所
- 二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

- 3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項
- 二 当該重要文化財の修理に関する事項
- 三 当該重要文化財(建造物であるものを除く。次項第六号において同じ。)の公開を目的とする寄託契約に関する事項

- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該重要文化財保存活用計画の実施が当該重要文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

- 四 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に

適合するものであること。

五 当該重要文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の修理を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が重要文化財の公開を適切かつ確実にを行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更)

第五十三条の三 前条第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第五十三条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この款及び第百五十三条第二項第六号において同じ。)を受けた場合において、当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(修理の届出の特例)

第五十三条の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条の二第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文

部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定重要文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第五十三条の六 文化庁長官は、第五十三条の二第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五十三条の八において「認定重要文化財保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第五十三条の七 文化庁長官は、認定重要文化財保存活用計画が第五十三条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(所有者等への指導又は助言)

第五十三条の八 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長。第百八十三条の八第四項、第百九十条第一項及び第百九十一条第一項を除き、以下同じ。)は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なも

のを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

（解除）

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文

化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定に

よる訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物

- 保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
 - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
 - 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
 - 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
 - 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。
(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)
- 第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。
(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。
(管理団体等への指導又は助言)

第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

文化財保護法施行令(関係部分抜粋)

昭和50年9月9日政令第267号

最終改正：平成31年3月30日号外政令
第129号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第二百一十一条第二項(法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項(法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)

三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。))及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)

五 法第九十二条第一項の規定による届出の

受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長))が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による

- 許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)
- 三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第一百五十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。))内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ニ 法第一百五十五条第一項(法第二百十条及び法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管

理計画を都道府県教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

- 二 法第三百三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(関係部分抜粋)

昭和26年7月13日文化財保護委員会規則

第10号

最終改正：平成31年3月29日号外文部科学省令第7号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項(法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。)の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。)が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更

等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則(関係部分抜粋)

昭和29年6月29日文化財保護委員会規則

第3号

最終改正：平成31年3月29日号外文部科学省令第7号

(国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第四十三条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「現状変更等許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項(法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第七条第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下この条及び第七条第一項において同じ。))町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第七条第一項におい

て同じ。)が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 現状変更等許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 八 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
- 九 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 十一 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十四 その他参考となるべき事項
(国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 四 現状変更等許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 五 管理責任者がある場合において、現状変更等許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書
- 六 管理団体がある場合において、現状変更等許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書
(終了の報告)

第七条 法第四十三条第一項の規定による許可

を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

3 法第四十四条ただし書又は第八十二条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る輸出を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(維持の措置の範囲)

第八条 法第四十三条第二項の維持の措置の範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 国宝又は重要文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該国宝又は重要文化財をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき。
- 二 国宝又は重要文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(関係部分抜粋)

昭和26年5月10日文化財保護委員会告示
第2号

最終改正：平成8年10月28日文部省告示
第185号

国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準並びに助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準を次のように定める。

国宝及び重要文化財指定基準

建造物の部

重要文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (一) 意匠的に優秀なもの
- (二) 技術的に優秀なもの
- (三) 歴史的価値の高いもの
- (四) 学術的価値の高いもの

(五) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術、文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂(さ)嘴(し)、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉

十 山岳、丘陵、高原、平原、河川

十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成12年4月28日文部大臣裁定

(平成31年3月29日最終改正)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)第5条第4項第1号イからルまで並びに令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県若しくは市(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会(当該都道府県又は市が文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。)又は認定市町村(法第183条の3第5項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。)である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。)が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(1) 現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権

限を有する都道府県教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等の際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞な

くその旨を報告すること。

Ⅱ 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

(1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。

(2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
- ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号ロ関係

(1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

3 令第5条第4項第1号ハ関係

(1) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(2)「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(3)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(4)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(5)道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡張、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(6)工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

4 令第5条第4項第1号ニ関係

(1)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(2)設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3)標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

(1)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(2)「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(3)設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

(1)除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土

地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2)除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

7 令第5条第4項第1号ト関係

(1)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(2)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(3)木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

8 令第5条第4項第1号チ関係

(1)「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。

(2)学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

9 令第5条第4項第1号リ関係

(1)「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

(2)「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

(3)「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(4)「捕獲」には、捕殺を含む。

(5)「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。

(6)次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

①「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」

又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

- ②「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

- (7)「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- (8)「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

10 令第5条第4項第1号ヌ関係

- (1)「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和26年法律第285号)第10条の規定により登録を受けた博物館、同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

- (2)本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

- (3)天然記念物に指定された動物の輸出については、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

11 令第5条第4項第1号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

12 令第6条第2項第1号イ及びロ関係

令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる現状変更等については、1から11までの基準を準用する。

Ⅲ その他

この裁定は、平成31年4月1日から適用する。

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準

令和2年4月17日

文化審議会文化財分科会決定

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について、以下のとおり定める。

I. 復元

1. 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡(主として遺構。以下「遺跡」という。)に基づき、当時の規模(桁行・梁行等)・構造(基礎・屋根等)・形式(壁・窓等)等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

2. 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

(1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較衡量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。

- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。

- ①復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
- ②当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
- ③復元後の管理の方針・方法が示されていること

(2) 技術的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代における史資料

の作成・残存状況等も踏まえ、次の各項目の資料により、復元する歴史的建造物が遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠をもち、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。

- ①発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
- ②歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
- ③歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
- ④歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料(歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要)
- ⑤歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料

イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) 配慮事項

ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。
※防火対策については「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」に基づいて対策を講じること

イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の内部又はその周辺に掲出し、それぞれについて文化庁に報告すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。

II. 復元的整備

1. 定義

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作

物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

ア. 史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

イ. 往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

2. 基準

「歴史的建造物の復元的整備」は、I. 2. (1)の基本的事項及び(3)の配慮事項を準用するほか、以下の手順及び留意事項を遵守しながら行い、史跡等の保存及び活用に寄与するものであると認められるものでなければならない。

(1) 手順

ア. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元的整備について以下の観点から整理されていること。

- ①復元的整備の対象とする歴史的建造物が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること
- ②史跡等の本質的価値の理解促進を含む復元的整備の目的及び効果が合理的かつ史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものであり、それらが明確に示されていること
- ③②の目的及び効果を実現するための具体的な復元的整備案が示されていること
- ④当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
- ⑤復元的整備後の管理の方針・方法及び活用方策が示されており、②の目的及び効果と整合がとれていること

イ. 当該史跡等の本質的価値を理解するうえで不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること

ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物について、考古、文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意が形成され

ていること

- エ. I.2.(2)技術的事項に沿って往時の規模・構造・形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない部分については、史跡等の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること

(2)留意事項

- ア. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示すること
- イ. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示すること
- ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物は、史跡等の学術的な理解の促進に資するものであることから、復元的整備された歴史的建造物に付加する便益施設については、その機能や面積に応じて重要箇所(例えば、城跡における本丸等枢要箇所)を避けるなど配慮すること
- エ. 復元的整備後には、ア. 又はイ. の実施について文化庁に報告を行うとともに、継続的に復元的整備の効果を検証し、報告を行うこと

Ⅲ. その他

地方指定や未指定の遺跡等において、歴史的建造物の再現を行う場合についても、本基準を参酌しつつ、史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会の指導・助言を受けることができる。

4 「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」との対照表

記 載 事 項		記載場所(ページ、章、節、項など)
(計画の概要)		
計画の作成	計画作成年月日	P10 1 計画期間・計画の見直し
	計画作成者	P10 1 計画期間・計画の見直し
文化財の名称等	重要文化財(建造物)の名称	
	官報告示の名称及び員数	P17 ア 名称及び員数
	指定年月日	P17 イ 指定年月日
	建造物の構造及び形式	
	官報告示の構造及び形式	P17 イ 指定年月日
	その他特記事項	—
	所有者等の氏名及び住所	P18 ウ 所有者等の氏名及び住所
文化財の概要	文化財の構成	P18 カ 文化財の構成
	文化財の概要	
	立地環境	P53 第4節 計画対象範囲の周辺環境
	創立沿革	P20 (1)天守の変遷と保存事業履歴
	施設の性格	P27 1 歴史
	主な改造時期とその内容	P25 表2.3 天守の主な変遷と改造履歴
文化財保護の経緯	文化財の価値	P74 2 天守
	保存事業履歴	P20 (1) 天守の変遷と保存事業履歴
保護の現状と課題	活用履歴	P236 表6.1 天守の公開状況
	保存の現状と課題	P76 (2) 天守
計画の概要	活用の現状と課題	P78 (2) 天守
	計画区域	P11 図1.6 計画対象範囲
	計画の目的	P2 第2節 計画の目的
	基本方針	P81 第3章 大綱・基本方針
計画の概要		—
(保存管理計画)		
保存管理の現状	保存状況	P76 (2) 天守
	管理状況	P76 (2) 天守
保護の方針	部分の設定と保護の方針	
	保存部分	P139 (1) 部分設定と保護方針
	保全部分	P139 (1) 部分設定と保護方針
	その他部分	P139 (1) 部分設定と保護方針
	部位の設定と保護の方針	
	部位の設定	P142 (2) 部位設定と保護方針
	部位設定の留意事項	P142 (2) 部位設定と保護方針
管理計画	管理体制	P166 (1) 管理体制
	管理方法	
	保存環境の管理	P166 ア 保存環境の管理
	建造物の維持管理	P167 イ 維持管理
	その他	P168 ウ その他
修理計画	当面必要な維持修理の措置	P168 3 天守の修理計画
	今後の保存修理計画	
	根本的な保存修理の必要性和事業実施の見直し	P168 3 天守の修理計画
	具体的な事業計画	—

記 載 事 項		記載場所(ページ、章、節、項など)
(環境保全計画)		
環境保全の現状と課題		P75 (1) 史跡
環境保全の基本方針		P83 第1節 方向性
区域の区分と保全方針	区域の区分	
	保存区域	P85 (1) 区域の区分
	保全区域	P85 (1) 区域の区分
	整備区域	—
	その他	—
	各区域の保全方針	
	防災・管理上必要な施設の設置方針	P136 (1) 本丸地区 P137 (2) 杉の丸地区
	土地・樹木等の自然に係る景観や環境の保全方針	P171 第4節 植生管理
	整備区域における整備方針	—
建造物の区分と保護の方針	建造物の区分	
	保存建造物	—
	保全建造物	—
	その他建造物	P85 (2) 建造物の区分
	建造物保護の方針	
	保存建造物	—
	保全建造物	—
	その他建造物	P261 (ア) 歴史的景観に配慮した施設整備
防災上の課題と対策	防災上の課題	
	当該地域における地方公共団体の治水・治山計画	—
	洪水・土砂災害等のおそれ	P209 (3) 予防対策における現状・課題
	危険木等の有無	P171 第4節 植生管理
	当面の改善措置と今後の対処方針	P224 1 史跡の防災・防犯対策
	環境保全施設整備計画	
	擁壁	P257 ア 石垣(曲輪石垣、櫓台石垣)
	保護柵	P262 (ウ) 観覧環境の安全性・利便性に配慮した施設整備
	排水施設	—
	覆屋	—
	火除地	—
	防災道路	—
	屋外防火壁	—
	周辺樹木の管理	P171 第4節 植生管理
(防災計画)		
防火・防犯対策	火災時の安全性に係る課題	
	当該文化財の燃焼特性	P210 ア 天守の燃焼特性と火災発生リスク
	延焼の危険性	P210 ア 天守の燃焼特性と火災発生リスク
	防火管理の現状と利用状況に係る課題	P210 イ 防火管理の現状 P218 ウ 火災に係る課題

記 載 事 項		記載場所(ページ、章、節、項など)
防火・防犯対策	防火管理計画	
	防火管理者等の氏名及び住所	P225 ア 防火管理者等の氏名及び住所
	防火管理区域の設定	P225 イ 防火環境の設定と整備
	防火環境の把握	P225 イ 防火環境の設定と整備
	予防措置	P227 ウ 予防措置
	消火体制	P228 オ 消火体制
	その他	—
	防犯計画	
	事故歴	P219 ア 事故歴
	事故防止のための措置	P219 イ 防犯の措置
	今後の対処方針	P228 (2) 防犯計画
	防災設備(防火・防犯設備)計画	
	設備整備計画	P229 ア 今後の設備整備計画
	保守管理計画	P229 イ 保守管理計画
耐震対策	耐震診断	
	地震時の安全性に係る課題	P221 ア 耐震診断
	改善措置	P221 イ 耐震補強
	今後の対処方針	P221 イ 耐震補強
	地震時の対処方針	P229 (4) 地震時の対処方針
耐風対策	被害の想定	P223 (5) 風害対策の状況
	今後の対処方針	
	強風時における遮蔽や支持等の応急措置の方針	P230 (5) 風害対策
	恒常的な補強が必要な場合の修理計画	—
その他の災害対策	予想される災害	P223 (6) その他の災害の状況
	当面の改善措置と今後の対処方針	P230 (6) その他の災害対策
(活用計画)		
公開その他の活用の基本方針		P233 第1節 方向性
公開計画	建造物の公開	P244 (3) 天守の公開活用方法
	関連資料等の公開	—
活用基本計画	計画条件の整理	P258 ア 計画条件の整理
	建築計画	
	平面計画	—
	施設等整備計画	P258 (3) 天守の整備方法
	外構及び周辺整備計画	P261 (4) 諸施設の整備方法
	管理・運営計画	P244 (3) 天守の公開活用方法
実施に向けての課題		P259 イ 入場管理施設の整備と正面外観の改善
(保護に係る諸手続き)		
計画の内容に沿って今後実施することとする具体的な行為の内容及び、当該行為の実施に関し文化財保護法及び関係法令に基づき必要な届出・許可等の手続		P168 3 天守の修理計画 P201 (2) 天守の保護に係る諸手続き

国宝犬山城天守・史跡犬山城跡 保存活用計画

令和3年6月発行

編集・発行

犬山市
〒484-8501
愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
電話 0568-61-1800

執筆・編集協力

公益財団法人文化財建造物保存技術協会
株式会社文化財保存計画協会
株式会社緑景

印

刷

ヨツハシ株式会社